

平成 23 年第 4 回定例会会議録

平成23年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期12日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月5日	月	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決 議案上程・提案理由説明
12月6日	火	休 会	議案調査
12月7日	水	本会議	質疑・委員会付託・一般質問
12月8日	木	本会議	一般質問
12月9日	金	本会議	一般質問
12月10日	土	休 会	（市の休日）
12月11日	日	休 会	（市の休日）
12月12日	月	本会議	一般質問
12月13日	火	委員会	総務文教常任委員会（第1委員会室） 福祉厚生常任委員会（第2委員会室） 経済建設常任委員会（第4委員会室）
12月14日	水	委員会	総務文教常任委員会（第1委員会室） 福祉厚生常任委員会（第2委員会室） 経済建設常任委員会（第4委員会室）
12月15日	木	休 会	議事整理
12月16日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

平成23年 第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

	頁
12月5日（月曜日）本会議	
1. 議事日程第1号	65
2. 本日の会議に付した事件	66
3. 出席議員氏名	67
4. 欠席議員氏名	68
5. 説明のため出席した者の職氏名	68
6. 事務局職員出席者	69
7. 開 会	70
8. 開 議	70
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	70
10. 日程第2 会期の決定	70
11. 日程第3 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決	70
討 論	75
(1) 東 裕人君討論	75
採 決	76
12. 日程第4 議案第109号から議案第128号まで一括上程・説明	77
13. 日程第5 議案第129号上程・説明・質疑・討論・採決	91
14. 日程第6 請願第5号及び請願第6号まで一括上程	93
15. 日程通告 散会	93
 12月6日（火曜日）休会	
 12月7日（水曜日）本会議	
	頁
1. 議事日程第2号	97
2. 本日の会議に付した事件	97
3. 出席議員氏名	97
4. 欠席議員氏名	98
5. 説明のため出席した者の職氏名	98
6. 事務局職員出席者	98
7. 開 議	99
8. 日程第1 質疑	99
(1) 森 隆博君質疑	99

(2) 怒留湯健蓉さん質疑	102
(3) 北田 彰君質疑	105
(4) 東 裕人君質疑	109
9. 日程第2 常任委員会付託	111
休憩	114
開議	114
10. 日程第3 一般質問	114
(1) 東 裕人君質問	114
国保税について	114
○総務部長 谷口 誠君答弁	114
東 裕人君再質問	115
○総務部長 谷口 誠君答弁	115
(2) 東 裕人君質問	116
同和行政について	116
○総務部長 谷口 誠君答弁	117
東 裕人君再質問	117
○建設部長 山田憲章君答弁	118
○代表監査委員 宮川貞雄君答弁	119
東 裕人君再々質問	120
○代表監査委員 宮川貞雄君答弁	120
○市長 福村三男君答弁	121
(3) 東 裕人君質問	121
新庁舎問題について	121
○市長 福村三男君答弁	122
東 裕人君再質問	123
○市長 福村三男君答弁	124
東 裕人君再々質問	125
○市長 福村三男君答弁	126
昼食休憩	126
開議	126
発言の申し出	127
(1) 怒留湯健蓉さん質問	127
菊池市総合計画基本計画にいう「まちづくり基本条例」について	127
○企画部長 野口祐成君答弁	128

怒留湯健蓉さん再質問	128
○企画部長 野口祐成君答弁	129
怒留湯健蓉さん再々質問	129
○企画部長 野口祐成君答弁	131
○市長 福村三男君答弁	131
(2) 怒留湯健蓉さん質問	132
新庁舎の課題について	132
○市長 福村三男君答弁	134
怒留湯健蓉さん再質問	137
○企画部長 野口祐成君答弁	138
怒留湯健蓉さん再々質問	139
○市長 福村三男君答弁	140
休 憩	141
開 議	141
(1) 城 典臣君質問	141
本市の活性化・青少年育成事業の進捗状況について	141
○企画部長 野口祐成君答弁	142
城 典臣君再質問	143
○教育長 倉原久義君答弁	143
城 典臣君再々質問	144
○市長 福村三男君答弁	144
(2) 城 典臣君質問	145
韓国との交流について	145
○企画部長 野口祐成君答弁	145
城 典臣君再質問	146
○企画部長 野口祐成君答弁	146
城 典臣君再々質問	147
○市長 福村三男君答弁	147
(3) 城 典臣君質問	148
小児医療の夜間診療と相談について	148
○市民部長 宮本誠一君答弁	148
城 典臣君再質問	149
○市民部長 宮本誠一君答弁	149
城 典臣君再々質問	150

○市長 福村三男君答弁	150
休 憩	151
開 議	151
(1) 葛原勇次郎君質問	151
学校統合跡地対策について	151
○企画部長 野口祐成君答弁	151
葛原勇次郎君再質問	152
○企画部長 野口祐成君答弁	153
○教育長 倉原久義君答弁	153
(2) 葛原勇次郎君質問	153
市営中央グラウンド周辺整備について	154
○企画部長 野口祐成君答弁	154
葛原勇次郎君再質問	155
○経済部長 平野國臣君答弁	155
葛原勇次郎君再々質問	156
○市長 福村三男君答弁	156
(3) 葛原勇次郎君質問	157
菊池市内架橋について	157
○建設部長 山田憲章君答弁	157
葛原勇次郎君再質問	158
○建設部長 山田憲章君答弁	158
(4) 葛原勇次郎君質問	158
竜門ダム流域の活性化について	159
○建設部長 山田憲章君答弁	159
葛原勇次郎君再質問	159
○市長 福村三男君答弁	160
11. 日程通告 散会	161

12月8日(木曜日)本会議	頁
1. 議事日程第3号	165
2. 本日の会議に付した事件	165
3. 出席議員氏名	165
4. 欠席議員氏名	166
5. 説明のため出席した者の職氏名	166

6. 事務局職員出席者	166
7. 開 議	167
8. 日程第1 一般質問	167
(1) 泉田栄一郎君質問	167
職員採用試験について	167
○総務部長 谷口 誠君答弁	168
泉田栄一郎君再質問	168
○総務部長 谷口 誠君答弁	169
泉田栄一郎君再々質問	170
○市長 福村三男君答弁	170
(2) 泉田栄一郎君質問	171
田島工業団地について	171
○企画部長 野口祐成君答弁	171
泉田栄一郎君再質問	172
○企画部長 野口祐成君答弁	172
(3) 泉田栄一郎君質問	173
風情ある街並みで観光戦略を	173
○建設部長 山田憲章君答弁	174
○経済部長 平野國臣君答弁	174
(4) 泉田栄一郎君質問	175
ジェネリック（後発）医薬品について	175
○市民部長 宮本誠一君答弁	176
泉田栄一郎君再質問	176
○市民部長 宮本誠一君答弁	177
休 憩	177
開 議	177
(1) 中山繁雄君質問	177
菊池市の活性化について	177
○経済部長 平野國臣君答弁	178
○市長 福村三男君答弁	180
中山繁雄君再質問	181
○総務部長 谷口 誠君答弁	182
中山繁雄君再々質問	183
○経済部長 平野國臣君答弁	184

(2) 中山繁雄君質問	184
竜門ダムの活性化について	184
○教育長 倉原久義君答弁	184
○副市長 永田明紘君答弁	185
中山繁雄君再質問	186
○教育長 倉原久義君答弁	187
(3) 中山繁雄君質問	188
道路整備について	189
○建設部長 山田憲章君答弁	189
中山繁雄君再質問	189
○建設部長 山田憲章君答弁	189
昼食休憩	190
開 議	190
(1) 工藤圭一郎君質問	190
庁舎問題に関する説明責任について	190
○企画部長 野口祐成君答弁	190
工藤圭一郎君再質問	191
○市長 福村三男君答弁	192
工藤圭一郎君再々質問	193
○市長 福村三男君答弁	193
(1) 坂本昭信君質問	194
鳥獣捕獲について	194
○経済部長 平野國臣君答弁	194
(2) 坂本昭信君質問	195
ブランド推進について	196
○経済部長 平野國臣君答弁	196
(3) 坂本昭信君質問	197
子育て支援について	197
○市民部長 宮本誠一君答弁	198
坂本昭信君再質問	198
○市民部長 宮本誠一君答弁	200
坂本昭信君再々質問	200
○市長 福村三男君答弁	201
休 憩	202

開 議	202
(1) 隈部忠宗君質問	202
市長の描く本市のグランドデザインについて	202
○企画部長 野口祐成君答弁	203
隈部忠宗君再質問	203
○市長 福村三男君答弁	204
○建設部長 山田憲章君答弁	206
隈部忠宗君再々質問	208
○市長 福村三男君答弁	208
(2) 隈部忠宗君質問	208
本市の教育について	208
○教育長 倉原久義君答弁	209
隈部忠宗君再質問	210
○教育長 倉原久義君答弁	210
隈部忠宗君再々質問	211
○教育長 倉原久義君答弁	211
(3) 隈部忠宗君質問	212
本市の農業について	212
○経済部長 平野國臣君答弁	213
隈部忠宗君再質問	213
○市長 福村三男君答弁	214
9. 日程通告 散会	215

12月9日（金曜日）本会議	頁
1. 議事日程第4号	219
2. 本日の会議に付した事件	219
3. 出席議員氏名	219
4. 欠席議員氏名	220
5. 説明のため出席した者の職氏名	220
6. 事務局職員出席者	220
7. 開 議	221
8. 日程第1 一般質問	221
(1) 森 清孝君質問	221
花房台の創設換地取得について	221

○経済部長 平野國臣君答弁	223
○市長 福村三男君答弁	224
休 憩	225
開 議	225
○市長 福村三男君答弁	225
森 清孝君再質問	225
○市長 福村三男君答弁	227
森 清孝君再々質問	227
○市長 福村三男君答弁	228
(2) 森 清孝君質問	231
菊池市歴史民俗資料館と泗水ホールについて	231
○教育長 倉原久義君答弁	231
森 清孝君再質問	232
○教育長 倉原久義君答弁	233
休 憩	233
開 議	233
(1) 樋口正博君質問	234
庁舎等整備基本構想・基本計画策定について	234
○企画部長 野口祐成君答弁	234
樋口正博君再質問	234
○企画部長 野口祐成君答弁	235
樋口正博君再々質問	235
○市長 福村三男君答弁	236
(2) 樋口正博君質問	237
学校給食施設整備基本政策について	237
○教育長 倉原久義君答弁	238
樋口正博君再質問	241
○教育長 倉原久義君答弁	242
(3) 樋口正博君質問	243
防災対策について	243
○総務部長 谷口 誠君答弁	244
樋口正博君再質問	245
○総務部長 谷口 誠君答弁	245
昼食休憩	247

開 議	247
発言の申し出	247
(1) 大賀慶一君質問	247
本市の防災意識と自主防災組織について	247
○総務部長 谷口 誠君答弁	248
大賀慶一君再質問	248
○総務部長 谷口 誠君答弁	249
大賀慶一君再々質問	250
○総務部長 谷口 誠君答弁	250
(2) 大賀慶一君質問	251
幼稚園の統廃合と民営化について	251
○教育長 倉原久義君答弁	251
大賀慶一君再質問	252
○教育長 倉原久義君答弁	253
大賀慶一君再々質問	254
○市長 福村三男君答弁	255
(1) 水上彰澄君質問	256
庁舎等の基本構想・基本計画について	256
○市長 福村三男君答弁	256
水上彰澄君再質問	257
○市長 福村三男君答弁	258
(2) 水上彰澄君質問	259
人口減少対策について	259
○企画部長 野口祐成君答弁	259
水上彰澄君再質問	260
○企画部長 野口祐成君答弁	261
休 憩	262
開 議	262
(1) ニノ文伸元君質問	262
県民体育祭について	262
○教育長 倉原久義君答弁	263
ニノ文伸元再質問	265
○教育長 倉原久義君答弁	266
ニノ文伸元君再々質問	266

○教育長 倉原久義君答弁	267
(2) ニノ文伸元君質問	267
地域総合型スポーツクラブについて	267
○教育長 倉原久義君答弁	268
ニノ文伸元再質問	268
○教育長 倉原久義君答弁	269
ニノ文伸元君再々質問	269
○教育長 倉原久義君答弁	269
9. 日程通告 散会	270

12月10日（土曜日）休会

12月11日（日曜日）休会

12月12日（月曜日）本会議	頁
1. 議事日程第5号	273
2. 本日の会議に付した事件	273
3. 出席議員氏名	273
4. 欠席議員氏名	274
5. 説明のため出席した者の職氏名	274
6. 事務局職員出席者	274
7. 開 議	275
8. 日程第1 一般質問	275
(1) 森 隆博君質問	275
地域審議会の制度と責務について	275
○市長 福村三男君答弁	276
森 隆博君再質問	278
○市長 福村三男君答弁	279
森 隆博君再々質問	280
○市長 福村三男君答弁	281
(2) 森 隆博君質問	284
合併確認協議項目の変更が及ぼす地域間の信頼について	284
○市長 福村三男君答弁	285
(3) 森 隆博君質問	287
旧市営牧場跡地について	287

○総務部長 谷口 誠君答弁	288
森 隆博君再質問	289
○市長 福村三男君答弁	290
休 憩	292
開 議	292
発言の申し出	292
(1) 木下雄二君質問	292
道路整備について	292
○建設部長 山田憲章君答弁	293
(2) 木下雄二君質問	294
小水力発電について	294
○企画部長 野口祐成君答弁	294
木下雄二君再質問	295
○市長 福村三男君答弁	295
(3) 木下雄二君質問	296
職員研修について	296
○総務部長 谷口 誠君答弁	297
木下雄二君再質問	298
○市長 福村三男君答弁	299
(4) 木下雄二君質問	301
環境問題について	301
○市民部長 宮本誠一君答弁	302
木下雄二君再質問	303
○市長 福村三男君答弁	303
木下雄二君再々質問	304
○市長 福村三男君答弁	304
昼食休憩	306
開 議	306
(1) 坂井正次君質問	306
庁舎建設について	306
○市長 福村三男君答弁	306
坂井正次君再質問	308
○市長 福村三男君答弁	311
坂井正次君再々質問	313

○市長 福村三男君答弁	315
(2) 坂井正次君質問	316
3 2 5号線の4車線化について	317
○建設部長 山田憲章君答弁	317
坂井正次君再質問	317
○市長 福村三男君答弁	319
(3) 坂井正次君質問	319
学校統廃合地域振興について	319
○企画部長 野口祐成君答弁	320
(4) 坂井正次君質問	320
人員配置について	320
○総務部長 谷口 誠君答弁	320
休憩	321
開議	321
発言の申し出	321
(1) 北田 彰君質問	321
苗畑事業所跡地について	322
○市長 福村三男君答弁	322
北田 彰君再質問	323
○市長 福村三男君答弁	324
(2) 北田 彰君質問	325
新庁舎建設について	325
○市長 福村三男君答弁	326
北田 彰君再質問	328
○市長 福村三男君答弁	329
北田 彰君再々質問	331
○市長 福村三男君答弁	333
9. 日程第2 議案第130号上程・説明・質疑・常任委員会付託	334
質 疑	336
(1) 坂本昭信君質疑	336
(2) 北田 彰君質疑	338
9. 日程通告 散会	342

12月13日（火曜日）常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）

12月14日（水曜日）常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）

12月15日（木曜日）休会

12月16日（金曜日）本会議	頁
1. 議事日程第6号	345
2. 本日の会議に付した事件	345
3. 出席議員氏名	345
4. 欠席議員氏名	346
5. 説明のため出席した者の職氏名	346
6. 事務局職員出席者	347
7. 開 議	348
8. 日程第1 各常任委員長報告	348
・総務文教常任委員長報告	348
・福祉厚生常任委員長報告	352
・経済建設常任委員長報告	354
質 疑	356
(1) 東 裕人君質疑	356
(2) 中原 繁君質疑	358
討 論	359
(1) 東 裕人君討論	359
(2) 東 英俊君討論	360
(3) 怒留湯健蓉さん討論	361
(4) 東 英俊君討論	362
(5) 樋口正博君討論	363
採 決	364
(1) 森 隆博君討論	365
採 決	366
(1) 東 裕人君討論	366
(2) 東 英俊君討論	367
(3) 怒留湯健蓉さん討論	368
(4) 怒留湯健蓉さん討論	369
(5) 怒留湯健蓉さん討論	369
(6) 森 隆博君討論	369
(7) 城 典臣君討論	371

採 決	372
(1) 工藤圭一郎君討論	374
(2) 東 裕人君討論	374
採 決	375
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	375
休 憩	376
開 議	376
10. 追加日程第1 意見書案第4号上程・説明・質疑・討論・採決	376
11. 閉 会	377

第 1 号

1 2 月 5 日

平成23年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成23年12月5日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決
- 第4 議案第109号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第110号 菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第111号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第112号 菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第113号 菊池市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第114号 平成23年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
 - 議案第115号 平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第116号 平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第117号 平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第118号 平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第119号 平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第120号 平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第121号 平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第122号 平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（きくちふるさと水源交流館）
 - 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について

(菊池市ふるさと創生市民広場)

議案第 1 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

(菊池市限府一番地複合施設)

議案第 1 2 6 号 財産の無償譲渡について

議案第 1 2 7 号 財産の無償譲渡について

議案第 1 2 8 号 財産の譲渡について

まで一括上程・説明

第 5 議案第 1 2 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第 6 請願第 5 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願

請願第 6 号 新庁舎建設計画に関する請願

まで一括上程



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決

日程第 4 議案第 1 0 9 号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 0 号 菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 2 号 菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 3 号 菊池市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 4 号 平成 2 3 年度菊池市一般会計補正予算 (第 1 0 号)

議案第 1 1 5 号 平成 2 3 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 1 1 6 号 平成 2 3 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 1 1 7 号 平成 2 3 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 1 1 8 号 平成 2 3 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

- 議案第119号 平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第120号 平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第121号 平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第122号 平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について
（きくちふるさと水源交流館）
- 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市ふるさと創生市民広場）
- 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市隈府一番地複合施設）
- 議案第126号 財産の無償譲渡について
- 議案第127号 財産の無償譲渡について
- 議案第128号 財産の譲渡について

まで一括上程・説明

- 日程第5 議案第129号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第6 請願第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願

請願第6号 新庁舎建設計画に関する請願

まで一括上程



出席議員（23名）

- 1番 工藤圭一郎君
- 2番 城典臣君
- 3番 大賀慶一君
- 4番 岡崎俊裕君
- 5番 水上彰澄君
- 6番 東英俊君
- 7番 東裕人君

8番 泉 田 栄一朗 君
 9番 森 清 孝 君
 10番 中 原 繁 君
 11番 樋 口 正 博 君
 12番 二ノ文 伸 元 君
 13番 中 山 繁 雄 君
 14番 怒留湯 健 蓉 さん
 15番 坂 本 昭 信 君
 16番 隈 部 忠 宗 君
 17番 葛 原 勇次郎 君
 18番 木 下 雄 二 君
 19番 坂 井 正 次 君
 20番 森 隆 博 君
 21番 山 瀬 義 也 君
 22番 境 和 則 君
 23番 北 田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君

教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議事課課長補佐	德 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は23名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第4回菊池市議会定例会を開会します。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から平成23年8月から10月までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、中山繁雄君及び怒留湯健蓉さんを指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る11月29日の議会運営委員会におきまして、本日から12月16日までの12日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日まで、12日間と決定しました。

日程第3 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に日程第3、決算特別委員会委員長より、議案第88号から

議案第99号まで、12議案について審査結果の報告がっておりますので、これを議題とします。

決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（隈部忠宗君） おはようございます。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

9月定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第88号、平成22年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第99号、平成22年度菊池市水道事業会計決算の認定についてまでの12案件でございました。9月15日には、委員の皆さんと決算の意義と考え方や、審査において配慮すべき点などを確認をいたしました。併せて、執行部の執行部の説明の要領についても統一したものになるように協議を行ったところです。審査は10月4日から4日間の予定で執行部の説明を求めながら、慎重に進めてまいりました。

それでは、各会計ごとに出されました主な質疑や意見を報告をいたします。

まず、歳入の確保という観点から報告いたしますが、一般会計、各特別会計の収入未済額一覧表を提出していただきました。市税を初め、負担金、使用料、貸付金など、適正な収納が望まれるところでございますが、主なものについて報告いたします。

市税の合計は、収納率85.77%、49億2,886万9,209円との説明でございました。個人市民税の現年度分収納率は97.16%、14億3,927万2,381円、滞納繰り越し分14.58%の2,817万5,520円でございます。固定資産税は、23億7,707万316円の収入、収納率は現年課税分が96.27%、滞納繰り越し分が6.62%ということでした。

執行部より、将来にわたり安定した税収の確保を図るためには、自主納税を基本に、毎月月末の夜間納税窓口の開設をするなど対応している。何より納税者との信頼関係を築くことが不可欠であるということを念頭に業務に当たっているとのことでした。平成22年の不動産、国税還付金、預貯金、給与年金、自動車、生命保険、出資金などの差し押さえ執行状況の報告もありました。

不納欠損については、生活困窮者、財産がない、行方不明者が法律でうたってある、この要件に照らし、財産調査や住所地の照会、現地調査など、追跡調査を行った結果、該当する者は執行停止を行い、その状態が3年経過した場合には不納欠損を行っているとのことでした。

委員より、市税の納付については、収納率は余り変わらないが調定額が落ちてい

る。市町村民所得推計からも所得が落ちている。このことをどう分析しているか、質問がございました。

執行部より、三位一体改革に伴う税制改正の影響もあるが、市民所得を上げていくことが一番の財源確保の道と考えられるし、そのために企業誘致を初めとした就業機会の確保、人口減少の歯どめ策なども併せて全市的に取り組んでいきたいとのことでした。

議案第89号、国民健康保険特別会計では、調定21億5,218万850円に対し、収入済額13億8,220万5,868円でございます。収納率は、現年課税分で88.51%、滞納繰り越し分で12.38%ということでした。

質疑で、平成22年国保世帯1世帯当たりの平均所得が131万円、国保世帯のうち28.3%が所得がない。国保世帯の64%が所得が120万円未満という中で、担税力についてどう考えているかとのことでした。併せて、税務課、健康推進課、徴税課だけの問題でいいのかという質疑がありました。

執行部より、国保世帯のうち約8割が所得200万円以下を占めるような状況で、いかに賦課をして徴収をするか非常に難しい現状であるが、ここ数年は繰り入れや基金の運用で税率も上げていない。景気の好転などを期待するが、当面はこのままの税率で健全な運営を目指したいとのことでした。

住宅使用料の収入済額2億3,905万6,504円、収入未済額8,539万7,245円という報告に対して、その納付促進について質疑がありました。

執行部より、口座振り込みができなかった場合、督促状の発送、その後は戸別訪問などを行っている。高額滞納を含む長期滞納者への対応は、保証人への納付の指導、請求などを顧問弁護士と協議を重ねながら段階ごとに進めているとのことでした。

そのほか、保育料、住宅新築資金貸付元利収入、各特別会計の使用料、分担金など、大変厳しい社会状況下ではありますが、公平な負担という部分で適切な収納の取り組みをそれぞれ指摘したところでございます。

次に、歳出の各事業の主なものについて報告いたします。

行政改革については、基金が増えたとか行政効果が10億円という報道もあったが、住民サービスの切り捨てでその効果を生むようではいけない。その検証はしているのか。また、行政改革の効率と効果について質疑があり、執行部より、市民ニーズも広範多岐にわたっている中で、普通交付税の一本算定による交付税の減などを念頭に、簡素で効率的な財政運営を柱に行政改革も推進している。特に、民間移譲などは、サービスの低下などを招かないようにフォローアップをしっかりと行っていきたいとのことでした。

人権啓発事業では、小学校14校区に啓発事業を委託している人権教育地域啓発業務委託料について、ある校区は参加者も多くなるなど、一定の成果が出ているのではないかとの意見がありました。

執行部より、参加者の固定化が大きな課題であり、これまで学校が中心であったものを地域に広げる活動になるようお願いしているとのことでした。

鞠智城歴史公園設置促進事業の520万8,000円について、この取り組みはいつまで続くかという質疑がありました。

執行部より、最終的には国営公園を目指しているが、そのためには特別史跡をとる必要があり、現在は来年度をめどにその作業を行っているということでございました。

奨学基金貸付事業につきましては、新規貸し付けが29名と、前年の43名から減少していることについて、菊池市内に1年以上住所を有する者など、幾つかの条件はあるが、県内と比較してもハードルが高いことはないとのことでした。

委員より、現在の経済状況で新規貸し付けが減っていることについては、調査することも必要ではないかという意見がありました。

生活保護費については、出産扶助費の増など、若い世代も生活保護に頼らざるを得ない状況について意見が出されました。また、生活保護の相談体制から、認定、定期的な実態調査まで実施しているとのことでしたが、一般財源からの支出も増えてくる。これまで以上の体制強化を図ってほしいという意見がありました。

ブランド推進事業については、ふるさと雇用再生特別基金事業があるが、雇用の創出や商品開発という観点からして、所管の事務ではないのではないかという質疑がありました。

執行部から、この事業は23年度までであるが、もし同じような補助事業に取り組むことができるようであれば検討したいとのことでした。また、一定の効果が上がっているので、職員配置や予算も含め、ここ数年は集中的に取り組むべきとの意見もありました。

地籍調査事業につきましては、平成35年完了を見込んでいるとのことでしたが、中山間地は高齢化率も高く、境界立ち会いもできなくなるような現状で、これまで以上にスピード感を持って事業を推進するよう、重ねて要望がございました。

道路維持整備事業では、近年、特に道路の管理瑕疵による賠償等、多く発生していることに関連し、その管理体制について質疑がありました。

執行部より、職員による毎月1回の定期パトロールのほか、緊急雇用等で雇用し、4名体制でパトロールを行いながら補修を行っているが、今後、前向きに検討したいということでございました。

浄化槽設置事業については、昨年、居住の人数ではなく、延べ床面積が基準となっており、負担が大きいとの意見が出ておりました。その後、執行部も県に要望するなど取り組まれ、今年度、面積基準の緩和ができるようになったという報告がありました。本委員会の指摘に対する効果であるとの意見がありました。

本委員会の最後には、平成20年度に成立しました中小企業振興基本条例の運用と入札の現状について、集中して審議をいたしました。

中小企業振興基本条例にありますように、市の発注する工事、委託業務、物品の購入に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業の受注機会の増大に努めるという主旨であります。発注に当たって、地元業者だけで限定してしまうと、建設業法、独占禁止法などに抵触する可能性もあると思われる。工事金額や工事の内容等によっては、菊池市外業者を選定することもあるということでございました。そのことを基本に、23年度からは工事関係で1,000万以上、委託関係で500万円以上のものについては、入札の高どまり防止、競争性を高める、入札の透明性を図るという観点から、条件付一般競争入札を実施しているとの説明でした。

委員より、下請だけでも地元で受注できるように工夫したり、知恵を絞っていたきたいという意見がありました。

この決算認定審査に当たっては、委員会からの資料提出要求によって、全会計にわたる収入未済額一覧表が提出されましたが、決算審査という観点から、また歳入の確保という観点からも、今後はこの特別委員会の冒頭に提出されるように要望がありました。

また併せて、成果は積極的に評価すべきであるが、そのためには課題を検証して積み重ねていくことが大事である。今後、本特別委員会からの指摘事項等を継続的に改善していくために、決算書や主要施策の記載のあり方についても検討するように、さらに説明に当たっては統一した説明になっていない部分など散見され、今後、検討するように要望がありました。

当委員会に付託されました12案件のうち、議案第88号、平成22年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定については、行き詰まった構造改革路線に対する検証なしの行政改革推進のもとでの養護老人ホーム、保育所民営化等の関連予算は自治体の任務放棄、根本が間違っている支出は認められないなどの反対討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

また、議案第89号、平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、国保は高過ぎる、限界であるとしながら、ここ数年、税率据え置きでは市民の苦しみは変わらないなどの反対討論があり、採決の結果、賛成多数

で認定すべきものと決しました。

議案第91号、平成22年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についても、年金から天引きされ、受ける医療も制限されるこの制度の問題点が解消されていない。こういう制度をいつまで続けるのかなどの反対討論があり、採決の結果、認定すべきものと決しました。

討論がなかった議案第90号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号につきましては、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、当委員会決定のとおり速やかに賛同いただきますようお願いを申し上げて、委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

ただいまの決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第88号から議案第99号までの12案件についての討論を行います。討論はありませんか。

東 裕人君。

まずは反対討論ですね。

〔登壇〕

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第88号、89号、91号について、不認定の討論を行います。

まず、議案第88号、平成22年度菊池市一般会計歳入歳出決算についてです。

私は、決算特別委員会の委員として審議をし、精査した結果、問題あり、認められないと考える点が幾つかありますので、二、三挙げて不認定の討論としたいと思います。

まず、行き詰まった構造改革路線に対する検証なしの行政改革推進費、そのもとの養護老人ホーム、保育所民営化関連の支出は、自治体の任務放棄、根本が間違っている施策、支出であり、認められません。担当課が自らの仕事に対する自己評価すらできないこの路線は転換すべきであります。

また、四季の里旭志の破綻処理、清算に関わる公有財産購入費と分配金収入、出資金返還について、委員会審議では疑問が解消されませんでした。出資金返還に充てるために発電機を購入しましたが、そのためにかえって出資金返還で数百万円の損失を市に与えたという試算もできます。これは全国的にも問題になっている第三セクターの破綻処理、その過程での追加出資と併せて問題であります。

併せて、部落解放同盟への直接の補助金654万円を含め、総額1億円を超える同和関連事業のゆがみも挙げて、平成22年度一般会計歳入歳出決算に対する不認定の討論とします。

次に、議案第89号、平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。

1世帯当たり平均所得131万円、所得200万円未満の世帯が81%を占める国保については、その担税力に対する行政の認識がダイレクトに市民の暮らしに直結します。委員会審議では、これまでの反省も踏まえ、税務課、徴税課、健康推進課で議論、検討しているとのことでありましたが、そうした前身面は評価するものの、手が遅いのが実態です。国保税は高過ぎるとわかっていながら据え置くままでは、市民の暮らしや苦しみは変わりません。執行部の認識が直ちに施策に反映するよう速やかな対応を求めて討論とします。

次に、議案第91号、平成22年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてです。

75歳以上の高齢者が、亡くなるまで少ない年金から保険料を天引きされ、受ける医療も制限される。そして、保険料改定は2年ごとに行われ、平成22年度は最初の見直しにより値上げとなりました。自治体の事業もはりきゅう助成だけであります。こういう制度をいつまで続けるのか。直ちに廃止すべきであり、よってこの決算についても不認定とします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ほかに反対者はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第88号、議案第89号、議案第91号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第90号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、以上9案件については、決算特別委員長の報告は原案のとおり認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上9案件については、決算特

別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第88号、議案第89号、議案第91号については起立により採決します。

お諮りします。議案第88号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第88号は認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第89号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第89号は認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第91号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第91号は認定することに決定しました。

日程第4 議案第109号から議案第128号まで一括上程・説明

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第4、議案第109号から議案第128号まで、20議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) おはようございます。

本日、平成23年第4回菊池市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月16日までの12日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、昨今の社会経済情勢は、東日本大震災の影響や円高、デフレ、そしてギリシャに端を発した欧州の金融危機などにより、厳しい状況が続いております。

こうした中、政府は東日本大震災の復興を柱とした約12兆円規模の平成23年

度第3次補正予算を今国会に提出し、先月21日に可決成立いたしました。この第3次補正予算における各事業の詳細はまだ十分明らかになっておりませんが、今後、国の動向には常に注視しながら、予算確保には万全を期し、最大限の努力を図ってまいりたい所存でございます。

それでは、上程をさせていただきました議案につきましてご説明申し上げます。

今回提案しております議案は、条例の一部改正案5件、平成23年度の各会計補正予算案9件並びにその他議決案件6件でございます。

その中で、議案第109号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準拠し、菊池市一般職の職員の給与を減額するため、地方公務員法第24条第6項の規定により、本条例を制定するものです。

また、議案第110号から議案第112号までの3議案につきましては、いずれも上位法の一部改正並びに法律の全部改正などに基づき、条例の一部を改正するものです。

議案第113号は、三つの市立保育所を来年4月1日から民営化するに当たり、関係する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第114号から議案第122号までの平成23年度菊池市一般会計並びに各特別会計補正予算案につきましては、障害者自立支援法に基づく生活介護利用者の増加により、介護給付事業費扶助費として6,482万9,000円、生活保護受給者増及び医療費の増加に伴う生活保護扶助費に3,103万1,000円、市立菊之池小学校及び泗水西小学校の校舎並びに河原小学校体育館の耐震工事請負費として1億7,726万9,000円などが主なものであります。

次に、議案第123号、議案第124号及び議案第125号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、指定の期間が来年3月31日までとなっております。きくちふるさと水源交流館、菊池市ふるさと創生市民広場及び菊池市限府一番地複合施設につきまして指定管理者の指定をお願いいたく、議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第126号及び議案第127号の財産の無償譲渡並びに議案第128号、財産の譲渡につきましては、第一幼稚園、第二幼稚園及び砦保育園の保育所民営化に当たり、民営化後における安定的な施設運営のため、財産を譲渡するものです。

以上、上程されました議案につきまして説明を申し上げます。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い

申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。

それでは、議案第109号から議案第128号までを一括して説明をいたします。
まず、議案書の1ページをお開きください。

議案第109号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、国に提出された人事院勧告に準拠し、菊池市一般職の職員の給料を減額するため、地方公務員法の規定により、条例を制定するものでございます。

3ページをお開きください。

一部を改正する条例案でございます。

第1条は、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であり、別表第1の行政職給料表を改正するものでございますが、これにつきましては別冊の新旧対照表でご説明をいたしますので、そちらの方の1ページをお開きください。

一部を改正する条例の新旧対照表でございますが、下線部の部分を右の月額に改訂をするもので、この新旧対照表は4ページまで続いております。

この改正は、本年9月30日に平成23年度の国家公務員に対する人事院勧告がなされましたが、本市一般職の職員の給与につきましてもこれに準じた取り扱いをするため、改正をするものでございます。さきの月例会でもご報告をいたしましたとおり、50歳代を中心に40歳代以上を対象とした給料表の引き下げ改定を行うものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案書の6ページへお戻りください。

第2条は、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であり、附則第7条第1項中、100分の99.59を100分の99.1に改めるものでございます。この第2条は、平成18年4月の給与構造改革において、給与の切りかえに伴う経過措置、いわゆる現給保障が実施されておりますが、この経過措置についても、今回の給料表の改定率を踏まえて引き下げを行うものでございます。

また、附則におきまして、第1条で、この条例は平成24年1月1日から施行することとしております。

以上、議案第109号の説明といたします。

次は、7ページをごらんください。

議案第110号、菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定についてござい

ます。

提案理由は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行により、個人住民税における寄附金税制を拡充するなど、税制改正を図るため、菊池市税条例等の一部を改正する条例を制定するものです。

9ページをお開きください。

9ページから12ページまでが改正する条例案でございます。

改正内容につきましては、大量の条文改正となりますので、主な改正点のみ説明をさせていただきます。

まず、9ページ3行目からの第1条による改正は、菊池市税条例、平成17年条例第59号の一部について、本条例及び本条例附則の改正を行うものです。

主な改正内容としましては、まず個人市民税について、寄附金税額控除の適用下限額を改正前の5,000円から2,000円に引き下げる改正を行っており、平成24年度分の個人市民税から適用となります。

次に、罰則である過料の額を現在の3万円以下から10万円以下へ引き上げるものとして、市民税、退職所得、固定資産及び固定資産税の納税管理人、軽自動車税に係る不申告等の場合の過料の額の改定を行っております。

次に、過料の新設として、たばこ税ほか2税に係る不申告の場合、10万円の過料を科する規定を新たに設けております。

さらに、附則の改正において、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、免税対象から除外する飼育牛の売却頭数を2,000頭を超える部分から1,500頭を超える部分に縮減し、その適用期限をこれまでの平成24年度から平成27年度まで延長する改正を行っております。そのほかにも所要の改正を行っておりますが、以上、第1条の主な内容のご説明とさせていただきます。

次に、11ページをお開きください。

下から12行目の第2条による改正内容であります。菊池市税条例の一部を改正する条例、平成20年条例第25号の一部を改正するものでありまして、上場株式等の配当等、及び譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限を2年延長するものでございます。

次に、下から8行目の第3条による改正内容でございますが、菊池市税条例の一部を改正する条例、平成22年条例第6号の一部を改正するものでございまして、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について、施行日を2年延長するものでございます。

次に、下から4行目の改正附則は、改正後の条例につきまして、それぞれの項目

について施行日を定める条文等を設けております。

以上、議案第110号の説明といたします。

次は、13ページをお開きください。

議案第111号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、改正の理由としましては、本年8月にこれまでのスポーツ振興法にかわるスポーツ基本法が施行されましたが、その中で、これまでの体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に変更をしたため、改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

一部を改正する条例でございますが、改正する内容は、条例別表、その他の特別職の部、体育指導委員の項の職名の欄を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年1月1日から施行することとしております。

以上、議案第111号の説明といたします。

次は、15ページをごらんください。

議案第112号、菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、支給対象となる遺族の範囲を改めるため、菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものです。改正法律は、本年7月29日に公布施行されておりますが、この改正は東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ行われたものでございます。

次のページをお開きください。

一部を改正する条例でございます。改正内容は、第4条第1項第1号中、「維持していた遺族」の次に「兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ」を加え、同項に第3号として、「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給する」という条文を加えるものでございます。

また、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金について適用することとしております。

以上、議案第112号の説明といたします。

次は、17ページをごらんください。

議案第113号、菊池市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由は、第一幼稚園、第二幼稚園及び砦保育園の経営を民間事業者に移譲するに当たり、菊池市保育所条例の一部を改正する条例を制定するものです。この条例提案につきましては、10月の月例会でも報告をさせていただいておりますが、現在、民営化の進めを進めております3保育所につきまして、来年4月から民間移譲を行うため、条例の制定を行うものです。

次のページをお開きください。

一部を改正する条例でございますが、改正内容は公立保育所5園を規定した第2条の表から第一幼稚園の項、第二幼稚園の項及び砦保育園の項を削るとするもので、附則におきまして、この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第113号の説明とさせていただきます。

なお、議案第109号から議案第113号までの条例案につきましては、別冊の新旧対照表に掲載をしておりますので、後ほどご参照ください。

次は、19ページをごらんください。

議案第114号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第10号）でございます。

次のページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億4,055万1,000円を追加し、予算の総額を247億1,686万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細で説明をいたしますので、32、33ページをお開きください。

まず、歳入の主なものを説明をいたします。

中ほどの款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金の6,833万9,000円の増額は、説明欄にありますとおり、障がい者自立支援等諸費、児童福祉施設運営費、生活保護費に係る国庫負担金の交付見込み増によるものでございます。

次に、款14国庫支出金、目9教育費国庫補助金、節2小学校費補助金の5,333万3,000円は、国からの安全・安心な学校づくり交付金の交付増であり、小学校の耐震補強工事の財源に充当するものでございます。

次に、34、35ページをお開きください。

一番下の表の款18繰入金、目5介護保険事業特別会計繰入金の5,021万円は、平成22年度の介護保険特会における事業精算に伴います余剰分等を一般会計へ繰り入れ、今回の補正の財源とするものでございます。

次に、36、37ページをお開きください。

上から二つ目の表の款18繰入金、目1財政調整基金繰入金の1億6,964万3,000円の減額は、今回の補正に伴う財源調整の結果、減額をするものでございます。

次に、その下の款19繰越金、目1繰越金の1億4,703万3,000円は、前年度の繰越金が確定しましたので、補正の財源とするものでございます。

続きまして、下から二つ目の表の款20諸収入、項5雑入、目3雑入の1億6,817万8,000円のうち、説明欄の下から二つ目の市町村振興宝くじ収益交付金の1億3,087万6,000円は、サマージャンボ宝くじ収益金に係る市町村振興協会からの今年度の交付額が決定をしたため、補正の財源とするものでございます。

続きまして、一番下の表の款21市債、目2総務債、節1総務管理債の1億5,090万円の減額は、光ブロードバンド整備事業に予定をしておりました合併特例債を今申し上げました市町村振興宝くじ収益交付金に振り替えるため、減額をするものでございます。

次に、38、39ページをお開きください。

款21市債、目9教育債、節2小学校債の1億2,830万円は、このたびの国の3次補正により新たに創設をされました緊急防災・減災事業債を借り入れ、小学校耐震補強工事の財源とするものでございます。

次に、40、41ページをお開きください。

歳出でございます。主なものを説明いたします。

上から二つ目の表でございます。款2総務費、下から二つ目の目10国際交流費、節13委託料の250万円は、海外観光客誘致モニターツアー事業委託料でございますが、これは来年3月末の菊池さくらまつりの開催に併せ、菊池市をPRするため、韓国からのモニターツアーを実施するための委託料でございます。

次は、42、43ページをお開きください。

上から二つ目の表の款3民生費、目1社会福祉総務費、節28繰出金の2億773万9,000円の減額は、国保税算定確定に伴いまして、国保特会におきまして国保財政調整基金からの繰り入れを行うため、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、同じく目3障がい者福祉費、節20扶助費の7,208万1,000円のうち説明欄の上から二つ目の介護給付事業費の6,482万9,000円は、障がいのある方の自立支援給付に係る事業費の見込み増によるものでございます。

次は、46、47ページをお開きください。

款3民生費、目5児童福祉施設費、節19負担金補助及び交付金の2,974万

5, 000円は保育所運営費負担金でございますが、これは市立保育園の入所児童数見込み増に伴いまして負担金を増額するものでございます。

続きまして、48、49ページをお開きください。

上から二つ目の表の款4衛生費、目5環境対策費、節25積立金の2億1,466万3,000円は、環境整備基金積立金でございますが、これは平成22年度と平成23年度に県から交付をされます管理型最終処分場立地交付金相当額等を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、50、51ページをお開きください。

中ほどの表の款5農林水産業費、目8農地費、節19負担金補助及び交付金の1,641万7,000円のうち、菊池東部2期地区中山間地域総合整備事業負担金の880万円は、国の一括交付金等の追加交付によりこの事業を整備促進するため、今年度の事業費が増えましたため、市の負担金を増額するものでございます。

続きまして、52、53ページをお開きください。

上から三つ目の表でございますが、款7土木費、目2道路橋梁新設改良費、節13委託料の2,180万円は、市道妻越泗水線新明工区を整備推進するため、橋梁の詳細設計とボーリング調査を行うものでございます。

次に、54、55ページをお開きください。

上から四つ目の表の款8消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金の451万1,000円は、菊池広域連合負担金でございます。これは菊池広域連合におきまして消防費負担金の算定方法を定めました連合規約の改正が、構成する2市2町の間文議決不成立によりなされなかったため、現行の算定方法により算定した負担金額との差額を補正するものでございます。

次に、一番下の表の款9教育費、目1学校管理費、節15工事請負費の1億7,726万9,000円は、このたびの国の3次補正により創設をされました財政的に有利な起債を借り入れ、河原小学校の体育館、菊之池小学校及び泗水西小の校舎の耐震工事を行うものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、恐れ入りますが、25ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正でございますが、記載をしております6事業につきまして、年度内の完了が困難となりましたため、追加をお願いするものでございます。

次に、26ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正でございますが、記載をしております6事業につきまして、平成24年度からの契約の締結をするため追加をし、期間限度額の設定をお願いするものでございます。

次は、27ページをごらんください。

第4表地方債補正でございますが、上段につきましては、3小学校の耐震補強工事に充当する緊急防災・減災事業債を追加し、限度額等を設定するものでございます。下段は、合併特例事業債の限度額を変更し、補正後の限度額の合計額を一番下の欄の28億9,165万1,000円とする変更を行うものでございます。

以上、議案第114号の説明といたします。

次は、65ページをお開きください。

議案第115号、平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、歳入歳出それぞれ1億2,981万7,000円を追加し、予算の総額を68億5,793万9,000円とするものです。

72、73ページをお開きください。

まず、歳入の主なものを説明いたします。

まず、上の表の款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の4,841万3,000円は、国保税本算定により調定額が確定したことによるものでございます。

次に、下から二つ目の表の款4療養給付費交付金、目1療養給付費交付金の5,849万9,000円は、退職被保険者等の療養給付費の伸びにより、社会保険診療報酬支払基金からの交付金の補正をするものでございます。

次に、74、75ページをお開きください。

上から三つ目の表の款9繰入金、目1一般会計繰入金の2億773万9,000円の減額は、今回の補正に伴います財源調整の結果、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、その下の款9繰入金、目1財政調整基金繰入金の1億8,846万4,000円は、今回の補正に伴います財源として国保財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、76、77ページをお開きください。

歳出の主なものを説明いたします。

上から二つ目の表の款2保険給付費、目2退職被保険者等療養給付費、節19負担金補助及び交付金の4,453万3,000円は療養給付費負担金でございまして、退職被保険者の医療費の見込み増によるものでございます。

次に、その下の表の款2保険給付費、目1一般被保険者高額療養費、節19負担金補助及び交付金の2,208万2,000円は高額療養費負担金でございしますが、

これは長期入院に係る件数増加等による高額医療費の見込み増によるものでございます。

次に、78、79ページをお開きください。

上から三つ目の表の款11諸支出金、目3償還金、節23償還金利子及び割引料の5,191万5,000円は、平成22年度の事業清算に伴います国庫負担金等に係る返納金でございます。

以上、議案第110号の説明といたします。

次は、81ページをお開きください。

議案第116号、平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

次のページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億286万6,000円を追加し、予算の総額を49億4,217万4,000円とするものです。

88、89ページをお開きください。

歳入の主なものを説明いたします。

下の表の款8繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金の1億29万8,000円は、今回の補正の財源とするものでございます。

次に、90、91ページをお開きください。

歳出の主なものをご説明いたします。

上から三つ目の表の款5基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金の2,664万9,000円は、平成22年度事業費確定に伴います剰余金が生じたため、準備基金へ積み立てを行うものでございます。

次に、その下の表の款6諸支出金、目2償還金の2,084万5,000円は、平成22年度事業清算に伴います国・県への返納金でございます。

以上、議案第116号の説明といたします。

次に、93ページをお開きください。

議案第117号、平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）でございます。

次のページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,041万4,000円を追加し、予算の総額を3億9,335万2,000円とするものです。

100ページ、101ページをお開きください。

歳入の主なものをご説明いたします。

上から三つ目の表の款7繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金の673万2,

000円は、今回の補正の財源とするものでございます。

次に、その下の表の款8市債、目1市債、節1簡易水道事業債の8,660万円と、その下の節、辺地対策事業債の8,660万円の減額は、辺地対策事業債借入れを簡易水道事業債借入れに変更を行うため、補正を行うものでございます。

次に、102、103ページをお開きください。

歳出の主なものをご説明いたします。

款1総務費、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金の161万8,000円のうち、説明欄にございます大津・菊陽水道企業団負担金の125万円は、矢護川地区簡易水道組合の解散に伴いまして、12月以降の片川瀬地区分の水負担金を負担するものでございます。

次に、同じく目2事業費、節15工事請負費の251万円は、水源・迫間簡易水道建設事業配水管工事を追加実施するものでございます。

恐れ入りますが、96ページへお戻りください。

第2表地方債補正ですが、先ほど歳入で説明をしましたとおり、辺地対策事業債から簡易水道事業債へ振り替えますため、簡易水道事業債の限度額を増額する変更と、下の表でございますが、辺地対策事業債の廃止をお願いするものでございます。

以上、議案第117号の説明といたします。

107ページをお開きください。

議案第118号、平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

次のページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,452万8,000円を減額し、予算の総額を10億5,301万6,000円とするものでございます。

114、115ページをお開きください。

まず、歳入の主なものをご説明いたします。

一番上の表の款3国庫支出金、目1公共下水道事業費補助金の1,850万円の減額は、社会資本整備総合交付金交付額決定に伴いまして減額をするものでございます。

次に、一番下の表の款8市債、目1市債、節1下水道事業債の1,050万円の減額は、今申し上げました社会資本整備総合交付金の減額に伴い、浄水センターに係る事業費を減額するため、起債を減額するものでございます。

次の116、117ページをお開きください。

歳出の主なものをご説明いたします。

款1事業費、目1事業費、節13委託料の6,931万円の減額は、社会資本整

備総合整備交付金の減額に伴いまして、浄水センター増設、改築工事に係る委託料を減額するものでございます。

次に、その下の節15工事請負費の4,383万1,000円は、菊池川にかかっております水管橋耐震補強工事費等でございます。

恐れ入りますが、110ページへお戻りください。

まず、一番上の表の第2表繰越明許費でございますが、表に記載をしております2事業の追加をお願いするものでございます。

次に、二つ目の表の第3表債務負担行為補正でございますが、平成24年度の浄水センター等運転業務委託に係る契約締結のため、追加をお願いするものでございます。

次に、一番下の表の第4表地方債補正でございますが、今回の補正に伴い、下水道事業債の限度額を補正後の額とする変更をお願いするものでございます。

以上、議案第118号の説明とさせていただきます。

次に、121ページをお開きください。

議案第119号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

次のページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,510万円を減額し、予算の総額を5億4,799万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、社会資本整備総合交付金の国からの交付決定、減額に伴いまして、泗水桜山地区の事業に係る測量設計委託料の減額を行うものでございます。

次に、124ページをお開きください。

まず、上段の第2表債務負担行為補正でございますが、平成24年度の浄化センター管理業務委託に係る契約締結のため、追加をお願いするものでございます。

次に、下の表の第3表地方債補正でございますが、今回の補正に伴いまして下水道事業債の限度額を補正後の額に減額をする変更をお願いするものでございます。

以上、議案第119号の説明といたします。

次に、133ページをお開きください。

議案第120号、平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

次のページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、予算の総額を1億3,235万円とするものでございます。

補正の主な内容は、市職員の住居手当等に係る補正を行うものでございます。

次に、136ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございますが、平成24年度の浄化槽保守点検及び清掃業務委託に係る契約締結のため、追加をお願いするものでございます。

以上、議案第120号の説明とさせていただきます。

次に、145ページをお開きください。

議案第121号、平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

次のページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ159万円を追加し、予算の総額を4億5,621万2,000円とするものです。

補正の主な内容は、七城梶迫地区の本管工事を実施するものでございます。

次の147ページをごらんください。

下の表の第2表債務負担行為補正でございますが、平成24年度の処理施設管理業務委託に係る契約締結のため、追加をお願いするものでございます。

以上、議案第121号の説明といたします。

次に、153ページをお開きください。

議案第122号、平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。

次のページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,780万6,000円を追加し、予算の総額を6億9,089万5,000円とするものです。

補正の主な内容は、9月の人事異動等に伴います人件費の補正を行うものでございます。

次に、156ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございますが、平成24年度から2年間のつまごめ荘の給食業務委託に係る契約締結のため、追加をお願いするものでございます。

以上、議案第122号の説明といたします。

次に、165ページをお開きください。

議案第123号は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、きくちふるさと水源交流館でございます。

2、指定管理者に指定しようとする団体は、NPO法人きらり水源村でございます。

3、指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

ます。

以上、議案第123号の説明いたします。

次は、167ページをお開きください。

議案第124号は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市ふるさと創生市民広場でございます。

2、指定管理者に指定しようとする団体は、菊池温泉観光旅館協同組合でございます。

3、指定の期間としましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

以上、議案第124号の説明いたします。

次は、169ページをお開きください。

議案第125号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市隈府一番地複合施設でございます。

2、指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市御所通り景観形成協議会でございます。

3、指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

以上、議案第125号の説明いたします。

次は、171ページをお開きください。

議案第126号、財産の無償譲渡についてでございます。

これは、菊池市公立保育所の民営化に伴い、第一幼楽園の建物及び物品を無償譲渡するものでございます。

1、譲渡する財産は、（1）建物として、菊池市隈府字南田785番地に所在する第一幼楽園の園舎、倉庫、プールであり、構造、床面積は記載のとおりでございます。

次に、（2）の物品その他は、表に記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

譲渡の相手方は、社会福祉法人菊豊会、理事長は本藤洋一様でございます。

3、譲渡の時期は、平成24年4月1日です。

以上、議案第126号の説明いたします。

次に、173ページをごらんください。

議案第127号、財産の無償譲渡についてでございます。

これは、菊池市公立保育所の民営化に伴い、第二幼楽園の建物及び物品を無償譲渡するものでございます。

1、譲渡する財産として、（1）建物は、菊池市隈府字中古町441番地に所在する第二幼楽園の園舎、職員室、乳児室、倉庫、プールであり、構造、床面積は記載のとおりでございます。

次に、（2）の物品その他としては表に記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

譲渡の相手方は、社会福祉法人たけのこ会、設立代表者、横田輝雄様です。現在、社会福祉法人設立認可手続中のため、法人名は仮称となっております。

3、譲渡の時期は、平成24年4月1日です。

以上、議案第127号の説明といたします。

次に、175ページをお開きください。

議案第128号、財産の譲渡についてでございます。

これは、菊池市公立保育所の民営化に伴い、砦保育園の建物及び有償譲渡し、物品を無償譲渡とするものでございます。

1、譲渡する財産、（1）建物は、菊池市七城町流川字居屋敷212番地に所在する砦保育園の園舎及びプールであり、構造、床面積は記載のとおりでございます。譲渡価格は、456万5,000円でございます。

次に、（2）の物品その他としましては、表に記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

譲渡の相手方は、社会福祉法人加茂川保育園、理事長は園木博国様です。

3、譲渡の時期は、平成24年4月1日でございます。

以上、議案第128号の説明といたします。

これで、議案第109号から議案第128号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。



日程第5 議案第129号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議案第129号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定により、関わる議員は除斥する必要があるが、関係する議員はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第129号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

議案書は177ページです。

現在、本市の区域におきまして14名の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。その中のお一人、泗水地区の三浦京子委員が平成24年3月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦に当たりましては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。十分検討いたしました結果、三浦京子さんを再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

推薦いたします三浦さんは、179ページ記載の経歴のとおり、長年にわたり養護教諭として小学校に勤務をされ、平成18年から人権擁護委員を2期6年経験され、またその期間中、本市の特別支援教育の支援員としても力を注がれており、人権等に関する知識も豊富であります。今後とも人権擁護活動に積極的に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものです。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第129号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は起立により行います。

お諮りします。議案第129号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第129号は適任とすることに決定しました。

日程第6 請願第5号及び請願第6号まで一括上程

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第6、請願第5号及び請願第6号が今定例会までに提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しているとおりであります。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来たる7日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、6日正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午前11時24分

第 2 号

1 2 月 7 日

平成23年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成23年12月7日（水曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 常任委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会付託
- 日程第3 一般質問

出席議員（23名）

- 1 番 工 藤 圭一郎 君
- 2 番 城 典 臣 君
- 3 番 大 賀 慶 一 君
- 4 番 岡 崎 俊 裕 君
- 5 番 水 上 彰 澄 君
- 6 番 東 英 俊 君
- 7 番 東 裕 人 君
- 8 番 泉 田 栄一朗 君
- 9 番 森 清 孝 君
- 10 番 中 原 繁 君
- 11 番 樋 口 正 博 君
- 12 番 二ノ文 伸 元 君
- 13 番 中 山 繁 雄 君
- 14 番 怒留湯 健 蓉 さん
- 15 番 坂 本 昭 信 君
- 16 番 隈 部 忠 宗 君
- 17 番 葛 原 勇次郎 君
- 18 番 木 下 雄 二 君

19番 坂井正次君
20番 森隆博君
21番 山瀬義也君
22番 境和則君
23番 北田彰君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	谷口誠君
企画部長	野口祐成君
市民部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	山田憲章君
七城総合支所長	田代武則君
旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君
議事課係長	松原憲一君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○議長（山瀬義也君） それでは、日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっております。質疑は提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

初めに、森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告しておりました件につきまして質疑をいたします。

初めに、議案第115号の平成23年度菊池市の国民健康保険事業でありまして、特別会計予算（第1号）、74ページであります。款9の繰入金、項2の基金繰入金についてご質疑をいたします。

一般会計繰入金を削減し、財政調整基金の繰り入れということに変更に対しまして、その目的について質疑をしたいと思います。

これは、多分今まで合併時に4億3,000万円ほどあった持ち寄り基金、これが18年度に5,000万、19年度に1億2,300万円ほどの基金崩しが行われておりまして、そのときにもお尋ねをしまして、20年度から税率を上げたというようなことではありますけど、今回、この基金が完全になくなるのではなかろうかという思いもありますので、ここでお尋ねをいたします。

次に議案第122号、平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、160ページであります。繰入金の補正額と23年度の繰入総額の目的について質疑をいたします。

以上、1回目の質疑といたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） おはようございます。

森議員さんの質疑にお答えいたします。

まず、議案第115号関係でございますけども、国民健康保険特別会計の運営につきましては、独立採算により運営していくことが基本であります。今日の低迷する社会経済情勢等を背景に、被保険者の所得そのものが伸び悩むなど、保険給付費に見合う歳入の確保が困難なことから、本年度当初予算において一般会計からの法定外繰り入れを予算計上しているところであります。

当初予算算定時では、平成22年度会計決算において基金繰り入れを行い、平成23年へ繰り越す基金残高は見込めなかったことから、当初予算での計上をいたしておりませんでした。その後、療養給付費の減や国庫支出金の増により、基金を取り崩さずに決算ができ、平成23年度へ繰り越すことができたため、今回、基金を繰り入れ、一般会計からの法定外繰り入れを減額いたしましたものでございます。

続きまして、議案第122号関係でございますけども、平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算の繰入金金の補正額2,708万6,000円につきましては、本年9月に民営化した養護老人ホームふじのわ荘及びこすもす荘の職員の人事異動による7名分の人件費等を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、平成23年度繰入総額の目的についてでございますが、繰入総額は補正額と合わせまして1億1,277万9,000円となっております。当初、繰り入れを予定しておりました8,569万3,000円の目的につきましては、平成17年度から平成19年度まで実施しましたつまごめ荘の改修によります起債償還金に充てるため、財政調整基金の繰り入れを行うものです。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、部長の方から説明いただきました議案第115号の菊池市国民健康保険事業の補正についてであります。これは20年度の税改正によりまして、多分21年、22年度はクリアができたということだろうと思います。そして、23年度にもう完全に23年度の補正として基金残高を全額繰り入れるというふうに承知していいのかなと思います。

そういうことで、これにつきましてはやはり提案されております市長の方から、基金残高がなくなってしまうわけでありますので、やはり基金の当初の目的といたしますか、これは合併時のときに4億3,000万ほど4市町村で持ち寄った基金が、

目的はいざというとき、伝染病とか、いろんな事故発生時、そういったときのための持ち寄り基金であったというふうに私は認識しておりますけど、いつの間にか国保の財政調整基金というような形で、不足した分はここで穴埋めしてきて、もう完全にここでなくなってしまうということでもありますので、今後の運営方針ということについて、ちょっと確認、質疑をしておきたいと思います。

次のつまごめ荘の方の補正予算でありますけど、当初8,500万程度、市債の返還というようなことで補正が上がってございました。今回、また2,700万ほどの人件費の補正ということで、1億1,200万ほどが計上されたわけですが、これがつまごめ荘の償還が39年まで、あと15年近く続くと思いますが、その間、これだけの金額が要するののかということについて、よかったら市長の方からお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

ご質問の議案第115号についてでございますが、先ほど市民部長の方が答弁いたしましたとおり、国民健康保険の特別会計というものにつきましては、独立採算によりまして運営していくことが基本であると、このように考え、これまで運営をまいりました。昨今におきまして、所得の低迷や、またそれに伴いまして徴収率の低下などによりまして大変厳しい国保の財政、その救済をする上からも法定外の繰り入れというものを、これまではやるべきではないという思いを強くしておったわけですが、結果的には法定外繰り入れをしなければ国保運営ができないという現実があります。

そういったところでありますけども、ただ独算性という点から見ますときに、基金を保有したままにおいて、この法定外の繰り入れというものを果たしてやっていいのかということで、大変難しい問題ではないのかということでございます。なし崩しになっていかざるを得ないのかもしれない。

しかし、現状といたしましては、大変厳しい問題ではないのかなと思っております。こういったことから国保の財政運営というものがさらに困難になってきた場合に、それではどうしようということで、基金の活用というものを優先的にこれまで考えました。その上で一般会計から、これで補うことができない場合には法定外繰り入れということで対処していきたいと思っております。

これまで約3年間ほどは基金を少しずつ取り崩しながらやってまいりましたけども、ご案内のとおり、大変高齢化、そしてまた療養給付費の増、そういったものによって基金がなくなっているということでございますので、今後、そういった

意味では法定外繰り入れで対処していかなければいけないと考えているところであり
ます。

また、122号の特別養護老人ホーム、つまごめ荘の特別会計の補正予算でござ
いますが、ご質問の繰り入れの金額の目的につきましては、ただいまこれも市民部
長の方が答弁申し上げましたとおりでございます。

また、来年度以降については、つまごめ荘の改修にかかっております起債の償還
金の返済が、ご指摘のとおり、平成39年まで返済を続けていかなければなりませ
ん。おおむね1年間で8,400万円ほどの返済金ということになります。それに、
さらに人件費が増えてきたということではありますが、これは必然的に二つのこすも
す荘、ふじのわ荘の職員さんがつまごめ荘の方に異動したということございま
す。その分だけ、また民営化によります行革によって、こすもす荘とふじのわ荘の人
件費は減るということで、プラマイ、行政の財政負担というものについては変化はな
いというふうに思っているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） つまごめ荘の特別会計の補正予算でありますけど、これにつ
きましてはやはり今後莫大な金額ということになりますので、慎重に考えていた
きたいと思えます。

国保税の問題につきましては、決算特別委員会の委員長報告にありましたように、
やはり税収の落ち込みが、大体徴収率が91%か2%を保っておったのが、今回8
8%というようなことになると、やはり応益割といいますか、これによりまし
て国保税の運営は成り立っておるわけでありますので、こういう形を進める中につ
いては少し、質疑でありますので、後の定例会等で、質問の方でまたお尋ねをし
たいということで、質疑はこれで一応終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。

私は議案第109号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す
る条例の制定について、二、三点質疑をいたします。

本議案のように、給与のカットが発生し、将来にその影響がある場合等には、関
連法によって当事者との協議が規定されておりますね。谷口部長のその前の前々総
務部長は議会本会議において、このような場合は関連法にのっとって協議を行うこ
ととされているので、そのように対応するのが本旨だと答弁されてはいますが、それ

は今日も踏襲されているのでしょうか。そして、今回はそれがなされましたか。今後は、その部長答弁は踏襲されるのでしょうか。

以上、最初に3点をお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ご質問にお答えをいたします。

職員の給与や勤務条件等の改正に当たりましては、地方公務員法第55条に、地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申し入れがあった場合においては、その申し入れに応ずべき地位に立つものとする規定されております。この規定に基づきまして、今回の改正につきましても職員組合3役と協議を行い、改正内容の説明を行ったところでございます。

今後も重要な職員の給与や勤務条件等の改正に当たりましては、職員組合とも必要な協議を十分行い、進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 適切な答弁で、それで結構です。

それから、この議案第109号の提案理由である東日本復興財源を視野に入れた国家公務員給与削減臨時特例法案及び公務員制度改革関連法案は、今国会では成立は難しいと言われておりますね。本案をめぐって人事院の勧告の実施も国会で議論が分かれている状況で、与野党激しく対立して紛糾しております。国会の会期末は9日、恐らく延長はないと思われませんが、こういう状況からして、本市としてこの対応をどう考えられますか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 国家公務員の給与改定につきましては、人事院勧告制度を尊重することが基本とされていると認識をしております。しかしながら、今年度の人事院勧告につきましては、我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するための国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の早期成立を期し、人事院勧告を実施するための給与法の改正法案は国会に提出しないことが閣議決定されるなど、今回は特殊なケースであると考えております。

また、今ご紹介のありましたように、この給与臨時特例法案は現在のところ未成立のままでございますが、地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第24条第3項に「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の従事

者の給与その他事情を考慮して定めなければならない」ことと規定をされており、本市におきましてはこれまでどおり、今年度の国の人事院勧告、県や近隣自治体との均衡を考慮して、今回給与条例等の改正を行うところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 従来の慣例とかルール上、そういうことであろうということはわかりますけれども、今回、本案の対象は国家公務員であって、いつの場合も地方公務員はそれに準拠するというパターンですよ。でも、地方にはそれぞれの事情があるわけで、一律にというのはなかなか毎回厳しいということが言われています。現に、本議案は50歳代を中心に40歳以上を対象とした俸給表の引き下げ改定ですよ。教育費や介護、看護の経費等に出費の多端な世代を直撃することになりますね。

何人かご意見を聞いて回ったんですけども、非常に実感が深いというところでしたが、地方行政の運営というのは、とにかく国の動向に否応なく従わなければならないということが多発しますけれども、今回の場合は、部長答弁にもありましたように特異な例ですよ。国の動向がいまだに判然としていない。このような国の動向が判然としない、見通しの立たない、こんな状態における、こんな事態における地方の裁量権というものをどう考えておられるでしょうか。

それから、今回の議案については、当事者との折衝の結果、4月にさかのぼり、年末のかかる12月実施を行わず、1月実施とされた点についてのこういう配慮については特筆に私は値すると思いますので、ちょっとあえて触れおきますが、今後は人事院勧告が廃止されるとも言われている中に、これからの職員の処遇とか協議については、当局のそれなりの配慮が求められてくると思われましても、その点いかがお考えでしょうか。地方の裁量権と今後の人事院廃止になった場合の対応の考え方についてお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 1点目の国の動向が定まらない中で、地方の裁量権についてどうお考えかというご質問であったと思いますが、この点につきましては、現在のところは、もう人事院勧告に基づきまして、本市の方はそれに準拠して対応するというところでございますけれども、今後、国の動向がちょっとどうなるかわかりませんし、地方の方に何を求められるのか、この辺もまだ不透明なところでございますので、このあたりはまた今後、国の動向を十分見きわめて対応する余地も出てくる

のかなというふうに考えておるところでございます。

また、人事院勧告が廃止をされた場合どうするかということでございますが、現在そういった議論も国の方ではなされておるようなことはお聞きしておりますが、現在のところ、そういうところまではまだ想定をしておりませんので、またそれはそういった人事院勧告が廃止をされたときに、またそれは十分考えていく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 議案第114号、平成23年度一般会計補正予算（第10号）について質疑をしたいと思います。款の消防費、項第1消防費、常備消防費の広域連合負担金の支出についてでありますけど、今回、451万1,000円を計上してありますが、これを今なぜ補正をせにゃいかないかというようなことを詳しく説明をしていただきたいと思います。これが1点目。

2点目。議案第127号、財産の無償譲渡についてでありますけど、この中で譲渡相手方の福祉法人の名称の、仮称というようなことありますけど、仮称で財産の譲渡ができるのかというようなことが疑問でありますので、お答えいただきたいと思います。

以上、2点であります。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、私の方から1点目の菊池広域連合の消防費負担金につきましてお答えをさせていただきます。

本年の3月定例議会におきまして、消防費の負担割合を定めました菊池広域連合規約の一部を変更する規約のご議決をいただきまして、予算といたしましては、平成23年度の菊池市の負担分として5億475万8,000円、これは計算方法といたしましては、均等割10%、人口割10%、基準財政需要額割80%という算定方法で計算した額を議決をいただきました。その後、連合事務局からの連絡によりますと、菊池広域連合を構成いたします2市2町のうち、2町におきまして同文議決が否決されたということでございます。

先ほど申し上げましたこの負担割合の改正につきましては、広域連合を構成します2市2町の同文議決が必要であります。今申し上げましたように、規約改正が不成立となりました。したがって、前の負担割合といいますか、現行の負担割合が適用をされ、菊池市分としましては5億926万9,000円、これは現在の

ルールである均等割10%、基準財政需要額割90%という算定方法に基づいた負担額でございますが、この方法に基づく負担が必要となり、その結果として、予算としては今回補正でお願いをしております451万1,000円が不足することとなります。そのため、今回補正をお願いするものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 議案第127号、財産の無償譲渡についてお答えいたします。

今回、市有財産の譲渡を議案として提出いたしますのは、社会福祉法人等のいわゆる公共的団体への財産の無償譲渡及び低額譲渡につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の議決事項に関する規定により、議決を経ることで初めて正規に成立することから、今回提出させていただいたものです。

なお、一連の民営化に当たっては、所管の熊本県の助言を受けるとともに、近隣の先進自治体の事例を参考に、手続や契約の法的妥当性を十分に検証してまいりました。したがって、譲渡の予定者は、現在、熊本県へ社会福祉法人の設立認可手続中の社会福祉法人たけのこ会とし、契約の相手方を設立予定の社会福祉法人たけのこ会の設立代表者である横田輝雄氏としております。

設立代表者である横田輝雄氏との財産譲与契約であります。財産の譲与の相手方としては、あくまで設立後の法人とするという、いわゆる民法第537条の第三者契約という形式をとっております。法的根拠の民法第537条、第三者のためにする契約につきましては、昭和37年6月26日、最高裁判例におきまして、たとえ契約の当時に存在していなくても、将来出現するであろうと予期されたものをもって第三者とした場合でも有効に成立するとの判例があり、契約の相手方を法人の設立代表者として設立後の法人の契約の有効性を認めています。また、地方自治法の逐条解説によりますと、議案は契約の相手方及び契約内容が特定されていなければならないとあるため、市側はあらかじめ契約の相手方と仮契約を締結しておく必要があることはご承知のとおりですので、第三者のためにする契約と仮契約による市有財産の譲与議案は妥当性があり、法的にも適切と考えております。

なお、第三者契約につきましては、全国的にも実施されておきまして、近隣では平成23年度に山鹿市と阿蘇市において同じ保育園の民営化に対して実施されております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番(北田 彰君) それでは、消防の負担金については規約改正ができなかったから本市の負担が増えたというようなことでありますけど、それではもとの戻った規約改正というようなことで了解しとってようございますか。本年度の規約改正はできなかったというようなことで、もとの規約に、連合の恐らく規約と言われましたね。それによって予算は計上されるわけですね。それでようございますか。

それと一つ、民営化の、譲渡の問題ですが、この譲渡の経過、至るまで、保育園の民営化審査会ちゅうのがあったと思いますが、その中で恐らく法人を有する者というようなことが第1の条件だったというふうに記憶しておりますが、その辺を考えますと、法人組織の関係で民営化の譲渡先が決まったと思いますが、この法人を、今言われたのは妥当性というようなこと言われましたけど、一般市民からすれば、法人の相手方が変わるとらんとに貴重な財産をやっぱり譲渡していいのかという疑問が残るわけですね。だから、法人を、審議会の中で法人で審査されとると思いますし、相手方が決まったという、その後法人を立ち上げてというのはいかなもんだらうかというふうに思います。何か不都合があるとじゃなかろうかという疑問が残るわけですね。

だから、これがきちっとした法人であれば、貴重な財産を、皆さんの市民の財産ですから、これを譲渡、無償譲渡ですよ、無償譲渡するわけですから、やはり仮称というような法人の名前じゃなくて、社会法人たけのこ会というのが私は当たり前じゃないかと思う。その辺の疑問が残るわけですから、これは貴重な財産を普通、一般的にはやはり私たちが市民として考えるなら、ぴしっとした法人にやっぱり譲渡するのが当たり前だと思いますが、その辺をもう一度見解をお願いしたいと思います。

○議長(山瀬義也君) 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長(谷口 誠君) 1点目の菊池広域連合の規約のお話でございますが、これにつきましては3月の定例会で菊池市議会におきましては一応ご議決をいただきましたところでございますが、構成する2市2町全体としましては、これは同文議決不成立という結果になっておりますので、規約につきましては、これは従前のままではないかと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(山瀬義也君) 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長(宮本誠一君) 平成23年8月の法人の公募につきましては、よりよい事

業者を選定するために、現に菊池市内で認可保育所を経営する社会福祉法人または幼稚園を経営する学校法人であることを条件にいたしました。現行の児童福祉法におきましては、保育所の経営はあらゆる法人、さらには個人においても認められておりますが、今回の本市の民営化につきましては、該当する公立保育所の保護者を対象としたアンケート結果を考慮し、子どもを対象とした施設運営を現に行っている保育所と幼稚園に限定して公募を行ったところですので、併せて、学校法人が移譲先として選定された場合には、移譲日の平成24年4月1日までに社会福祉法人格を取得することを条件に付しております。

このように、第二幼稚園の場合は新規社会福祉法人の設立を条件としており、社会福祉法人の設立の審査手続は社会福祉法第31条の規定等に基づき行われます。また、社会福祉法施行規則第2条第2項第1号の規定により、設立認可申請に当たり、申請者には社会福祉事業を展開する場となる財産が確実に帰属することを明らかにすることができる書類の提出が義務づけられており、設立認可申請に当たり、議会の議決を証する書類が必要となります。

よって、平成23年8月の公募及び同年10月の審査の時点においては、第二幼稚園へ応募された学校法人昇竜学園菊池幼稚園は社会福祉法人格を持たないために審査後の市行政改革推進本部において移譲予定法人として決定を受け、公募要領に基づき議会の議決を条件にした事務手続に入りました。

仮契約の時点で存在していない法人を相手方としての第三者契約の有効性につきましては、先ほど述べましたとおりでございます。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 今の仮称の問題でもう一項目。先ほど部長の答弁の中で、法人格を持った人をやっぱり条件とするというようなことでありますから、4月1日に譲渡期限があるわけですから、その前にやっぱり法人格が、びしっとした法人格ができましたというときは、私は議会の議決が必要であろうと思うわけです。その辺が疑問残るわけですから、やっぱり法的に何もその不都合がないからということでもありますけど、菊池市民の皆さんのやっぱり血税で買った品物等については、やはりびしっとした法人ができてからがいいんじゃないかと思うわけです。その辺はもう答えは要りませんから、私はそう思いますから、またこれは出すべきじゃないというふうに思っております。

以上であります。

[「説明の訂正」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 申しわけありません。今の答弁の中で、「学校法人竜昇学園」と呼ぶところを「昇竜」と間違えました。申しわけありませんでした。訂正させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第123号、124号、125号の公の施設の指定管理者の指定について質疑をします。

私は6月議会の質問で、住民の福祉を増進する目的で設けられた公の施設が指定管理者制度導入後、適正に運営されているか、財務会計は問題はないか、管理はどうか、実態を行政は把握しているのかどうか、要綱、条例等に照らして問題があった場合どうするか、この5点について質問をし、総務省の通知も示して、この際、実態を把握、総点検し、しかるべき方法で報告せよと求めました。執行部は総点検すると答弁しましたが、その後、5カ月半経過しました。今回の議案第123号、124号、125号で上程されている指定管理者は、総点検した上での指定なのかどうか、初めにお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 議案第123号のきくちふるさと水源交流館、議案第124号の菊池市ふるさと創生市民広場及び議案第125号の菊池市隈府一番地複合施設の指定管理者に対しましては、協定書に基づきまして事業計画、業務報告、事業報告、利用者アンケート調査の提出を義務づけ、報告書や管理記録簿から実態把握に努めております。

また、年度末には法令遵守、人員体制、個人情報保護、緊急対応、施設管理、利用者アンケート、経理状況など、30数項目にわたり評価する指定管理業務総括評価というものを実施をしております。この評価は、指定管理者の自己評価と所管課が指定管理者に聞き取りを実施した上で行います所管課評価としております。その上で指導事項等があれば協議を行い、改善をしてきたところでございます。加えまして、これまで3施設とも市の監査委員による実施監査もなされております。

議案第123号のきくちふるさと水源交流館の指定管理者であるNPO法人きらり水源村に対する評価は、夏休み体験キャンプ「子ども村」など、多彩な体験プログラムが定着し、また地域活性化事業として地元神楽の伝承活動を支援する「よかばい祭」、地元食材を使った郷土料理を持ち寄り意見交換を行う「食の文化祭」な

ど、地域間コミュニティが形成され、参加者からの意見も好評を得ており、地域振興、都市・農村の交流、環境保全などの事業の取り組み状況、経理の状況など、安定した運営がなされておりました。以上のことから、今回は公募によらず非公募による選定としております。

次に、議案第124号の菊池市ふるさと創生市民広場及び議案第125号の菊池市限府一番地複合施設につきましては、公募により指定管理候補者を募集し、菊池市ふるさと創生市民広場に対し3団体、菊池市限府一番地複合施設に対し1団体の応募があり、10月13日から3回の指定管理候補者選定委員会を開催をして、指定管理候補者を選定していただいたところでございます。

両施設とも指定管理業務総括評価表により、第1回の指定管理候補者選定委員会において説明を行ったところでございます。その後、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第5条に定めます選定基準により、審査項目を設けました審査票によりまして審査をしていただき、候補者を選定していただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 総点検した上での上程ということで、わかりました。

それでは次に、この指定の期間についてお尋ねをします。

この指定の期間は、3年、そして5年となっています。この3年から5年という指定の期間が妥当なのかどうか、その考え方について示していただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 指定の期間の妥当性についてお答えをいたします。

指定管理の指定の期間は、地方自治法244条の2第5項で、指定管理者の指定は期間を定めて行うものとする定められております。指定期間の設定につきましては、各自治体で運用指針の中で定めておりますが、ほぼ3年から5年を指定期間とする施設が全国で全体の約9割を占めている現状がございます。

この期間の考え方につきましては、なかなか短期間では、管理者において創造的提案でありますとか経費の節減策など、余り短過ぎるとリスクがありますし、また管理のための機器のリースでありますとか人材確保の面から、ある程度の期間が必要とされるということなどから、3年から5年とされているというふうに考えております。

本市におきましては、平成18年に公の施設の指定管理者制度に関する指針を定

めまして、第2回目以降の指定は、原則として公募の場合は5年、非公募の場合は3年と定めております。今回の期間の指定は、この指針に沿って指定の期間を定めたものでございまして、市としましては妥当であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。



日程第2 常任委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第109号から議案第128号まで及び請願第5号、請願第6号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成23年第4回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第109号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第110号	菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第111号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第114号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
	議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について （きくちふるさと水源交流館）
	議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市隈府一番地複合施設）
	請願第5号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願
請願第6号	新庁舎建設計画に関する請願	
福祉厚生 常任委員会	議案第112号	菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第113号	菊池市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第114号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
	議案第115号	平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第116号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第122号	平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
	議案第126号	財産の無償譲渡について
	議案第127号	財産の無償譲渡について
議案第128号	財産の譲渡について	
経済建設 常任委員会	議案第114号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
	議案第117号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）
	議案第118号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算

経済建設 常任委員会	議案第119号	(第4号) 平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第120号	平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第121号	平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市ふるさと創生市民広場)

○議長（山瀬義也君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

開議 午前10時54分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせ事項について申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含めて60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答式で、質問事項に対し3回までとなっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

日本共産党の東 裕人です。

通告に沿って一般質問を行います。

初めに、国保税についてです。

国保税の問題については、私はこれまでさまざまな角度から取り上げてきました。きょうは、行政の議論の中身について聞いてみたいと思います。

国保税が高過ぎて払えない、もう限界、こうした市民の声を一体何度この場で訴えたでしょうか。国保世帯1世帯当たり平均所得が131万円、国保世帯のうち64%が所得120万円未満、所得200万円未満の世帯が8割を占める低所得世帯が大半を占めているのが国保の実態であります。

その国保世帯に一体今の国保税を支払う能力があるのかどうか、私はこれまで担税力について繰り返し聞いてきました。このことについて、行政の内部でも払えるのか払えないのか、市民の担税力についての認識に違いがある、このことを指摘した際に、執行部からは認識の違いがあれば迷惑をこうむるのは市民であり、今後十二分に注意し、市民の現状をつかむために税金をかける側、徴収する側、それぞれの立場から議論、検討することもこれまで明言されています。

そこで初めに、一体その議論はどうなったのか、検討しているのか、そしてどういう到達にあるのか、示していただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 国民健康保険事業特別会計では、独立採算制が求められており、給付に見合う税率及び税額の設定により税収の確保に努め、国保特別会計を運営しているところでございます。現下の厳しい経済状況を考慮し、これ以上の負担には耐えられないのではないかとの見解から、不足する財源につきましては基金の取り崩し及び一般会計からの法定外繰り入れにより、現行税率を維持しているところでございます。

この点を踏まえ、決算特別委員会でも申し上げましたように、税務課、徴税課、健康推進課の3課で本市の国民健康保険事業の現状について分析、検討を行っております。また、国においても国民健康保険制度の基盤強化に関する協議が行われ、市町村国保の財政基盤強化を進める方向で議論されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 現在、分析、検討、議論をされている状況にあるということですが、やはりこの税の問題は、その手の遅さは市役所内部ではそれで済むかもしれませんが、市民はたまらないわけです。市民の暮らしに責任を負うべき自治体本来の仕事に照らしてどうなのか、緊張感があるのか、常に考えるべきではないかと思えます。

担税力はもう限界と、高過ぎるとの認識を示しながら、ここ数年、税率据え置きしている。この数年間上げていない。もうこれでは許されないと思います。議論はしていると。では、今後どうするのか。その議論の方向、向かうべき結論として行政は一体何を考えているのか、お聞きします。税負担軽減のための議論なのか、また今度も税率据え置きのための議論なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、国民健康保険の現状について申しますと、現在、社会経済が低迷する中で、無職や非正規雇用などの低所得者の割合が増え、保険税の収納率が低下する中、高齢者の増加による医療費の上昇のため、国保特別会計が赤字となる市町村が続出している状況にあります。特に、近年の収納率低下の背景には、リストラや倒産等に伴う被用者保険から国民健康保険への移動などにより、国民健康保険に加入する者の増加が一因であると分析しております。

菊池市におきましても、このような状況下でこれ以上の保険税の負担は困難であり、国保特別会計の運営は基金の取り崩しと一般会計からの繰入金で賄っている状

況でございます。また、本市においては所得額200万円以下の世帯の割合が約8割であり、低所得者層が多くを占める状況となっております。このため、現行の保険料軽減制度や保険料減免制度の見直しなどの低所得者対策が求められていると考えております。

一方、国においては、現在、2割軽減世帯の対象枠の拡大や高校生以下を対象に均等割の9割軽減の導入に向けて検討がなされており、早急な導入を期待するものでございます。

このような現状を踏まえまして、国民健康保険特別会計の運営主管課であります健康推進課を事務局とし、課税を行います税務課、徴収を行う徴税課の3課において協議を行い、本市として独自に低所得者層に対する対応策を検討するため、さまざまなデータの抽出作業を進めている状況でございます。

今後も国の動向を見きわめながら、保険事業の推進などにより医療費の抑制に努め、一般会計からの法定外繰り入れもお願いすることで財源を確保し、国民健康保険制度の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） きょうは、議論の途上であるということなので、ここで国保税については終わりますが、その議論の結論、いつまでに出せばいいかは行政自身、皆さんおわかりだと思います。行政内部の議論の結果が市民の悲鳴に正面からこたえるものになるよう強く求めて、次の質問に移ります。

次に、同和行政についてお尋ねします。

私は、毎年12月議会の一般質問で同和行政について取り上げてきました。私がこの問題を取り上げるのは、同和問題の早期解決を願う立場からであります。これまでのような同和行政を続けていけば、部落差別は解消されるどころか固定化され、拡大再生産され、逆差別が生まれる。同和行政のゆがみは早急に是正しなければならないと考えています。

また、私は議員として、市民の税金が正しく使われているかどうかをチェックし、聖域なく、不公平、不正な支出は中止すべきとの立場であります。こうした立場から、今年もこの問題について取り上げます。

9月議会では、私が毎年行っている部落解放同盟各支部の決算書、領収書が、今年突然黒塗り、一部不開示となった問題について取り上げました。その後、異議申し立てを行い、現在、審査会が開かれている最中であります。今回の質問は、この黒塗りの決算書、領収書をもとに行います。

本題に入る前に、行政ではこの11月から開示、不開示の責任が担当課に任されるようになりました。黒塗りの判断を原課が負わなければならないということ、個人情報を含む行政文書の取り扱いをめぐって混乱や事故など容易に想定されます。そうした危険にどう対処するのか、再度急いで検討すべきであることを初めに一言述べて本題に入ります。

これまで私が指摘をし、執行部も是正すると答弁してきた問題について正してきたのかどうか、初めにお聞きします。平成22年度は、この問題で何が正されたのか、正されていないのか、行政自身の自己分析はどうか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 部落解放同盟支部補助金に関しましては、これまで毎年幾つかのご指摘を受けてきたところでございますが、その中で今後改善を進める事項として、平成21年度に次の三つの項目を挙げておりました。1点目は支部間の日当調整の問題、2点目は補助金に占める自己資金負担割合の引き上げ、そして3点目が補助金に占める行動費、役員手当の抑制であります。

このような中、平成22年度におきましては、支部間の日当調整の中で行動費の上限を5,000円に統一いただくことが確認され、平成23年度事業分から反映されているところであります。

また、補助金に占める自己負担割合の引き上げと行動費や役員手当の割合の引き下げという点につきましては、これまでの補助事業のあり方を運営費方式から事業費方式に改めるということで、事業完了後の実績報告に基づく精算方式を導入したことで、課題の解決に向け進んでいるものととらえております。

なお、この部落解放同盟各支部補助金に関し、自己負担割合のさらなる引き上げの問題につきましては、厳しい経済情勢の中、会員の減少や高齢化も進んでいることから、現状においては非常に厳しい状況であると認識しております。しかしながら、今後も各事業内容の把握に努めるとともに、引き続き支部の皆様方との協議を重ね、さらに適切な補助事業の実現に努めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、今の答弁も受けて、次に代表監査委員にお尋ねします。

その前に、住宅問題、昨年12月に取り上げた住宅問題について1点だけお聞きします。

昨年12月議会で、新規申し込みの市民が入れない市営住宅、申し込みの際の選択肢にも挙がっていない住宅があること。この住宅は、部落解放同盟の支部長の許可や推薦がなければ入居できないこと。こうした実態を挙げて、正しいと考えているのかどうか質問をしました。その際、答弁では、入居者の決定については一般公募ではなく各支部で決定している状況であり、今後改める。各支部と十分に協議しながら早期改善に向けて努めるとのことでありました。それから1年、どうなったのか。そして、まだ改善されていないのであれば、一体いつ問題が解決されるのか、お尋ねをします。

次に、補助金交付の問題で3点、代表監査委員にお尋ねをします。

まず1点目、日当についてです。

いまだに県委員会研修会、県連ブロック研修会、新春旗開きなどに出席して6,000円などの日当が出ます。県連オルグというのにも出ます。こうした内部の会議などに対する支出について、代表監査委員は、昨年、決して妥当な支出とは認識していない。さらに調整が求められていると答弁しています。また、教職員、校長との研修、保育園との研修や行政職員との研修、対県交渉にも日当が出ています。昨年、代表監査委員は、行政との打ち合わせについて、今後も粘り強い行政指導が求められると答弁しています。これまで代表監査委員が議会で明確に答弁してきた内容がなぜ反映されていないのか、代表監査委員はどう考えますか。これを適正と考えているのかどうか、お尋ねします。

2点目に、役員報酬についてです。

これまで補助金から役員報酬が支出されることは認められない、私は主張をしてきました。昨年、代表監査委員は、各支部との調整会議の中で、今後、役員報酬を支払わない方向での内諾がされており、今後の役員報酬の廃止について確認が進められていると答弁されました。ところが、いまだに旭志支部では14万4,000円の役員報酬が支出されています。これを代表監査委員はどう考えますか。これは正しいのかどうか、お答えください。

3点目です。今の日当、役員報酬問題も含めてお聞きします。

この問題、6年間毎年指摘されなければ正されない問題なのかどうか、お聞きします。なぜ正そうとされないのか、わかればお聞きします。

昨年、代表監査委員が日当問題で、拡大解釈すれば必要、こういう答弁もされました。もう拡大解釈は要りません。代表監査委員として正すべきと考えているのかどうか、伺います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 一般公募の入居者の選定につきましては、昨年の12月議会で答弁しましたとおり、支部の理解を得る必要から、現在協議を進めているところでございます。しかし、今のところ改善には至っておりません。

今後も継続的に協議を進め、早期改善に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） おはようございます。

質問に対してお答えしたいと思います。

まず、1番目の日当についてでございます。

これまでの各支部での研修会、会議の際の日当支給では、その支給そのものの内容や金額の面でも決して妥当とは認識しておりません、昨年も申し上げたとおりでございます。しかし、合併前からの補助金交付の経緯がありまして、各支部の今日までの補助金受け入れのとりえ方と行政の補助金交付の認識に大きな隔たりがあるため、これまで担当課でも行政指導により粘り強く改善していくように進めているというようなところではあります。

さて、先ほどの各種内部集会や県連の主催行事は補助対象外となるとして各支部との調整を進めていますが、それぞれの各種の会合や内部集会の会議内容は、講師を招いての研修会や今後の啓発活動を進める上での重要な会合であったとは位置づけられます。学校教育の現場や就学前の教育の場との研修会では、発達段階に応じた人権教育、啓発の取り組みが必要でもあり、今日の人権教育啓発推進法にも明記されていて、差別の現実から深く学び、各支部員や市民啓発につながるための会議だったととらえられます。このような会議の内容を精査しながら、補助対象となるのかの判断で進められております。

なお、平成22年度では、これまでの日当の上限額を6,000円から5,000円に統一することをご了解いただいて、平成23年度から適用されております。

2番目に、役員報酬についてでございます。

役員報酬の支出は適切でないとして、各支部においても役員報酬の廃止の内諾がなされて、菊池支部並びに泗水支部では既に役員報酬は廃止されておりますが、先ほどありましたとおり、依然として旭志支部のみ支出をされております。これは補助対象経費としての支出ではなく、支部費の中から支出されております。旭志支部では廃止の方向で内部調整をしたけれども、現状の支部活動ではまだ廃止はできないとして、毎年2割削減を重ねて、5年後の平成27年度から完全に廃止をするこ

とが確認され、支部総会でも承認されておりますので、しばらく時間が必要となっております。

3番目に、基準を明確にすべきというようなことでありますけれども、当然に本市としての基準を明確にして、その基準に沿い補助金交付を進めることが基本的に求められております。しかし、先ほども触れておりますが、合併前からの補助金交付の経緯で、各支部と行政との補助金交付内容の認識に大きな隔たりがありますので、今後も支部との粘り強い協議を重ねて、真に市民から理解し、支援される補助金交付を確立していくことが求められております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今、代表監査委員の答弁も聞いて、しばらく時間をとか、まだ継続して審議をしますとか、そうやって6年来ているわけです。そして、もう合併してそれぞれの地域から団体が出て、いろんな基準を統一するのも時間がかかる。もう合併して7年目、三つの団体が、同じ目的でそれぞれつくられた団体が統一をするのにこんな時間がかかるのかな。役員報酬で言えば、泗水、菊池は早々と廃止をした。旭志だけはまだ時間がかかる。それを認める行政は一体何かというふうにも思うわけです。まあ努力はされているんでしょうが、今の答弁も含めて、今後どうするのかという点で、代表監査委員と市長にお伺いします。

まず、これまで6年間質問をして、代表監査委員も毎年6年間答弁しているのに、毎年毎年指摘されるようでは私はよろしくないと思います。この機会に、定期監査、決算監査だけでなく、地方自治法第199条7の規定による財政援助団体等監査を行ってみてはどうですか。

それから、市長にお聞きします。

私は、昨年質問の最後に、市長に、ゆがみを正すのにちゅうちょは要りません、どうしますかと質問をしました。市長は、改善すべきものは改善する。妥当性を欠いていることについてはさらに精査し、正すべきは正すと答弁しています。それから1年、改善されていない、正されていない問題も現実にある中で、市長は今後どうすべきだと考えますか、お答えください。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 今後どうするのかというようなことでありますけれども、地方自治法第199条にのっとりまして、監査委員として当市の財務の事務の執行、自治体経営の事業の管理の監査として、年度終了後の決算審査及び定期監査を主体

として実施しておりますが、併せて団体、財政援助団体、公の施設の管理、いわゆる指定管理者についても年間監査計画を定めて、市民の目線に立ちまして、常に公正、普遍の態度を保持して監査を実施しております。

各支部については、財政援助団体監査は実施しておりませんが、合併当初からの監査で担当課への定期監査や決算審査の場におきまして、その補助金交付の内容とそのあり方について細かな監査の指摘を行い、具体的な改善を求めてきております。併せて、東議員によります議会での質問も重なるなどもありまして、行政での補助金の事業報告の精査や各支部との協議が先行してきたため、その行政指導を見守り、改善していただいていたところでございます。

今後におきましても、これまでの方針で対応いたしますが、各支部への行政指導の改善状況によっては、必要により各支部の監査も行うことといたします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 同和行政につきましては、現在のよりどころとなっております人権教育啓発推進法においても、従来の同和対策審議会答申同様に、行政並びに国民の責務について明文化され、今後も引き続き行政、学校、運動体、そして地域の皆さん方と一緒に取組まなければならないと、その必要性を認識しているところであります。

そういったことから、今回の支部の活動助成金につきましては、今後も必要な補助金の一つとはとらえておりますが、住宅問題を含めまして、これまでたびたびにわたりまして指摘があった中におきまして、正すべきは正していかなければならないと答えましてまいりました。まだまだ改善を要する点もありますが、これまでの中において、幾分改善できるような方向性をお答え申し上げたところであります。

今後におきましては、団体においての自主性あるいは自立性を促すことはもちろんでございますが、支障がない限りにおいて正すべき事項についてはさらに関係支部との調整を図りながら、市民の皆様方にとりまして真に理解が得られるような取組みにしていけますことを再びここで答えたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 来年も同じことが指摘されないよう強く求めて、次に移ります。

次に、新庁舎問題についてお尋ねをします。

9月議会で私は新庁舎問題について、この機会に、合併後、長期にわたる懸案事項を解決すべきとの立場から質問をし、事態を前に進めるための議論を起こすよう

私案を示しました。それ以降、新庁舎問題について事態は前に進んだのか、どういう到達にあるのか、今後どうすべきか、質問全体を通してお聞きしたいと思います。

まず、9月議会以降、10月21日の第6回庁舎等検討特別委員会で市長が庁舎問題での三つの案を提示しました。そして、11月4日、第7回特別委員会において、新庁舎は移転・新築せず、現在の本庁舎の耐震、リニューアル、増築の方針を打ち出したのは、既に新聞報道や広報などで誰もが知るところであります。

今年度初めから、議会審議会、特別委員会等で真剣に議論してきた結果、合併後7年、新庁舎問題は大きく前に進みつつあるというのが現在の到達点であると私は考えます。ここで、事態が紛糾したままであったり、後戻りすることがあつては、さらに市政の停滞を招きかねません。

そこで、まず1点お尋ねしたいと思います。

合併特例債の問題、用地取得の問題、文化財調査などなど、9月以前の議論が仮に起こっても、現段階の市長の方針が変わるようなことはないかという点であります。これは11月4日の特別委員会でお聞きした点であり、9月議会以降、市長の考えが変わっていないかどうかの再確認であります。改めて伺います。どうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎問題でございますが、これまでの主な経過といたしましては、8月22日に開催をされました議会の庁舎等検討特別委員会の結果を受けまして、その3日後、8月25日に議会庁舎等検討特別委員会の正副委員長さん、それから議会市議会の正副議長さんの4名の皆様方にお訪ねをいただきまして、議会の意向として申し入れがございました。

その内容については、これまで繰り返しておりますが、まず一つには、庁舎の建設予定地の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内におきましては、合併特例債を利用した計画は無理であるということでもございました。また二つ目は、庁舎建設予定地は公共用地として市が買い上げることということでもございました。この背景には、この用地につきましては基盤整備事業の中で非農用地として設定することを事業主体であります農家の方々に申し伝えてあるということもありまして、また上位機関につきましてもその同意を得ているということもあつて、そういったお話だったかと思えます。三つ目は、庁舎等の財源計画でございますが、これはこれまでのとおり、合併特例債を充てることで総合的に検討することということ、以上の3項目でこれらの内容を検討するために一時凍結の解除を要望するというところで、その申し入れがございました。

このことを受けまして、8月31日の定例会の開会日に、議会庁舎等検討特別委員会の中間報告がありました。その内容につきましては、今申し上げたとおりの報告であったかと思えます。私といたしましては、このようなことで、議会の総意によります申し入れにつきまして重く受けとめて、その方向で進めてまいりたいと判断をいたしまして、一時凍結の解除を表明いたしました。

その後、4地区に設置してあります地域審議会への経過説明と意見の聴取、また区長の皆様方にも同じように行っていました。その中で、4地区の地域審議会においても委員の皆様方からさまざまな多くの意見を聞くことができました。そのほかに、区長の皆さんや市民の方々からの意見を聞くことができましたわけですが、一方、議会庁舎等検討特別委員会からは、市長は整備方針を示すべきであるというようなご意見でございまして、これまで聴取した数多くの意見をもとといたしまして、私なりに熟慮を重ねました結果、三つの案を庁舎等検討特別委員会に提示をして、議員の皆様方のご意見を伺ったところでございます。

最終的には、多くの議員の皆様方からもこの案に対しまして賛成のご意見がございました。それは案の1から3まで出しましたが、案2、すなわち本庁舎の耐震並びにリニューアル工事に併せまして、分散している第2庁舎、第3庁舎、中央公民館を含みますが、及び第4庁舎を統合して本庁方式としたときの職員配置を考慮し、不足する面積が出ますので、この不足面積を増築する方向で進めると。これが最良であると判断をいたしまして、議会庁舎等検討特別委員会へ表明をいたしました。その後、4地区の地域審議会への説明、また市民の皆様への市のホームページや広報12月号でお知らせをしてきたところであります。

以上のような経過から、11月24日開催されました第5回の市議会の臨時会におきまして表明しました、庁舎等整備方針に基づきますところの基本構想、基本計画策定の予算ということでご提案申し上げまして、可決承認をいただきました。すなわち、予算の執行について、今、私が進めているところでありまして、整備方針が変わるということはありません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） もう市長の方針は変わらないと、ぶれないという姿勢が示されたのは、私は非常に重要だと思います。これまでの半年以上にわたる議会の審議、そしてそこで議論した論点は、ほぼ全体を網羅したものであって、その審議を踏まえての市長方針であるわけですから、ここでぶれることは私はあり得ないと考えます。

次に、市長方針が打ち出されて以降、今日に至る間に私が耳にした個別論点で若干気になる問題もあるので、整理する上でも2点お聞きします。

1点目は、合併協議会の合意事項の変更についてです。

さきの11月24日の臨時議会の討論で、合併協議項目の変更は国・県の許可が要るとの発言に、正しいのか調査しろとの意見が出る、こういうやりとりの場面もありました。その後、この問題については整理されていないので伺いますが、これについてはどう考えますか。

2点目、いわゆる離婚、分離についてです。

私は、9月議会以降、各地で開かれた地域審議会、菊池、旭志、七城、この三つの地域で各2回、泗水地域で3回、この地域審議会すべて傍聴をして、新庁舎問題での審議会の意見を実際聞いてきました。その場の雰囲気や感情も含めて触れていきます。

その中で気になる議論がありました。新庁舎を花房台につくる約束があったから合併した。それが破られるなら離婚する。こういう議論でありました。私はここには二つの問題があると思います。

一つは、そもそもなぜ合併をしたのかという問題です。

この点では、私は9月議会の一般質問で、今後、財政が厳しくなり、住民サービスを維持するためには合併しかないという当時の泗水町執行部のB&G体育館での説明を紹介しました。そのとおりであって、ここでは繰り返しません。当時、新庁舎を花房台につくるから合併する、こういったことは当然行政の側からの説明は、当時、泗水町住民でありましたが、泗水の住民にはなかったわけです。

もう一つ、離婚、離脱の問題。離婚を求める声であります。

なるほど、気持ちはわかります。ただ、これが現実的な課題となり得るのかどうか。平成17年3月に合併をして、もう7年目。仮に分かれるとなった場合、備品を含めて市の財産は一体どうなるのか。職員さんはどうするのか。人事権を持つ市長が分かれた後の泗水町に新菊池市の職員を渡さないとしたら、一体誰が業務をするのか、いろいろ考えられます。そもそも住民をそんな事態にさらしてしまうようなことが一体議会で議決されるのか。いろいろ考えてみれば、結局これはあり得ない議論、現実的な政治課題とはなり得ない問題であると考えています。この問題を市長はどう考えているのか、お聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 2点についてお尋ねでございまして、合併協議項目の変更、国・県の許可が要るのかどうなのかといったこととございまして。この点につきま

しては、合併協議会におきます51の協議項目、これにつきましては旧4市町村の協議において確認をされているわけでありますけれども、内容を変更する場合であっても、国や県との協議、あるいはまた許可というものは必要がないと、このように理解しております。

また次に、分町を求める意見ということではありますが、このことにつきましては、泗水地区におきます地域審議会の中でもご発言があつておまして、しかしながら私としては何のための合併であつたのかということを考えますときに、非常に先ほど市町村としての合併に対しては財政問題が論議されておつたというお話を聞きましたが、どこでもやっぱりその当時においては小さな政府を目指していかなければ国の存亡というのが、将来的に人口の減少、高齢化の中で考えられないと。よって、その基盤となります地方自治体、地方政府という地方行政につきましても、やっぱり合併における効率を高めていかなきゃならないというのは一つ大きなキーワードであつたと思います。その前にぶら下がつておつたのが、あめとむちということでもあつたのかもしれませんが、しかし、その効果というのは着実に私は今出ていると思っております。

そういった意味で、この離婚ということについては全く考えておりませんし、論外であると思います。また、もしそのことを何かの方向で少しでも考えようとすれば、それは本当に悲しむべきことではないのかなと、このように思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今の答弁も受けて、じゃあ今後どうするのか、お尋ねをします。

今、質問したような声、離婚させてくれというような声もあります。また、地域審議会でも、納得いかんとの声も起こっています。

一方で、各地域から私に寄せられた声には、こういうものもあります。例えば泗水地域では、「私たちも将来負担が増えてもいいから新庁舎を花房にとは考えていません。今のご時世、庁舎はリフォームで済ませて、ほかのことに力を入れてほしい。」女性。「合併の約束だから守るべきと考えていましたが、いつまでもそうは言っておられない。現実的な対応で納得します。」男性。「これ以上、対立のまま先延ばししたらいけない。耐震、周辺整備で決着すべきだ。」男性。こういう声がたくさん寄せられています。それぞれの地域審議会の中でも同じような声も幾つも上がっています。

結局、住民も合併の約束と現時点での判断との間で苦悩している、これが現状だと思います。それに対して、もうこれから住民に対して丁寧な説明をしていきます

的な一般的な協調ではだめだと思います。今後どうするのか、どう事態の収束を図っていくのか、市長の考えを最後にお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） なかなか新庁舎問題、いろいろととらえられる方々、市民それぞれにあるだろうと思いますが、私の方にも実は凍結をいたしました平成18年12月、1通の祝電が参りまして、凍結を本当に敬意を表するというような祝電でありましてびっくりいたしました。そして今回、凍結を解除したときに、今度はまたお祝いの電話が、私が直接受けていませんが、それもまた泗水地区の方の方から電話がありまして、そういった非常にそれぞれの個々の思いというのは大変複雑にあるんだなという思いをしたところであります。

私の考え方としましては、多くの市民の皆様のご賛同が得られると考えられる本庁舎の耐震並びにリニューアル工事に併せまして、今、分散しております第2庁舎からこの第4庁舎までの中央公民館を含んだところで、これを統合して本庁方式としたときの職員配置を考慮して、そして不足する面積を増築する方向で進めることを表明いたしました。この表明について、全市的な観点から市民の代表である議会の判断を仰ぐ必要がありますことから、この11月24日に議会臨時会を招集しまして、庁舎等の整備方針に基づきます基本構想と基本計画の策定委託業務の予算を提案をしたところでございます。提案に対しまして、多くの議員の皆様方から賛同と承認をいただきましたことは、これは前に進んでいくことを了承いただいたことでほかならないわけでありまして、このように受けとめております。

今後につきましては、基本構想・基本計画策定業務を進めてまいりまして、先ほど怒留湯議員からお話がありましたいろんな後の利活用という意味におきまして、何をどうするかと、あるいは複合的などどうするかといったものを、いろいろと諸課題があると思っております。そういったものの構想を逐次市民の皆様方にも説明責任を果たしながら、ご意見を伺いながら整備方針を固めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から始めます。

○

休憩 午前11時41分

開議 午後 零 時57分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 午前中の東 裕人議員の3回目の質問に対します答弁におきまして、「先ほど怒留湯議員からお話がありました」と、このように申し述べております。この文言につきまして削除をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 一般質問をいたします。

二つのテーマでお願いをしておりますので、順次進めてまいります。

最初に、菊池市総合計画後期基本計画という「まちづくり基本条例」について伺います。

今やまちづくり、まちおこしに関しては、多くの市民の方々がそれぞれの目標を掲げ、ご奮闘をいただいています。我がまちを名実ともに豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちに育てるべく、日夜お取り組みいただいているすべての市民の皆さんに、まずは感謝と敬意をお伝えしたいと思います。

私もまた議員の端くれとして、菊池市総合計画に基づくところの豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちをいかに具現化するか、さまざまに模索をしている一人ですが、重要なことは未来の望ましい姿を市民の皆さんとともに構想することではないかと思っています。

総合計画はいずれの分野も重要であって、25の主要施策いずれも見落とせませんが、ここではまちづくり目標1の水と緑に囲まれた心のふるさとづくりに焦点を絞って、その中からまちづくり基本条例について、当局の今日における熱意をお聞きしたいと思います。

まちづくり基本条例は、住民自治条例などと呼称され、地方分権が言われ始めた約10年ぐらい前から、自治体の規模を問わず、全国的に制定をされてきました。その背景には、国も地方も厳しい財政状況に直面し、今までのように住民温情型、行政依存型の政治が行き詰まったことにより、市民も行政も発想の転換を迫られたという事情がありました。また、まちづくり基本条例が基とする住民主体の住民自治が民主主義の原理として市民社会に還元されるようになったこともあるでしょう。本市はそのような社会の趨勢に歩調を合わせて、総合計画基本計画冒頭のまちづくり目標1に、まちづくり基本条例の制定に取り組むことを記しています。

さて、基本計画の最終年度は2014年です。あと3年余りしかありませんが、

まず庁内の体制として、今日、菊池市まちづくり基本条例はどのように考えられていますか。制定責任者及び責任部署はどこでしょうか。また、担当スタッフはどういうメンバーで、どういう構成になっておりますか。

以上、1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 怒留湯議員のご質問にお答えいたします。

菊池市総合計画後期基本計画の市民総参加のまちづくりの推進の施策では、市民が主体の地域社会実現のため、市民自らが主体性を持ってまちづくりに参加できるシステムとなるよう、まちづくり基本条例の策定に取り組むこととしております。また、自己決定・自己責任の原理による地方分権がさらに進むことが予想される中で、普遍的な自治の仕組みを確立し、住民自治の強化を図っていくことが必要となっています。

このような中、全国のまちづくり基本条例を見てみますと、自治基本条例と表現する場合がありますが、市民、議会、行政などの責任と役割を明確にするとともに、まちづくりのあり方や進め方など、市政運営の基本原則を定めたものが多く、条例の素案づくりの段階から市民が中心となって、市民の思いを最大限尊重して策定が行われているようでございます。

本市におきましても同様に、それぞれがまちづくりの責務を明らかにして、市民と行政との協働の仕組みとしてまちづくり基本条例の策定などを検討していかねばならないと考えております。その場合、制定責任者につきましては市長となりまして、担当部署につきましては企画部企画振興課になるものでございます。また、現段階での構成スタッフにつきましては、先進地の調査等を行っている段階でございまして、検討組織の設立までには至っていない現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） まだ熱意は失われていないと受けとめましたが、地方分権の進展による自己決定・自己責任の増大、それからそれに伴う市民との協働の必要性ですかね。市民各層それぞれの責任の明確化などを視野に入れて策定の検討に入っているという段階ですか。でも、その検討組織の設立にはまだ至っていないと。担当部署は企画振興課ということですね。今の段階は、企画振興課の頭の中の絵というところですか。随分ゆっくりしていると思いますけれども、間に合うでしょうか。人手が足りないということはありませんか。

いろいろあちこち調べてみたんですけれども、どの自治体もやっぱり今後どのようなまちを形成して、どのように生き残っていくのか、それぞれがその地勢や歴史や産業といった個々の環境に応じていろいろ知恵を絞っているという姿が想像されますが、その一つのあらわれがまちづくり基本条例の制定とも言えるでしょう。

財政再建と住民サービスという自治体の2大責務、まさに二兎を追わなければならないという自治体の逼迫した様子が目に浮かぶようですけれども、条例制定先進自治体の事例を調べてみますと、実に丁寧に、丹念に準備がされて、多くの時間をかけ、多くの人々の意見が積み上げられているということがわかります。時間的には、立ち上げから制定、施行まで平均三、四年はかかっているようです。そしてまた、制定の過程において既に市民総参加の方式がとられていることも共通のようです。参加することによって、自分たちの手で作ったルールという意識が確かなものになって運用がうまくいき、成果も期待できるというわけでしょうね。

そこで、本市では条例制定に向けての立ち上げはいつになるのでしょうか。市民は制定の過程にどのように関わることになりますか。どのような方式をとられて、制定、施行をいつとされておりますか。

以上、2回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

まちづくり基本条例につきましては、平成9年に施行されました大阪府箕面市のまちづくり理念条例が最初と言われておりますが、その内容を見ますと、本市で言う総合計画の柱となるようなものを規範として定められております。

全国的に制定する市町村は増えている一方、条例が理念にとどまるものとなり、形骸化している場合も多く見受けられるようでございます。本市では、そのようなことのないよう、条例の活用、立ち上げの時期、市民の関わり、方式につきましては、先進事例の調査分析を行っているところでございます。その中で、市民の皆さんによる策定委員会のようなものも組織し、掘り下げた検討を重ね、一つ一つつくり上げていかなければならないものと考えております。

制定の時期につきましては、庁内検討組織などにおいて慎重に検討する必要がありますので、目標とできる時期が定まったときにお伝えすることができればと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 時期はまだ定まっていないということですよ。ご答弁によれば、市民の皆さんによる策定委員会のようなものを立ち上げて、掘り下げた検討を重ねていきたいということでしたよね、当然のこととして伺いましたが、実は男女共同参画推進条例がつくられるときは、男性、女性の非常にバランスのとれた懇話会が設置されて、その中で専門的な議論が行われて、激しいバトルもあったそうですけれども、その懇話会の段階で条例策定のための市民参画が実現されたと言われています。その結果、いい条例ができたわけですが。思いますに、まちづくり基本条例も単なる市民参加ではなくて、単に意見を聞き置くというレベルにとどまらない参画という位置づけが重要になってくると思われませんが、いかがでしょうか。

つくるという方向は明確におっしゃいましたので、次に条例の内容について伺いたいと思います。ただいまの質問にはちょっと追加してお答えくださいね。

菊池市総合計画後期基本計画において、市民が主体の地域社会を実現するため、各種計画、事業の決定プロセスに市民自ら主体性を持って参加するシステムとしてまちづくり基本条例、この段階ではまだ仮称ですが、制定に取り組みますと約束をしているのですから、できなかった、取り組めなかったでは済まない話ですよ。

条例には、計画が言うように、市民参画のシステムとして機能する内容が規定されていなければならないと思われま。言うまでもなく、現菊池市総合計画基本計画を企画立案した当事者に執行責任があるわけですから、余り先送りすることなく、現執行部において力を結集し、これを成就させることを追及していただきたい。その責任がありますね。

自治体の憲法と言われるまちづくり基本条例が、今おっしゃいましたように、単なる紳士協定や理念条例で終わらせては意味がありません。条例は、前文、総則、基本理念というように書き起こされると思われまますが、分けても前文は条例を総体として市民に明らかにする重要な文言になりますので、したがって、それは当然市長が自ら起草されるのが望ましいのですが、その認識でよろしいですか。

条例を市民が各種計画、事業の決定プロセスに主体性を持って参加するシステムとして制定するのであれば、少なくとも次の事項が盛り込まれていなければなりません。ほかにもあるかもしれませんが、情報共有と個人情報の保護の規定、男女のバランスのとれた参加と協働の規定、それから国・熊本県及び他自治体との協力等の規定、それから行政運営の原則の規定、それからおっしゃいました議会の役割の規定、それから公正と信頼を確保する規定、それからそれぞれの責務の規定、そして何よりも条例の実効性の確保に関する規定等が必要と思われまますが、それぞれに

見解をお聞かせください。また、このほかに項目があればお考えをお聞かせください。

そして、制定へのP D C A、計画・行動・点検・取り組みへの決意をお聞かせください。部長答弁の後に、市長のご決意があればお聞かせください。

以上、3回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 前文につきましては、条例の構成の中で条例の前文を定めていくことになると思われませんが、前文は条例を制定するに当たっての基本的な考え方を明らかにし、決意を示すところでございまして、条例全般にわたる解釈や運用のよりどころになるものでございます。したがって、市長の考えはもちろんでございますが、市民の皆様の思いが反映されるものでなければならないと考えております。

幾つかお示しいただいた事柄の情報の共有と個人情報の保護から条例の実効性の確保まででございますが、ほかの条例を踏まえ、策定する中で協議を行いながら、何らかの形で盛り込んでいくことになると考えております。

最後の計画・行動・点検・取り組みの決意につきましては、先進事例を見ましても、条例策定に向けた組織ができましたら話し合いを重ねる必要があると考えております。重要な条例でございますので、P D C Aの各段階における市民参加を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 怒留湯議員述べられましたように、地方分権の進展によりまして、地方自治体には自己決定・自己責任、これに基づきますところの自立した地方政府としての役割が求められております。しかしながら、これも述べられましたが、本当に厳しい財政状況のもとにおきまして、大変多様化しております住民ニーズへの対応、あるいは地域の抱いております課題の解決に向けた取り組みを行政だけが担うということには、非常に限界も生じてきているところだと認識をいたしております。

こういった中で、地方自治におきますところの市民自治の必要性については、地方自治を進める中で大切な位置を占めておりますので、行政と市民がまさしく協働して、どのような地域づくりを、あるいはまた自治を目指すのか、長期的な展望のもとにおきまして市民の皆様方との意見の交換を行っていく必要があると強く考え

ております。

その手段といたしまして、全国各地でもこのような条例の制定が行われているところでありまして、本市といたしましては普遍的なルールが求められることとなりますので、市民、そしてまた議会、行政がそれぞれの対等な立場におきまして情報と目標を共有するまちづくりをしなければならないと、このように考えております。

しかし一方では、この条例の制定というものは、部長が述べておりましたように、大変抽象的で理念的な内容にならざるを得ない、具体的な効力が見えにくいとも言われているところがございますので、本市は、菊池市にとってどのような市民、そして議会、行政の仕組みが望ましいのか、市民意識の高まりに留意をいたしまして、中長期的な視点にのっとして、この調査の過程で課題も提起されてくるものだと思いますので、少し時間はかかりますけれども、しっかりした内容の濃い効果的なものである条例というものの制定に向かって調査研究を行っていくべきだろうと、このように思っておりますので、どうぞよろしくまたお願いを申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 市長自らご決意をお聞かせくださいましたので、大いに期待したいと思っております。

次に、新市の庁舎の課題についてお伺いをいたします。

新市の庁舎をどうするかという問題は、合併に関わる最大級の課題でした。私は当初より合併そのものに疑義を呈し続けてきましたし、ましてや経済状況とともに価値観が大きく変化してきたこの時勢に、既に国や県の壮大な事業が展開されている区域に、また文化財保護区もかぶっている区域に巨額を投じて新庁舎を建設する構想など、とても最初から描き得ませんでした。ですから、合併協議会中も合併後もずっとその立場でこの件を見守ってきました。その間、本会議の中でも庁舎等検討特別委員会の中でもその見解を明らかにしてきたところですが、それに関してはその都度ミニ集会などを開き、多くの市民の皆さんからご意見を伺うことを心がけてきました。

そこで今回は、去る11月24日の第5回臨時議会を起点に、新しい展開となる新市の庁舎問題について、これまでの経緯を整理しながら、市民の皆さんにとって新庁舎問題をよりわかりやすいものにし、併せて現実の条件と現実の環境の中において、新市の庁舎の最も望ましい姿、つまり最大公約数の市民の同意を得うる姿とはどういう形なのか、問題となった数点に重ねながら確認をさせていただきたいと思っております。

まず、事の発端は、合併協議会における、いわゆる3項目の確認事項にあります

ね。その確認事項とは、合併当初の新市事務所の位置は菊池市大字隈府888番地とすると、2番目が、合併後3年を目標に新庁舎を建設することとし、国道325号、387号間の菊池市道花房森北線沿線周辺に適地を求める。3番目が、新市における庁舎の配置の方式は、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各市町村の庁舎を総合支所とすると。新庁舎建設後は本庁方式とし、総合支所を支所とする。その間、各支所の機能、役割等については、住民サービスの維持向上及び合併による効率化に配慮し、新市において調整するという3項目でありましたね。

この中で、1と3については、それぞれ旧市町村においても一般市民においてもほとんど疑義は聞かれませんでした。議論の対象にもならなかったのですが、しかし、今言った2については、財政上の課題と同時に、その地点が妥当なのか、またそこで可能なのが市民の各界、各層ですずっと問われ続けてきました。

私は、資料の収集や学習会を開くなどしながら、当初から合併協議会確認事項、新市の事務所の位置、2項目めの言う地点は、冒頭に述べたような理由によって、どの角度から見ても妥当ではなく、建設は不可能だと一貫して訴えてきました。本会議での質問も、たしか4回か5回になるのではないかと思いますけれども、その都度市長は、それこそ一貫して、非常に困難な状況ではあるけれども、合併協議会の確認事項を遵守するという姿勢を崩されませんでした。

しかし、合併後6年半たった本年11月4日、市長はその強固な姿勢の一部転換を明快に表明されました。それはグリーンロード沿線での新築ではなく、新市の本庁舎として、現本庁舎の耐震工事に併せ、エレベーター設置、トイレ改修に加え、外壁、屋根、サッシ、内部改修等のリニューアルを行う。また、耐震構造指標による緊急度の高い第2庁舎、第3庁舎及び第4庁舎を統合して、職員配置を考慮し、不足する面積を増築すると。並びに、支所の耐震工事や改修工事を行うというものでした。この案は、いわゆる市長提案の第2案と言われるもので、これについては議論は分かれましたが、結果として、去る11月24日の第5回臨時議会において、この第2案に基づく庁舎等整備基本構想・基本計画策定業務委託費として1,987万7,000円の議決を見たところです。

長い長い経過を顧みながら、私は冷静に受けとめていますが、多くの市民の皆さんに正確な情報をお届けするために、また本日は傍聴者もいらっしゃるし、また後でネット中継をごらんになる方や議事録の開示を求められる方にもわかるように、数項目についてさらに確認をさせていただきます。

最初に、11月24日、これは全員協議会の説明によれば、この市長提案第2案は、地域審議会の中でも圧倒的な多数の支持を得たということですが、その一方で

反対の意見書が出されたとの説明もございました。私はこのことに心を痛めている一人ですが、その反対の意見書とは、地域審議会単体からのものだったのでしょうか。それとも、幾つかの団体の連名があったのか。もしくは、署名等も備えられていたのでしょうか。

二つ目に、最も大きな課題であった合併協議会確認事項、グリーンロード沿線ではないその背景と根拠についてご説明をお願いいたします。

以上、1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 11月4日開催の第7回の議会庁舎等検討特別委員会におきまして、庁舎等の整備方針を表明しましたので、4地区に設置をしてあります地域審議会に表明に至るまでの経過説明とその内容を報告させていただき、意見を伺ってきたところでございます。

ご質問の意見書につきましては、11月21日に開催しました泗水地区の地域審議会において表明、内容の報告後、質疑応答、さらには委員の方々からの意見等をお聞きした上で、私の方から合併協議会の確認事項のグリーンロード沿線周辺の用地につきましては、議会も無理という判断をされておりますということを申し上げました。これにつきましては、皆さん方はどうお考えでしょうかと、やむを得ない、もう仕方がないと思っておられるのか、あるいはこのD地点を予定地としてありますので、それについての何か整備方法というものが何か案としてお持ちになっているのか、またD地点を無理だということで共鳴されるものであるならば、ほかの案は何かお持ち合わせありませんでしょうかといったことで、D地点をそのまま引きずっていくのかどうなのかといった思いをはっきりとお話をさせていただきたいと。前に進むことが、旭志と七城については2回ずつやりましたけども、泗水地区はもう既に3回目になっているということで、同じことの繰り返しをやっておりますもんですから、前進しなければいけないということで、思いを持っておられれば述べてくださいということを申し上げたわけでありまして。

これで逆質問みたいになったわけでありまして、そこで休憩をとられまして、約10分間ぐらいの休憩だったんですが、16名の地域審議会の委員定数であります。欠席が5名おられまして、10名の委員の方々が別室にて協議をされたわけがあります。泗水地区の審議会の意見書として、会長名で私の方へ手渡しにより提出をされたものです。私の質問に答えたものではなかったんですが、内容としては、花房台に新庁舎建設の実現を目指されることを強く望みますという内容でございました。

次に、合併協議会における協議項目、新市の事務所の位置の2項目の確認事項、合併後3年を目標に新庁舎を建設することとし、国道325号、387号間の菊池市市道花房森北線、通称菊池グリーンロードと呼んでおりますが、この沿線周辺に適地を求めるという確認と異なる背景と理由ですが、これにつきましては、合併協議会における確認事項は新市に引き継がれて、新庁舎の基本構想・基本計画の策定に着手をし、進めてまいりましたけれども、平成18年の12月の議会の定例会におきまして、当時、建設予定地でありました花房中部2期地区の畑地帯総合整備事業地内での用地取得が出来るという状況であったことから、次のステップに進むことができないこと。また、国の地方に対します支援等が大変厳しいものとなっている中におきまして、本市は国・県からの依存財源で運営しております。今後の国の経済動向とか、あるいは政府の方針というものが見通しがつかめない状況下では、しばらくは用地が取得できないという現状からいたしましても見きわめる必要があること。また、新庁舎の建設については、これまで議会や市民の皆様の間にさまざまな意見がありまして、慎重に合意形成を図っていく必要があったことから、一時凍結を決断をいたしましたところでございます。

しかし、新庁舎等の建設整備は、合併後の菊池市の大変重要な課題でありますので、一時凍結の間は花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の推進につきまして、事業採択に向け、受益者の同意推進を地元の推進員の皆様と連携をしながら行ってまいったところであります。また、事業主体の熊本県と地元の推進協議会との連絡調整を図りながら、この事業の早期着工に向け、いわゆる用地取得につながるということでもありますので、この支援を行ってまいったところでございます。その結果、平成19年10月にこの畑地帯総合整備事業の事業につきまして事業採択申請を行いまして、20年5月、翌年の5月には事業の採択を受けました。

また、財政の安定化を内部的に図る必要がありまして、さまざまな、いろいろな取り組みを実施してまいりました。特に、歳出面におきましては、一つ目に組織機構の見直しによります人件費の抑制、削減。二つ目に、事務事業の見直しによる事業、補助金等の整理や統合。三つ目に、公共施設への指定管理者制度の導入による経費節減や、職員数が5年間で、合併当時の計画におきましては48人を削減する計画になっておりましたが、前倒しによりまして91人を削減いたしました。また、緊急性、必要性、均衡性を勘案しまして、新市建設計画の事業見直しによりまして削減を行いまして、全体予算から20%の削減をしております。

以上のような取り組みによりまして、平成19年度からは市の財政の収支状況というものを把握しながら、新庁舎建設のための基金の積み立てを実施してまいりました。新市では合併協議会の確認事項に基づき事務を進めていますけれども、合併

前に予測をしなかった、あるいはし得なかった一つ目には社会情勢の変化、あるいはまた二つ目には市民ニーズの変動、また三つ目には法律の改正などがあったことによりまして、いろいろな意味におきまして見直しや変更が必要となってくる場合があります。

そういったことを含めまして、まず社会情勢の変化につきましては、新庁舎用地の確保について、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業により取得することとしておりますが、現在の状況から推察しますと、合併特例期間内における庁舎建設が無理であるということでもあります。

それから二つ目には、市民ニーズの変動につきましては、市民の代表であります市議会の方よりご案内のとおり凍結解除を行い、合併特例債を活用して庁舎等の整備を検討することなど、3項目の申し入れがございました。

そして、法律の改正があったことについては、本年1月末に国から庁舎整備事業に係ります起債制度の変更について通知があったわけではありますが、庁舎整備を行う場合、これまでの標準面積と標準単価ということに基づいた標準事業費ということでありましたが、その取り扱いが廃止になりました。これまでの標準事業費に基づく地方債の借り入れであったものが、事業費により借り入れが可能となりまして、合併特例債を活用して建設すれば、交付税措置により将来の財政負担を抑えることができ、財政的に非常に有利になったということでございます。

こういったことから、本年の8月31日、今開会の議会定例会におきまして、合併特例債の発行期限が限られた期間内での庁舎等の整備を検討することになると早期の取り組みが必要となりますので、一時凍結の解除を判断をさせていただきました。

凍結の解除後は、先ほど、午前中の東 裕人議員の質問にもお答え申し上げましたが、重複するところがありますが、議会の定例会の閉会后に、早速4地区に設置してあります地域審議会へこの経過説明と意見を聴取いたしました。また、区長会の皆様へも同じように説明と意見聴取を行ってまいりました。

4地区の地域審議会において、委員さん方からのさまざまな、たくさんの意見や区長の皆様、市民の方々からの意見も参考にいたしまして、10月21日に開催の議会庁舎等検討特別委員会において、三つの案を提示させていただきました。そして、議員の皆様方の意見を伺いまして、ほかに何か案はございませんでしょうかということを申し上げたところであります。

以上のような経過を踏まえまして、最終的に判断する必要がありますので、11月4日開催の議会庁舎等検討特別委員会におきまして、庁舎等整備の基本方針を表明をさせていただきました。また、表明しました庁舎等整備方針に基づく基本構

想・基本計画を策定する必要があったことから、去る11月24日に議会臨時会をお願いをいたしまして、業務委託料の予算を提案をさせていただき、議会においても全員協議会を開催され、慎重にご審議をいただき、本会議におきまして承認を得ましたので、今後はこういった私の表明いたしました方針に基づきまして予算の執行に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 只今のご答弁によって、心配しておりました反対意見書についても理解ができました。ご答弁は長い長いご答弁でしたが、これまで幾度となく受けてきた説明と何ら相違はなくて、ただいまのご答弁は信頼できるものと受けとめて、次に進みます。

次に、財政の問題は、課題はどうクリアされるのかをお伺いします。

合併の確認事項に沿う新庁舎建設基本構想・基本計画の素案が示されたのが、元号で言いますと、平成18年11月でした。その基本構想・基本計画素案が描いた新庁舎の概要は、床面積、複合施設として約1万5,000平米ないし1万6,000平米。用地面積が約10ないし12ヘクタール。それから、新庁舎整備事業費として、本体、外溝、用地費等で約71億円。それから、周辺整備として道路改良、下水道等をつけるということで約27億円という、総事業費が約98億円というものでした。

合併特例債を充当できるにしても、これでは後年度負担が重過ぎ、市民の同意が得られないとして、場所の問題とともに財政上の問題を理由に、私も先ほどお触れになりました平成18年12月11日、新庁舎建設基本構想・基本計画の素案の凍結を求める議員団に名を連ねました。この凍結の申し入れを受け、市長は同年12月議会において、先ほども触れられましたが、二つの理由によって凍結を表明され、それが同議会で議決されたということでしたよね。

この時点での説明では、財政の試算では平成23年には積み立てていた54億の財政調整基金が底をつき、平成26年度には17億円の赤字になるということ。したがって、約65%を国・県からの依存財源で運営している本市としては、国の施策の動向を見きわめる必要があること。また、平成17年から19年度までの3カ年の決算を見きわめ、長期的な財政収支状況を把握する必要があることと述べられています。

そして、二つ目の理由が、確認事項が予定している県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業との関連として、事業が平成20年度に採択になっても、この時点での説明ですよ、換地、原案策定が早くても21年度までかかることから、市が造成

工事に着手できるのは平成23年度以降と考えられることというものであります。この場所については、その後も幾たびも変遷があり、事業との関係で早くても26年以降、もしくは文化財保護調査を考慮すればもっと遅くなることが予想されるということ等々、逐次報告をされてきたところでしたよね。

このときの凍結については、先ほど何か電報が来たというお話もありましたけども、市民の評価が高い側面もあったんですが、それはそれとして、今回、市長はその凍結を解除されて幾つかの案を示された中で、現本庁舎を新市の庁舎として、かねてよりの課題であった耐震補強を施し、リニューアルと旧庁舎群の統合を図り、周辺整備をともに行うという方針を明らかにされ、たびたびの質問に対して、その決意にはぶれはないと明言されました。ご英断に敬意を表しますが、実は市長が示されたご方針の新市の庁舎像は、このことに心を寄せてきた多くの市民の描かれた像とほぼ重なるんですね。私もここ数年、こうあるべきだという多くの市民のご意見を聞いてきましたが、つまるところ、現環境、現条件の中では、今回示された案に行き着くんですよ。

さきの議会で東 裕人議員が私案として市長案に近いものを一部開示されましたけれども、私も含めて他の議員の皆さんの中にも、そして多くの市民の皆さんもまた、既に東私案と市長提案に重なる領域に到達されておりました。それは、第7回庁舎等検討特別委員会において、多数の委員の皆さんが市長提案に賛同の意を示されたことでも明らかなように、たとえ特例債の活用期限が5年間延長されるにせよ否にせよ、この件のこれ以上の先延ばしはいろいろ住民感情も含めて、むしろリスクが大きくなる、複雑になると。そうであれば、今、この時期、この案で踏み出すしかない。つまり、この案しかないというご判断ではなかったでしょうか。

その意味では、多くの市民の願いと合致し、これなら何とか市民の同意が得られると思われまます。ただし、それでも財政の問題はどなたも心配しておられるんですよ。

そこで、ここでは今時市長提案を促した合併特例債の充当枠の緩和措置と、その活用の詳細についてご説明をください。その上で、この案での事業費がどう見積もられていくのかということも、できればお聞かせください。

2回目の質問です。どうぞ。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 怒留湯議員の再質問にお答えいたします。

庁舎整備事業に係る起債制度の変更につきましては、2月18日の月例会を初め、広報きくち10月号においても、市民の皆様に対しお知らせしてきたところです。

内容は、従来の標準面積及び標準単価に基づく標準的な事業費に対する地方債の借入額が、その取り扱いを廃止するというものであり、合併特例債で借り入れた場合は建設事業費に対し95%が充当できるため、事業年度における一般財源の額を抑えることができます。さらに、後年度において元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額として算入されるなど、返済に当たっての利点があるものでございます。

先ほどの事業費につきましては、基本構想・基本計画の中ではっきりまだお示しすることができませんので、今後のこととなりますけど、そのとき、お示しできますときにまたご説明させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） そうですね、踏み出したばかりですから、事業費の総枠などはこれからということになりますね。慎重に進められていくということですよ。

広報とかでお知らせしてありますので、大方の方は理解されていると思っておりますけれども、ちょっと重なるかもしれませんが、合併後6年余りがたって社会の情勢はめまぐるしく変動しましたね。政治の状況の変化、経済の状況の変化に一地方都市である本市もまた一喜一憂する日日であったと思っております。その中で制度や法律も変わって、その一つがただいまご答弁にあった合併に関わる特例債の起債制度の変更があったわけですよ、これが今年になってからでしたが。従来の標準面積及び標準単価に基づく取り扱いが廃止されて、事業費に対して95%が充当されるということになったということは、本市のようなこういう状態の自治体にとっては、いわば最後の機会というわけですよ。ただいま、あと市長のご答弁と、1回目、2回目のご答弁からして、問題であり続けた予定地、場所の問題も、法的、道義的、手続的にクリアされる見通しとなり、また財政の見通しもほぼ立つ状況であると理解していいのでしょうか。

ちょっと振り返りますが、元号の平成22年4月1日付で明らかにされた市長の新庁舎建設についての方針には、凍結からこちらの起伏の多い長い経緯が詳しく述べられています。その節目節目で私たちは説明を受けてきたのですが、その説明を受けた者にとっては、その経緯と経緯の間は整合性を持ってつながっていることが確認され、その文脈にこれといった矛盾は見当たりません。

新庁舎建設についての当時の方針、そのとき出された方針には、その間、リーマンショックに見舞われるなど、波乱に富んだ内容も含まれておって、またもう一つ、

各総合支所の耐震診断検査の結果、特に現本庁舎のI s値は緊急度ランク7段階の2番目に高い数値であることが判明したことによって、早急に耐震工事を行いたいと述べられています。議会はこれを受け、本庁舎の安全性は緊急時や災害時の活動拠点として機能するよう、早急にその安全性を確保しなければならないとして、臨時議会をもって耐震補強の方向性を認めてきたところですが、それが今回の提案に活かされることになりました。

私は、この耐震補強の方向性を認めた臨時議会の後の本年3月議会において、耐震補強を行う際には、バリアフリー化を基本に、リニューアルとともに、特に福祉教育人権分野の実務のスペース、市民相談のスペースの増設を図るべきだと提案しました。これについての答弁は、ほぼ約束していただく内容であったと記憶していますが。

さて、それでは最後に、現庁舎を新庁舎とする、ぶれないというその方針のそのリニューアルと周辺整備の内容について伺います。

まず、福祉教育人権分野市民相談室等の増設についての構想。それから、職員の福利厚生分野。相談室、休憩室などありませんよね、そこら辺に対する配慮についての考え方。それから、複合施設構想としての生涯学習センターはどのような内容なのか。例えば市民の待望久しい図書館はどう位置づけられているのか。それから、保健福祉センターはどういう役割を担っていくのか。これら増設、リニューアル等に市民の意見はどの段階からどういう形をもって反映されていくのか、以上についてお答えをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 怒留湯議員のご質問にお答えしたいと思います。

その前段におきまして、先ほど泗水の地域審議会のことに触れましたけども、16名と、私、言ってしまったと思います。15名中5名の方が欠席ということでございますので、訂正させていただきたいと思います。

本年の3月の議会の定例会におきまして、人権に配慮した相談室の設置の考えはどう考えているんだといった質問がございました。この怒留湯議員の質問に対しまして、和らいだ雰囲気での相談ができますような、そういった雰囲気で相談ができるような部屋を専門的に設けたいと考えていますとお答えをさせていただいております。これは耐震をして、この本庁舎を使うということでのお話でありました。今後、基本構想・基本計画を立てていく中におきまして、果たしてこの今の現庁舎の中にそういったものが適当なのか、今の組織の中でどういうふうに配置していくかというのは全くまだ今見えておりません。

いずれにいたしましても、述べられておりますように、福祉や教育や、あるいは人権の分野でそういったスペースが必要であるということは十分感じております。また、職員の方々におかれましても、食事であれ、あるいは休憩であれ、そういったスペースは全くないというようなことになっておりますので、こういったこともやっていかなければならないと。

また、複合施設と言いますけれども、これについては、今回の場合は今の構想計画の中でどういうふうにするのかといったことで必ずしも一体化しているものではないかもしれませんが、一体化するには、果たしてこの用地がどうなのかといったいろんな諸課題がありますので、まだまだ今の現庁舎の耐震とリニューアルと、それからこの第2、第4庁舎の問題、それに加えて足りない執務面積をどう確保するか、それがどこにどう確保されるかというのもこの構想計画というものが出てこなければわからないと。

その過程におきましては、ご案内のとおり、先ほども傍聴人の方が階段をおりられておまして、大変だということで手を差し添えたわけでもありますけれども、エレベーターの設置、バリアフリー化というのはもう当然のことでございます。この述べられたことにつきましては、今後の構想と計画の中で十分市民の皆さん方の声を聞きたいと思っております。この市民の皆様方の声を聞きますとともに、もちろんこの議会を初めとして、地域審議会、そして広くはパブリックコメント等で公表いたしまして、基本構想・基本計画をする過程において十分意見を取り込んでいきたいと思っております。そして、成果品になってきたときに、またそれはそれなりに評価していただければ、その実行という形になってくると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○14番（怒留湯健蓉さん） どうぞ豊かな構想をもってお取り組みいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

休憩 午後1時47分

開議 午後1時58分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） それでは、通告に従って一般質問をしたいと思います。

本市の活性化・青少年育成事業の進捗状況についてお聞きいたします。

いよいよ明年3月、7年60億キロの宇宙の旅をした小惑星探査機「はやぶさ」が、宇宙より菊池へやってまいります。昨年9月、企画課へ展示の話を提案させていただき1年3カ月が過ぎ、いよいよ展示にこぎ着けてまいりました。あと3カ月余りになりました。現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。

熊本市では、一足早く11月23日より5日間、「はやぶさ」の展示がありました。私も見学に行つてまいりました。熊本市は、プラネタリウムなど、他の施設もあるため、展示自体は閑散としていたように思いました。でも、見学の人はひっきりなしに訪れておりました。

本市の場合は、展示自体がメインになると考えます。そこで、企画内容はどのようなものになるのか、その際、市の活性化の面からの企画はどのような取り組みを考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 城議員のご質問にお答えいたします。

市の活性化の面からの企画としまして、展示計画の概要をお答えいたします。

菊池市での「はやぶさ」展示期間は、3月2日金曜日から3月6日火曜日までの5日間でございます。開館時間は9時から5時までで、菊池市総合体育館を会場として計画をしております。主な展示物につきましては、JAXAから活用にご協力いただく「はやぶさ」の実物がインストルメントモジュール、搭載電子機器部、背面ヒートシールド、パラシュートの4点でございます。これに関連いたしまして、前面ヒートシールドレプリカ、帰還カプセルカットモデル模型、探査機の8分の1スケールモデルも展示いたします。

このほか、解説用といたしましてプロジェクト解説パネル、「はやぶさ」帰還編DVD、宇宙開発関連の展示物としまして、日本のロケット開発の流れ、100分の1スケールモデルや、実際に着て記念撮影も可能な本物の船外活動宇宙服を初め、数点の展示物も活用させていただく予定でございます。

さらに、愛知県武豊町からは「はやぶさ」の実物大模型をお借りして展示いたします。「はやぶさ」の大きさを近くで確認することができ、来場者に喜んでいただけるものと期待をしております。

展示に関連いたしましては、東海大学九州キャンパスに委託をして、宇宙に関連した展示や公演などもやっていただくように準備を進めているところでございます。

来場者につきましては、平日は市内の児童・生徒の観覧を中心に考えておりますが、土曜日と日曜日の2日間は市内外から一般の方々にお越しいただきたいと考えております。そこで、商工観光課、農林振興課、ブランド推進課等と連携をして観

光物産展などを開催したいと計画しており、できるだけ多くの団体の皆様に関わっていただきたいと考えているところでございます。

広報に関しましては、市の広報誌やチラシ、ポスター、新聞等を活用しまして、市内外に広く周知を図りたいと考えているところでございます。

このような展示イベントにつきましては、本市ではほかに例を見ないものでございます。短期間の開催になりますが、より多くの皆さんに会場していただき、「はやぶさ」による宇宙開発の成果や宇宙への夢や思いを膨らませていただきますとともに、菊池市のPRも併せて行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） この企画は全国で40カ所と、限られたところでしか実施されていない貴重な展示であります。周辺自治体にも大いに宣伝していただき、多くの方々に見学していただき、まちへも繰り出していただければ、市の活性化にもつながると考えております。

次に、未来ある子どもたちに一人でも多く見学してもらい、将来、宇宙飛行士を目指す子どもたちがあらわれてくれればと期待をするところであります。

いずれにしても、二度とない貴重な企画であります。周辺自治体の子どもたちも多く見学してもらいたいと思います。ここで、教育の面からの企画に対する教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 青少年育成の面から、教育委員会としての取り組みについてお答えしたいと思います。

まず、この小惑星探査機「はやぶさ」は、もう皆様もご存じかとは思いますが、小惑星から土壌サンプルを持ち帰ることができることを実証するため、工学実験探査機として2003年に打ち上げられ、幾つものトラブルを乗り越え、2010年6月に無事地球に帰還してまいりました。この奇跡とも言えます帰還を支えた最先端の技術やプロジェクトの内容を子どもたちが学習することにより、宇宙に対する興味、関心を引き出し、さらには子どもたちの学習意欲への向上につなげるとともに、何事にもあきらめず、最後まで努力する強くたくましい心が育まれるということを、教育委員会としては子どもたちに望んでおります。

今回の展示会への教育委員会の取り組みとしましては、開催期間中の平日3日間、すなわち金曜日、月曜日、火曜日を利用して、市内のすべての小中学校の児

童・生徒が展示会を見学できるように計画しております。

詳細につきましては、現段階での予定ではありませんけれども、当日、まず東海大学九州キャンパスの協力によりまずミニ公演をいただいた後、「はやぶさ バックトゥーザアース」という映画を鑑賞し、展示品を見学できるよう計画しております。

また、「はやぶさ」展示会の開催記念として、市内の子どもたちに宇宙に興味関心を持ってもらうということで、宇宙をテーマとし、「はやぶさ」を中心に広く宇宙に関する絵画を募集の上、展示し、優秀な作品についてはオープニングセレモニーにおいて表彰を行う予定でございます。

また、各小学校、中学校におきましては、事前にJAXAから提供いただいたDVDや資料を活用しながら、まず前もって学習していただいて、見学した後、児童・生徒に見学した後の感じたことや興味を持ったことなどを感想文を書いていたくように予定をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 当初より予算もかなりの金額となりました。しかし、市長を初め議会の方のご理解を賛同をいただきまして、ここまで来たと感謝しております。しかしながら、まだもう少し予算が足りないようであります。こと青少年育成の一環であります。どうか議会の皆様もご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、最後に市長の展示に対するお考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 「はやぶさ」の展示に関しましては、本年度の施政方針でも重点的に決意を述べさせていただきました。そのときに、市内の子どもたちが宇宙に興味を膨らませ、これをきっかけとしてさまざまな分野で挑戦できる子どもたちを育ててくれることを願ひたい。また、市内外から多くの皆様に本市を訪れていただき、菊池市の歴史と自然に触れていただきたい、そういったことを申し上げました。

いよいよ菊池市での展示が近づいてまいりました。先日、熊本市の博物館で展示が行われましたけれども、大変な人が入館されたという話がニュースで流れておりました。本市では、先ほど教育長と企画部長から計画の概要をお示しいたしたとおりでありまして、菊池市ならではの展示ができるように準備をさせていただいております。市内の小中学校の児童生徒19校につきましては、全員に見てもらいたい

という考えでありますし、またそのためには送迎という問題もあります。バスの借用等につきましては、今議会でも補正をお願いしているところでございまして、よろしくその辺ご理解、議会の皆様方にはお願いいたします。

「はやぶさ」展示に対します私の決意のあらわれでもございますが、ぜひひとつこの件につきまして、また皆様方にはよろしくご理解を今議会においてお願い申し上げてお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） じゃあ、よろしく願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

韓国との交流についてお聞きしたいと思います。

本市は、韓国との交流でさまざまなイベントを企画され、相互の交流も順調に行われております。さきの一般質問で、韓国映画の撮影を本市でやってもらい、韓国の皆さんにアピールできないかと質問させていただきましたが、今回は食の交流ができないか、お聞きいたします。

今、韓国では、さまざまな日本料理店が出店されてブームになっているようです。韓国の食べ物、例えばインスタントラーメンやキムチなど、手軽に手に入るようになりましたが、本場の韓国料理を日本で食べられるようなところは余りないように思われます。そこで、本市で韓国料理を食べられるようにならないか、質問します。

併せて、旧泗水町は中国の泗水県と友好都市を結んでおられました。泗水に行けば中国料理が食べられるようになれば、市の活性化につながると考えますが、いかがでしょうか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 現在、菊池市は韓国の忠清北道清原郡、全羅北道金堤市の2都市と中国山東省泗水県の計3都市と海外友好都市を締結し、交流を続けております。

ご質問のありました食の交流につきまして、現段階では韓国の食に関しましては国際交流映画祭開催時に韓国民団を通して韓国ラーメン、韓国のり、キムチ等の韓国物産を販売することにより、韓国の食文化を紹介しているところでございます。来場者の多くの方が興味を示され、購入いただいております。特に、韓国の食の代表でありますキムチにつきましては、本場韓国の調味料を使った本格キムチづくり教室を開催しておりますし、軽トラ朝市においても韓国物産を販売するなど、広く市民に触れる機会を提供いたしております。

また、中国料理につきましても、現在でも市内に数件の中国料理を提供している飲食店がございます。今年10月の国際交流映画祭において、熊本県国際協会の協力を得て、中国料理と物産のお店を出していただいたところでもございまして、多くの来場者が食され、好評を得たところでもございます。

今後におきましても、映画祭等の機会を利用し、韓国及び中国の食文化を広めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 映画祭等のイベントの機会を利用し、韓国料理、中国料理を広めていただければと、今回答えりましたが、私もそう思います。まずは、そのようなイベントで認知していただくことが大切と考えます。

今、各地で食に関するイベントが行われております。好評を博しているようです。B級グルメを初め、名物となればそれを目当てに多くの観光客が訪れ、大盛況のようです。

昨年、視察に行った岡山県津山市のホルモンうどんが、今年のB級グルメグランプリ2位になっておりました。実際津山で食べましたが、普通のうどんと感じました。何でもない食べ物も市の活性化につながっているということを考えると、宣伝効果が一番であると感じました。

昨年4位だったにも関わらず、まちは賑わっておりました。今年は物すごいことになっているのではないのでしょうか。

そこで、本市も韓国料理、中国料理をテーマとしたイベントや交流を進め、将来には韓国料理店や中国料理店を誘致しながら、できれば1軒だけではなく、韓国村、中国村みたいな食品街のようなものができれば、本市にいながらにしてまた本格的な韓国料理、中国料理が食べられるようにならないかと考えております。

今、本市でも中国料理などをされている店も刺激になり、相乗効果が期待されるのではないかと思います。一度火がつけば新たな観光の目玉になると考えます。

11月22日、いい夫婦の日のイベントに参加しました。滝を利用したモニュメントの展示や菊池市出身の歌手の幻想的な歌声が響き渡り、夫婦の日のすばらしい企画で、観光協会が頑張っておられました。各種団体と協議しながら、実現に向けて本市が中心になっていけたらと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 城議員の再質問にお答えいたします。

ご提案のありました韓国村、中国村といった飲食店街を主として誘致するといったことは考えておりませんが、現在各地でB級グルメ等による地域おこしが図られておりますし、食による人集めは地域活性化に大きく貢献していくものと考えられます。本市においても観光協会、温泉旅館組合との協同により、地産地消を目的とした地具鍋を展開しておりますし、それぞれの飲食店においては菊池井を提供し、食による活性化を進めております。その中で、地元産物を使用した韓国料理や中国料理を提供していくことも考えられますし、第三セクターの食のメニューの中に韓国料理や中国料理をメニューとして入れていくことも食の交流につながっていくものであると考えます。

以上のような点からも、今後も広く市民の皆様に韓国料理、中国料理といった食に触れる機会を設け、韓国、中国の食に関心を持っていただき、友好都市との食の交流の充実につなげていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 韓国や中国に日本へ出店したいと意欲のある方もおられるのではないかと思います。今までの交流の実績などでいろいろな手を使い、食の交流が実現できればと考えております。

最後に、太いパイプを持つ市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま企画部長の方からお答えいたしましたように、本市は、ご案内のとおり、中国、韓国とは友好都市を締結をいたしております。中国においては山東省の泗水県、また韓国におきましては全羅北道の金堤市並びに忠清北道の清原郡と、こういった3都市を通しまして交流を深めてまいりましたが、現在でも中国の方は少し停滞気味でありますけれども、スポーツ交流とか文化交流は幅広く活動を行っております。

今、城議員の方から提案のありました食の交流ということにつきましても、お互いを、歴史、文化を理解し合うという、あるいは認め合うためにも大変大切なことではあるかと思っております。今後、こういった交流の柱の一つとして、食の交流というのを進めていければという考えを持っております。

こういったことにつきましても、出店を果たしてできるのかといった場合に、大変そういった経済的な価値観が違うということもありますし、全く関わり合いの薄いところでは、そういった理解度が進めにくいんじゃないかなと。こうしたこれま

での交流の中におきまして、いわゆる韓国の方々の中で、菊池の一つの地域性と、あるいは地域の魅力というもの、あるいは市場性というものをリサーチしてもらって、これならいけると、それでまた少々リスクがあったにしても、それを間接的にいろんな支え合いができるかできないかといった検討等をしなければいけないものだと思います。

できればイベント等を通じながら、それを繰り返すことによって地域性がわかっていただき、出店というような意欲というものが出てくればなど。これもまた中国料理もそうだと思いますが、今、中国料理店も市内の中に開店しているやに聞いてもいますし、韓国料理専門店として何件あるかわかりませんが、一部にあるというふうに聞いております。それは専門店であるかどうかということだろうと思いますが、軒を連ねて中国店、韓国店というようなことでいくのには相当の時間もかかってくるんじゃないかなと思いますが、やはりそういった情報をお互い交換をしながら、菊池の魅力というのを高めていくことにはなろうかなと、このように思っておりますので、今後、この交流都市等々を通じながら、そういった思いをお持ちになっている方はいないのか、また熊本から、菊池から韓国釜山に、あるいはソウルに、また清原郡に出店でもしてみようというような思いの人が日本料理店としてないのかと、お互いの交流はそういったものではないのかなと思いますので、十分これからもそういったものに心配りをしながら進めてまいればと思っております。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） ありがとうございます。

じゃあ、次に行きます。

小児医療の夜間診療についてお聞きいたします。

小さいお子様をお持ちのお母さん方の話を聞きますと、夜間の急な発熱やけがをした場合の診療に不安を感じられておられる方が多くおられます。今は核家族化が進み、何世代も同居していたときと違って、いざというときの相談とか判断ができにくくなっているように思われます。

それで、今、どうしているのか、お聞きしますと、とにかく日赤などへ夜中に走っているのが現状のようです。どれぐらいなら病院に行く必要があるのか、行かなくていいのか、アドバイスをもらえれば助かるとの話が聞かれます。

そこでお尋ねしますが、今の状況とこの問題について話し合いが持たれてきたと聞いておりますが、どのような経過だったのか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） お答えします。

現在、本市におきまして小児科専門医は1人しかおられない状況であり、子どもの夜間診療体制の整備を望む声が多く、安心して子育てをするために必要な施策であると認識しております。そのため、平成17年度に菊池市小児夜間医療体制対策委員会を設置し、菊池郡市医師会の協力を得ながら協議を重ねてきたところです。

委員会の取り組みとしまして、子育て中の保護者のニーズを把握するため、平成17年度には市内の保育園、幼稚園児の保護者を対象に、さらに平成21年度には乳幼児健診を受診される保護者にアンケート調査を行い、その調査をもとに菊池郡市医師会と体制づくりについて検討してまいりましたが、小児の夜間診療体制を確立するまでには至りませんでした。

本市の対策としまして、県が実施しています小児救急電話相談事業の周知を図るとともに、菊池郡市医師会の先生方の協力により、子どもの急病時の対応等について広報誌に掲載するなど、保護者の不安軽減に取り組んでまいりました。また、在宅当番医制度やかかりつけ医の大切さ等について啓発に努めております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 私のところも嫁が2人おります。1人は県が実施している小児救急医療相談事業があることを知っておりました。もう一人は知らなかったようです。その中の嫁の1人がこんなことがあったそうです。孫が夕方、頭を柱の角にぶつけ、数分のうちにみるみる腫れ上がってきたので、どうしたらよいかわからず、先ほどの小児救急医療相談に電話したそうですけども、なかなかつながらず、1時間ぐらいしてやっと相談員の方とつながったと話しておりました。急を要するとき、果たしてこれで大丈夫だろうかと思いました。また、小児救急電話相談事業を知らないお母さんもまだまだおられるのではないのでしょうか。

そこで、今、医師会病院が移転新築中ですが、医師会とタイアップして夜間診療なり電話相談ができないか、今後も話し合いを持たれ、どこまでならできる、できないを具体的に話し合われ、またそのほかの方法が何かないか、不安を抱えているお母さん方の身になって考えていただければと思います。

また、子育て支援、人口の流出を防ぐ意味からも小児医療の充実が図られることが望まれると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 現在、移転新築中の菊池郡市医師会立病院に小児科の新設

はございませんので、菊池郡市医師会立病院によります子どもの夜間診療と電話相談の実施は厳しいと考えます。

本市としましては、熊本県が実施しております夜間の午後7時から午前0時まで、子どもの急病等に関して電話により看護師または小児科医が適切な助言を行う小児救急電話相談事業の利用をさらに進めてまいりたいと思います。

また、乳児健診の際に、乳幼児の急病時の対処方法のパンフレットを配布し、保護者の子どもの病気に対する理解を深めるとともに、医療機関の適切な受診を推進してまいりたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 医療費は中学生まで無料もしくは助成をしていただき、充実しておりますが、若い世代の人たちが市に住んでいただくためにも、小児医療の充実を図ることが大切と考えます。

平成19年第1回定例会の中で市長は、平成19年度予算編成方針の中で、医療体制の強化、充実につきましては、子どもの夜間医療体制の整備を推進するため、小児医療体制対策委員会との調整を行い、熊本県小児救急電話相談事業の周知徹底とさまざまな機会を活用した知識の普及啓発を充実させ、地域の育児力の向上に努めてまいりますと言われております。小児医療体制対策委員会なるものを一刻も早く開かれ、話し合いをされることを望みます。救急電話相談事業の周知徹底を大いに図っていただき、できれば相談事業だけでも市でできないかと考えております。

最後に、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 地元でいつでも安心して受診ができる小児夜間診療体制の整備につきましては、子育て中の保護者の皆様の大変強いご希望があることは従前より理解をいたしております。しかしながら、先ほど市民部長がお答えいたしましたとおり、菊池郡市医師会立病院を拠点とした子ども夜間診療体制の整備につきましては、大変厳しい状況にあるということでもあります。要は、医者不足、その中でも小児医療の医者というのは極めて少ないということでございまして、そこで本市といたしましては、今後も市民の皆様が安心して子育てができますように、その一助として、県で取り組んでおります小児救急電話相談事業、#8000の利用を積極的に進めるように、また啓発を行いまして、あらゆる機会を通じて保護者の皆さん方に適正な受診に関する啓発を行っていきたいと思います。

また、菊池郡市医師会の方に対しましても、通常の医者としての昼間の医療行為

の中で、そういった予防医的なものができればということで、お願いをしながら連携を深めていきたいなと思っております。これは医療圏域であります菊池、鹿本、そういった広い地域におきます連携というのも非常に必要ではないのかなと思っておりますので、その点を今後検討していきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

○

休憩 午後2時31分

開議 午後2時40分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 葛原でございます。

前々回は大きく原発と菊池市のことを心配しましたが、今回は中山間地のことについて質問をしてみたいと思います。

レジュメに、学校統合跡地の対策についてとしております。学校を統合するなら跡地の利用の問題も一緒に考え、地域との話を十分過ぎるほど進めてほしい旨の質問をいたしましたことがございます。そのときの答えは、学校統合の問題と跡地を進めることは困難をし、難しいので、進められない旨のことの答弁がありました。しかし、方向性は示されました。

跡地のことは当然考えられていると思われまして、3校それぞれに詳しく示してほしいのが1回目の質問でございますが、今までの廃校を見ますときに、立門小学校、重味小学校、豊間小学校、それから小木も含め、それぞれに体育館とか広場、また地域の公民館、それから区の公民館等々がございます。また、迫間中学校跡地は広場でございますし、尚実寮も消えました。この迫間中学校跡地の広場につきましては、トイレの設置の要望が地元から挙がっておりますことも、ここで申し添えておきたいと思っております。

幸いにして、水源中学校跡地だけが利用、活用されているくらいで、今後進むであろう小学校の跡地は、今までのような小学校の跡地で果たしていいものだろうかということをおもいましたので、どのような考えがあるかを質問をしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 葛原議員の学校統合跡地対策についてお答えいたします。

学校の跡地利用につきましては、本年6月の定例会でご議決をいただき、市長部局と教育委員会とで取り組んでいるところでございます。

現在の状況につきましては、学校教育課で学校の統合準備を進められているところですが、何分子どもたちの将来に大きな影響がある作業でもございますので、保護者はもちろんのこと、地元の方々にも学校を移る子どもたちを中心に考えていただいているところでございます。

跡地利用の具体的な方向性の考察につきましては、来年度から校区の代表者の皆様の意見を聞くところから入っていきたいと考えております。どのような活用をするにいたしましても、地元の皆様のご協力が不可欠となつてまいりますので、そのようなことも含めて一緒に考えていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） それだけですかね。

それでは、今の答弁を聞きますと、教育課に、そして学校を中心に考える、そして、地元の協力で進めるというようなことの、この3行ぐらいただったと思いますが、3校利用もいろいろあると思いますけれども、私なりに地区の意見として、もうそれぞれ四つぐらいにまとめてみましたことに対しましては、温泉を掘って養老複合施設、老人ホームやら保育園だろうと思いますが、そういうようなこと。それから、地元の特産品を使った年間を通しての販売加工所あたり、それからそのまま教室として、また山学校として、またキャンプ場、合宿専門強化施設等々も挙がっておりますし、4番目に救急事故対策、救急車の待機等々であります。専門強化施設等々が3校地区の考えが同じであれば検討する必要があるかと思いますし、要望、提案を申し上げたいと思います。

それと、要旨の2番目に掲げておりました文教菊池の再興を願う提言書についてとしておりますが、これは菊池市懇話会、菊池寄り合い所の方々からの提言書であります。これは去年の12月だったと思いますが、提言書が上がっております。その中に五つの丸で示されておりますが、教育委員会の肝要課題、二つ目は民間肝要課題、菊池論語、（仮称）菊池市立中世資料館構想でございますけれども、それからほかに外国語高等学校設立構想案が、それぞれに中身を詳しく提言されておりますことは、よく事務局等々はご存じであられると思います。

住民と地元の懇話会の方々の提言、提案、要望を申し上げましたが、これに対するの考えがございましたらばお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 葛原議員の再質問にお答えいたします。

地元の方々の要望としては、さまざまなご意見があると思います。先ほどお示しいただきました温泉を利用した老人の方々の施設、特産品の販売や加工所、宿泊施設など、地元の方々の協力のもとに成り立つ活用方法や、また救急車の待機場所や避難所としての生活面を重視した活用方法など、ご提案のようないろいろな活用方法があるかと思えます。

いずれにいたしましても、現在のところ、今の段階でどのような方向にしていくというようなことはございません。先ほどお答えいたしましたとおり、まず来年度から校区の代表者の方々と最初にお話をさせていただき、住民の方々にも広くご意見を伺って進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいま葛原議員の方から文教菊池再興の提言書につきましてお話がございましたけども、これまで20回に及ぶ教育懇談会等を開催されます中で具体的な教育の課題をとらえるなど、文教菊池の再興に向けて、議会、行政、学校、保護者、そして市民等の間で本質的な議論がなされまして、喚起する材料になることを願われ、作成されたものであると思っております。この中で、「国家百年の計は教育にあり」といった教育の重要性がうたわれるなど、教育行政に携わる者として、本当にありがたく受けとめておるところでございます。

3小学校の跡地活用につきましては、先ほど議員さんからご紹介があつていましたように、既に地元から幾つかご提案等もなされているようですし、また企画部長からも答弁がありましたように、これから地元とも十分に協議を重ねながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

このようなことから、三つの学校の跡地での文教菊池再興の提言につきまして、活用できる場所はしっかり活用していきたいと思っておりますが、先ほど申し上げられました中世資料館あるいは外国語高等学校等の建設につきましては、一つの提言として受けとめさせていただければと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 今の部長からと教育長からの答弁の中には、やはり地元の

代表者、また地元との協議をし、活用できるものは活用するというような答弁であったかと思えます。私もこの跡地の利用につきましては、本当に大事な検討課題であろうと思えますし、中山間地には人がいなくなるかよみがえるかの瀬戸際になるかと思えます。利用の仕方によっては活気づくかもしれません。都会でも団塊の世代の人々が老後を迎えますが、都会で暮らすよりも田舎を求めて来る、多くなるかもしれません。

今でも施設への入居待ちの人々は大変多うございます。私の身近なところで、入院しておられますけれども、病院を変わらなくてはならないために、その施設に申し込みましたところ、150番であったということで、しかし病院は出らにゃんというところで再度申し込み行かれましたところ、70番までは進んでいたということで、じゃああと何年かかるかという、3年かかる。じゃあ、入りたい人はどういう人かといえば、91歳の足の不自由な、若いときからひとり暮らしで子供がいなかったために姪ごさんが埼玉から来られ、引き取ることもできず、地元の民生委員さんと隣接の区の住民が連絡先になるからといって申し込みましたけれども、まだ今なお入居できないでおられますこと、このような方がおられることも知っておいていただきたいと思えます。

そういうような意味からいたしましても、養老複合施設を初めとし、地元の要望、提案、それから今、教育懇話会の提言書も重視していただきたいと思っております。

その中で、外国語のことも提言されておりましたが、この外国語におきましても、二、三カ国語ではなく、やはり九州に一つしかないような15カ国以上を試みる必要もあろうと思えます。これは私たちのように無学が、この前、北海道に行きまして、がちゃがちゃしゃべりよりましたのに、あなたはどこの国ですかという言葉さえ持たないようなことで、非常に不自由な思いをいたしますので、こういうようなことは大変いいものではないだろうかなと私は思っておるところでございます。

それから、今、お二人の方からも地元と十分協議して進めていくというような答弁でございましたので、私はこの地元の勉強も必要だろうと思っておりますので、地元研修費を組むことを提案を申し上げたいと思えます。これは最後に市長にお聞きいたしますが、もう四つ私が質問するようになっておりますので、四つ目の終わった最後に、まとめて答弁をいただきたいと思えます。

それでは次に、中央グラウンドの周辺整備についてとしておりますが、このことは物産館付近の開発のことで何回か検討されておりましたが、その後、どのようになったかを質問してみたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 市民広場の再整備につきましては、平成20年度から物産館から南側について、緑地公園や駐車場、エントランス広場を整備し、これに伴う道路改良などを行う予定でしたが、平成21年6月の議員学習会において、再整備に関する基本方針案を再検討するように要望され、菊池地区の議員の皆様を初め、社交業組合、物産館、観光協会、商工会、区長会などの各種団体の代表者を会員に、まちづくり懇談会として組織され、市民広場の再整備の進め方とその計画について協議を進めていただいております。

その中で、市民広場の現状にとらわれず、自由な発想で全体を再検討すべきと会議が進められており、本年度につきましては本市の歴史的まちづくりの調査を行っておられる九州大学大学院教授の藤原先生にアドバイザーとしてお願いをし、市民広場再整備の考え方についてご助言を仰ぎながら話し合っていたくことになっております。

近日、藤原先生を交えた懇談会を開催することとして準備を進めておりますが、市としましては今後も懇談会での方向性を伺いながら、市民の皆様にご理解をいただけるような再整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） もうアドバイザーで藤原先生にお願いをして、今後進めていくというようなことでございますし、じゃあ私の方から、その次、観光物産館内に資料館みたいな場所がありましたことは皆様方もご存じと思いますが、これは菊池公、私、定かではございませんけれども、武重公の鳳儀山での勉強風景でしたでしょうか。それから、寄合衆の風景というか何というか、実物大で人形を展示してありましたが、菊池にまつわる絵図、それから鎧等々があり、また長いすもあり、観光客の方々がアイスクリームを食べたり、座ったりで、よくこの菊池の流れ等々を見ておられましたように記憶いたしまして、本当にいいものであったなと私としては思っておりましたが、これがなくなった原因があるかと思います、この理由をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えさせていただきます。

菊池一族の歴史にまつわる場面を再現しました人形や絵図、古文書など、資料につきましては、以前は観光物産館内に併設されておりました菊池歴史資料館に展示され、県内外から観光客の方々に紹介をされていたところでございます。

当時の観光物産館は、建物の外で生鮮野菜類が販売されており、野菜の鮮度が落ちてしまうという状況にありましたので、平成14年度、歴史資料館部分約110平米をより新鮮な品質のよい野菜類を販売するためのスペースとして改修工事が行われております。それまで菊池歴史資料館で展示されておりました展示品、資料等につきましては、その際撤去され、現在はその大半をまちかど資料館や菊池夢美術館に移設し、展示されております。

ただし、一部模型等の資料につきましては、大変貴重な資料でありますので、今後とも引き続き大切に保管しながら、展示、紹介できる機会があれば有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ちょっと、野菜の鮮度が落ちるぐらいで観光物産館のあそこの資料館みたいなのがつぶされたちゅうことは非常に残念でございますが、これはもとの起こりは観光物産と歴史資料館を菊池発展の起爆剤として、これはできていたと思われま。非常に残念なことでございます。私も思いますし、観光物産館は菊池の顔として大切なところと思っております。

その中で、さきに申し上げましたが、菊池の物産と菊池にまつわる歴史資料が一緒にあることは、どんなに素晴らしいことかと思っております。まして私のように勉強が嫌いでも買い物ついでに菊池のことが大まかにわかる、好きな方々は、また興味のある方々は、場所が転々とあっても追い求めて学ぶ人がおられると思えますけれども、大半はそうでないと思えます。別々の展示は残念に思っておるところでございます。

今後の課題としましては、物産館を2階に増築し、観光客の食事処として、また空きスペースに一目でわかる菊池の資料、休憩場があれば、通過するであろう観光客も立ち寄ってくれると思えますし、一番最後でこういうところのなごみがあればこそ、また菊池のこともよくわかろうと思えますし、そういうような思いを提案申し上げますが、市長のお考えをちょっと聞かせていただければありがたいですが、よろしゅうございますか、そのことについて。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 観光物産館の利活用ということでございますかね。これについては、もう、たしか平成元年、2年ぐらいだったんでしょうか、できたのが。そのときの発足の主旨そのものが菊池のいわゆる物産館として物を並べて、こういった

物産があるよといった展示というものが主な主目的として建てられたものだと私は記憶をしております。そのことが、並べているだけではなくて、やっぱり観光客がたくさんお見えになっていた時期で、平成元年が最も観光客、宿泊客が多かった、40万人を突破したときの時代でありました。

ですから、やはり物を買いたいという誘客、宿泊客、そういった方々に対しての物品の提供という意味で、物販の販売の方に変わっていったということで、今、姿を見ましても、大屋根になっておりまして、非常に何か重苦しいような感じがいたしますが、その中で先ほどお話があっておりました、ろう人形があったということは私も記憶にあります、たしか大智禅師を鳳儀山にお招きをいたしまして、大智禅師にこの武重公が教えを請うという、そういった姿があったと記憶いたしております。それが、人形が4体、5体あったものが3体、2体と、だんだん狭くなってきて、あとは1体だけだったのではないかなと思います、格納されているということをお聞いております。

今後、それじゃあ物産館をどうするかということについては、現在の会社の方で、第三セクターとして会社の方があと2年だったのでしょうか、ございます。そういった中で、この第三セクターすべてに言えることではありますが、行政として民営化を進めている中で、あと第三セクターをどういうふうにしていくのかというような基本的な戦略を決めていかなければいけないと思っております。会社側としては、言われますようなレストランの建設だとか、あるいはまた全面的な改築等を含めたところでのリニューアル等についてはどうするかといったことの議論が取締役会でも行われておりますので、そういった動向を踏まえながら、行政としての判断をしていかなければならないと、このように思っておりますので、以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 今後の動向を見つめていくというような答弁でございました。

次に行きます。

菊池市架橋についてとしております。地震が最近多くなったような気がいたしますが、これは皆様方もご存じのとおりでございます。菊池市内にかかる橋は大丈夫かと心配をして質問したことがあります。順次調査をして、悪いものからかけかえを進めていく旨の説明を受けたように思います。その後の点検調査はどのようになっているかを質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 本市の市道にかかります橋梁数は560橋ございます。橋梁点検調査状況につきましては、平成21年度に534橋の目視及び詳細点検業務委託を行い、平成23年度に残り26橋の委託を行っております。

現在は、詳細点検結果をもとに、学識経験者等の専門的な知識を有する方の意見を伺いながら、橋梁長寿命化修繕計画を策定中であります。平成22年度に109橋を完了し、平成23年度に151橋、平成24年度に187橋、平成25年度に113橋の計画策定を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 今、560橋、そして順次、22年度から進めていくというようなことの答弁がありました。私たち、ダム下流域に住む者でございますが、下流域におきましては、もうぐっと身近なことでございますけれども、中片、寺小野、市野瀬、いずれも昭和30年代で、五十六年、七年たっておりますし、重量制限もありますし、もう22年が109、151橋とされましたが、これのそれぞれの調査結果は出ていると思っておりますが、このようなかけかえを計画されるとするならば合併特例債の活用ができると思っておりますし、どんどん進める計画をされておると思っておりますけれども、この3橋はどの、23、24、109、151、113橋のどの中に入っておりますか。わかればお答えいただければと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） ご質問の中片、寺小野、市野瀬橋につきましては、この560橋のうちのそれぞれの年度のどの部分に入っているかについては、ちょっと今現在詳細的な資料を持っておりませんので、後日お願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） じゃあ、後でお示しいただければありがたいと思いますが、この地区は道路も橋も本当に狭くして、レスキュー車といいますか、大型、はしご車あたりは全然通れませんので、山の事故も川の事故も大惨事が起きたときは見ていだけというようなふうになると思っておりますので、このことも十分見据えていただきながら、今後の検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

それから次に、竜門ダム流域活性化についてとしておりますが、今のと余り変わりませんけれども、重複するかと思えますけれども、龍門校区の区長さん方と下流域の5集落の区長さん13名と環境委員さん13名の方々にダム流域の環境をよくする会と銘打って、河川の草切り、道路の枝草切り、側溝の掃除等々をやっております。また、毎年毎年竜門ダム流域の環境整備に関する要望事項を5項目を挙げ、国、県、市に要望を続けております。

また、ダム流域の水質保全是もちろんのこと、いつも言っております下流域の河川管理を避難用道路としても使用します道路整備を要望してまいりました。おかげで少しずつはよくなっておりますことに対しましてはお礼を申し上げます。

今回も国土交通省、河川の方から寺野集落の外れに20メートルほどの離合所ができるようになっておりましたが、このおくれの原因は何でしょうか、これが一つ。おわかりですか、そっちは。

それと、西迫間虎口線と申しますが、改良できていない部分が約3キロぐらいあります。虎口と寺小野間、寺小野と市野瀬間、市野瀬・西迫間間の3区間でございますが、この計画はどのようになっているかを質問したいと思います。この道路は、皆様方も知っておられますけれども、一口で言えば、ヘビが卵を飲んだような状態で、ところどころ広くなるとというような状態でございますので、皆様方はこの状態のことはご理解いただけるものと思えますが、そのことを質問してみたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） ご質問の寺小野地区手前の離合箇所設置につきましては、整備計画区間の一部に国有地、白地が存在しております。その取り扱いにつきましては、財務局、法務局との協議が必要なために時間を要しております。

また、西迫間地区から虎口地区間3カ所の離合箇所設置整備につきましては、新市建設計画等にまだ載せておりませんので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

私語はやめてください。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 法務局ということのおくれは、それはわかりましたが、新市建設計画にないと、そんなばかな。私たちが、これは私が議員になる前から、ここにおられます木下議員を含め、県議も顧問になっていただきながら要望をずっと

続けてまいった計画でございます。こういうようなことで、新市建設計画にないというようなことは果たしていいものだろうか。やはりこれは地元議員が力のないけん、そういうようなことになつてでしょうか。大変残念なことでございますし、そういうことであるならば、こちらはこちらというようなことではございませんけれども、続けてまいりたいと思います。このところは強く要望を市長さんにもお願いをしておきたいと思いますが、この場をおかりいたしまして、絶対に組み入れていただくことを要望をしておきたいと思います。

学校はなくなる、道路計画はない、ひとり暮らしや空き地や空き家も増えるであろうし、跡地と周辺対策、道路は重要課題であります。プロジェクトを組み、地域活性化対策としての予算を組んで、地域の活性化資金をこのダム流域につくってほしいというのがその一つでございます。

それと、最初に言いました学校の跡地の問題も十分に地元と話すというようなことも企画部も教育長も話されました。ですから、そういうようなことの中にもちゃんと予算を組んで、この跡地のことについては進めていくのが本当であろうと思いますし、このことは強く求めておきたいと思います。

ダム流域の活性化を図ってほしいのでございます。そのためには、国有財産、所有地、市町村交付金が、私の知る限りでは7年前から少しずつ多くなり、ダム対策交付金として1億1,045万5,300円と示されております。このことは一般財源として扱っておられることもわからないわけではございません。しかしながら、その一部でもこの流域に活用するような考えをぜひともしてほしいというのが私の願いでございます。いや、使うべきであります。地元からは強く要望がされておることを申し添えておきたいと思います。市長の答弁をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

私が最後に市長のまとめをお願いするということは、こういうようなことの中から一応予算化をしながら、本当にこの活性化、竜門ダムで、後で中山議員の方からダムのことで、中山議員のダムは水を利用することであろうと私は推測いたしますし、このこととは全然別だと思いますので、この地元におる者の不自由さをぜひともよろしくお願いを申し上げたいと思います。市長、お願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほどお答えをしておりましたが、場違いでございました。視察研修費などの予算化のことでございますが、現時点では跡地をどのように活用するかが決まっておりませんので、地域の皆様方に具体的な方向性というものを示すことができないということを申し上げておったところであります。そのために、地

域の代表者の皆様のご意見をお聞きしながら、必要な先進的な事例というものを調査するために、職員がまずもって研修を行いたいと、このように考えております。

また、地元の皆様方につきましては、研修費につきましては、今年度もそうありますが、対象経費の2分の1以内ということで、10万円を限度といたしまして地域づくり補助金を活用いただいて、いろいろな先進地事例をごらんいただくように交付決定をさせていただいて、そういった地域もごございます。

来年度は地元の皆様と協議を進めていくこの学校統合の跡地利用でございしますが、一つの方向性が見えてまいりましたならば、さらなる調査を初めといたしまして、必要なことについては順次進めていくということを申し上げたいと思います。

それから、竜門ダムに関わります地域の活性化ということですが、これはこれまで旧菊池市の時代からたびたびにそういったご発言がなされてまいりました。決して、そのことをおろそかにしているわけではありません。龍龍館を初めといたしまして、一般財源の費やしているお金も相当なものになっております。

また、交付税が1億円余と言われましたけども、真水でいけば2,000万円程度だったと思っておりますが、そういったことからすれば相当の分が一般財源を費やしているということ、あるいは、また充当すればその分から出されていると言ってもいいのではないのかなと思っております。

だからといって、このままでいいとは思っておりませんので、竜門ダム下流域を含めまして、ダム周辺の皆様方に対しましてどういった手法をもって学校跡地の活性化も含めながら進めていくべきであるかということについては、今後またさらに精査を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、余り腹を立てないでよろしく願いしときます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後3時24分

第 3 号

1 2 月 8 日

平成23年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成23年12月8日(木曜日) 午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(23名)

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。後ろの傍聴席の方も起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 皆様、おはようございます。

先月、経済建設委員会の研修で高知県梶原市と愛媛県の大洲市に行きまわりました。

梶原市では10年前から、森と水と風、光、そして地熱を利用した自然エネルギーを活かした取り組みによって、生き物に優しいまちづくりを目指しているということで大変勉強になりました。驚いたのは、地域資源利用によるエネルギー自給率現在27%。将来は100%を目指しているということでございます。

また、大洲市では、まち並みの風情を活かした昭和レトロをテーマにした住民主体のまちづくりを行っておりました。美しい景観づくりのために、都市景観に個性のある統一感を求め、歴史的遺産を尊重し、現代に活かす取り組みをされておられました。

自然豊かな菊池市も非常によく似ていると思っておりました。本市に活かせればと、今後考えて帰った次第でございます。

梶原町でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

前回、6月議会では、採用試験が全国的に人物重視の選考に移行しつつあるという観点から、本市の将来を担う人材を発掘するために、いろいろな角度から人物を見ることが大切であるという質問を4点させていただきました。

1点目は、採用年齢の引き上げです。二つ目は、民間で培った能力や柔軟な発想を取り入れるために、民間企業からの人材登用についてです。三つ目に、障がい者

枠雇用についてです。四つ目に、条件つき採用期間中に老人ホーム等に一度は出向し、人物を深く見るということでした。るるお答えをいただきましたが、熱意のある人材を確保するために、人物重視という観点で独自性に富んだ採用試験を行う予定はないか、質問いたします。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。

泉田議員のご質問にお答えをいたします。

6月の定例会でもお答えをしましたが、本市の職員採用試験は、菊池市職員の任用に関する規則に基づいて実施をしております。試験の方法は、第1次試験として、受験者の知識や教養、専門性を筆記により審査をし、2次試験で集団討論により他人との協調性等を審査し、さらに個別の面接によりまして個人の性格や仕事に対する意識の高さ、公務員としての適合性等を審査をしており、採用においては各分野を通してバランスのとれた職員が採用できていると考えております。

議員ご指摘のような他の自治体では、より人物重視型と言える採用方法により職員を採用している例もございます。調べてみますと、神奈川県内の二つの市においては、教養試験や専門試験といった筆記試験を廃止し、面接試験、適性検査のみで採用を決定しておられます。こういった自治体の取り組みは、本市にとっても非常に興味深いものでありますので、こういった成果や効果を生んでいるのか、お聞きしたいと考えております。

また併せて、現在、本市で実施をしております集団討論、個別面接の方法についても、今後、工夫、改善の余地はないか、検証をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） ぜひ他の自治体を検証していただき、菊池市に合うように考えていただきたいと思います。

今回は、二つ目の人材雇用の質問に限って、さらに質問をさせていただきます。

民間企業からの人材確保、いわゆるキャリア枠についてです。前回の回答は、例年職員採用時に検討しているとのことでした。また、今後は民間企業経験者で対応した方が業務がスムーズに行えると判断される場合等は採用の検討を行っていきたいというお答えでした。

鹿児島県の奄美市では、民間の優秀な人材を確保しようと、一般事務や技術職の

ほかに、民間企業で専門知識を培ったキャリア採用枠を新たに設けておられます。募集条件は、会社員、自営業者、公務員など、職務経験が5年以上あり、専門的知識を有する人とされております。年齢は30歳から45歳までだそうです。

熊本県内においては、本年4月現在で、熊本市や阿蘇市など、8市町村が一般職に任期つき職員を採用する条例を出されております。このねらいは、専門知識を持つ実務経験者を採用し、福祉や建築、農商工連携など、重点5分野で行政サービスをするということです。そのほか玉名市でも、今、定例市議会で同様の条例案を提出することになりました。

行政改革を進める上で、民間で培われた人材のノウハウを投入することは非常に大事なことだと思っております。武田信玄の言葉に、「人は石垣、人は城」とあります。人が大事なのです。その人を探すために、自分たちで汗をかき、いろいろな角度から人材確保の努力をするべきだと思います。本市において、社会で活躍するエキスパートを市職員に採用するキャリア枠を設け、職員のスキルアップにもつなげる考えはないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） キャリア枠の採用につきましては、民間での高度な知識や技術を習得した人材を専門性の高い業務における即戦力として採用できるという大きなメリットがあると考えておりますし、全国的に見ても増加傾向でございます。

議員からただいま県内の状況をご紹介いただきましたが、本市で調べましたところ、県内14市におきましても、既に熊本市、人吉市、水俣市、上天草市の4市が社会人枠として民間企業経験者を対象とした職員採用試験を導入しております。4市の採用基準は、必要とする専門性に依りて違いますが、おおむね民間企業での通算勤務年数が5年以上であること、また年齢が40歳以下であること等となっております。

今後、行政ニーズはさらに複雑化かつ高度化することが考えられます。このような環境の変化に的確で迅速に対応できる行政システムを構築していく上でも、高度な専門性を持ち、公務員とは違った発想を持つ人材を即戦力として採用することは、業務面はもちろん、他の職員に対する刺激という面でも組織全体の活性化に大いに役立つものと考えております。

キャリア枠の採用につきましては、採用する業種や試験の方法、募集する年齢や配属先、さらには採用後の役職や給与等、多くの考慮すべき課題もございますが、市としましては前向きに検討すべき課題だと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 市長にもぜひお答えをお願いしたいと思います。

本市にすぐれた人材を確保するためのキャリア枠をどう思われるか、お願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 国全体の内需の拡大が大変停滞をいたしまして、産業全体の国内での生産力が低下をしております。こういった中で、追い打ちをかけますような円高傾向で、多くの日本の国内企業が海外へ海外へと生産の拠点を移さざるを得ないような状況下にあることはご存じのとおりであります。

そのような中で、本市の発展に貢献したいという方がおられれば、これはある意味優秀な人材を確保する絶好のチャンスだととらえてもいいのではないかなど、このようにも思います。即行政の中に入りまして戦力になるという、そういった高いいろいろな技術をお持ちになっている方、そして人間的にも融和と協調できて、すぐれた人材があれば、これはまたキャリア枠という採用について前向きに、今、総務部長が答弁いたしましたように、考えてもいいのではないかなど考えます。

また、質問の中身をお聞きしながら思ったことでありますが、一つの例えば方法として考えられるのは、民間との人事交流ということで、民間との人事の交流を進めていくことはどうなのかなと思ったわけであります。そういった中で、民間キャリアの方々ノウハウといいましょうか、そういったものを改めて行政職員が、ああ、民間ではこんなことをこうしているんだなといったことで、知り、学ぶことが可能ではないかなとも思ったところであります。

そういった民間の方々との交流、特に民間の方々を受け入れるということにおきまして、そういった導入というものについてうまくいくかどうかといったことを実施をしながら、そしてこのキャリア枠というものを考慮していけばどうかというふうにも思ったところであります。

民間の中においては非常にすばらしい能力、実績を上げておられる方が、必ずしも行政の中でこの能力を発揮していただけるかというのは、また本人の資質よりも、むしろ受け入れる側の行政の中であって、温かくそれを迎え入れるという、そういった雰囲気がないとできないのが職場だろうと思いますし、そういったものにつきましても職員組合等々との話し合いをしながら、こういった方向性がいいかというものも今後十分考慮しながら、導入に向けて検証を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 前向きに検討していただきたいと思っております。

次の質問に入らせていただきます。

田島工業団地についてです。

田島工業団地については、質問が今回で3回目になると思います。その間、執行部としましてもいろいろに努力されていること、また幾つかの企業からの相談があったことも承知しております。昨今の世界を見ても、日本を見ても、景気はますます疲弊してきております。いろいろな要因が重なり、田島工業団地の誘致企業が決まらず、現在に至っていることはわかっております。

しかし、今年で10年目になり、今まで借り受けた利子だけでも、計算しますと1億6,520万円、非常に高額であります。今後の見通しを考えたときに、このまま継続して企業誘致の努力をしていった方がよいのか、それとも用途変更して別な方法を考えた方がよいのか、その時期が来ているのではないかと思っております。

まず初めに、田島工業団地の誘致企業に対する今までの経緯と現状及び今後の見通しについて質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） おはようございます。

泉田議員の田島工業団地についてのご質問にお答えいたします。

田島工業団地の面積につきましては14.8ヘクタールで、平成8年から9年にかけて用地買収を行い、その平均単価は10アール当たり400万円で、用地費総額5億8,994万円となっています。補償費、測量設計費、造成工事費を合算した経費合計は13億289万円で、平成14年3月に竣工し、完成後9年が経過しております。平成22年度の借入金利息は1,688万円ほどかかっており、用地取得から現在までの利息総額は1億6,520万円で、平成23年3月末の帳簿価格総額は14億7,305万円です。今年3月からは菊池市土地開発基金から長期借入金を借りており、利率が普通預金の利率となりますので、平成23年度の金利負担額は約25万円を予定しています。

合併から平成22年度末までに田島工業団地に関する問い合わせは40数件あり、今年度に入りましても7件の問い合わせがありました。一般的に現場サイド、工場長レベルでの候補地を二、三カ所に絞り込んで役員会で決定するという流れですが、3件につきましては最終選考まで残り、市といたしましてもトップセールスを含め積極的に誘致を図りましたが、残念ながら決定まで至ることはできませんでした。

現状といたしましては、長引く不況の影響、円高、3.11の東日本大震災、電力不足など、さまざまな要因により企業の目が海外投資に向き、国内投資が非常に鈍くなっており、県企業立地課、県東京事務所、大阪事務所でも田島工業団地を積極的にご紹介していただいておりますが、具体的な交渉には至っておりません。

製造業はそういった状況ですが、メガソーラー発電事業を検討する企業、団体より、本年度3件の問い合わせがございました。3件のうち2件は無償で借りることはできないかとの問い合わせでございましたが、1件はリースまたは売買で現在検討されているところでございます。

また、これまでPRの場として参加してきました各種展示会に加え、今年から新たに開催された東京での企業・工場誘致フェアに参加し、効果的なPRを行っているところでございます。

今後も製造業への売却を軸に、製造業以外の売却、リースも視野に入れまして、県企業立地課、県東京事務所、そして大阪事務所と連携を図りながら、企業誘致を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） さまざまな努力をされているということはわかりますけれども、私の方としても一つ提案をさせていただきたいと思います。

田島は質のよい温泉地帯です。地の利のよさから、熊本市内から田島の温泉に来る人は数多くおられます。温泉住宅の分譲として利用方法はどのようなのでしょうか。

植木インターまで10分、福岡まで1時間という利便性の高い地域でもあります。企業と違い、雇用は生まれませんが、人口増加、活性化につながると思います。さらに、高圧線の下には木を植え、公園をしながらソーラーパネルで発電し、住民の電力の節電になればと思っております。田島工業団地を用途変更し、温泉住宅にする考えがあるか、質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

温泉住宅地にして分譲する考えはないかのご質問ですが、現在、本市において直接具体的な紹介をさせていただいている企業もございまして、熊本県内に10ヘクタール以上で段差がなく、造成済みの工業団地は田島工業団地以外になく、県企業立地課でも大規模企業誘致向けの工業団地として優先的に紹介をいただいております。

具体的に温泉住宅地とするためには、住宅への区画割り、上下水道や団地内道路の整備、再造成やインフラ整備などにかかなりの費用が見込まれますし、区画割りをした場合、現在のように広大な区画での企業への紹介ができなくなります。

このようなことから、今後も自動車関連企業、半導体・新エネルギー関連企業の製造業を中心にPRを続け、工場等の誘致につなげたいと考えておりますが、その他の用途での具体的な相談等がございましたら、製造業だけにこだわるのではなく、工業団地の有効利用が図れますように、温泉住宅の分譲を行う民間の不動産会社等への売却も含め、本市の特性に合った誘致活動を柔軟に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 非常にもう時間がたっております。さらなる努力をお願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。

風情ある街並みで観光戦略をとということで、このほど全国3,200ある温泉の中から菊池温泉が日本の名湯100選に入り、県内でも水俣、阿蘇に続き3カ所目になりました。大変すばらしいことだと思っております。誇りにすべきだと思えます。この温泉街を武器にして、風情あるまち並みを演出したらどうかと考えております。

菊池市には、きれいな水と名湯100選の温泉、歴史ある建物、豊かな自然があります。人々は今、いやし、安らぎを心の充足感を求めておられます。ぜいたくにお金を使うのではなく、心の満足度にお金を使うようになってきておられます。県立大の理事長であられる蓑茂教授の話の中でも、菊池市の自然を活かした歴史のある築地井手を活用したまちづくりをしていくべきだと提唱がありました。

以前、議会の中でも取り上げられていますが、温泉街や商店街の活性化をどうするかということで、築地井手のオープン化がありました。私もそれができるならよいと考えております。平成19年度の行政側の答えは、築地井手のオープン化は道路幅員が減少し、道路の利便性が低下するなどの理由により、地元の合意が得られなかったが、2期計画の中でポケットパークを整備し、築地井手の美しい水を利用した親水護岸の整備を行う予定ですと言っていました。しかし、昨年、平成22年の二ノ文議員の質問に対しての答えは、隈府中央地区の都市再生整備計画による実施は今のところありませんということでした。護岸整備の計画はどうなったでしょうか。

今年度、2カ所のポケットパークの整備が始まります。ポケットパークは、市民の憩いの場になり、観光客を呼び込む観光スポットであってほしいと思っております。菊池らしい風情あるまちづくりと併せてできないかと思えます。当初予定していた築地井手を利用した親水護岸整備をやりながら、もみじの苗木を隈府中央地区全体に地域に植えたら、風情ある美しいまち並みができ、もみじの里としてもアピールできるのではないかと考えますが、築地井手ともみじの里についてどうお考えか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 平成19年度に策定いたしました隈府中央地区都市再生整備計画、ご質問の2期計画では、計画区域である隈府中央地区にポケットパークの整備を上町、横町、中央通り、切明の4カ所に整備することとしておりました。その中で、中央通りと切明地区に整備するポケットパークにつきましては、築地井手に面した立地条件でもあったため、親水性に富んだ公園整備を計画しておりました。中央通りにつきましては、適地の確保が困難であったことから断念をいたしました。切明地区につきましては、ワークショップ等のご意見を踏まえ、築地井手の水を利用した水盤と足湯のある公園として整備することとなり、現在、工事に着手しているところでございます。

築地井手のオープン化につきましては、回遊道路整備前のワークショップでのご意見をもとに、井手のオープン化と、当時はもみじではなく柳の植栽でしたが、それらによる景観整備について議論を行いました。道路幅員の関係で交通車両の一方通行を余儀なくされるなどの問題もあったため、地元との合意形成が図られなかったということから、平成22年第2回定例会の一般質問において計画がないということをお答えしたところでございます。

現在におきましても、事業期間残り1年となりました隈府中央地区の都市再生整備計画の中におきましても、具体化する計画は持っておりません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 隈府中央地区の築地井手ともみじの植栽についてのご質問でございますので、その地区を包括する中心市街地活性化計画の面からお答えをさせていただきます。

築地井手は、正観寺、栄町、中央通り、迎町、切明と続く商店街を流れており、中心市街地計画区域の中でも特に商店が集中している地域であることから、市街地

の整備改善の必要性という事項の中で議論がされたところでございます。

地域住民や地元商店街の皆様と議論した中では、築地井手のオープン化よりも道路幅員を十分とり、さらに歩道を車道部分と同じ高さにしてフラット化することで回遊性の高い道路を希望するとの意見がまとまり、現在整備を進めているところでございます。

次に、もみじの植栽につきましては、沿線の緑化についても検討されておりますが、沿線両側には植栽スペースがないということから、計画には入っておらない状況になっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今、お答えをいただきましたが、私の提案の築地井手を復活し、もみじの里にする構想はできないということ、残念です。

今、日本の景観は主要道路に大型チェーンの店舗が建ち並び、どこに行っても画一的なまち並みばかりで、そこには何の個性もありません。商業店舗につくられた景観です。歩中に踏み込むとシャッター通りになり、わびしい感じがしています。こうした中で、地域性を出したまち並みづくりをしていかないと、ますます菊池らしさが失われていくように感じて仕方ありません。

ここで、私に一つの示唆を与えてくれた、感動した一つの詩を紹介したいと思います。金子みすゞの「わたしと小鳥と鈴と」という詩です。ちょっと読みます。

「わたしが両手を広げてもお空はちっとも飛べないが、飛べる小鳥はわたしのよ
うに地べたを早くは走れない。わたしが体をゆすってもきれいな音は出ないけれど、
あの鳴る鈴はわたしのよにたくさんな歌は知らないよ。鈴と小鳥と、それからわ
たし、みんな違ってみんないい。」。

最後の「みんな違ってみんないい」は皆さんも聞いたことがあると思います。この詩の言いたいことは、人においてはそれぞれの個性を認め合いながら共生するということだと思っております。

地域においては、それぞれの地域性や特徴を引き出しながら、いつしか人々の原風景になるというまち並みが必要だと思っております。菊池らしさを出すことが大事です。観光スポット、商店街あるいは住宅地などでテーマ性のある風情のあるまち並みをつくり、まちを歩く人が菊池らしさを感じ、誇りを持てるような本市でありたいと切に思っております。お答えは要りません。要望でございます。

次に行きたいと思っております。

ジェネリック医薬品についてでございます。

世界一の高齢社会を迎えた日本にとって、膨張し続ける医療費をどう抑制するかは重要課題の一つです。日本を支えてきた国民皆保険制度が生まれて50年、今、医療費の増大や国保の納付率の低下などで制度の存続が危ぶまれております。高齢化に伴う財政負担の増加は、今後も避けることのできない問題です。であるならば、増える一方の医療費をできるところから削減し、将来世代の負担軽減に努めることが必要です。

今、全国の各自治体でいろいろな医療費削減の方法を模索しておられます。その一つに、ジェネリック医薬品があります。ジェネリック医薬品とは、厚生労働省が先発医薬品と同等と認められた医薬品のことです。先発医薬品の特許期間満了後に、有効成分、分量、用法、効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、製造販売される安い医薬品のことです。

なぜ新薬は高く、ジェネリック医薬品は安いのかというと、新薬の開発には10年から20年近い年月と約500億もの投資が必要とされています。しかも、新薬として承認される成功率は1万5,000分の1です。それに比べ、ジェネリック医薬品は新薬についての市場調査、分析をした後に製剤化するための研究をし、厚生労働省の承認を得て発売されます。開発期間は約3年から5年なので、コストが抑えられ安くなります。本市でのジェネリック医薬品への取り組みとどのぐらいの市民が使用しているか、現状を質問します。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 本市のジェネリック医薬品の使用促進状況につきましては、平成22年5月に菊池管内2市2町連名により、菊池郡市医師会及び歯科医師会、薬剤師会に対しまして、ジェネリック医薬品の普及促進に関する協力依頼を行いました。さらに、平成22年度の保険証更新時に、全世帯に対しましてジェネリック医薬品の周知用チラシ及びジェネリック医薬品希望カードを併せて配付し、周知を図っているところであります。また、本市のホームページ上におきましても掲載をいたしております。

なお、使用状況につきましては数字を把握しておりませんが、申しわけありませんが、お答えできません。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 菊池市でも頑張っておられるということをお聞きしました。ジェネリック医薬品の最大のメリットは、患者の薬代を大幅に減らすことができ

るということです。例えば高血圧ならば、新薬の2割から3割負担で済みます。ジェネリック医薬品が普及すれば、それだけ本市の医療費の抑制に貢献してまいると思います。

アメリカ、イギリス、ドイツ、欧米は5割以上をジェネリック医薬品が占めているのに比べ、国内でも2割ぐらいの人しか使用していません。このことは、厚生労働省も推進していますので、ぜひ広く広報し、市民への普及を推進してもらいたいと考えます。

普及目標は、この菊池市で何%やるのか、最後に質問をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） お尋ねの普及の目標につきましては、今後の課題ということで具体的な数字は今のところ持っておりませんが、今後の取り組みといたしましては、平成24年度より国保連合会の標準システムにより、生活習慣病などの長期服用者を対象に、先発医薬品とジェネリック医薬品を比較し、自己負担の軽減額など、被保険者に通知する差額通知を行いたいと考えております。この通知により、自主的なジェネリック医薬品の切りかえを促進し、医療費適正化を図ってまいります。

また、引き続き医師会や薬剤師会などへ協力をお願いし、使用促進を図りながら、国保財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時39分

開議 午前10時50分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） おはようございます。

私、菊池市の活性化について質問いたします。

菊池市で活性化のため、各地域でイベントが行われていますが、本当にそのイベントが活性化になっているのでしょうか。

一つ例を挙げますが、菊まつりが行われております。菊を1年間育てておられる方には、毎年毎年気候に左右されることなく、すばらしい菊を展示されております。

頭の下がる思いであります。

本年は菊まつりの会場の周りに、ほの宵まつりの竹灯籠が菊の展示終了後に火を入れてありました。もったいないなと思いました。私は、今年から菊池で竹を使ったほの宵まつりを始めると聞いておりましたので、熊本市のみずあかりを見に行きました。すばらしい演出でしたが、それ以上に観客の多さにはびっくりいたしました。これは菊池でも菊まつりとほの宵を一緒にすれば、観光客の集客になりはしないかと思い、質問しております。

現在、菊まつりにはどのぐらいのお客が来ておられるでしょうか。菊池の菊の育成管理は菊花同好会にお願いされ、菊まつりにつきましては菊まつり推進委員会で運営されていると聞いております。それなら観光協会のほの宵と菊まつりを合併して、夜も菊を見れるようにして、大イベントにしたらどうでしょうか。

また、私は商工会の研修で岩手の遠野に行きました。議員の方も研修で行かれたと思います。それから、友好都市ではありませんが、奄美の龍郷町にも災害見舞いを兼ねて研修に行きました。災害に対して本市からの救援、両町とも本当に感謝しておられました。すばらしい歓迎を受けました。両市で言われたのが、国よりも何よりも友好都市の救援に本当にありがとうございましたということでした。

ここで思ったのが、ただ人的交流でなしに、物産的交流ができないかとの思いがあります。現在、物産館の交流はありますが、ほかにはありません。菊まつり、あの大勢のお客で経済効果を考えるとしたら、姉妹都市、J A、商工会に呼びかけ、土曜、日曜にイベントをしたらいかがでしょうか。イベントをすることにより、友好都市の物産を知っていただき、物産館での販売をし、売り上げもアップするのではないのでしょうか。

それから、私の考えではありますが、遠野市においての関係で、現在、菊池市の職員、議員、400名以上おられます。7割の方がリンゴを買えば300箱、400箱販売できます。こんなことも考えたらいかがでしょうか。

次に、ブランドについて質問いたします。

せんだって行われた東京での菊池の物産展の成果はいかがでしたでしょうか。それと、福岡でのイベントの成果について、それとイベントの告知の仕方についてもお聞きいたします。

それから、市長にお尋ねいたします。

龍郷町との姉妹都市の調印ができておりません。ぜひ龍郷町との姉妹都市を締結していただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 中山議員の質問にお答えさせていただきます。

11月1日から15日までの2週間にわたって開催されました菊人形・菊まつりは今年で22回目を迎え、今年も開催期間中は観光客を初め約10万人の方にご来場いただき、本市の秋の一大イベントとして賑わったところでございます。また、会場には丹精を込めて育てられました菊池一族の武将をかたどった菊人形や五重の塔、懸崖、盆栽など、約3,000点のすばらしい作品が展示されたところでございます。今年は、菊の展示に併せて菊池観光協会が企画されましたほの宵まつりの竹灯籠のオブジェを設置することができました。

今後は、菊人形まつりとほの宵まつりが一体的な催しになるように、関係機関や関係団体と十分協議をしまして、さらなる秋の一大イベントとなりますように努めてまいりたいと考えております。

次に、現在、本市では宮崎県西米良村と姉妹都市、岩手県遠野市と友好都市を締結し、交流を続けております。その中で、物産面の交流では、菊池都市間交流の会が中心となられて、西米良村、遠野市の特産物を取り寄せ、軽トラ朝市や地域の祭りの中で販売の取り組みが行われているところでございます。

ご指摘の菊人形・菊まつりの開催期間中における特産物の販売イベントにつきましては、友好・姉妹都市のご意見を聞いた上で、観光協会や商工会、JA菊池及び菊池観光物産館などの関係機関と協議をしましてまいりたいと考えております。

次に、ブランド推進につきましては、昨年から本市の農林畜産物等の販路拡大と知名度アップの一環として、福岡、東京において物産販売店などを開催をいたしております。

企画内容につきましては、第三セクター連絡協議会に業務委託を行い、福岡市の大手百貨店「博多大丸」で1週間、本市の農林畜産物の加工品の販売会を実施したところでございます。

周知につきましては、福岡のラジオ局が放送した効果があり、昨年度以上の売り上げと福岡のお客様に対する本市の知名度が向上したと思っております。

また、今回初めての試みとしましては、東京の日本橋プラザビルのイベント会場で2日間、本市の農林畜産物や加工品の物産販売と観光PRを実施しております。日本橋のイベントでは、東京菊池会を通じて開催通知をお願いしたということもありまして、本市出身者の方にもご来場いただいたところでございます。当日の売れ筋としましては、メロン、米、黒大豆、お茶、加工品のいきなり団子や菊池栗饅頭、漬け物などが好評でございました。

今後ともブランドづくりにつながりますよう、都市部におけるイベント企画を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 私の方に対しましては、龍郷町との姉妹都市の締結の考えはなにかということでのご質問であつたらうかと思ひます。

その前段の中で、今、イベントのことでお話がありましたんで、ちょっと私の方からも一口つけ加えさせていただきたいと思ひますが、このほの宵まつりというのは、まだスタートしたばかりでありまして、非常に観光協会を初めとする各種団体の方で取り組みをいただいておりますが、まだ非常に完全なものになっていないということもありまして、対外的には広くアピールをしていないということでございまして、菊まつりのステージをつくつてあるから、来年は菊まつりと話し合いをしながら、うまくこのステージ等々の利用をお互いにできるようにしたらどうかといった話が進められております。

そして、このほの宵まつりの竹灯籠ということにつきましては、私もいつも市長室の方から菊池公園の方を眺めると、もう毎年竹の方が大変生い茂つていて、菊池公園の方に迫つてゐるという状況を見ておりまして、そういうことを背景にしまして、何とか竹の消費拡大ということをやつながら竹林の整備というのができないかということで観光協会の方に申し上げて、何かのイベントのときに竹を大いに使つてほしいということをお願いしてきてきたところであります。

そういった意味でも、竹灯籠の細工というのがたくさん竹を使うようになってまいりましたし、またごらんになつたかもしれませんが、竹を今集めるときに、すべてを竹でつくつたいすが、竹もそのまま割つたわけではなくて、切つた竹をそのままつくつてあります。これは交流都市であります、たしか清原、金堤、いずれかだつたと思ひますが、そこで写真を撮つてまいりまして、それを参考にして全く同じようなものをつくつていただいておりますが、そういう意味で、今後、竹林の整備と併せて竹を大いに利用していきたいと、こういったことでスタートしたということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、遠野、奄美等の災害のお見舞いに行つていただいたということ、本当にありがとうございます。物産交流を進めておりますが、今月も観光物産関係のそれぞれの道の駅の代表者、また担当者の方々が、毎年でありますけれども、奄美の方に行きまして、物産の仕入れとして、特に1月から2月、3月近くまでかけて、ものを売るものが非常に少なくなつてくる時期なものですから、それでそれぞれの第三セクターの関係者が出向きまして、仕入れ内覧会といひましようか、そういったところに出向けていって、そして多分この数年間、毎年500万円前後のものを仕

入れをして、これは委託ではなくて、仕入れをしております。もちろんそれから奄美の大島紬等については、店頭において物産館の方で何さおか売れているというふうに聞いております。

それからまた、遠野のリンゴのことでございますが、私も議長と6月に参りましたし、また11月は土地改良で参りまして、11月に行ったときにはまだリンゴがすべての品種があったわけではありませんが、当面100箱ぐらい送っていただくようにということでお願いして、そして今到着が、きのうか何かやってきまして、そういったものについてやはり三セクの中で配分をしながら売っていただこうと。

ただ、今年はまだ非常にリンゴが不作であります。そして、見た目にも非常に品質が落ちているような感じを受けまして、また変形しているものがある、選別をしてあるのかなというような思いで疑問を抱いたところではありますが、そういうことで取り組みはさせていただいておりますが、職員の皆様方につきましては、また組合の方にもお話を申し上げて、パンフレットでも配布すると。その中で希望があれば買い受けていただければというふうに思いますが、ものが非常にないということでご理解いただきたいと思っております。

龍郷町とは、もう長年にわたりまして交流が深まっております、これはそれぞれの市民団体におきましても、ご案内のとおり、もう交流が深まっております。私ももう数年行っておりませんが、姉妹都市であれ、交流都市であれ、何かの形をもう整えてもいい時期に来ているのではないかなと思っております、また具体的には、議員さん方、最近もお見えになったという話でございますので、そういった雰囲気をお聞かせいただきまして、なるべく早い時期に龍郷の方に訪問をさせていただきまして、災害の見舞い等にもまだ行っておりませんので、そしてその場でそういったお気持ちがおありになるかどうかというものを聞かせたいと思っております。

大変この交流都市ということでもありますので、軽々にやってはいけませんので、不仲にならないように十分考慮しながら進めていかなければならないと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） ありがとうございます。

ほの宵まつりの起源をよく理解いたしました。私たちも観光協会に聞いたら自分たちで皆ああいう飾りをつくったということで、お手伝いができればと思っております。

それから、ぜひ龍郷との姉妹都市関係をつくっていただきたいと思っております。

また、先ほど聞きました集客10万人ということでもあります。もうこの人が1人500円でも使っていれば、経済効果はすごい効果になると思いますので、ぜひイベントを考えていただきたいと思います。

それから、ちょっと調べてみまして、隣の合志市では「NHKのど自慢」、「なんでも鑑定団」など、テレビでよく最近では放送されております。二、三日前から変なのでちょっと合志市有名になっておりますけれども。また、合志市のホームページを見ておりましたら、県が11月の末から始めましたくまモンを使った「進めよう、環境にやさしい農業、くまもとグリーン農業」の情報がもうネット上に載っております。もう何度もネットに、ネットというか、情報発進が菊池はおくれておると思いますので、もっとこれに対してはホームページについてもいろんな対策をしていただきたいと思います。

次に、ほかの市やまちでは、八代は居酒屋、天草は東京にアンテナショップ2店舗、あさぎり町は特産物に特に力を入れて、イベントなどに来店しております。本市も他の市町に負けられないように頑張りたいと思います。畜産の市であります。民間と協力して焼肉店、またそこで菊池の物産も売るようなことも今後考えていただきたいと思います。

せんだって、東京事務所に行きました。東京事務所のあり方と今後について質問いたします。

農水や県出の国会議員のところに勉強や陳情に行きます。そこで感心したのが、現在派遣されている職員。てきぱきと案内でき、農水の職員とも密に連絡がとれており、スムーズに話ができています。ほかの市町の議員さんからも、菊池市の職員がいてとても助かりますと。また、隣の市の議長さんからも言われました。

来年あたり、県との関係でこれがなくなったら、本当に大きな損失になると思います。また、ぜひ残していただきたいと思います。残せるとしたら、今の職員が変わったばかりでは何もわからないと思います。できるなら半年ぐらいは引き継ぎをして、これは残った場合ですが、スムーズに引き継ぎができるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

隣の合志市では、来年から民間の企業の一角を無料で借り、東京での対応を考えているようです。これに対して、本市のお考えをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 熊本県市長会東京事務所は、平成5年4月1日に県市町村振興協会の助成により開設をされ、独自に東京事務所を持っておられます熊本市を

除く県内の各市より職員を2年単位の輪番制で派遣をしております。その目的は、県市長会の東京における行政活動の拠点とし、政府機関の情報収集を主な業務としながら、併せて派遣職員の行政職員としての能力向上を図るものです。本市におきましても、合併前の旧菊池市時代から、現在派遣中の職員を含め、これまで3名を派遣してきたところでございます。

派遣職員の業務は、国等からの情報収集が主な業務でございますが、得ました情報につきましても、県内各市へ均等に提供しますとともに、各市より個別に依頼を受けました業務についても当該市から派遣職員がいる、いないに関わらず同じ対応をすることとなっております。

派遣職員の上記以外の業務内容としましては、各省庁へのあいさつ回り、市長会広報の配付や各省庁が開催をします研修会や勉強会への参加のほか、本市を含めた県内各市からの依頼業務の調査、報告、その他行政、議会関係者の方の上京をされた際の案内や県人会の活動支援などとなっております。

議員お尋ねの継続的な職員の派遣につきましては、来年度の派遣予定市が、先ほど輪番制で派遣ということで申し上げましたが、荒尾市、玉名市となっておりますから、継続派遣につきましては難しいのではないかと考えておるところでございます。今の職員が異動することになった場合には、スムーズな引き継ぎができるように、そこは指示をしていきたいというふうに考えております。

併せて、平成24年4月1日から熊本市が政令指定都市へ移行し、市町村振興協会を脱退することから、東京共同事務所の運営もかなり厳しくなると予想されております。そのため、現在、熊本市を除く県内の13市で派遣の方法や派遣する市の事務所経費の負担割合等の協議を進めておりますが、まだ結論には至っておりません。その結論が出次第、さらに検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 本市からいなくなると、本当に東京の拠点なくなると思いますので、それに対しては考えていただきたいと思います。

次に、本市の企業への対応について質問いたします。

現在、商業や農業に対してはいろんな補助金が出ておりますが、中小企業に対しては補助金が出ておりません。現在、円高で海外圏進出を考えておる企業が多いと聞いております。しかし、企業独自の技術を持っておられるところは、円高には影響を受けない企業もあると聞いております。

そこで、企業の支援開発などに、小さく言えば利子補給、大きな目で見れば補助

金をして、ヒット商品をつくっていただいて税収を上げ、雇用を増やしていただけるような企業を育てる気持ちがあるかどうか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

本市の中小企業に対しての利子補給制度につきましては、市独自の制度として、中小企業近代化等利子補給制度がございます。この制度につきましては、経営の近代化や経営基盤の強化を図るために、商業のみならず工業の中小企業の方が金融機関から必要な資金の融資を受けられた場合、その利子の一部を補給し、商工業の振興を図る目的で創設されたものでございます。

また、経営の近代化を図るための設備投資に関する利子補給率につきましては、平成21年度から経過措置ということで利子補給率を30%から50%に改正をしたところでございます。

この制度で言います中小企業者とは、本市において住所または事業所を3年以上有し、かつ同一事業を3年以上営んでいる者であって、常時雇用する従業員の数が20名以下の法人及び個人で、菊池市商工会に加入している者ということで定められております。

景気低迷が長期化する中で、商工業の皆様が鋭意努力されていることは十分理解しておりますので、市としましても今後とも経営状況を見定めながら、商工業の発展に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 次に、竜門ダムを利用した活性化について質問いたします。

きのう、葛原議員が大変力を込めて述べておられました。私たちは、もう竜門ダムにただ行くだけで、周辺のこと何もう考えておりませんでした。執行部におかれましては、周辺地域の整備もぜひ考えていただきたいと思っております。

私たち議員は、全国レガッタ大会で兵庫の豊岡市に行きました。議員、素人ばかりの練習でありましたが、ある程度の結果は残してまいりましたが、教育長も副市長も行かれましたが、大会についてどう思われたか、まず1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

第20回全国市町村交流レガッタ大会、選手の皆さん、そして議員の皆さん、本当にお疲れさまでした。今回初めて菊池市代表として議会より1チーム、体育指導員から1チーム参加されまして、その際、私も随行として参加させていただきました。本当に大変お世話になりました。全国から107チーム出場の大会でしたけれども、私も初めて見る大会で、大変感動いたしましたところでございます。

この大会に参加しまして感じたことを申し述べたいと思います。

まず一つ目に、この大会は川でのレースであったということ。菊池市から出場された2チームも川の流れに大変左右されて苦労されたんじゃないかなと、苦戦されたんじゃないかなと思います。それでも市議会チームは大健闘され、3位とわずかに0.5秒差の4位の好成績で、応援していた私たちも本当に感動いたしましたところでございます。

二つ目に、川での大会は午前と午後とで川の流れが逆になりまして、それに比べますと、菊池市の斑蛇口湖は、風なし、波なし、流れなしと言われるぐらい大変すばらしいボート場を持っていますので、ぜひ斑蛇口湖ボート場でこの大会が開催できたら、選手の皆さん方も大変喜ばれるのではないかなと思った次第です。

三つ目に、全国のボート所在市町村から参加された方々と交流を深めることができたということ、これは大変有意義なものであったと思いました。

四つ目に、本大会では約1,000名弱の参加がありまして、菊池市で開催した場合にはかなりの経済効果が上がるのではないかなと思いました。

最後に、レースが勝ち上がって進むたびに、熊本県菊池市というアナウンスがありまして、全国に菊池市という地名をアピールすることができたと、こういうふうにしております。

以上が、私自身参加した感想を述べさせていただきました。

そうしたことから、来年は本市から参加、そして出場するチームを増やし、また市議会の皆さん方からも多数出場していただければと思っております。そして、数年後にはぜひ菊池市のこのすばらしい斑蛇口湖ボート場で開催できるように、今後とも誘致してまいりたいというふうを考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 私も応援ということで同行させていただきました、その中で率直に感じたことを申させていただきますと思います。

議員の選手の皆さん方、大変事前に練習を重ねられて臨まれたということでございまして、敬意を表したいと思いますが、レースにつきましては、予選で4位の成

績でございました。これはどうかと思っておりましたけれども、全体的に議員さんが出場されたチームの中で4位ということで、全体的には全チームの中でもタイムは4位ということでございましたので、これはひょっとすると、頑張られると、これは3位まで入賞するかなという期待を抱きました。そして、先ほど教育長が答弁しましたように、結果的にはわずかの差で4位ということでございまして、そういう立派な全国の中で4位ということでございまして、大変私も感動いたしました。岸の方で応援をしておりまして、議員さんが櫓をこがれるたびに、私たちも一緒にこぐような気持ちで力が入ったところでございます。大変感動いたしました。

そしてぜひ、これは1,000人ぐらい参加しておりますから、経済効果が大きいということで、これは菊池市にもぜひ誘致したいなど、そのように強く感じたところでございます。

以上、感想を述べさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） ありがとうございます。

初めての大会ではありましたが、全国各地からの多数のレガッタをされている方が多かったのはびっくりいたしました。何よりも紳士のスポーツで、服装など、特に厳しく、また礼儀も見習う点多々ありました。大会に皆さんから寄附をいただたくまモンのTシャツを着て、竜門ダムのパンフレットを配りました。パンフレットを見て、すばらしい競技場ですね、行ってみたいですねとか、熊本国体で来ましたとか、大学、高校の競技で、練習で来ました。波もなく、流れもなく、すばらしい競技場ですと返答が返ってまいりました。隣の福岡の遠賀からは、先日、練習に来られました。帰りには温泉にも行って喜んで帰られました。竜門ダム、このすばらしい施設、菊池の観光の集客に役立てない方はないと思います。

質問に入ります。

ボートに傷みも少し出てきているようであります。どう対応されるでしょうか。

また、ボートを倉庫から船着き場までおろすのに一苦労であります。もっとおろすのが簡単にできないのか。

また、船着き場の上にトイレが必要だと思います。イベントのときには簡易トイレが置いてあるようですが、少し考えていただきたいと思います。

また、あの階段を船着き場のブイと階段を利用して何かイベントができないでしょうか。階段、数えたら50段あります。半分の25段を利用して1段当たりの余裕を持って30名座れば750名、ブイの前の広場に300名、1,000名は簡単に呼べそうであります。

せんだって、私たちがボートの練習をしていると、竜門ダムのウォーキングとレガッタの大会があっておりました。こういうのを利用して、夜はレーザーや花火などの趣向を凝らしたイベントができないでしょうか。

また、先日、議員レガッタ愛好会とロンロンクラブで福岡の大濠公園の福岡市民レガッタ大会に出場いたしました。竜門ダムの宣伝をするにはパンフレットが必要です。手づくりでも構いませんが、ダムのパンフレットをぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

シニアでボートを競技している人は、お医者さんなどの方が多いうであります。ぜひシニアのボート大会を誘致も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

現在、菊池女子校、菊池高校にボート部がありますが、菊池高校のダムまでの交通手段に困っておられました。スクールバスの共有などできないか。

また、小学校、中学校からこの竜門ダムでボートの練習をし、親しみ、この菊池から国体、オリンピックを目指すような選手をつくるために菊池から何かできないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） この斑蛇口湖ボート場は、平成11年のくまもと未来国体開催を契機に建設されました西日本唯一の2,000メートル常設コースを持っております。施設概要としまして、この艇庫兼研修センター1階は、管理事務所を初め、トレーニングルーム、会議室、シャワー室があり、2階は貴賓室を初めとして、78艇収納可能な艇庫、オール置き場がございます。

この施設は建設からもう12年を経過しているため、保有している艇も型式の古いものも多数あり、平成21年度より年間計画を立てながら随時新しい艇を購入しているところでございます。また、傷みが出ている艇につきましては、費用もかかりますことから一度には修理できませんので、現在少しずつ計画的に修理を行っております。

また、リギング広場からの艇の運搬とトイレの設置についてでございますけれども、艇の運搬につきましては、議員ご指摘のとおり、特に女性にとっては大変かとは思いますが、リギング広場から栈橋までの運搬につきましては、艇を使用される皆様方で運搬していただくこととしております。

また、トイレにつきましては、大会時に仮設のトイレを、これは設置しますけれども、ふだん、いわゆる大会がないときですね、支障はない状況であるということです。今後もほかのボート場の利用状況等も参考にしながら、利用しやすい施設の整

備に今後努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、リギング広場等の活用についてのお尋ねですけれども、この広場等につきましては利用者が艇を一時保管する場所として使用するものでありますが、議員ご提案のイベント等につきましても、地域活性化にもつながることですので、関係各団体、あるいは機関と今後検討させていただきたいというふうには思っております。

次に、パンフレット作成についてのお尋ねでございますが、宿泊を伴う各種のボート大会や合宿等の誘致を今後積極的に進めるため、現在、商工観光課と一緒に手づくりのパンフレット作成を進めているところでございます。これからの大会で出場されたとき、ぜひ配布していただいて、菊池市を広くPRしていただけたらと思います。

また、市内の方々を初め、市外の皆様に対しましても、本市のホームページで斑蛇口湖ボート場を検索しますと紹介されますので、そちらもご活用いただければと思います。

また、本市には菊池高校と菊池女子高校、2校ともにボート部がございます。それぞれに練習日は異なりますが、このボート場を使用して日々練習に励んでおられまして、この中から国体選手を初め全国大会等で活躍する選手が出てくれたらと期待しているところでございます。

この2校のボート部のバスでの送迎につきましては、以前にもお話がございました。両校の指導者の先生、それから校長先生とも数回協議を行ってまいりました。その結果、現在、各学校のボート部専用のワゴン車、これは菊池女子高校ですけども、菊池高校の方は育友会のバスができるようになり、それでうまく対応されておられるということでございます。

さらに、このボート場を活かした青少年団体の育成を進めていきたいと思っております。具体的には、市が進めております総合型地域スポーツクラブにこのボート教室を開設いたしまして、子どもから大人まで参加できるクラブを設置したいというふうに思っております。

また、市民の皆様に対しましてもふれあいレガッタ大会の周知を図りながら、各職場や地域への方々へも本大会に向けた講習会、あるいは練習会を積極的に開催しながら、ボート場の周知と施設の利用を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 私たち議員も今度は、また来年の5月には遠賀へまた競技に行きたいと思いますので、パンフレットをよろしく願いしておきます。

次に、道路整備について質問いたします。

グリーンロードの改修について質問いたします。

この9月の一般質問でも大賀議員が質問しておられましたけれども、私たち地元へ帰ると、地元の畜産の方からよく言われます。牛や豚がよろけます。これは皆さんわかりますか。本当に道が、こんな悪い道はどこにもないというようなことがあります。雨降りには運送会社の方々からも聞くのでありますが、精密機械を運んでいて、あの竜門ダムマンホールのところ、あそこをよけて通るので、対向車には迷惑をかけているという話もよく聞きます。これ、どうにか対応できないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 通称グリーンロード、市道花房森北線につきましては、議員ご指摘のとおり、路面が大変悪い状況でございます。本来の道路改良整備計画としましては、花房地区ほ場整備の進捗を見据えながら改良事業を進めるよう計画しておりましたが、近年、大型車両等の通行量増加等に伴い路面の損傷がひどくなっております。そういうことから、維持管理を図っていく上でも安全確保を図りたいと思っております。そういうことで、新年度早期に路面整備ができるよう努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 来年度どのぐらいするかということと、やはり今度川辺工業団地ができます。それに対する思いでもいいです、一言お願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 今回の場合につきましては、まだ道路の用地等の購入をしておりません。そういうことから、緊急的な措置としまして、舗装の路面の補修を優先的にやっていきたいというふうに考えております。一応路線的には全線を考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） ここで暫時休憩します。

○

休憩 午前 1 1 時 3 5 分

開議 午後 零 時 5 9 分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 議席番号1番の工藤圭一郎でございます。

通告に沿って、一般質問に入っていきたいと思えます。

まず、菊池市総合計画の後期基本計画の中で、市民総参加のまちづくりの推進とあります。あえて重要施策ともうたっております。

現状と課題として、市民が主体となる地域社会の実現を目指す本市においては、まちづくりへの参加が重要な課題です。そのためには、市民と行政が協働して各種計画や事業が進められるように、市民が広く参画できるシステムづくりを行う必要があります。今後も市町村合併に伴う行政区域の拡大による行政サービスの低下や地域格差を生じさせないようにする必要があるとあります。

また、取り組みとして、市民が主体の地域社会を実現するため、各種計画、事業の決定プロセスに市民自ら主体を持って参加するシステムづくりに取り組みます。地域の実情を踏まえたきめ細やかな行政サービスを実現するため、地域を単位とした地域審議会を開催するなど、地域住民の声をまちづくりに反映させますとあります。そこを踏まえて質問に入ります。

まず一つ目に、地域審議会の主旨と目的と役割についてお尋ねします。

2点目には、今回、庁舎問題で地域住民の代表である地域審議会の皆さんへの説明責任は果たされていると思っているのか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 工藤議員の1点目のご質問にお答えいたします。

地域審議会の設置については、合併特例法に規定されている協議項目の一つで、地域審議会の取り扱いということで協議されております。その協議の結果としましては、新市において設置することを確認がなされ、旧4市町村の議会の議決を得て新市に引き継がれております。

地域審議会の設置目的は、合併により行政区域が拡大することによって、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかという不安や地域の実情に応じた施策を展開させるための意向表明の方法の一つとして地域審議会制度が設けられているところでございます。

また、地域審議会は旧市町村の区域を単位として設置され、合併市町村の施策に関して市長から諮問を受け、または必要に応じて市長に意見を述べることができる市の附属機関でございます。

次に、地域審議会委員への説明責任は果たしているかのご質問ですが、地域審議会の所掌事務は次のとおりとなっております。

一つ目として、新市建設計画の変更に関する事項。二つ目として、新市建設計画の執行状況に関する事項。三つ目として、その他市長が必要と認める事項。また、必要と認める事項について市長に意見を述べることもとなっております。

新市になりましてからは、ただいま述べました所掌事務について毎年報告をしてまいりました。本年度は、特に庁舎問題につきまして4地区地域審議会へのご説明とご意見を聞く必要がありますことから、節目節目においては例年以上に開催をさせていただき、ご意見をお伺いしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） それでは、再質問をします。

地域審議会に意見を聞き、市政に反映していく、そして、地域審議会は市長に意見を述べるということは、審議会を開催したことで十分と思っておられるようですが、市長は本当にそれでいいと思っておられるのか。それでは、先ほど言いました基本計画の中の市民総参加のまちづくりの推進というのは、絵にかいたもちにすぎないんじゃないでしょうか。住民みんなで話し合っ、そして議論の末に確認した合併協の確認事項をみんなで同意したんじゃないんですか。この同意があったからこそ新菊池市が誕生したことは、私が言うまでのことはありません。

その中身について変更があった場合、特に庁舎の問題については、住民の皆さん、旧の市町村間での思い、そして希望が詰まったものであります。多くの人々が花房台に新庁舎が花房台に新庁舎が建設され、新菊池市の中心として新たな歴史をつくっていくものとの思いを持っておられたでしょう。花房台において人口の増加も図れるだろうし、これで花房小学校が統廃合の波にさらされることもなくなるだろうと考えられます。

このように、住民みんなの夢と希望が詰まった構想を大きく変えようとする場合に、住民の代表である審議会より十分な理解ができていない、もっと説明をとの意見書、さらに請願書も出されました。このことに対して、市長はこれまで同様の説明をただ繰り返すだけなのか、お尋ねします。

そしてもう一点、コスト面での比較がされていないことをお尋ねします。

第7回庁舎等検討特別委員会で、市長が三つの案を提示されました。そのうち市長は第2案でいくとの表明をされました。このときの特別委員会で委員の賛成が多かったからとのことでしたが、あのときはしっかりとコスト面での比較検討はされていないですね。概算の金額でも出されて、いろんな面からの議論をした上での合意、そして決定というのが筋だと思います。それができない理由なり目的があればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほど企画部長の方が答弁申し上げましたように、地域審議会というものは、合併前の旧の市町村の区域を単位といたしまして設けられております。いわゆる四つの地域審議会が設けられているわけでありまして。各地域の審議会の委員の皆様方は、まさにその地域を代表する方々でございまして、任期もございまして、改めて、初めて委員になられたと、そういった方々も中にはおられます。

そういったことを含めまして、できる限りわかりやすいようにこれまでの経過等の説明をするように心がけて今日まで参りました。特に、本年は庁舎問題ということでございまして、この庁舎問題では委員の皆様の見解を伺う、そういう機会をたくさん設けてまいりました。

合併協議会の協議項目の新庁舎の位置につきましては、委員の皆様方に対しまして、これまでの経過の説明というのは本当に二度にも三度にもわたりながら説明を行いまして、そして考え方について意見を伺ったところでございます。

また、庁舎整備の事業に係ります起債制度が変わったということをご承知のとおりでありまして、こういった変更内容が一つに起因するところがあったということをもちまして、合併特例債の借入れの例というものを挙げまして、詳しく説明を行ってきたところであります。

地域審議会でのご意見というものは、市長として判断するに当たりまして、大変貴重なその地域地域の思いというものがおりますので、判断材料と考えておるわけでありまして、これまでの経過や、また表明しました判断、この背景にはまた議会の皆さん方のご意見を聞いたり、特別委員会の方向性を聞いたりしてまいりましたことは昨日の答弁で申し上げたとおりであります。地域審議会の皆様へ報告と説明を行いまして、考え方や意見ということも伺ってまいりました。

しかし、委員の皆様もそれぞれの地域、またそれぞれにお考えや意見をお持ちでありますので、全員の皆さん方が納得をされる、そういったものを判断することは極めて難しいものだと痛感をしているところが現実であります。

地域審議会の皆様方から出されましたそういった貴重なご意見というものは、各地域審議会の意見を集約しまして議会の庁舎等検討特別委員会の方にご報告を申し上げてきたとおりでありまして、そういった集約された意見を含めまして、議会の庁舎等検討特別委員会でのご意見が多数出されたと。そういった意見の中におきまして、方向性というものを早く示しなさいと、案を示しなさいということで、1案、2案、3案ということをお示し申し上げ、地域審議会におきましても、また議会特別委員会の皆さん方に対しましても何か対案はございませんでしょうかということをお示し申し上げてまいりましたが、二つの案が提示されたということのみでありました。

そういったことを参考にしながらの2案で進ませていただきたいということをお示し申し上げたわけでありまして、これについては地域審議会の皆さん方の中においても反対、賛成がございましたけれども、第2案ということにつきまして、議会の方でおおむねの皆様方のご理解をいただいたものだろうということで、第2案を進めますと申し上げ、そしてこのことにつきましては、過日、基本計画と基本構想の予算を提案し、そして議会の同意をいただいて、それでこの予算の執行に今から入っていくということをお示し申し上げ、昨日も答弁をさせていただいたとおりでありまして、市民の代表である議会の皆様方の議決をいただいたということは最も大きな重いことであろうと、このように思います。

また、今、工藤議員おっしゃった中において、コストが表明されていないんじゃないかと、説明なかったんじゃないかということですが、これは今からの予算をいただきました基本構想と基本計画、このことの中から建設、あるいは庁舎等の整備、リニューアル、耐震、増床計画、そういったものを含めてこの構想・計画の中から出てまいります。それで、その過程過程においてまた議会の方にも説明申し上げ、地域審議会の方にも、また市民の皆さん方にも説明を申し上げまして、ご理解をいただいたと思っております。そういったことで、ご理解をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 行政は市民全体を考えて運営するものではないのでしょうか。

このままでは旧の市町村間の住民の間でも大きな溝ができてしまうのではないですか。一つの審議会の意見を無視するということは、他の審議会でも同じことを繰り返すことになるでしょう。多くの住民が、市長に期待していたのに裏切られたと言われていると思いますが、これから先もこのような行政運営をされるのか、お聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市民すべての意見を反映することは不可能であるということを明確に申し上げたいと思います。それが民主主義の原則として、結局議会制民主主義というのがあるんじゃないでしょうか。その地域を代表される議会の皆様方23名おられます。そういった皆様方に対しまして、これまでの経緯等々を踏まえながらご説明を申し上げまして、そして行くべき道筋というものを私なりにお考えをお示しし、また皆さん方のご意見を賜りながら、そしてそういった方向の中での第2案におきますこの現庁舎の耐震並びにリニューアル、そして増床計画というものがスタートしたということでございます。

このそれぞれのいろんな各種団体、市民すべておられますけれども、それをやはり網羅していくということは到底不可能に近い状態でありますけれども、なるべく多くの方々の意見を聞きながら、そして議会にその報告をしながら、そして最終的にはやっぱり議会の中でそれに対して賛同いただけるかどうかということではないんでしょうか。そういう思いで、今後も決して民意を無視していくということではありません。民意を反映しながら皆さん方の方にそれをお届けするということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 次に、坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

最初に、鳥獣捕獲についてお尋ねします。

近年、中山間地の人口減少と高齢化により山林は荒れ、耕作放棄地も増え、イノシシ等のすみかになり、農作物の被害も大きくなっています。狩猟期が始まりました。捕獲数が増えることを期待したいのですが、執行部の考えはいかがか。

また、先般、農業新聞に自然環境研究センターが有害鳥獣駆除の捕獲制度の見直しとの報道がございました。狩猟免許を持たない農家も有害鳥獣の捕獲の補助者として狩猟に参加できる。わな捕獲、あと大型獣に対して止めさしで空気銃を使える。3番目に、鳥獣保護区でも有害鳥獣は捕獲できる。このような新聞報道でございましたが、市の対策はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 坂本議員のご質問にお答えします。

有害鳥獣の捕獲の現状につきましては、年間を通じ菊池市有害鳥獣捕獲協議会に捕獲業務を委託し、有害鳥獣による生活環境や農林作物の被害の軽減、防止に努めているところでございます。

当協議会につきましては、合併前の旧市町村ごとに組織されておりました有害鳥

獣捕獲隊を平成17年8月に統合し、現在、70名の会員で組織をされています。

活動状況につきましては、市または生産者の方から捕獲の要請を受け、菊池地域全域を迅速に対応いただいているところでございます。

捕獲期間外におきましては、捕獲の促進を図るため、1頭、1羽当たりの報奨金として、シカ8,000円、イノシシ・野犬5,000円、カラス・ドバト500円、猿3万円を交付しているところでございます。

ちなみに、本年度の有害鳥獣捕獲による捕獲状況につきましては、11月末現在でございますが、シカ2頭、イノシシ96頭、野犬2頭、カラス245羽、ドバト17羽を捕獲をいたしております。昨年度における狩猟期間内での捕獲頭数は、イノシシ400頭、シカ10頭の実績でありました。

次に、来年4月からの新制度につきましては、環境省が定めた新たな指針として、狩猟免許のない農家でも講習を受ければ有害鳥獣の捕獲の補助者として狩猟に参加できることなど、法律が緩和されることに踏まえ、都道府県が鳥獣保護事業計画を作成することになっております。県でも平成24年度から28年度までの5カ年計画、第1次鳥獣保護事業計画を作成中であり、本市におきましてもこの計画に沿った有害鳥獣被害防止計画の見直しを含め、検討、対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） この私の要望と聞きたいことは、あくまでも免許を持たない人は補助隊になれると。それに、自分の土地、もしくは依頼を受けた場所に対する農作物被害の自衛捕獲はできるという今お話でございましたけれども、その自衛捕獲も拡大解釈をすれば、これはやはり自衛の場であっても頭数を減らすための手段として行うならば、拡大解釈して考えますと、どんなに山の中でも、イノシシとか、そういうやつを捕獲すればいいんですから、減らせばいいんですから、そういうことを今後検討されると思いますけれども、要するに県も、この前、農業新聞にも載っておりましたが、県も今から講習会やいろいろ開くそうでございます。そのようなことを考えますときに、やはりその中山間地の方々、特にイノシシの被害を多分に受けていらっしゃる方がやっぱり講習でも受けて、わなでもかけてみようかというような希望も出てくるかもしれません。そんなことに対しまして、やはり行政としていつ何時、何時からどこで、場所がどこで講習会がありますというような連絡をしてもらいたい、このようなことを思って一般質問したわけでございますけれども、4月からの期間でイノシシあたりもかなり行動範囲が広がるございますので、

隣の町村とか、そういうことに協力しながら検討していただきたい、そうおっしゃいましたので、よろしく願いしときます。

それでは、次の質問に移ります。

ブランド推進についてお尋ねいたします。

ブランド推進課と格上げになりまして、いよいよ2年目を迎えているところでございますけれども、現状と今後の対応はどのような計画で進められるのか。やはりそこを私は一番知りたいので、教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 坂本議員の質問にお答えします。

ブランド推進につきましては、昨年度からブランドづくりに関する学識者や専門家からの意見及び物産販路に関する市場調査や情報収集並びに農林畜産物等の販路拡大を行いながら、テレビや情報誌等のメディアを活用して、本市の知名度アップに取り組んでいるところでございます。

本年度の活動状況につきましては、7月に福岡の大手お菓子屋「石村萬盛堂」の各店舗において、メロンドームのメロン果汁を原材料としたメロン大福を販売することができております。

また、9月には、九州の農産物の海外輸出事業を取り扱う福岡の農産物通商株式会社とメロンドームの間で、特産品のメロンや加工品のメロンゼリーがタイ国からの受注を促進するため、輸出が行われたところでございます。

次に、8月から10月の3カ月間では、福岡市内のKKRホテル博多の日本料理店におきまして「菊池フェア」と称し、本市の農産物及び加工品を使用した「月替わり会席」と「菊池秋の吹寄せ会席」が新たなメニューとして提供されているところでございます。

さらに、同ホテルでは本年3月と10月に会員制のディナーショー菊池「春の宴」と「秋の収穫祭」が開催をされております。この企画につきましては、他の自治体が行っていない本市の独自の取り組みということでございまして、魚以外はすべて本市の米、野菜、肉などの農林畜産物を使った料理を提供するもので、参加されました皆様には大変好評でありました。ぜひ菊池へ行ってみたい、もっと頻繁に開催してほしいなどの意見等が多くあり、菊池ファンが増えたものと思われまます。今後もホテル側と協議を行いまして、この事業について継続してまいりたいと考えております。

このほかにも、東京、大阪で開催されました商談会に積極的に参加し、本市農林

畜産物や加工品等のPRを行い、販路拡大を図ったところでございます。

また、全国へ向けての本市農産物等の情報発進としまして、来年1月にはJALの機内誌「スカイワード」で七城の米や本市の紹介が掲載される予定になっております。JALの1カ月間の乗客数は、国内線約320万人、国際線で90万人となっておりますので、その宣伝効果を期待しているところでございます。

次に、本年7月に設立しました菊池市地域ブランド推進協議会の中におきまして、昨年度実施しました本市の農林畜産物を含めた認知度調査結果を分析し、ブランドづくりの基本となるブランドイメージやブランド戦略の構築と食によるまちおこしについて、現在、協議を重ねているところでございます。

今後の取り組みにつきましても、引き続き市場調査、情報収集、農林畜産物の販路拡大等を行いながら、メディア等を活用した本市のPR活動を継続してまいりますとともに、ブランドづくりにつきましては、消費者層や地域など、ターゲットを絞ったブランド戦略を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 今、農業はTPP交渉で大変大揺れに揺れているわけございまして、この日本の農業がどうなるかという心配は誰しも思っているものと思います。これに対しまして、やはり地産地消とともにブランド推進課に対する農家の期待も大きいものがあると思われまます。一朝一夕にはできません、ブランド推進。松阪牛とか、ああいうのを考えてみますと、やはり何10年もかけてでき上がっていくのがブランドでございまして、基幹産業でもあります農業が元気になれば、市も大分活気づくんじやないかなという気もしているわけでございますが、今後、経済部長を初め、農林振興課、特にブランド推進課、頑張ってくださいまして、精進されまして、少しでももう菊池の農業が元気づいて景気がよくなるようにご期待申し上げまして、次の質問に移ります。

最後に、子育て支援についてお尋ねいたします。

子は親を選べませんし、親に頼んで生まれてきたわけでもございませぬ。人として命を授けた親の責任は多大なものであり、また最大の幸福感を感じるものでもあると思ひます。

しかし、体罰や虐待で子どもが亡くなる等の事件が多くなっているのも事実でございませぬ。このことをかんがみながら、本市の状態はどのようになっているか危惧するものでございませぬが、本市の現状はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 親や養育者からの虐待があるのは、残念ながら事実でございます。平成21年度中に全国の児童相談所に寄せられました子どもの虐待に関する相談処理件数は、過去最高の4万4,210件になり、統計をとり始めました平成2年度に比べ約40倍になっております。

また、警察庁がまとめた児童虐待事件に関する検挙状況によりますと、平成21年の検挙件数は335件で、このうち身体的虐待が234件、性的虐待91件、ネグレクト、いわゆる育児放棄が10件であり、検挙件数は過去最多でありました。

次に、本県における児童虐待相談の状況ですが、身体的虐待95件、ネグレクト91件、心理的虐待53件、性的虐待4件、合計243件の相談を受け付けております。

本市におきます児童の虐待相談の状況ですが、平成21年度21件、平成22年度25件の相談を受けております。

虐待の内容としましては、平成21年度は、ネグレクトが14件で66%を占め、次いで身体的虐待が5件で24%、心理的虐待が2件で10%となっております。平成22年度は、身体的虐待が15件で60%を占め、ネグレクト8件で32%、心理的及び性的虐待が各1件で4%となっております。

相談経路としましては、学校、熊本県児童相談所、乳幼児健診等におきます本市関係職員からの相談が多数を占めております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 今、皆さんも聞かれてびっくりされたと思いますけれども、現状はこのようなことのようにございますが、今、人口が減っています。人口減少時代に入っていると言われますけれども、世帯数は増えているわけございまして、この核家族化が、虐待とかいじめ、そういうことに関係して、若い母親のノイローゼ気味な行動がこのような結果になっていると考えることもできると思います。

そこで、私が考えますのは、3世代、じいちゃん、ばあちゃん、孫、そういう子どもたちと同じ家の下で暮らす、そういう暮らしが欲しいなと思うわけございまして、パパ、ママ世代に、お父さん、おじいちゃん、ばあちゃん、お母さんがカウンセラーの役目になってほしい、このような思いでいっぱいございます。

ばあちゃん、お母さんの時代は、病気をしたり、夜泣きをしたりする子どもを3人も4人も育てた経験者の一人でございます。みんながそのようにして今現在も、

我々もそうして太ってきております。

こんな中で、今の若い世代の方々は必ずしもそうではないわけでございまして、余りにももうまじめ過ぎといたしますか、1本の道しか知らないような方々が多分に見られるわけでございまして、このようなところでやはり昔のじいちゃん、ばあちゃん、私たちの小さいころを思い出しますと、やはり畑に、木の陰に子どもを連れて行って、よそさはっていかんこつ、むしろで体を、縄で体をくびって、木にくびつけて、それでやっぱりじいちゃん、ばあちゃんは我々を見て、お母さん方々が子どもを太らかした時代もございました。

そうすると、それを考えますと、今の子育ては余り神経質になり過ぎるんじゃないかなという気もするわけでございまして、やはり親の目の届くところに置いて、一生懸命農作業に精を出して、このような体をつくってくれたお父さん、お母さんに感謝するわけでございますけれども、このようなことを考えますと、やはり菊池市でも3世代の子どもたちとじいちゃん、ばあちゃんが暮らせるような家庭環境をつくってやらなければいけない。そのためには、やはりみそ汁が冷めない距離、その感覚で親子が住める体制をつくりたいなと私は思うわけでございますが、そのようなことを考えますときに、行政としていろいろ子育てに対しましては援助したり、支援したりしてはいますけれども、やはり一番基本的な人と人とのつながり、親子のつながりを考えますときには、やはりこれから先の時代を考えますときにも、やはり親子の和やかな家庭の雰囲気、こういうことをつくっていくことが、今、産まれた子どもたちの将来を考えますときにも、やっぱりそれはそれなりのいいところがあるんじゃないかな。

余り核家族になって、パパ、ママ時代に子どもを預けて、朝預けて夕方迎えに連れて帰って、そのような繰り返しでございまして。私たちの小さいころは、私達も学校時代、農家でございましたので、夕方、暗くなるまで親たちは仕事していました。じいちゃん、ばあちゃんはいなかったですけども。そのとき、やっぱり僕たちが学校からただいまと帰って、家の中が真っ暗でだれもいない、こういう寂しさは、やっぱり小さいころの子どもに対しては大変なショックでございました。今は、じいちゃん、ばあちゃんがおって、お帰りという、その一言の言葉をかけるだけでも子どもたちは、はっと安心するわけでございまして。そんなようなことも考えますと、やはり3世代暮らせるための行政の支援、補助金やら何やら、その気持ちだけして、やっぱりこの子育てをもう少し菊池から変えていかなければおかしんじゃないかなという気がするわけでございまして、そのことを考えますときに、やはり行政としてどれぐらいの応援ができるのか、またどれぐらいのことを考えていращやるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 本市におきます3世代同居の世帯数は把握できておりませんが、提案されました3世代同居のための住宅改修等といいますか、3世代同居に対する補助につきましては、現在のところ実施する予定はございません。

本市におきます児童虐待防止対策は、乳幼児家庭全戸訪問事業など、母子保健活動や医療機関、学校、幼稚園、保育所等との連携を図りまして、発生防止や早期発見、早期対応に努め、適切な支援に取り組んでいます。

また、支援が必要となりました場合は、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会において、個別のケース会議を開催しております。

今後も要保護児童へのきめ細かな取り組みを推進し、児童虐待防止対策を図りたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 今、部長の答弁にございました誠心誠意虐待防止に努めていくということですが、虐待が始まってからしてももう間に合わんわけですね。それよりも、やはりさっき申しましたように、じいちゃん、ばあちゃん、お父さん、お母さんがやっぱり家庭にいて、ちょっとしたアドバイスで若いママ、パパもわかるんですよね。どうしていいかわからない状態に今なっているわけがございまして、やはりちょっと、きのう城議員がおっしゃいましたが、頭打ってこぶができた、もくもくはれてきた。電話してもつながらない。でも、そこにじいちゃん、ばあちゃんがいたら、それは打つところも場所も考えますけども、やはりちょっと当たった場所も考えますけれども、ちょっと水で冷やしたり、いろいろする処置はあるわけがございまして、それは冷やされたかどうかは私は知りませんが、ちょっとその一言で、心も大分、親としての気持ちも安らぐわけがございまして、そのことを考えますと、やはり昔の経験、昔子どもを育てた経験者の方々がちょっとした一言、アドバイスで、そのじいちゃん、ばあちゃんになってくるとですけど、それでもやっぱり子どもたちの泣き声で、熱があるんだ、おなかが痛いんだということまでやっぱり母親になるとわかるわけですね。そういうことを考えるときに、やはりどうしてもこの3世代同居、試験的にでもいいからしてもらいたい、私は思うわけがございまして、部長の答えに反論するわけではございませんけれども、やっぱり人と人とのつながりが希薄化して薄れていく中で、家族の関係もそれに正比例していくような感じもするわけがございまして。

このようなことを考えますときに、この3世代同居の補助と申しましたけれども、その担当課としましては、さっきこの打ち合わせのときに聞きましたことによりますと、家の補助とか、そういうことになると、子育て支援課では請け合いかねますというような打ち合わせのときの話もございました。

そこで、市長に、市長は首長さんでございますので、市長さんのお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 児童虐待防止対策として、3世代同居による高齢者の豊かな経験というもの、あるいはまた知恵を活かして若夫婦の子育ての軽減を図ると、こういったご提言だと思いますが、有効な一つの手段でもあろうかなと思います。

ただ、お話を聞きながら我が身を振り返ってみますと、おじいちゃん、おばあちゃんはあるけども、孫がいないとか、また同居をどうしても拒否するとかといったお話を身近にも聞いたところがあります。そういったところが本当に社会的な乱れになっているのかなど。やっぱり一緒に3世代が住めるような家族環境というのができれば本当にすばらしいことだなとは思っています。

今の現状といたしましては、市民部長が説明いたしましたとおり、こういった3世代同居のための補助制度というものは、現状として実施する予定はありません。子どもの虐待ということは、親など、大人がその社会的な、優位的な立場というものを乱用して子どもの人権を侵す、侵害するということで、そういった行為を言うわけではありますが、子どもにとって親から虐待を受けるということを考えますときに、おっしゃっていましたが、生まれて初めて、いわゆる出会う人、人間、人ではありますが、全信頼を置くべき養育者から全面的な否定を受けるということになるわけでありまして、子どもにとりましては本当に一度できた親子の信頼関係、そして親子の愛情、そういったものが一方的に断ち切られるということになるわけでありまして、本当に断じて看過できるものではないと、このように思います。

このような虐待される子どもについては、本当に小さな幼心の中に負の遺産をといましようか、負の影響というものが大変大きく残って、一生のトラウマになってくるんじゃないのかなというふうに感じます。

市の虐待防止対策としましては、議員のご提言のことも参考に入れながら、今後も児童虐待の早期にとにかく発見することではないのかなと思いますし、その早期の発見をして早期の対応をしていかなければなりません。そういった体制、環境づくりというものに努めていきたいと思っております。

これには、単なる行政だけではできませんで、いろんな関係団体と連携をして、

細やかな取り組みというものを目指して、今後、児童虐待防止についての対策を図っていきたいと。特に、今お示しになりましたけども、平成21年、平成22年と増加の傾向にあると。21件が25件になっているということを思いますときに、やはりそういった増加傾向にありますので、その抑止というものをどうしていくかということに関係団体と協議をしてみたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

休憩 午後1時46分

開議 午後1時58分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 議席番号16番、隈部でございます。

本日最後になりますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

先日、私たちは姉妹都市であります宮崎県西米良の菊池祭に参加をいたしました。菊池武夫公をしのび、菊池精神を伝え、菊池の心を大切にしようといひあひさつがありまして、本当に感動をいたしました。クリスマスツリーに人口の1,273名プラス、マスコットであるカリコポーズが加わり、1,274のホオズキに灯がともり、村民の心は一つであるという実感を味わった次第です。

その後、ある先生からの仮説として、菊池の御松囃子御能と西米良の神楽はセットではなかったらどうかという話を聞き、これが本当なら大変な発見であり、学術調査の必要性を感じました。

それでは、先般通告をいたしました、1番目に市長が描かれる本市のグランドデザインについて4項目、2番目に本市の教育について3項目、3番目に本市の農業について質問をいたします。

合併して7年目を迎えますが、市長が描かれる本市のグランドデザインについて伺います。

昨日から、東議員、怒留湯議員、また本日、工藤議員から、いろんな角度から市庁舎について質問がありました。本年3月の定例会で、本市のグランドデザインについて質問をいたしました。市長答弁では、一言で言うと、総合計画で述べている「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」づくり、この理念に基づいて合併した4地区の持つそれぞれの特性を活かしながら、融合と連帯を図りつつ、夢や希望が持てるまちづくりをすることだと申されました。そのことを実現するためには、

総合計画を初めとして、重要な計画の策定の段階から多くの皆さんの参加を得て、協働によるまちづくりを進めることだと答弁をいただきました。現在、市長が描かれているランドデザインについてお伺いをいたします。

第1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 限部議員のご質問にお答えいたします。

近年、ランドデザインという表現を耳にする機会が多くなりましたが、ご存じのとおり、一般的には全体構想などと訳され、全体を長期的かつ総合的にまとめたものを言うようでございます。ただし、ランドデザインのとらえ方は、国、企業、自治体など、その位置づけがそれぞれ異なっており、多様な表現でまとめられています。

本市におきましては、本年3月の議会でも限部議員のご質問にお答えいたしましたが、総合計画の基本構想に当たるものにとらえております。合併時に産業、交通、教育、福祉のほか、さまざまな要素について、これまでの現状と課題を整理し、三つのまちづくり目標を定めて各施策に取り組んでまいりました。

また、都市構造につきましても、骨格となる広域連携軸や地域連携軸を位置づけるとともに、行政、情報、商業、工業、福祉、健康、文教、観光交流の各都市機能の拠点整備を明確化しております。

さらに、土地利用の方針も、自然環境や農林地の保全に配慮した総合的な土地利用を実現するために、清流・緑・ふれあい体験ゾーン、環境・田園・優しさ体験ゾーン、交流・文化にぎわい体験ゾーン、技術・魅力・活力体験ゾーンを定め、ゾーン別まちづくりの方針として設定をしております。

これらの基本構想に基づいて、基本計画では各施策を実行し、目標を達成していくとしております。平成24年度には、この総合計画を市民の皆様によりわかりやすいものとしてごらんいただくためにイメージ図のような形でまとめ、将来像が連想できるようなランドデザインとして作成していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 限部忠宗君。

[登壇]

○16番（限部忠宗君） ただいまランドデザインのとらえ方について説明を聞きましたけれども、やっぱりランドデザインについては、市民にわかりやすいランドデザインを今後示してほしいと思います。

再質問をいたします。

市の庁舎につきまして、今回、当初の計画から大きな方針の転換をされました。どのように方針をされたか。これについては、昨日、怒留湯議員の答弁の中で詳しく説明がありましたけれども、要点をお聞きし、市政運営の基本姿勢と本事業の位置づけについてお伺いをしたいと思います。

2番目に、花房台地は本市にとりまして私は宝であると思っております。花房台地を今後どう活かして本市の活性化を図る考えであるか、お伺いをいたします。

3番目に、先般の元富士銀行ロンドン支店長の江頭さんは、まちづくりについて、基本コンセプトと長期戦略、心に訴える広報戦略で菊池の不安をどうつかむかが課題だと訴えられました。ランドデザインの中で、本市の要素であります自然、水、食材、これ農業ですね。温泉、歴史性をどう位置づけて活用されるか、お伺いをいたします。

4番目に、ランドデザインの中で、地域の発展にはやっぱり道路網の整備が必要であります。今まで各議員さんから質問がありましたけれども、本市の主要道路であります国・県道、また市道の整備の進捗状況についてお伺いをいたします。

1番目に、国道325号線の4車線化整備と今後の見直しについて。

2番目に、国道325号から市道隈府中央線へのアクセス道の整備について。

3番目に、国道387号、花房交差点の道路整備の進捗状況について。

4番目に、主要地方道植木インター菊池線の七城間所区内の整備、それから県道旭志鹿本線と国道325号との接続の整備状況及び県道旭志鹿本線の七城新古閑区から国道387号線までの（仮称）新古閑長田線の整備の状況。主要地方道熊本菊鹿線の高島区の整備の進捗状況。

それから、市道につきまして、泗水中央線と市道妻越泗水線道路改良工事の進捗状況についてお伺いをいたします。

以上、4点お伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 隈部議員のご質問にお答えいたします。

新庁舎の建設につきましては、合併協議会の確認事項を新市に引き継ぎ、基本構想・基本計画案を策定しておりましたが、庁舎用地の問題や、また財政問題、さらにはこれまで議会や、また市民の皆様の間にさまざまなご意見があったことはご承知のとおりでございます。こういった意見の中で、これはさらに慎重に合意形成を図っていく必要があると、こういったことから平成18年12月に新庁舎の建設計画の一時凍結ということを表明をさせていただきました。

一時凍結をしておりますその間につきましては、要は用地の早期取得のために花

房中部 2 期地区畑地帯総合整備事業が早く着工できますように、熊本県や地元の推進協議会と連携を図って事業の推進に努めてまいったところであります。

また、財政問題についても、この凍結期間中に財政のより安定化を図っていくために、いろいろな取り組みを実施しながら収支状況というものを確実に把握して、新庁舎の建設ということを大前提として基金積み立てを実施してまいったところであります。

これまで合併協議会で確認をいたしました新市の事務所の位置につきましては、確認事項を遵守しながら進めてまいったところであります。しかしながら、当初の計画から方針の転換をすることとなりました。

その要因、転機の原因としましては、1 点目として、本年 1 月末に庁舎整備に係る地方債制度の変更がありまして、庁舎の建設を行う場合、財政的に大変有利になったということが一つの要因であります。

2 点目としましては、市民の代表であります限部議員、市議会の庁舎等検討特別委員会全員がご参加をいただいておりますが、庁舎等の整備の財源というものについては、合併特例債を充てることで総合的に検討することということで、3 項目の内容を検討するため、一時凍結の解除を皆さん方の方から要望された、申し入れがあったことであります。

また、3 点目としましては、庁舎用地を花房中部の 2 期地区の畑地帯総合整備事業に非農用地として設定をさせていただくようになっておりました。そのことについては取得することとしておりますが、現在の進捗状況からいたしまして、合併特例期間内での建設が大変無理なこと。

また 4 点目といたしましては、本年 3 月の東日本の大震災、地震が発生、多発しております。本市におきましても多くの市民の皆様が大変危険を、あるいはまた恐怖を感じられたことだろうと思います。防災、災害時の活動拠点としての庁舎の重要性というのを改めて再認識をして、現本庁舎の耐震補強は、耐震診断の結果から大変緊急度が高くて、早急に実施することが必要であること。

以上のような観点から、本年の第 3 回となります 9 月の議会定例会で一時凍結の解除ということを表明をいたしまして、検討することを判断した次第であります。

その後につきましては、議会、地域審議会、区長の皆様のご意見を伺いまして判断をさせていただきました。また、整備方針に基づきますところの基本構想・基本計画の予算を承認をいただき、準備を進めているところでございます。

次に、市の運営の基本姿勢と本事業の位置づけについてでございますが、庁舎整備というものは行政の拠点となりますことから、第 2 期の総合計画、平成 27 年から平成 36 年までの間でございますが、この総合計画を策定する中で大変重要な位

置づけになると、このように考えております。第1期総合計画を評価・検証した上で、第2期の総合計画に反映させてまいりたいと、このように考えております。

次に、花房台地をどう活用するかということでございますが、当地域は、ご承知のとおり、花房中部の畑地帯総合整備事業によりまして農業基盤を強化する地域でありますので、農業振興地域と位置づけての振興を行ってまいりたいと、このように考えております。

また、非農用地区域設定をしました場所につきましては、公共用地としての取得を議会の方からも言われておりますように予定しておりますので、今後、十分にこの有効活用をどういったふうにしたらいいのかということで検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

次に、本市の要素であります過日の江頭先生のお話にもありましたが、自然、水、温泉、そして食材、特に農業の食材、そして歴史の活用についてであります。私の方の考えるランドデザインにつきましては、菊池市の総合計画の中に言いますまちづくりの理念である「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」でございます。おっしゃるような、自然、水、温泉、食材、農業、歴史を基礎に成り立つそれぞれの計画であろうかと、このように思っております。

将来像につきましても、水と緑をキーワードに、本市の要素を取り入れながら三つのまちづくりの目標を掲げております。それぞれ地域の特色を活かしたまちづくりを計画の中に取り込んで、そして皆様とともに進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 道路網の整備について、質問の順に沿って答弁させていただきます。

1点目の国道325号4車線化に伴う菊池拡幅につきましては、菊池市森北交差点から大琳寺交差点までが事業区間であります。この事業は、平成22年度から事業化され、区間延長3.6キロメートル、道路幅員は23.25メートルの事業計画であると聞いております。昨年からは環境調査や地形測量等の基礎調査が行われ、本年6月には地域住民の方々を対象とした住民説明会が実施されております。

現在、事業計画区間において測量作業が終了し、その測量成果をもとに詳細設計が実施されております。

来年度以降、その詳細設計に基づき、地権者等を対象とした事業説明会を行い、その後、現地立ち会い、用地交渉を踏まえて、段階的に工事に着手する計画である

と聞いております。

2点目のアクセス道につきましては、現在、今橋とその前後約670メートルを車道幅員7メートル、全体幅員13メートルで整備が完了しております。

市道隈府中央線と市道大琳寺木庭橋線交差点から今橋右岸までの約430メートルが測量同意が難航している部分を残し未整備となっております。

今地区から国道325号までの約1,300メートルのルートにつきましては、現在のところ、県事業の具体的な平面計画が決まっておりませんので、市の対応としましては、市道から国道への接道や地域の生活道路としての機能が損なわれないようなルートの検討及び取りつけ道路を配慮していただくよう県に要望してまいりますとともに、国道325号整備計画の進捗に併せ、市道計画も進めてまいりたいと考えております。

3点目の387号花房交差点改良につきましては、現在までに関係者説明会や基礎調査を終え、今後は詳細設計を実施し、その設計に基づき、地権者の皆様にご理解を得ながら、順次用地交渉にとりかかっていると聞いております。本市におきましても県と連携し、市道花房森北線の改良と併せて交渉に当たっていききたいと考えております。

4点目の県道植木インター菊池線の間所区間の道路改良工事につきましては、現在、詳細設計が完了し、地権者の方々にご理解いただきながら、順次計画的に用地交渉が進められております。

今後は、店舗や郵便局の移転問題等に時間が必要でありますので、来年度まで引き続き用地交渉に当たっていると聞いております。

次に、県道旭志鹿本線の国道325号への接続部分の改良工事につきましては、本年度末または進捗状況によっては来年度前半には工事の完了の予定であると聞いております。

また、県道旭志鹿本線の七城新古閑区から国道387号までの（仮称）市道新古閑長田線の整備につきましては、地元の区長及び関係者を交え、この工事に対しての地域の協力をお願いしてまいりましたが、なかなか進展していない状況にあります。今後も引き続き地元と調整を図っていききたいと考えております。

次に、県道熊本菊鹿線高島区間の道路改良工事につきましては、現在、用地交渉が最終段階に入っており、地権者の同意が得られ、工事ができるまでの状況になれば、来年度、平成24年度には工事施工の予定であると聞いております。

5点目の市道泗水中央線及び妻越泗水線道路整備事業につきましては、地権者の方々のご理解を得ながら整備を行っております。平成25年度までに事業の前倒しを行い完成するよう国の指導がっておりますので、計画の見直しを行い、整備を

進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ありがとうございます。

再々質問をいたします。

市庁舎問題につきましては、先ほど工藤議員から質問がございましたけれども、合併の合意事項というのは市民への約束であります。今回、見直しをされたことについて、やっぱり市民の理解を得る必要があると思います。今後、市民の理解を得るために、どう市長は努力されるか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回、整備方針を判断するに当たりましては、繰り返しになりますけれども、議会を初め地域審議会、そしてまた区長会などの皆様から多くの意見を伺いました。そして、そのいただいた意見それぞれにつきまして熟慮をいたしました結果の判断でございます。このような経過の区切り、区切りでは、議会の皆様方を初めとしまして地域審議会、あるいはまた区長会などの皆様へ説明をさせていただき、ご理解をお願いしているところでございます。

次に、また市民の皆様の理解を得られる努力をされるかとのことでございますが、今申し上げましたほかに、市の広報誌を初めといたしまして、ホームページや、あるいはまた出前講座を通しまして市民の皆様にお知らせをし、ご理解をお願いしているところでございます。

今後につきましては、基本構想・基本計画の策定作業を進める中におきまして、説明責任を果たしながら、表明しました整備方針に基づいて着実に進めたいと考えておりますので、議会、隈部議員さんを初めといたしまして、予算も可決して進行する段階でございますので、住民の方々にもその旨、また皆様方の方からもこのような方針でいくということを伝えていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 市民の方々が理解をしていただけるような努力をしてほしいと思っております。

次に、2番目の本市の教育について、3点ほど質問をしたいと思います。

私の前に、坂本議員が子育て支援について質問をされました。本市においても虐待の相談件数が、21年に21件、22年に25件と増えているような報告がござ

いましたけれども、かつて子育てというのは両親のみならず、坂本議員もおっしゃいましたように、祖父母や兄弟、地域社会などの温かく、時には厳しいまなざしによって支えられてきました。しかし、核家族の進展や地域社会の弱体化などによりまして、子育ての環境が大きく変化して、これまで私どもが常識として保持してきた子育ての知恵、そういうものが伝えられず、いざ子どもに接して途方に暮れる両親が増えているようでございます。

親学の必要性も発達段階に応じた親子の関わり方や日本の伝統的な子育ての知恵を科学的知見から再発見し、取り戻すことによって、家族や地域社会における人と人とのきずなを回復するとともに、研究課題として、先ほど坂本議員の質問でもありましたように、虐待の防止及び発達障害の予防、早期発見、支援、改善に取り組む必要があると思います。本市の親学の推進状況についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 親学という言葉、ご存じでしょうか。なかなかふだんの日常生活の中には使われておりませんが、この言葉はもう10年以上前から政府あるいは文部科学省などの国レベルの会議で議論が重ねられて、時代の要請として出現してきた言葉です。

それでは、本市の親学の推進状況について説明したいと思います。

家庭における教育力の向上、子育てに関する相談体制の充実、親同士が情報交換しながら子育てについて学び合うことを目的として、家庭教育学級や、あるいは教育セミナーなど、講演会を実施しております。その実施主体でありますのは、小学校、中学校であり、幼稚園、保育園、そういうところへの講師謝金として補助を行っているところでございます。平成22年度につきましては、16団体へ補助し、延べ1,747人の参加がっております。

次に、毎年行っております竹とんぼづくり、あるいはクリスマスリースづくりなどを行っております土曜体験教室、そして自然の中で集い、野外活動を行いますわんぱく広場では、青少年の健全育成を図るために、親子での体験活動を通じましてお互いが成長し、きずなをより深めることを、こういうことを主な目的として開催しておるわけでございます。平成22年度の参加者は、親子で約330人となっております。

また、平成22年度は、県の家庭教育支援員配置事業としまして、学校、地域の実情に応じた家庭教育に関する支援体制づくりや学習機会の提供等を行います支援員1名を、現在、旭志小学校へモデル事業として昨年配置いたしました。本年度は、国・県の補助を受け、事業名を地域教育コーディネーターの育成・活用事業として

今年も旭志小学校へ引き続きコーディネーター1名を配置しております。活動としては、親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援活動等を主に行っております。

そのほかに、子育て支援の面から、育児に不安を持つ親に対し、親としての自信をつけ、子育てにおける孤立や不安を解消することを目的として、虐待予防教室事業を実施しております。平成22年度におきましては8回開催いたしまして、延べ101名の参加がっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

熊本県においては、県民ぐるみで子どもの育ちを支えていくことを目指し、それぞれが果たすべき役割を規定いたしました熊本県子ども輝き条例を策定し、保護者の役割を明確にうたっておりますし、また保護者が子育てに必要な知識を学ぶだけでなく、親同士の語り合いや振り返りを通じて、子育てに前向きな気持ちや自信を高めたりしていくことを目標に、21年から熊本親の学びプロジェクトの作成、活用に取り組んでおられるそうでございます。

親学の今後の本市の取り組みについて、子育て支援の面から、あるいは小中学校の面から、生涯学習の面からお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 本市の今後の取り組みについてでございますけれども、近年は不登校あるいは非行といった子どもをめぐる問題が深刻化する一方で、学校に対して理不尽な要求をします、いわゆるモンスターペアレントが話題になるなど、家庭教育力の低下が指摘され、親と子のあり方という問題が大きくクローズアップされております。

本市といたしましても、この親学という言葉の持つ親としての学びと親になるための学びの二つの意味を意識しながら、家庭教育支援事業に取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

先ほどご説明しました教育講演会支援あるいは土曜体験教室などの事業のほかに、熊本県が、これは社会教育課が実施主体となっております平成21年度から取り組んでいますくまもと親の学びプログラム、これをPTA保護者会あるいは乳児健診、さらには就学時健康診断など、現在、それぞれの学校で取り入れながら活用されておられます。また今後ともその啓発に努めてまいりたいと、こういうふうに考えて

おるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

親としての学び、親になるための学び、この二つの意味を意識しながら、家庭教育支援事業に取り組んでいただきたいと思います。

去る10月4日の熊日で、木下鞆村の資料が子孫の方によりまして寄附されたという見出しが出ておりました。木下鞆村は幕末に活躍した熊本藩の儒学者で、菊池市今村のお生まれであります。資料100点が県立図書館に寄贈されたそうであります。

本市で平成20年10月に、「肥後渋江氏伝家の文教」という冊子が教育委員会で出版をされました。そのころ、寄贈の話があったのを私はお聞きをしました。市として、せつかくなれば木下鞆村の資料は生まれ故郷である菊池市に寄附をしていただきたかったと思いますけれども、市として資料収集に努められたのか、お聞きをいたします。資料館とか図書館が充実したならなど、残念でありますけれども、今後のそういった資料の収集についての所信をお伺いをいたします。

2番目に、本市に寄贈されている美術品の活用についてお伺いをしたいと思います。

美術品の種類、それから寄贈された方のお名前、点数等をお聞きし、どう活用されるか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） この木下鞆村、本名は木下業広でございますが、鞆村は江戸時代の文化2年、1805年に、当時の菊池郡今村の農家に生まれまして、幼少から聡明で漢学を学び、後に細川藩の藩校でございます時習館でも学業に励み、藩主の勉学の同伴者としての判読、そして現在の教員とも言えます訓導に任命され、熊本の屋敷内に木下塾という私塾を創設いたしまして、そこから多くの人材を輩出した、そういう人物でございます。

今、隈部議員から話がありましたように、今年の10月に新聞に掲載されました木下鞆村に関わる資料の県立図書館への寄贈ということにつきましては、菊池市出身ではありますが、子孫の方が熊本市に在住しておりまして、鞆村自身も熊本に自宅を構え、居住していたからではないかと思うところでございます。

今回のこの寄贈の件につきましては、本市への寄贈に係るお話というものは、残

念ながら伺っておりませんでした。

現在も資料の受け入れ等は随時行っているところでございますけども、個人所有であるため、なかなか把握が難しいところもあります。しかし、せんだって市内の方から古文書の寄託についてのご相談がありましたので、早速そこまで行っていただきに伺ったところでございます。

今後も資料の収集につきましては、寄贈等のお願いをして受け入れを行いながら、その内容調査等も行っていきたいと考えているところでございます。

また、本市に寄贈されております美術品についてのご質問でございますけども、現在、美術品として絵画が多数寄贈されており、油絵、水彩画あるいは書、掛け軸など、200点ほどがございます。中でも画家の坂本善三氏あるいは大塚耕二氏、吉野正明氏、坂田憲雄氏などの作品がありまして、特に坂田憲雄氏の絵画は112点寄贈いただいているところでございます。坂本善三画家の場合、ご存じのように文化会館に常設してありますし、また吉野正明さんの絵も文化会館に常設してありますので、多分ごらんになられたと思っております。

活用といたしましては、文化会館ロビー等への展示や夢美術館において、隔年ではございますけども、絵画展を実施しているところです。このほかに、菊池養生園の診療所への絵画の貸し出しも行って、診療や検査に来られた方々の心を和ませております。また、菊池市隈府出身で太平洋戦争で若くして戦死されました洋画家の大塚耕二氏の作品を数点複製しまして、常設展として市民の皆様にご紹介できるように、現在、計画をいたしているところでございます。

今後につきましては、なかなか紹介するまでに至っていないものもたくさんございますので、これから公共施設等のロビーなどに展示しながら、市民の皆様方にごらんいただけるような機会を考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 寄贈されました美術品について説明がございましたが、特に大塚耕二さんについては、教育長のお兄さんと思えますけれども、倉原誠也先生が前衛画家の先駆者という本を出されておりますし、貴重な絵でありますので、ぜひ小中学生の方々にもお見せしていただきたいと思えます。

3番目に、本市の農業について質問をいたします。

国はTPPの参加を11月11日に表明をいたしました。本市の基幹産業であります農業への打撃が大きいと思われまして、農家の方々は非常に不安を感じております。

本市は県下でも有数の農業が盛んな市であり、特に畜産業の比重は高く、畜産物に対する支援が必要であると思われまます。国・県や関係団体と連絡を密にしながら、情報の収集、伝達、対応、講演会等の開催や戦略的な対応が今後考えられると思われまますけれども、本市として今後どう対応していくか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 限部議員の質問にお答えします。

環太平洋経済連携協定、T P Pにつきましては、平成23年11月11日に野田首相は、交渉参加に向け、関係国と協議に入るとの方針を表明されたところでありますが、国や県から市町村に対しての進捗状況や内容等の情報は、ほとんど現在まで提供されていないのが現状にあります。

本市におきましては、平成22年11月15日の第8回菊池市議会臨時会におきまして、議員提案としまして「環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）への拙速な参加表明に反対する意見書の提出について」が原案可決され、国に提出されたところでございます。

この環太平洋経済連携協定、T P Pに参加した場合、国の試算によりますと、国全体では4兆1,000億円の農産物生産額が減少すると示されております。熊本県におきましても、国と同じ条件で試算した場合、最大1,147億円、県内農業産出額の37.6%の農産物生産額が減少する可能性があるとして示されているところでございます。熊本県が試算した減少率を農林水産省平成18年生産農業所得統計により公表されております本市の農業産出額282億4,000万円に当てはめて推計をしてみますと、単純計算で約106億円という農産物生産額の減少が考えられます。

この協定に参加した場合、特に本市においては畜産の生産比率が高い状況にありますので、影響が大きいものと予想されます。マスメディアを通じてのさまざまな情報が飛び交う中、国からはT P Pに関する具体的な情報が示されておらず、農家の方々の不安は大変大きいものがあると考えております。

このような状況の中、本市としましては、国や県の動向を見定めながら、関係機関や関係団体からの情報収集を図り、広報等を通じて情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 限部忠宗君。

[登壇]

○16番（限部忠宗君） 再質問をいたします。

先般、5日の日に蒲島知事はTPPへの情報収集や県内への影響調査など、全庁挙げて対策に取り組むため、農業や医療、福祉、建設など、関連部署を集約する全庁挙げた組織設置をする方針を示したという報道が出ておりましたけれども、TPPに対する市長の所信をお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPにつきましては、協定へ参加した場合、国内の食料自給率の低下、それから国内農産物の生産の減少、さらには農業に関連をいたします産業への影響波及、医療を初めとします農業以外の分野へも多大なる影響が及ぶものと懸念がされているところであります。

とりわけ、畜産業を初めとする農業を基幹産業といたしております本市にとりましては、多大なる影響があるのではないかと危惧しております。ただいま部長の方から答弁いただきましたが、単純に市の農業生産ということからしても、106億円程度の影響が単純計算であるのではないかとということでございました。

このことについては、昨年、22年の第4回の定例会で東 英俊議員の方から質問をいただきまして、その折におきまして非常に自給率をアップ、上げなければならないという政策に転換した直下におきまして、もう既に40%を割り込んで39%という落ち込み、さらにこれが半減するという形からいたしますと、特に経済的な数値だけではなくて、食料安保という面からいたしましても、これは大変危惧されるものだということを述べたと思っております。

そういった状況の中で、先ごろ開催されました九州市長会がございまして、その中において、拙速な参加表明を行わないことということで、市議会の方でも議決、そして政府に申し入れをされておりますけれども、九州市長会におきましても、あらゆる産業分野でのメリットとかデメリットについて国会等におきまして慎重に審議をされますとともに、国民に対して詳細に情報の提供と幅広い論議をしていただきたいという、そういった意見書を政府に申し出たところであります。

食の安全・安定供給を守って、食料の自給率を向上させまして、本市の農村の振興を図るためにも、今後、本市といたしましては、もう交渉参加に向けた関係国との協議を大変注視しながら、注目をしながら、国や県の動向というものを見定めながらまいりたいと。市単独で何かをやろうとしても到底できません。やっぱり組織的に地方6団体等が一致して進めていかなければなりません。今の状況としては大変危惧されるということですので、それに対してどう対応していくかということを考えていかなければならないのではないかと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き

続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後 2 時 5 1 分

第 4 号

1 2 月 9 日

平成23年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成23年12月9日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 課 係 長	松 原 憲 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 皆さん、おはようございます。

本定例会では、新庁舎建設に関する質問が多くございますが、私も自分なりに整理をしながらお尋ねをしたいと思います。

まず、合併協議会の議事録を読みますと、当時の様子がよく理解できます。要約しますと、まず対等合併であるし、その効果を早く出すため、新しく建設することを決めていくとあります。

次に、場所をグリーンロード沿いにするという案が出されたとき、その地は基盤整備の事業推進地であり、面積168ヘクタールで、平成17年度事業採択を目指し、その当時、同意率95%であるというふうに発言がっております。そこを個別に買い上げられたり交渉されると事業推進ができない心配があると、菊池市の助役さんの方から発言がっております。

続いて、当時の福村市長が、事業の中で非農地を設定しながら減歩方式なりすることで皆さんの同意を得るとすると、地元の皆さんの負担も減るし、協力していただけたと思いますと述べておられます。

その次に、建設の時期が出ております。もちろん話としましては、場所と時期と同時に議論されたときもありますけれども、一番難航したのがこのいつ建てるかというこの取り決めであります。先進事例等を検証されて、用地買収から建設まで3年ほどあればできるとの見込みで3年以内を主張される委員や、3年から5年ではどうかと言われる委員、その中には市長も変わるし、議員も変わると。初代の市長のときに基礎固めをしたいというような意見も出ております。このとき、当時の福村市長は、まだ基盤整備が固まっていない段階で、もう何年後に建てるというの

は、直ちに今の計画変更手続をしなければ、やっても5年以上かかるだろうと言われております。文化財も出ます。願わくば、この数値目標を速やかにやるとでも書いていただきたいと、このように発言をされています。

これを受けて、泗水の当時の助役が、この方は県庁職員OBで東京事務所長もされた方でございますけれども、仮に圃場整備地内になった場合は、福村発言のとおり、通常のベースの計画変更ということになり、約6年の経過がかかるわけであり、でも、この合併は、国・県の指導のもとにある事業でございます。住民の皆さんの同意を得ながら進めている事業でございます。短縮は可能という意味を込めて3年を目標と、自分たちの小委員会ではなかったわけでありましてということを発言されております。場所と時期については決着がつかなくて、各市町村に持ち帰り審議すると、この協議会ではなかったわけでありまして。

16年4月22日、旧菊池市より、新市事務所の位置については提案どおり菊池市は了解ですと発言がっております。ただ、持ち帰って審議した結果、県営花房中部地区畑総地帯事業、153ヘクタールとして、17年度事業採択に向けて15年度末95%の同意率であります。新庁舎の建設に当たっては、当該地区の計画変更や農振農用地の変更、転用が必要となり、文化財も広範囲にあり、多くの日数を要します。よって、目標である3年を超えた年数を要すると思いと、こういう発言がっております。合併協議会の会長より、菊池より意見を付して、この案件について了解すると申し上げられたがよろしいかと問われ、全会一致で本所の位置が決定されております。これが私なりに公平に見た要約であります。

次に、合併特例債のことについて整理をしたいと思っております。

市長は、8月31日の9月定例会で、新庁舎建設の凍結を解除されました。市の広報によれば、特別委員会が合併特例債を利用した計画は無理であることを申し入れたからとされております。

その時期の国の動きをまとめてみました。8月11日、衆議院本会議で東日本大震災による被災合併市町村について、特例債発行期限を5年延長可決。同総務委員会で、被災地以外でも類似の措置を講ずべきとの付帯決議を可決。8月24日、被災地においては5年延長を参議院本会議で可決。10月18日、総務省、発行期限を5年から10年延長する方針を決定。11月1日、被災地10年、その他の自治体においては5年延長を閣議決定。これが国の動きであります。

さきの特別委員会は、随分荒っぽい審議だとも思いましたし、私も発言をいたしました。冷めた目で見るとよくわかります。本来、市長は協定は守るべく、この協定といいますのは合併協議会の約束でありますけれども、努力しているとずっと発言しておられましたので、この期限延長はどなたにとってもグッドニュースのは

ずであり、一番に市民に知らせる立場にあったらうと考えます。これらをもとにして質問に入ります。

計画変更の同意に基づいて、基盤整備のことではありますが、計画変更の同意について、12月1日現在でお尋ねをいたします。

地区内の地権者、地区除外者、非農用地、庁舎用地ですけれども、その中の地権者、それぞれありますけれども、未同意の方は何人おられますか。同意率はどのようになっていますか。

二つ目、この基盤整備において、もう自分は土地を手放したいという申し出の人、不換地の申し出と申しますけれども、この人は当初計画と変更後ではどうなっていますか。その地権者の数と面積についてお尋ねをいたします。

また、随分長い年月がたっておりますが、土地代金を早く欲しいというような声も二、三聞いておりますが、早期支払いを求める声はいかがですか、お尋ねをいたします。

三つ目、事業確定の見込み日と12月以降の工程についてお尋ねをいたします。

四つ目、農振除外、農地の転用は誰がどう行い、どのぐらいの期間が必要か、一般論として尋ねます。

5番目、不換地を申し出た人、土地を売りたいという人の土地代はどう担保するか、お尋ねをいたします。

六つ目、換地処分前に非農用地区域に公共工事を行うため、創設換地の取得に関する協定書というのがございますけれども、それによって早期着工ができることは前から思っておりますし、言ってもきましたけれども、せんだっては、市道にはできるけれども、庁舎用地にはなかなかできないというお答えがございました。本当にそうですか、お伺いをいたします。

以上6点、最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。

森 清孝議員の質問にお答えします。

最初に、変更計画に伴います地権者数は281名で、そのうち12月1日現在の未同意者数は8名。内訳としましては、地区内地権者の方が2名、地区除外者の方が6名おられますので、同意率は現在97.2%となっております。

なお、公共用施設用地として設定しております非農用地の地権者の方については、全員同意をいただいております。

次に、不換地の申し出につきましては、当初計画のときは不換地申し出の方が1

17名で、不換地面積は19万3,640平米でございました。変更計画後におきましては、不換地の申し出の方が122名で、不換地面積が20万1,935平米となっております。

不換地の土地代金の支払いにつきまして、早期のお支払いを希望される方はおられますが、最終年度に作成される換地計画書に定められた清算金は換地処分公告の翌日に確定いたしますので、それ以降に清算金を徴収し、不換地の方へ支払うということになります。

また、計画変更の確定時期は、平成24年3月末日を見込んでおります。

次に、12月以降の工程でございますが、平成24年度予定の面工事の箇所につきましては、現在、文化財調査を実施中でございます。今後は、次年度以降の面工事の予定箇所の文化財調査を行い、面工事を順次進めながら、平成27年度までに面工事及び確定測量を完了する予定でございます。その後、完了整備工、換地計画書作成、権利者会議、換地処分、法務局登記事務等を進め、平成29年3月事業完了を予定しております。

次に、農振除外・農地転用の申請についてでございますが、農振農用地区域からの除外申請につきましては、圃場整備の事業完了予定の平成29年3月以降に創設換地予定者の菊池市が申請者となりまして協議することになります。協議期間につきましては、事業計画など添付書類が整っておれば、一般的には約6カ月で協議が終了するという見込んでおります。

また、農地転用申請につきましても、申請者は菊池市で、申請時期は農振除外の公告の日から可能ということになっております。

通常は、申請月から約3カ月で許可ということで見込んでおりますが、今回の申請面積は2ヘクタール以上でございますので、許可権者であります熊本県が国と協議する必要がございますので、協議期間が長引くことも考えられます。そういったことで、許可まで何カ月ということでは断定することはできないと考えております。

次に、不換地の申し出をされた方の土地代につきましては、担保ということではなく、先ほども申し上げましたとおり、換地計画書に定められた清算金が換地処分公告の翌日に確定いたしますので、それ以降に清算金を徴収し、不換地の方へ支払いを行うということになります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 皆さん、おはようございます。

森 清孝議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目のお答えでございますが、ちょっと済みません。

[「森さん、休憩させてもらい、時間もったいない」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩をいたします。

○

休憩 午前10時16分

開議 午前10時20分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大変失礼いたしました。

道路については可能であるのに、庁舎についてはなぜできないのかといったご質問でございます。

施設の構造、あるいはまた耐用年数におきまして、庁舎というものは一度建設すると大変長期間にわたって地域の行政の拠点、あるいは防災の拠点ということになります。その場所から移動、あるいは移転するということはもちろんできないわけでありまして、そういったところの周辺整備が進められます。そのために、慎重にはまた慎重を期して検討していく必要があります。

一方、また圃場整備事業で創設換地によって整備をしていきます道路とか用排水路とかというものにつきましては、受益地内の地権者の皆さん方が自分たちのために利用するというものが主体的な目的であって、地権者からの協力というものが非常に得やすい、理解していただきやすいと、そういうところの違いがあって、道路等については可能であるけども、庁舎等については問題が、リスクが高いということをご理解いただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 農振除外転用につきましては、まとめて答弁いただきましたので結構でございますが、あと5番と6番について再質問をいたします。

土地代金をどう担保するかということにつきましては、結局あそこを買う人がおりませんと土地代が手に入らないということでございますので、事業主体の県としてはだれかがはっきり買ってほしいということをお早く決めたい、こういう気持ちであろうというふうに思います。県の話では、市の買い入れの同意は得ていますということでございましたが、担保はと詰めて言われますと、強いて言われますと、買いますという議会の議事録でしょうかねというようなことでもございました。しかし

私が、議決はしかし変わる可能性もございますよというふうに言いますと、若干の心配はありますと、このようにおっしゃるわけであります。ですから、早く土地改良区を仲介にして市と県とこの三者協定を結び、売買契約をすれば、皆さん安心ではなからうかと、このように思うわけであります。

県には、今、市長がおっしゃいましたように、道路あたりはそういう方法で早い目に工事等もされるわけでありますけれども、庁舎用地はできませんかというふうにお尋ねをしますと、なかなか市のお考えもございますからということで先へ進まないわけであります。

今申しましたように、事業主体である県は地権者の申し出た不換地を早く処分したいと、これは事業者としては当然だろうというふうに思います。また、市長はずっと建前としまして早く土地を求めたいと、ずっと言ってこられました。どうしてこの三者協定という話が出てきませんし、進められないのか、私は不思議でなりません。

合併協議会におきましても、ほかの町村長さんたちは、そのことを当然頭に入れて3年なり5年というようなことを言うておられたのではなからうかというふうに思います。市長は、登記後でないと、自分のものにならないと工事はできませんと。よって、あそこではできませんよと、特例期間内にはできませんというふうにおっしゃるとるわけであります。市の広報にも、9月号でしたか、そういうふうにございました。

しかし、登記がおくれますと、このようには書いてありますが、しっかり読んでみますと、よって工事ができませんというふうなことは書いてありません。なおなお読んでみますと、議員さん方がそういうふうにご認知されましたのでと、そして申し入れがありましたのでというふうに、議会広報みたいに市長書いてございます。

前回も申しましたけれども、登記済みまで6年、7年、あるいは工事に3年、4年、そのように計算しますと、合併当初からすぐ始まったとしましても特例債が間に合わないということをはっきりしておるんでありませんか。そうしますと、できないことを協定で決めたというふうになって、どうしても市長のおっしゃることはつじつまが合いません。

重ねてお聞きしますが、創設換地による非農用地、この非農用地というのは、住宅であろうが、庁舎であろうが、何か道路であろうが、用途を問わずというふうな見解もございまして、市が使用収益権を得て一時利用権をとれば、整地はもちろん建設工事もできるのではありませんか。私はそのように解釈をしております。登記は換地処分の通知を得てから、その後すればいいんじゃないやありませんか。これが基盤整備を利用した公共用地の取得というふうに私は理解しておりますけれども、でき

ませんか。ただし、その協定を結ぶ場合、使用の目的あるいは使用の場所、そういうのも具体的に書かなきゃなりませんもんですから、それを避けておられるんでは
ありませんか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これまでもこのご質問というのは何度か議会の特別委員会等でお話があって、私なりに繰り返してお答えをしておるところであります。3者協定というのは、こういった畑総事業を進めていく一つの手法としてあるということ
でございます。そういった中で、非農用地を設定して、そしてそれを取得するとい
うことになるわけでありまして、ご案内のとおり、土地を早く買い取りをしなければ建設ができないということ
を繰り返し申し上げてまいりました。それはこの従前地というものに対して、その地権者が、完全に換地が
終わって事業が完了して、権利者会議が終わって、そして土地の登記、そして公告という手続上において法律
的に土地の地権者というのがまた改めて決まると。そういったものが決まらなければ、菊池市の公用地
としての取得ができないと。公用地の取得ができないまでに、それではどうやるのかといった場合に、や
っぱり先ほど言われますように、対等合併において大変、3年あるいは5年たってもできないという思
いを強く持っておったわけでありまして、決められたことは10年ということのこの年内に3年をめど
としてつくらなければいけないと。合併の特例債を原資とし、しかも3年を目標にしなければなら
ないということで、大変無理があったということは、もう現実問題として繰り返し申し上げてお
ります。

しかし、約束をされた10年の中で、何とかこの合併特例債の範囲内で、3年は無理あっても、なるべく早くできるようにという逆算の中でそういう手法をとろうと、そして何とかおさめたいという思いでやってきたことは事実であります。

結果的には、期間がやはりできなくなってきたという状況でありますけれども、当初から26年までに間に合わなかったかと言われれば、無理があったということは言えると思います。だから、3年、5年ではできませんと。少なくとも10年にかかるんじゃないですかということは申し上げたと。そのことが、今、先ほど私の発言を清孝議員の方からおっしゃっていただきましたように、そういったことを合併のこの関係首長会議のときにおいても、そのことを申し上げてまいりました。しかし、繰り返しますが、決められたということにおいては、その期間内に何とかやらなければいけないということでの努力をやってきたということ
でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 市長のほかに、あとお三方、町村長がおられたわけであります。

私もどなたとも面識があるわけではありませんけれども、泗水の町長、助役さんとはそれなりに知り合うた仲であります。その人たちのことを思いますと、それぞれ何千、何万の住民を代表する方々であります。よもや軽々と署名捺印はされんと。我が身に振り返って思いますと、特に私どもの泗水の町長は役場職員OBでございました。勤め上げて町長になった方でありますし、助役は県庁職員OBで東京事務所長までされて助役になった方であります。その方たちが、今、市長がおっしゃられましたように、考えられて署名をされるはずはないと、このように思うわけであります。

先ほど泗水の泉田助役の発言を引用しましたがけれども、県も国も進めとる事業で、自分は楽観的に考えとると。短縮は可能でありますというふうなこともおっしゃっておるわけで、みんなが進んでやった協定で、市長はどうもできない、できないと、できないことが多いと、そっちの方にばかり発言が行っておるというふうに思いますよ。

合併当時、唯一の人口増加地帯でありましたあの花房台、泗水の方は富の原というふうに言うところのわけでありますけど、あの辺はやっぱり黙っておいても人口が増えとる地帯でございました。条件がよかったんだろうと思います。熊本市のベッドタウンでもありますし、女性の方なんかには言わせますと、高等学校の学区区辺りも関係しますよと、いろんな意味で自然に増えとったと。そこを泗水の方々は住宅を開発し、人口が増えるならばもっと発展するであろうし、固定資産税あるいは市民税、税収の確保にもなるんじゃないかと。泗水はもちろん、菊池市のためになりはしませんかというふうな真剣な議論もあつとったわけであります。その辺を踏まえて、福村市長も署名捺印されたんだろうと、このように思います。

話は非常に複雑になっておりますけれども、私は先ほども申しましたように簡単なことであると。登記して取得しなければ庁舎が建たんというふう考えるのではなくて、普通、一般にされております基盤整備を活用して庁舎を建てれば、何のことはない、前に進むのではなかったのかなと。そして、今からでも5年、起債の期限が5年延びる可能性が、もうほとんどそうなるわけでありますから、聞けば予算の確保もできるといふふうな国の話であります。こっちの方で基本構想、隈府の方で出ておりますけれども、そっちの方も花房の方も全く捨てる必要はないと思いますが、いかがですか。市長に改めて伺います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） このことにつきましては、先ほど花房中部地帯、畑地帯総合整備事業のスケジュールということについての説明を部長の方から説明を申し上げましたけども、土地の名義というものが大変気になるところでありまして、菊池市となる時期というものは、工事が完了した状況で権利者会議を経て換地処分の公告を行った後、法務局におきまして登記事項がなされるわけでありまして。現在の予定では、順調に進んでも、先ほど部長答弁にありましたように、平成29年3月末と、このように計画をされております。

庁舎用地については、非農用地区域を設定をして、そして創設換地によって市が取得を予定している土地において、先ほど説明も、これもありましたが、47名の方々が地権者として、先ほどはなかったですかね、不換地を申し出られている方々の地権者という方々が47名おられます。こういった方々の所有権がなくなる時期というのは、換地処分公告の日であるために、それまではこういった方々の従前権利者というのが個人間の所有権移転が自由に、もしかすると譲渡だとか売買だとか、あるいは遺産相続だとか、そういったことで移転が可能であると。また、抵当権の設定も、お金を借りて抵当権を設定していくと。それ、また返済ができなければ、その土地が取り上げられるということも、いわば極端に言えば、そんなこともないとは言えません。

そういったことで、庁舎建設については、そういう非常に安定化していない用地の上に公用施設を、公の施設をつくれるかといった場合に、この市の所有名義になってからでないと着工ができないとするのが私の考え方でございます。しかしながら、合併当初の3年を目標として10年の合併特例債の適用範囲内において何とかスケジュールを組んでやっていかなきゃならないということで努力をしまいいりました。

期限をオーバーする無理な計画をなぜしているかといったことでのご質問であったかと思いますが、合併協議会において確認事項というのは、これは尊重するというのは当たり前の話でありまして、つい先ごろまで私は花房台グリーンロード沿いということでやってまいったことはご承知のとおりであります。この新市において、基本構想と基本計画の策定に着手をいたしました。建設予定地を検討するに当たっては、確認事項であるこのグリーンロード沿線周辺を、4地点が設定をされたのは、A、B、C、D、ご案内のとおりであります。比較検討の中において、議会新庁舎等検討特別委員会へも報告と協議をして進めてまいりました。

圃場整備地内になぜ選定したかということについては、合併協議会の確認事項であるグリーンロードの沿線上で選定すると、周辺でつくるということで、まとまった土地の一団というのが、土地が市の所有として確保できる一つの方法としてはど

ういった方法があるかと。個別買収では大変な時間と、そしてたまたもしかしたら途中で買収が不可能になる場合も出てくると。それで、圃場整備事業に併せて非農用地区域の設定をして、創設換地による取得が一番安全性、安定性があると、確率性が高いということで、こういった方法があったわけでございます。

計画では、合併特例債を活用して建設するために、期限の平成26年、合併特例債期限までに建設するスケジュールを、計画を立てておりました、手法の一つとしては3者協定、ご案内のとおり、建設準備のためにはいろいろなことがあります、基本構想・基本計画と、そしてまた基本設計、実施設計、さらにはまた文化財の調査とか農振除外等がございます。そのうちの基本構想・基本計画は議会のご理解をいただきまして、業者委託をして完成した状況に今なっております。以後のこの基本設計とか実施設計だとか、あるいはまた文化財調査とか農振の除外ということを進めていく中におきましては、期間内に完成が大変困難な状況でありました。

しかし、私といたしましては、手法としては工事着工はできるとのことではありましたが、この土地の取得時期というものについて大変不安を日々を感じるようになってきておったところであります。これは現場の本当にご苦労いただいております推進協議会、また後の換地委員会の方々のお話を、ずっと連絡をとってございましたので、非常に不安を抱きながらおりました。

現在、花房中部2期の畑地帯総合整備事業の重要な変更ということでございまして、10%以上の予算、あるいはまた面積、そういったものが変更になりますので、当初計画時からいたしますと、圃場整備事業に参加、同意をされていた受益者の方の中にも不換地の申し出があったり、また変更同意取得に時間を要する方もおられて、不透明と言わざるを得ない部分も状況として出てきております。

また、事業の完了の時期も、現在は平成29年3月と、このようになっておりますが、国の経済状況や、また事業のスケジュールを考慮したとき、大変厳しいものがあると、このことも常々申し上げているところであります。予算のつきぐあい非常に悪くなってしまっているという状況でもあります。

こういったことを含めて、総合的に検討したとき、市の運営を預かる立場といたしまして、慎重に状況を見きわめる必要があると考えまして、所有権が確実に菊池市へ移転してからでないとは着工できないと、このような方針としたところでございます。

土地改良法に基づく工事の手法としての3者協定と、このことについてはもう以前から私も認めさせていただいております。そういうことも併せてやらなければ、計画の10年は立たなかったわけでありまして。しかしながら、現況といたしまして、所有権が他にあつて、菊池市に移転をしていないという中において、着工というこ

とについてはできないというのが私の方針でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 市長の方針ということであれば、それはそうでありますけれども、こういう方法があるなどということはなかなか市長はせんだってからおっしゃっておりませんでしたけれども、私は質問を3回しかこの項についてはできません、4回も5回もしたいと思っておりますけれども。

毎年のごとでありますけれども、きのうも忠臣蔵には泣かされました。毎年、今ごろ忠臣蔵があります。公と私との間で悩む侍、人間の信義についてとても考えさせられます。私は合併市において旧市町のことを言うとは。

○議長（山瀬義也君） 3回でございますから、次の質問に移ってください。

○9番（森 清孝君） はい。人間の信義を大切にしたいものと申し上げ、次の質問に入ります。

泗水には歴史民俗資料館というのがございます。このことは教育長にお尋ねしたいと思っております。

傷みぐあいがとてもひどいということは2年ほど前に申し上げたことがございますが、この現況をどう見ておられるのか。展示物の保管、管理の状況はいかがかをお尋ねをいたします。

二つ目に、泗水には泗水ホールというホールがありますけれども、楽屋の狭さが、あるいはステージ周りの使い勝手が非常に悪いというふうな、自分も実際行って感じてますし、不評も多く聞いております。対応をいかがされるか、増改築の計画等がありますか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

泗水町の泗水歴史民俗資料館につきましては、昨年3月議会の一般質問でもお答えしましたように、ここは坂本経堯氏の収集された土器等の考古学資料を中心として、そのほかに農具、あるいは日常生活品などの民俗資料の展示となっております。

資料館は、昭和49年に建設されて、その後37年を経過しているため、かなり老朽化が進みまして、一部危険な状況となっております。私も昨年、実際に資料館に行ってまいりまして状況を見てまいりました。合併以前から閉館状態となっております、一般の方の立ち入り禁止となっております、しかし新たな発掘調査に伴

う土器等の保管施設として、現在利用しているというだけです。施設につきましては、今後とも利用は少しできないのではないかとこのように考えております。

展示物の保管、管理状況につきましては、今の施設では資料が毀損する可能性がありますので、民俗資料の一部はほかの場所をお借りして、現在保管しておる状況です。

資料は、江戸時代から昭和の時代まで、日常生活の中で使用されてきました、せんば、くわ、まが、足踏み水車などの農具類、さらにはたんす、米びつ、あるいは糸つむぎ等々がございます。資料館に残っております縄文時代あるいは弥生時代等の土器、石おの、矢じり、あるいは小さな民俗資料類は展示ケースに入っておりますので、施設に保管したままという状況でございます。今後、こうした保管場所を探していきたいというふうに思っておるところでございます。

続きまして、泗水ホールは平成7年に開館したもので、ホールのみならず、楽屋が和室2部屋、洋室1部屋の3部屋がございます。現在まで、楽屋が不足して利用するのに不便といった苦情、あるいはステージ周りについての不評等はこちらの方まで聞いておりませんでした。建設に当たっては、その当時最善の施設として建てられているわけでございますので、施設を利用されるに当たっては、ほとんどがホールの楽屋で対応ができていないところではないかとこのように考えております。

ただ、1年に1回開催されます文化祭におきましては、出演団体もかなり多いため、そのために隣接します公民館の部屋を借りておられます。楽屋がそのために欲しいというお話はお聞きしております。泗水公民館が地域交流センター完成によりまして老朽化に伴う解体となった場合は、隣接します体育館での利用、あるいは泗水ホール内の空きスペースを利用することもできるんじゃないかなとありますので、何とぞご理解いただければと思います。

また、利用される方が泗水ホールで収容人数、あるいは楽屋などの不足があると思われる場合は、限府にございます文化会館をご利用されるなど、申請者の方で判断されて利用していただいているところです。

このようなことから、現段階では楽屋の増設等は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 泗水交流センターについてお尋ねをいたします。

泗水交流センター建設のためのワークショップが、今、最中でありまして。交流センターというのは仮称であろうと思っておりますけれども、公民館みたいなものと理解し

ております。

その中で、ワークショップの中で資料室ということの検討もされております。あったらいいな、あればいいなというような意見も出とるわけでありますが、市としてのお考えはいかがでございますか、お尋ねをいたします。

また、資料室というものができますとするならば、今の資料館の展示物のうち、どんなものをどう選んでその資料室に展示をされるのか、そのあたりお決めになっておることがあるならばお尋ねをしないと、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 新しく建設されます、仮称ですけども、地域交流センターの中に歴史民俗資料室を確保したいというふうに考えております。資料室の広さにつきましては、まだ設計というのは十分できておりませんが、おおよそ100平方メートル程度を予定しているところでございます。

また、現在の泗水歴史民俗資料館にあるすべての資料の展示は困難じゃないかなと思われまので、土器類につきましては時代ごとの中から貴重性、あるいは重要性のあるものを選び出し、民俗資料等についても資料室のスペースを考えながら、貴重なものを中心に展示したいというふうに考えております。

なお、この資料の選定に当たりましては、発掘調査専門員を中心として、そのほかに文化財保護委員の皆様のご意見を聞きながら行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） ありがとうございます。

できますならば、その資料室にも今の資料館の坂本経堯先生のにおいが残るような、ひとつ展示を心がけていただきますよう指摘をもう上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時51分

開議 午前11時01分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、早速質問に入らせていただきます。

打ち合わせの時点で、答弁が若干長くなりそうだということなので、質問の方はできるだけ無駄を省いて短めにやっていきますので、ご答弁も簡潔にお願いをいたします。

1点目、庁舎等整備基本構想・基本設計策定について。

1点目、支所機能強化の基本方針についてお伺いをいたします。

先月24日に臨時議会において庁舎等整備基本構想・基本設計の委託料が可決されました。策定期間については、来年の夏をめどに報告ができるとの説明がなされましたので、詳細についてはそのときに改めてお聞きをいたしますが、現時点における支所機能の整備方針を執行部としてどのように考えておられるか、お答えをください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） おはようございます。

樋口議員のご質問にお答えいたします。

合併協議会において、協議項目、新市の事務所の位置の3項目の確認事項、新市における庁舎の配置方式は、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各市町村の庁舎を総合支所とする。新庁舎建設後は本庁方式とし、総合支所を支所とする。その際、各支所の機能、役割等については、住民サービスの維持、向上及び合併による効率化に配慮し、新市において調整すると確認されております。この確認事項に沿って、基本構想・基本計画の策定作業を進めてまいることになりますが、各総合支所における現況と課題を整理しながら、その立地環境や各地域住民の意向に十分配慮して、その方向性を検討する必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 今、部長のご答弁ありましたが、確認事項、わかってはいます。ただ、私は本当に支所において地域の皆さんが望むサービスが提供ができていくのかということについては甚だ疑問に感じております。本当に市民ニーズに応じたサービスを提供するためには、直接市民に問いかけるべきではないかというふうに考えております。そのためには、これを機に支所利用者を対象とした実態及びニ

ーズ調査を行い、何が必要で何が不必要なのか、この点を徹底的に洗い出してやっていくべきだと思うんですが、市民の意見を支所運営に反映させるべきと考えますが、執行部の見解を再度伺いたします。

例えば利便性を考えるのであれば、支所の中にJAの窓口、そして商工会、一緒に入ってもらいながら、農商工、行政とワンストップで行えるようにして市民サービスの向上を図るとともに、施策の共有化により行政力の強化を試みる、このようなことも考えられるのではないかというふうに思います。

確かに、相手方との協議、商工会館等の利活用、そのようなことを行わなければならないわけですから、そんなに簡単なことではないとは思いますが、全く不可能なことでもないというふうに思いますので、そのところは十分協議する余地があるのではないかというふうに考えます。

また、人の交流を考えると、現在、本庁で行われている議会の委員会等を旧市町村の議場で開催することによって、市民にオープンな議会を目指すということも可能ではないでしょうか。これについては、若干前に聞いたことがあるんですが、執行部から本庁から離れているというふうな答弁が返ってくると思うんですが、ならば逆に聞きたいと。何のために億単位のお金をかけてネットワークの構築を行ったか。私は可能だと思います。

いずれにしても、残り少ない時間の中で何をどう取り組むべきかが問われていると思いますが、対応をいかに考えておられるか、お答えください。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 樋口議員の再質問にお答えいたします。

支所の役割を検討するに当たり、住民ニーズを把握するための市民アンケートを実施する考えはないかとのことですが、本庁方式としたとき、支所機能として必要となる面積は現在と比較して減少いたします。このため、比較的大きな空間構成を新たな用途に合わせて分割していくことになるかと思えます。

そうなりますと、施設の利活用を検討するに当たり、住民ニーズを把握する必要がありますので、議会を初め、地域審議会の皆様のご意見や庁内で組織しております検討委員会や専門部会の意見を聞く必要があると考えております。また、そのほかの調査方法についても、今後検討してまいりたいと考えております。

ご提案いただきました件につきましては、支所の有効活用を図る上で参考にさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 再々質問をさせていただきます。

部長お答えになったとおり、一般的には面積が小さくなるというふうに仮定をされておられると思うんですが、その前提をつくらないで、どう活かしていくかというのをまず最優先に考えるべきではないかというふうに思います。

執行部の皆さんの効率を求める姿には一定の理解を示しますが、一方では自治体は市民サービスに対する効果を重視しなければならない使命が課せられているはずで、そのことは忘れないでいただきたい。あとは、行政としての決断であるというふうに考えますので、十分に議論を深めていただきたいと思います。

私は、昨年からMM研究会という研修会に個人的に参加をさせていただいています。主催は県立大学理事長の蓑茂先生であります。皆さんもご存じのとおり、先生は専門は造園学、同時に九州唐津市を初め、日本の各地で都市計画に携わった実績をお持ちの方です。さまざまなテーマを課題として行われていますが、そのテーマの一つに、昨日、隈部議員からも質問がありました地域グランドデザインの話が出ました。理事長いわく、一言で言えば、中長期戦略を含めた全体構想のことであり、横文字で書いてあるからそう難しく考えることはない。ただ、それぞれの地域に合った基本構想、いわゆるマスタープランを凝縮したものであるとの中で、本当に難しいのはそれぞれのマスタープランが本当にその地域に合っているのか。コンサルタントに委託をするだけでなく、その一つ一つのマスタープランを鳥の目と、そして虫の目を持って見れるか。そして何度もそれを見つめ直すことができるか。そのことが一番重要な点であるというふうに教わりました。

今回の計画変更、用地確保、財政、特例債の条件緩和措置など、大局を見る鳥の目としての判断であれば、今後は支所機能の充実、機能強化を含めた地域住民から見た虫の目で再度この事柄を見つめ直す必要があると思いますが、市長のご見解を賜ればと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 合併の目的は、市民皆様方の利便性の向上、そして事務の効率化にあるということですが、今、樋口議員の方がこの効果というものを述べられました。結果的には、この利便性の向上とか、あるいは効率化を図るという行政がその目的に従ったときに、あるいは沿ったときに、あるいはまた効率化が図られたときに、結局効果があらわれると、そういうふうに考えなければならないのかなというふうに思いました。

ご指摘のように、地域づくりのことにつきましても考慮しなければならないと、

このように思います。各総合支所とも旧市町村のときに形成をされてきた長年にわたるその市町村形成史上、これまで培われた行政とか文化とか、あるいはまた教育、経済など、幅広い中心的な機能が集積される地区に立地をされているところであり、ます。そういった意味では、今後においても周辺の住民の皆様方の利便性というのは常に考えていかなければならないと思います。本庁方式という形になりまして、支所の機能がどれだけの役目と、そしてサービスを提供していき続けなければいけないのかなど。そこについては、おっしゃるように住民の皆さん方のお気持ちというのを十分聞き取りをした上で、方向性というものを定めていく必要があるのではないかなと思います。

また、都市づくりあるいはあと合併のまちづくりをどう進めていくかという意味におきまして、蓑茂県立大学の理事長さんのお話もございましたけども、以前、菊池市もお見えをいただきまして、講義を皆さん方とともどもに受けましたけども、やっぱり千里同風の思いで公平・平等に、どこにいても同じ風が吹くという、そういうお言葉を述べられましたけども、そのことを受けながら、どの地域にあっても支所は支所としての住民サービスを提供できるように整えていかなければならないというふうにも思います。

本庁方式となった後も、支所の所在する場所については、そういった意味で住民の方々のサポート、あるいはまた地域コミュニティを、現在あるものがさらに塾度の高いものになっていくように、そういったことを果たす役割が大きいというふう

に考えております。したがって、支所の今後のあり方につきましては、その地域が備えておりますところのほかで得難いようなものがあるはずでありますので、これを活かして支所の機能のほかにも地域密着型の住民サービス機能など、今、類例を上げていただきましたが、そういったことも含めまして検討していかなければならないと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、次に移ります。

2点目、学校給食施設基本整備についてであります。

10月21日に大まかなガイドラインを議員全員にいただきました。私なりに感じた、今回、15施設を5施設へ凝縮をするということなんですが、その5拠点方式の問題点についてお伺いをしたいと思います。

まずは規模であります。計画では、隈府小7小中学校、機能2,000、実数1,

903。菊池北中400、331。旭志幼稚園、小中500の487。七城小中700の534。泗水幼稚園を含む泗水地区の5校1,800の1,452というふうにあります。私はどうもこの限府拠点の2,000と泗水拠点の1,800について、適正規模であるとは非常に考えにくいのではないかというふうに思っております。

なぜなら、一例をとれば、配送距離及び配送時間によりさまざまな制約を受ける可能性があるからです。現在、移動時間が一番長いと思われるのは泗水西小学校です。給食をつくり終わった後、センター長の検食があり、その検食が終わった後に泗水幼稚園、泗水東小学校、そして泗水西小学校へ車両1台で配送が行われています。当然調理完成後、クラス別にとりわけ、それから配送をかけ、児童生徒への配付が終わると。ただ、これをどう計算しても、優に生徒が食べ始める時間までに1時間を超える時間が経過をしているということでもあります。

このケースでいくと、現在考えておられる限府拠点方式でも七つの小中学校が一括で行うわけですから、同じと判断がされます。そのことにより影響されることは、まずは献立、麺料理や揚げ物など、時間経過に影響を及ぼす、要は影響を受けやすい献立については実施しにくいと考えられます。おのずと献立の限界が生じるということでもあります。

2点目は、味つけの問題です。当然食材が冷えることを考えれば、塩分濃度の濃淡は工夫が必要と考えられますが、実際の現場では別々につくることはできない。それが味覚の低下につながるということです。

3点目です。3点目は、食中毒や大規模災害におけるリスク分散の問題です。この計画では、余剰能力がばらばらであります。泗水地区の348食以外は限府97、旭志13食と、極めてその余剰能力が少ないため、食中毒等による1拠点の機能停止のカバーリング対応ができないこと。加えて、大規模災害の地域住民ニーズが広範囲になり、対応が難しくなることが考えられ、リスク分散が不十分であると考えられます。

ならば、せめて1、北小中833。2、限府、河原、菊池南小中学校1,098。菊之池、戸崎、花房413。泗水幼稚園、泗水小中、泗水東小1,354。5、七城小中、泗水西小学校632。6、旭志幼稚園、小中、487。いずれも実数であります。せめてこの6拠点方式に変更ができないのか、執行部のご見解を賜りたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 答弁する前に、少しこの答弁がまず長くなることをお許しい

ただきたいと思います。

今回の整備方針は、自校式の多くの学校で採用されておりますウエット方式、これは高温多湿の単一調理室のため、食中毒の発生となる菌が発生しやすいこと。そして、施設の老朽化などから、国が学校給食衛生管理基準において推奨しておりますより衛生的なドライ方式の導入と併せて、隈府小を菊池地域の拠点校として調理可能食数2,000食の共同調理施設を建築し、現在、ドライ方式で運営しております菊池北中学校を除く統合後の七つの小中学校に配送する計画でございます。

旭志地域につきましても、現在、ドライ方式で運営している旭志小学校を拠点校とし、一部改築の上、旭志中学校に配送する計画であります。

拠点校方式導入後は、現在の15施設から5施設に減らすことで、すべての施設に栄養職員を配置し、各施設の衛生管理面の向上と効率化を目指し、安全・安心な学校給食を提供できるように計画したところでございます。

拠点校施設の枠組みにつきましても、教育委員会ではさまざまな観点から検証したところです。枠組みの検討につきましては、ドライ化による衛生管理の向上、既存施設の対応、調理や配送時間の問題、建設用地の問題、建築費用、ランニングコスト、人件費といった経費の問題など、現状とモデル施設で比較検討を行いました。さらに、工事を実施する場合、できる限り給食を提供しながら対応できるように検討したところでもあります。

ご質問の今回の2,000食規模の施設は適正であるかとのことですが、以上述べましたような観点から、施設規模は適正であると判断しております。

なお、近隣市町村の状況として、菊池管内及び県北六つの市において申し上げますと、現在、この地域には合計13施設になりますけれども、調理可能食数で申し上げますと、一番小さいのは阿蘇市波野の500食で、一番大きいのが荒尾市の1万食となります。荒尾市の1万食というのは、これはもう小中、そして養護学校一つでございますが、合わせて20校1万食、ここで作って配送しております。今回の計画も2,000食と、規模的には平均的な施設になると考えております。

また、給食施設は、菊池市地域防災計画において災害時の炊き出し施設と位置づけられており、今回の大規模施設を設置することは、災害発生時の食糧供給施設の拠点施設としても今後の防災計画上も重要な意味を持つものだと考えられます。

次に、配送時間の問題や食中毒に対する危機管理の問題からも、現計画では大規模過ぎるので、もう少し範囲を縮小し、細分化する必要があるのではないかとのことですけれども、食中毒の集団発生の際の措置についても学校給食衛生管理基準に定めてありまして、発生した場合、特に2次感染の防止に努めること、それから給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業などが定めてありま

す。

さらに、食中毒発生に対する危機管理面から申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、拡散防止と2次感染の防止の観点から、発生時に他の調理施設での対応は逆に感染していない学校への2次感染と食中毒の拡散が懸念される場所でもあります。これまで学校給食が原因である食中毒が発生した他県の事例で申し上げますと、施設に何らかの問題がある場合は施設改修の期間が必要ですので、長期の給食停止が予想されます。施設に問題がない場合は、給食停止は3日から5日程度でありまして、そのときの対応は休校か家庭からの弁当で対応しているということでございます。仮に施設に問題がありまして、1カ月程度の長期の給食停止の場合におきましては、業者による弁当給食で対応している事例もあります。

次に、配送時間の問題からの味つけや大量調理における献立の制限についてでございますが、学校給食は児童生徒が食べる30分前までに校長等が検食を行うこととなっております。基本的には30分前には調理が完了している状態でございます。

各給食施設では、麺類や汁物などは冷えたり、あるいは麺が伸びたり、野菜から出る水分で汁物の味が薄くなることのないように調理職員等が配慮し、できる限りぎりぎりまで加熱したものを提供しておられます。共同調理場でも給食を運ぶ食缶も魔法瓶同様、二重構造になって冷えにくくなっており、麺も伸びにくい麺を使用するなど、調理の技術も年々進んでおりまして、以前のような冷えておいしくない、そういった給食とは違ってきております。

今後、配送に関しましては民間委託で対応したいと考えておりますし、まだ配送計画も案の状態ではございますけれども、隈府小学校を拠点とした場合の現段階では2台の配送車で対応を考えております。一番長い時間で花房小まで9分、戸崎小まで6分、計15分を予定しております。泗水地域や旭志地域、七城地域の配送も含め、今後、業務委託の検討の中で、できる限り短い時間で配送できるようなシステムを今後検討していきたいというふうには考えております。

また、議員ご提案の小規模施設を複数設置する場合につきましても十分に検討しましたが、より衛生的なドライ方式にする場合、調理室のほかに食材を納品後に検査する検収室、食材を洗ったり、皮をむいたりする下処理室、洗浄室等が必要になりまして、今まで以上に作業室を増やす必要があり、既存施設の2倍以上の施設が必要となります。隈府小学校を拠点校として、河原小、菊池南中に配送することは可能ではございますが、西側の拠点校としての菊之池小、戸崎小、花房小のいずれかの学校に建築することは、敷地の面からも困難であると判断したところでございます。

既存施設の有効利用につきましては、各センターは調理食数や学級数あるいは学校数で効率的及び合理的に設計されておりまして、調理可能食数に余裕はありますが、配送する学校数や学級数が増えることにより、配送時間の問題、各学級に提供します食缶が増えることによる食缶や食器の消毒保管機の増設、こういうものが必要とされます。しかし、既存施設に設備の増設スペースを確保するという事は非常に難しいと判断したところです。

また、菊池北中学校から菊池北小への配送も十分検討しましたが、菊池北中の調理可能食数は400食となっており、統合後の菊池北小と菊池北中合わせますと720名程度となり、改築での対応はできないと判断したところでございます。

また、費用的な問題からも、施設を増やすことは、当然ながら建築費、人件費、ランニングコストなどの費用は高くなり、今回の整備方針どおり建設することにしましても、モデル施設の試算ですけれども、建築費、設備費、定価ベースの厨房機器費として約9億円程度かかる見込みでございます。しかし、3,500食の給食センター建てかえ工事を行われました合志市の例からは、実際には8億円程度で対応できるのではないかとこのふうには考えております。

現在の学校の調理施設をそのままドライ方式の施設で建てかえますと、モデル施設で試算いたしますと、約16億円程度は必要となり、今の計画の2倍の費用がかかるということになります。

費用的な問題もございしますが、教育委員会としては、まずは衛生的で安全・安心な学校給食を提供できるように、そして老朽化した施設の改築に伴いますドライ方式の導入、そして衛生管理体制の強化を図り、そして栄養職員を配置することにより、年々厳しくなります衛生管理基準に適切に対応し、より安全・安心な学校給食を提供できると考えているところでございます。

少し長くなりましたが、以上お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 懇切丁寧なご答弁ありがとうございます。

ただ、若干反論するようで申しわけないんですが、先ほど言われた、例えば防災上の観点から言えば、この規模が適正であるという話なんです、それは私は絶対にはないと思う。私自身、4月16日から南三陸町の歌津中学校に1週間、避難所で生活をさせてもらいました。センター方式よりも、本音を言えば、全部自校で持っていった方が大規模災害は、対応は絶対的に有利です。そのセンター方式を入れるなんちゅうことは僕は絶対ないと思います。

ただ、今の現状の給食室を見る中では、新しくしていただくと、食中毒のリスク

を減らすという意味では非常にありがたいというふうに思っています。だからこそもっと、申しわけないんですが、何でもかんでもまとめるんじゃなくて、深く考えていただけないかというお話なんです。

集中改革プラン等で職員自らの定数削減を行って行政改革をされていると。これに関しては誠に敬意を払っております。まさに、すべての行政機構に対して聖域を設けずに改革をやられていると。

ただ、その中で教育分野も例外ではなく、水源、迫水、龍門小学校の菊池北小学校への統廃合が決定をなされました。また、河原小学校も隈府小学校との統廃合の議論がされているさなかであります。これは保護者のみならず、地域を巻き込んで大議論の末、保護者、地域住民、苦渋の決断であったと認識をしています。子どもたちもその判断に素直に従っております。

その状況下、さらに学校給食もさまざまな問題点があると考えられる中、平成24年度の当初予算で実施設計予算の計上をなぜ急がなければならないのか。議論は十分尽くされたのか。私は、そのことを再度問いたいと思います。学校規模ならず、私は学校給食にも適正規模があるというふうに考えます。再度検討を行う考えはないか、お伺いをいたします。

また、先日、教育長は壇上で、国家百年の大計は教育にあり、そう宣言をされました。現在の給食システムは、戦後から昭和30年代、40年代、私たちの年代の給食とは意味合いが違い、近年は教育の一翼を担ってきたと、そのように考えております。先ほど述べられましたが、この基幹産業、農業、この菊池の豊かな食文化、それを子どもたちに伝えるためにも、給食は効率ではなく、ちゃんとした教育の一環、効果をあらわすために私は行われるべきというふうに考えます。

食を教育と考えるかどうかは、私は自治体としての判断であるというふうに思います。先ほどありましたが、荒尾は1万食、私はこれで本当に食について子どもたちに語ることができるのかなと疑問に感じます。そこは先ほど言った自治体の判断ですから、この菊池市としてどう判断を下すかという大事な局面だというふうに思っております。

また重ねて、費用は倍かかるが、費用ではなく、衛生的、安心・安全を求めたこの案であるということですから、そこはもう一回検証して、子どもたちに伝えられる、そんな形をとっていただきたいと思います。再度教育長に、申しわけありませんが、その点を問いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、学校給食というのは、第1に衛生的で、安全・安心な

給食を提供することが、私たち教育委員会の責務だと考えております。今回の方針決定につきましては、平成21年4月に提出されました菊池市学校規模適正化審議会答申の付帯意見として、学校給食現場の検証を実施するよう要望されました。このことを受けまして、今後の学校給食施設整備について定めたところでございます。

菊池市学校規模適正化基本計画を踏まえた学校給食施設の整備と効率化を検討したところでありますけれども、効率化による費用面だけではなく、教育委員会としましては、老朽化した施設の早急な対応と給食施設のドライ方式の導入、さらには管理体制の強化を目的として、また拠点校化することにより、市内5施設すべてに栄養職員を配置し、学校給食から食中毒が発生しないための方策として考えたところでございます。

なお、今回の隈府小学校に新設します施設には、見学コースをつくるなど、食育の観点からも拠点校として各学校に対する食育に活かされるような施設建築を目指すところでもございます。

今言われましたように、今、食育という言葉が叫ばれております。それぞれの学校で地産地消、自分たちでとれた野菜を学校に持って行って食べていただく、こういうことも行われております。しかし、本来は食というものは家庭で教育するものではないかなと。それがいつの間にか学校の方まで教育をしなくちゃならないような時代になってきております。それに先生方も一生懸命現在こたえられて、食育の教育に携わっておられるところでございます。

確かに食育教育というのは、今後も、これから教育委員会としてもいろいろな検証をしながら、そして研修をして取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、また併せましてこの給食の整備とともに食育の方も検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解いただければと思います。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 教育長のお立場もわかるんですが、ご理解いただきたいというお話なんですが、残念ながらここで、はいとは言えませんので、今後もこのことについては議論を深めていければというふうに思います。

それでは、次に移ります。

3点目の防災対策についてであります。

自主防災組織についてお伺いをいたします。

この件については、今年の6月にも質問をさせていただきました。総合的防災対策にとにかく急いで取り組んでいただきたいという問いに、平成24年度中に地域規模を含めた訓練を実施しますという答弁でありました。

そんな中、11月25日の熊本日日新聞に次のような記事が掲載をされました。要約しますと、10月5日午後11時33分、寝床について菊池市安全対策課の課長は、下から突き上げる揺れを感じて飛び起き、同市旭志で震度5強を観測した地震だった。発生から40分後、市は災害対策本部を設置。日付が変わった6日午前1時には職員90人が配置について。課長は、職員の集まりが早かった。東日本大震災で防災意識が高まっていると感じたと振り返る。ただ、地域の防災力を支える自主防災組織の県内組織率は、2010年度で53.3%、全国平均の74.4%を20%以上も下回っている。県危機管理防災課は、全国5位の団員数を誇る消防団が充実していることが、逆に住民の危機意識を薄くしていると分析と。県は6月、自主防災組織の設立促進予算として1,600万円を確保。市町村分と合わせ、1団体当たり10万円を上限に補助金を出し、新たに300団体の設立を目指す。06年には、火の国ぼうさい塾を開講。防災力向上に腐心してきたぼうさい塾の修了生は406人に上る。しかし、県の防災計画の検討委員会に加わっている熊大教授は、養成したぼうさい塾のリーダーが活用されていないと。自主防災組織の設立などで役立てていくべきだと市町村との連携不足に苦言を呈すと。菊池市の組織率は10年度で県内市町村最低の13.6%。ぼうさい塾について課長は詳しく知らないとした上で、市内に防災リーダーがいれば活用したいと話しているという内容の記事です。

この記事を見る中で、現在の菊池市の自主防災組織の状況と今後の取り組み、また近隣自治体の状況について、まずはお答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 自主防災組織とは、住民一人一人が自らの命は自ら守る、そして自らの地域は自ら守るという考え方に立って、自主的に防災活動を行うため組織を結成されます。本市における自主防災組織は、菊池地区が5カ所、泗水地区1カ所の現在6カ所で結成されております。組織率は、人口換算で申しますと、市の全人口に対し13%と伸びず、停滞気味の状況にあります。

自主防災組織も地域のコミュニティとして、消防団や地域のさまざまな団体と連携することが活動の活性化や継続につながると考えられます。先般、区長会研修にて自主防災組織の結成拡大の協力を依頼しております。また、活動の充実のために、活動マニュアル書を配付し、積極的な活用をお願いをしたところでございます。

今後の取り組みとしましては、地域の防災力を上げるためには住民の防災意識を高め、平常時から防災訓練の実施をお願いするとともに、区の連絡網を利用し、防災体制、避難及び救助の措置について積極的な組織づくりをお願いしたいと考えて

おります。

また、自主防災組織を今後普及拡大していくためにも、自主防災組織づくりに対して関心が高く、基盤がしっかりしていると思われるようなところをモデル地区として選定をして協力をお願いしたいと考えております。併せまして、より多くの結成に向けて消防団等と連携をして、地域の力を最大限に発揮できる体制づくりを啓発、助言してまいりたいと考えております。

近隣の自主防災組織の結成状況でございますが、現在、手元に資料を持っておりませんので、また後日お知らせをさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） ただ、私は先ほど述べた記事は、いささか観点がずれているというところも感じています。確かに、ぼうさい塾が開催をされ、人材を育成しているのに活かされていないという内容だったんですが、じゃあ地域にリーダーはいないのかという話になれば、私は別だと思っています。そんなことはやっぱりないと。

私たちの地域には、今現在も多数の防災リーダーは存在しているというふうに考えております。それはそれぞれの方面隊で厳しい訓練、実践を長年経験してきた消防団のOBが数多く住んでおられるわけですから、ならばその人材を登用しない手はないというふうに考えます。人はいると。

ならば、あとは何が必要かということについては、実は私が住んでいる地域も自主防災組織あります。その立ち上げにも携わりましたが、一番大変なのは、この組織を立ち上げるための準備のマニュアルなんです。この準備のマニュアル、そして組織図のつくり方、人の入れ込み、あとは年間の訓練計画等、その部分を行政がバックアップをしてあげれば、私は菊池市の211行政区すべてで自主防災組織の設立が可能だというふうに考えています。

とりわけ火災等については、一点集中で消防組織での対応が可能です。地震を含めた大規模災害については広域展開が必要なため、マンパワーが絶対的な条件となります。ならば、避難誘導等、障がい者や高齢者などの把握が必要なために、行政区単位での組織づくりが最良であるとも考えられます。ぜひとも3年から5年ぐらいの期間で実現を目指すべきではないかと考えますが、そのご対応についてお答えをいただければというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 自主防災組織編制についての県の補助制度は、本年6月の県の補正予算により自主防災組織設立促進・活性化事業ということで実施をされておりまして、市町村に補助金が交付されております。これは新たに設立をする自主防災組織に対して市町村が行う資機材補助に要する経費とし、これに対し、県が1組織当たり2分の1、上限を5万円として補助をするものでございます。あくまでもこれは市が補助した場合に県から補助金が交付されるというものでございます。市から組織へは10万円補助をするということになります。

この事業は、平成23年度だけの単年度事業となっており、今後、継続されるかどうかは決まっておられません。本市においては、今後、自主防災組織の促進を図るためにも、補助事業の継続をお願いをしております。

本市におきましては、自主防災組織を拡大していくためには数年は必要と思われますし、自主防災組織の早期拡大推進のためにも、その誘導策として補助制度は必要と思われますので、市独自の補助制度についても検討をしております。

なお、近隣の補助制度状況を申し上げますと、山鹿市の件を紹介をさせていただきます。交付基準は行政区の大小で変わってきますが、50戸の行政区を仮定した場合、組織設立経費に3万円、資機材整備経費に10万円を限度として2分の1の補助、訓練経費に1万円の補助、合計で最大1区当たり14万円が補助をされます。

自主防災組織は、全国的に自治会、町内会、青年団または小学校単位で地域活動の組織を活かし、地域の実情に応じて結成をされております。本市における自主防災組織編制につきましては、現時点では、議員からご提案のありましたとおり、地域の地理、世帯状況を把握された行政区を拠点とした体制づくりを考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 自主防災組織づくりに取り組むというご判断だと思います。

あとは予算の問題なんですけど、山鹿の場合は1区当たり最高14万と。中には2分の1補助という話もあったんですが、菊池の場合で211区。10万円と換算すると、大体2,100万円。これを5年間で実施するちゅうことで割りつけると、1年間に400万ぐらいですよ。なかなか、地元の区の負担を求めるという話ですが、どの行政区もやっぱり運営が非常に厳しい中では、そこはちょっと難しいのかなと思うので、できれば市の単独財源で、例えば上限10万円を組んでいろんな形で作ってもらうと。

ただ、行政区の大きさが違いますから、例えば小さいところは行政区を二つで一

つの組織をつくるとか、やり方はいっぱいあると思うんです。どうかそのことを考えていただきながら、総務部長におかれては予算立て、財政課長におかれましてはその予算を切らないことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時50分

開議 午後 零時58分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先ほど樋口議員さんの防災対策についてのご質問の中で、近隣の自主防災組織率のご質問がございました。お答えをさせていただきます。

平成23年4月1日現在で、菊池郡市では合志市が34.1%、大津町が66.4%、菊陽町が35.4%、そしてお隣の山鹿市が21.7%となっております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 議席番号3番の大賀慶一でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、本市の防災意識と自主防災組織についてお伺いをいたしたいと思っております。

この問題は、先ほど樋口議員の方から詳しく質問がありましたので、多少、相当重複することがありますので、私なりのご意見を述べさせていただきます。

平成23年も残すところ20日余りとなりました。本年を振り返ってみますと、3.11の東日本大震災、その津波によります原発事故、今なお大変全国が苦しんでおります。8月、9月の台風による紀伊半島や奄美地方の風水害、連日、災害という2文字が報道されない日はないと言えるほどの大変な年でありました。

そのような中で、10月5日午後11時33分に旭志で震度5強の地震が発生いたしました。我が家でも食器棚の食器が崩れ落ちるほどの、いまだかつて経験のないような強い揺れに恐怖感を感じたわけでございます。幸いにも揺れ時間も短かつたし、発生した時間帯も幸いしたということで大きな被害もなく、本当に胸をなで

おろしたところでございます。私は6月議会でも本市の防災対策について質問をいたしました。今回の地震を踏まえまして、本市の防災対策整備の緊急性を改めて痛感したわけでございます。

今回の地震で、本市では災害対策本部を設置し、深夜にもかかわらず職員の招集をかけたということでございますが、東日本の大震災を教訓に防災意識が高かったのか、職員の集まりが非常に早かったと伺っております。

そこで、私は今回の地震におきまして、本市におきましてどのような対策をとられたのかを詳しくお聞きしまして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先般、10月5日の大地震におけます本市の対応ということでございますが、10月5日の23時33分の地震を受けまして、本市におきましては菊池市地域防災計画の定める第2警戒体制に基づきまして、各課局2名以上による参集を指示をいたしました。

約30分後の午前0時には関係職員の体制が整い、日付が変わって10分後の0時10分に市長を本部長とします菊池市災害対策本部の設置を行っております。消防署、警察署、自衛隊からの被害情報収集及び県と情報連絡体制をとり続け、被害状況の把握に努め、併せて地震発生直後から各配置部署では所管の公共施設の状況の確認作業を実施しております。特に最も揺れが大きかった旭志地区につきましては、湯舟ため池の調査及び避難予定施設であります小中学校体育館、旭志体育館、旭志公民館、老人憩いの家の被害調査を行い、安全確認を行いました。

次に、午前1時と2時の2回にわたり菊池市災害対策本部会議を招集し、被害状況の確認、警戒体制の指示を行ってまいりました。旭志公民館図書室の本棚からの図書の落下や、つまごめ荘のエレベーター停止などの報告はありましたが、幸い揺れが短かったため、重大な被害はありませんでした。

その後、午前3時には警戒レベルを下げ、災害対策本部を災害情報連絡本部に切りかえ、情報の収集、関係機関との連絡を継続をいたしました。

なお、この間の職員の人員配置体制は全体で90名でございました。

10月6日の日中でございます午後3時には、最終の災害情報の確認を終えまして、余震情報も低くなったことから、災害情報連絡本部を解散し、夕方以降は担当部署におきまして自宅待機による対応を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 大変職員の皆様方、お疲れだったと思います。

続きまして、再質問をいたしたいと思います。

私は、災害というとならず心配されるのが、お年寄りや病気の方、障がい者の方等の要支援者の対応だと思います。このような災害弱者の方々は、家屋の倒壊や火災等が発生しますと、なかなか自力では脱出困難でございます。一刻も早い救助が必要でございます。

今回の10月の地震で、旭志地区におきましては民生委員さん方が自主的に集まれ、そのような要支援者の家庭を一軒一軒訪ねて安否を確認されたということでございます。しかし、民生委員さんの方だけでは人数が足りず、大変苦勞されたと伺っております。

そこで、今回の地震において要支援者の方々の把握はできていたのか。対応はどうしたのか。また、これらの方々の具体的な支援体制を今後どのようにするのか。今回の地震で災害に対する課題はなかったのか。以上のような点について、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 大規模災害が発生したときには、災害弱者であります高齢者、障がい者等、要支援者の安否を確認し、迅速かつ円滑に避難所へ誘導する必要があります。そのため、市民部が所管しております平成19年度に策定をしました菊池市災害時要援護者支援計画をもとに、民生委員や消防団、区長などの関係機関と要援護者名簿の共有化を図っておるところでございます。

今後におきましては、地域の自主防災組織の設立促進など、地域においてお互い助け合い、支援する体制の強化を図っていく必要があると考えております。

また、今後の課題は何かということですが、先般の地震が起きまして、その地震に対する課題、問題点としては幾つか考えられますけれども、申し上げたいと思います。

先般、地震発生においては、深夜の時間帯に及びましたため、目視による被害状況の確認がとりにくい状況でございました。今回は停電状態になりませんでしたが、暗闇の中では避難経路の状況把握に時間を要するため、個人による懐中電灯、乾電池や灯油など、災害時の備えが必要と判断されます。また、火の使用がない時間帯であったこともあり、出火の心配も少ない状況でありましたが、ガスコンロや石油ストーブなど、火災危険が高い器具につきまして、住民自身による出火防止行動を行い、自宅から避難する際に電気ブレーカーを切るといった防災意識のさらなる啓発の必要性を感じたところでございます。

次に、避難所を設置する際の施設管理者との連絡体制及び開設を行う場合の職員配置体制、避難誘導に対しての関係機関との連絡など、訓練の必要性を再認識したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 部長申されましたように、これは常日ごろの啓発活動といえますか、それが非常に重要じゃないかと思えます。

再々質問をいたします。

次に、自主防災組織についてお尋ねしたいと思えますが、先ほども申しましたように樋口議員の方で詳しく述べられまして答弁もいただいておりますので、私は重複するところを割愛させていただきまして、1点だけ、私はこの自主防災組織がなかなか本市においても組織率が向上しないというのは、やっぱり市民の皆様に対する周知が足りないんじゃないかと思えます。自主防災組織と一概に言いますと、何か大変難しいように考えられますので、そういう市民の皆さんへの説明不足もあるのではないかと思えます。

そういうことで、自主防災組織について、ここでできるだけ詳しい、どんなものであるかということをご説明を願いたいと思えます。

それからまた、2点目に23年度に限った県の予算で自主防災組織がつくられているということでありました。本市でも独自でその予算計上をしたいというような先ほどの意向でございましたので、ぜひとも継続して、この自主防災組織が全市に100%できるまで、市の方でそういう支援体制をしていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、その自主防災組織の詳しい概要と言いますか、どういうものであるかということをご説明を願いたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 自主防災組織についてご説明をしたいと思えます。

自主防災組織とは、隣保共同の精神に基づいてつくられるもので、自治会や町内会などを母体として組織されるものでございます。地域住民の連帯的意識を通じて、自分たちの地域は自分たちの手で守ろうという自発的意志から結成される組織です。

組織の大きさといましては、特に定まったものはございませんが、既に活動している地域の例から申し上げますと、自治会や後方会、行政区など、あるいは小学校単位というものがございます。毎日の生活の中で顔見知りの範囲であり、お互いの連帯感がわき、組織活動が効果的に活かされる大きさに組織されている例が多

うございます。これから組織化しようとするところは、なるべく意見がまとめやすい行政区単位など、比較的小さい単位が望ましいと考えております。

自主防災組織の主な活動としましては、避難活動や初期救助等がございます。また、地域での災害備蓄や隣近所への声かけなど、防災意識を高める活動も期待をしておるところでございます。防災に詳しい地域の消防団OB、地域の地理や世帯状況に詳しい区長会、老人会、民生委員協議会等、各分野の方々が連帯し、地域の力を発揮していただきたいというふうに考えておるところでございます。

自主防災組織設立促進についての市の補助金につきましては、先ほど樋口議員さんのご質問に対する答弁でも申し上げましたが、自主防災組織早期拡大推進のためにも補助制度が必要と考えられますので、今後検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） ありがとうございます。

それでは、2番目の幼稚園の統廃合と民営化についてお尋ねをいたしたいと思っております。

さきの全協の席上、教育委員会は旭志幼稚園の統廃合、民営化案を提案されました。計画によりますと、旭志幼稚園は平成25年3月末をもって閉園とし、泗水幼稚園と統合し、その後、民営化するとの案であったと思います。その計画を初めて私は知り、驚きを隠し得ませんでした。我々旭志地区住民にとりましても大きな問題でもございます。先日の区長会等の会合でも全員が反対を表明しておられました。まだ施設も新しく、幼稚園としての環境にも恵まれております。何としても残したいとの強い思いでございます。

そこで、教育委員会の具体的な廃止、統合、民営化とはどのような内容でしょうか。詳しい内容についてお尋ねをしまして、第1回の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 平成18年度に、菊池市の集中改革プラン、菊池市行政改革大綱及び同実施計画が策定されまして、公立幼稚園の民営化に向けた検討が行政改革の主要6項目の一つとして位置づけられました。その後、市役所内部での検討が始まりまして、平成21年6月議会で民間委託等推進ガイドラインに沿って検証した結果、公立幼稚園の民営化には妥当性があると判断したことを報告いたしまして、平成22年3月議会において、菊池市幼稚園民営化検討委員会設置条例を議会のご

理解を得て可決いただきました。外部有識者等によります検討を実施することとしておりました。

しかしながら、同時期に国で幼稚園と保育所を一体化したこども園構想が持ち上がりましたので、国の動向等を見きわめて検討すべきと考えまして、平成22年度の検討委員会への諮問は見送り、国の動きを見守ってきたところでございます。

しかし、国の方でもなかなか進展が見られませず、法整備も進まない状況にあります。そこで、本年度は国の動向等を注視しながら、第2次菊池市行政改革大綱にのっとり、民営化の検討を進めてきたところでございます。

当初、公立の2幼稚園を現在地に残したままで民営化することを内部で検討しておりました。しかし、検討の段階で現状の公立幼稚園の抱える問題や課題、例えば社会環境の変化に伴って就労します親の増加、今後も続く少子化の中での旭志地域の幼稚園入園対象となる3歳から5歳までの人口の減少などから、今後も旭志幼稚園に入園する園児が減少する状況が予想されました。また、現在の園児数においても集団生活の中で工夫したり、協力したりする経験を味わう機会が少なくなりますし、また集団での学習の楽しさ、あるいはいろいろなことを体験したり、学んでも難しくなっている、そうした教育環境の現状も明らかになってまいりました。そういう状況を踏まえまして、今後の公立幼稚園のあり方について検討した結果、現在の公立幼稚園2園を統合した上で民営化することにしたところでございます。

旭志地域の人口減少や旭志幼稚園の施設規模が定員60名ということもあり、泗水幼稚園児すべてを受け入れられない状況を勘案しまして、平成25年4月に旭志幼稚園を泗水幼稚園に統合し、さらに平成28年4月1日に泗水幼稚園の民営化を目指す菊池市公立幼稚園民営化実施計画案を作成したものでございます。

今後の計画としましては、今回策定しました公立幼稚園民営化実施計画案を外部有識者で組織します菊池市幼稚園民営化検討委員会に諮問しまして、統合の上の民営化も含め、公立幼稚園のあり方について検討をお願いし、答申をいただきたいと考えております。その答申をもとに、再度検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 廃止、統合、民営化の理由といたしましては、第1にやっぱり園児の減少だと思います。園児の減少というのは、これはもう現在の少子化傾向から見ますと、これはいたし方ないと思います。ただ、園児の減少だけで廃止すると

というのは、廃止ありきというのは、余りにも私は市としては無責任だと思います。園児の減少は以前からわかっていたはずなのですが、いろいろ検討委員会でも検討を重ねられたということでございますが、増やすような対策を私はもっととっていただきたかったと思います。

そこで、私は私なりに幼稚園の継続策について考えてみました。幼稚園は、これ何と申しましても保育園に比べまして保育時間が短いというのが一番の問題ではないでしょうか。しかし、最近は国の方も長時間保育を認定しているようでございます。先日、県庁の教育政策課に伺いましたところ、先ほど教育長もおっしゃいましたが、平成25年より認定こども園という形で、国としても幼稚園も保育園同様の長時間の保育が可能になるというようにお話でもございました。そのような方向になりますと、幼稚園児の増加も期待できるのではないのでしょうか。

ちなみに、旭志幼稚園のすぐ近くにあります新明保育園、これ私立でございますが、では昨年度待機児童も数名いたと伺っております。これらについて、この点についてもご答弁を願いたいと思います。

次に、園児を増やすために特色ある幼稚園を公立幼稚園として目指すべきではないでしょうか。例えば英語幼稚園でございます。民間では、熊本市等には取り入れている園もございます。保育料は通常の幼稚園に比べまして高額でございますが、非常に人気が高く、入園希望者も多いと伺っております。できるだけ小さいときから英語教育が大事なことは言うまでもございません。

本市では、英語の森という事業を行っておられます。私はすばらしい事業だと思っております。今日の世界は、言うまでもなくグローバル化の時代でございます。世界に羽ばたく子どもを本市から育てるには英語力は欠かせません。地域づくりは人づくりからであります。

そのようなことから、旭志に幼小中一貫の英語教育を取り入れたらいかがでしょうか。そのような特色ある幼稚園に旭志幼稚園を変える試みをされてはいかがでしょうか。

以上のような点について、教育長にご質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 延長保育の件と特色ある教育活動をというご提案でした。それに対して答弁したいと思います。

まず、延長保育のお尋ねの件でございますけども、幼稚園は本来保育時間を4時間を標準としておりまして、旭志幼稚園、そして泗水幼稚園は午前8時半から午後2時30分までとなっております。保育延長につきましては、幼稚園に預ける保護

者の方々が就労しておられない方が多いためか、幼稚園においてこれまで延長保育の要望がないとお聞きしております。

次に、英語活動はどうかということですが、公立幼稚園というものは、文部科学省の幼稚園教育要領に基づきまして、幼稚園修了までに期待される生きる力の基礎となります。心情、意欲、態度を養うことをねらいとし、幼児の発達の側面から、健康、人間関係、環境、言葉、表現、この五つの領域を総合的に指導して保育に当たるようになっております。つまり、心身の健康に関することや人との関わり合いに関する、身近な環境との関わりに関する、言葉の獲得に関する、感性と表現に関する五つの領域を幼児が幼稚園における生活の中でのさまざまな体験を積み重ねながら、相互に関連を持って体験していく中で、次第に身につけるように指導に当たるとなっております。

菊池市では、幼稚園、保育園から小学校への円滑な移行が求められているために、平成19年度から菊池市幼保小中連携推進協議会をつくりまして、各中学校区単位での連携カリキュラムを作成して連携を図っております。幼稚園から入学する小学校では、国が示しております今回の新学習指導要領では、特に言語活動の充実、あるいは伝統や文化に関する教育の充実が求められております。本年度から英語活動が小学校5年生、6年生に取り入れられたところでございます。

既に、本市では小学校のすべての学年におきまして英語活動を実施しております。また、小学校での英語活動の導入に先駆けて、児童生徒たちの英語に関する興味・関心を引き出すことを目的に、昨年度から英語の森・きくち事業にも取り組んでいただいておりますが、幼稚園におきましてもALTを活用した英語活動ができないか、今後前向きに検討して幼稚園の教育に取り組んでみたいというふうにお考えのところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 教育長のご答弁で、ALTを活用した幼稚園からの英語教育ということも伺いましたが、ぜひとも旭志幼稚園を存続させ、この拠点として活用していただくようお願いしまして、再々質問をいたします。

本市では、来年度から地元旭志の地権者の皆様のご協力により、市民が大いに期待する菊池テクノパークの工業団地造成がいよいよ開始されます。企業の誘致を行う千載一遇のチャンスでもございます。企業の誘致は、大変たやすいものではありません。これは私も十分承知しておりますが、この団地への企業誘致は本市の活性化に非常に大きな影響力を持っていると思っております。

そのような中で、企業の誘致には教育環境の充実は欠かせないものだと考えております。とりわけ幼稚園、保育園、小学校の位置づけは、社員の住居の選択にさらに必要だと聞いております。本市に公立の幼稚園があることは、本市の教育に対する意気込みが感じられると思います。またさらに、幼稚園と保育園の選択肢があることは、住民サービスの面から見ましても大変大事なことでないでしょうか。

以上のようなことから考えても、本市の発展、地域の活性化のために公立幼稚園は非常に必要であると思います。このような点を市長に伺いまして、最後の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 旭志幼稚園の泗水幼稚園との統合について、大変ご心労をかけております。これまで旭志幼稚園は、お話にありましたように、地域に根差した就学前の教育の場として大変活動を活発にさせていただいておりました。そのように理解をいたしております。しかしながら、社会の環境の変化ということで、本市においても如実に人口の減少、あるいは少子化というのがあらわれておることはご承知のとおりであります。

今般、行政改革大綱におきまして、平成18年から検討を続けてまいっておりますこの幼稚園の民営化につきましては、行政サービスとして行政が行うべきものかどうかと、より効率的な行政サービスの向上を図れないかを検討してきたところでございます。

さまざまな検討をして行ってまいりましたその結果として、幼稚園の教育環境の充実を含めまして、今回、旭志幼稚園を泗水幼稚園に統合すると。そして、統合の後には、泗水幼稚園もまた民営化を図るという市役所の内部におきます計画というものを策定したところであります。このことにつきまして、今後は外部の有識者、また、関わり合いの深い保護者の方々を含めましての菊池市の幼稚園民営化検討委員会におきまして検討をさせていただくこととしております。

そういうことを含めまして、公立幼稚園の必要性というのは重々感じてはおりますものの、そういった環境の変化の中で、少子化の中で、果たしてそのまま公立として成り立ち得るのか、あるいはまた本当に子どもたちの幼児、就学前の教育として少人数の幼稚園として果たしてどうなのか、あるいはまた企業が立地することによって子どもたちが増えるということが確実にあるのかといったいろんな意味があるかと思っております。そういうことを考えますときに、今後、再度教育委員会と相談をしていきたいと思っておりますが、また大賀議員のこれまでの論調というものもちゃんと参考に入れさせていただきまして、検討を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 次に、水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 議席番号5番の水上彰澄です。

昼食後は少し眠くなるかもしれませんが、順番によって、通告に従い質問をいたします。

今まで6名だったでしょうかね、方々が庁舎問題において質問をされましたので、ほぼ出尽くしたようではありますが、答弁も同じようなことが返ってくると思いますけれども、現庁舎の耐震強化、増改築、併せて第2、第4庁舎までを統合するという事で、補正予算案の策定に可決をされましたが、本庁舎だけの場所で増築の部分は建設をするのかをお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎の整備方針につきましては、大変頭を痛めてまいりました。

しかし、方向性を出さなければならないという選択肢、熟慮を重ねた結果として、この案の提示をさせていただきました。三つの案を庁舎等検討特別委員会へ提示をいたしまして、そして議員の皆様方のそれぞれのご意見を伺ったところでございます。

最終的に、多くの議員の皆様方からも賛成の意見がございましたことを受けまして、本庁舎の耐震並びにリニューアル工事に併せまして、分散している第2庁舎、第3庁舎、公民館を含みますが、それに第4庁舎を統合して本庁方式としたときの職員配置をさらに考慮しまして、それでも不足するものについては増築する方向で進めるということを議会庁舎等検討特別委員会へ表明をさせていただいたというのがこれまでの経過でございます。

その後、今述べられましたように、11月24日に議会の臨時会をお願いをいたしまして、庁舎等の整備方針に基づく基本構想・基本計画策定の業務委託の予算を提案をいたしました。そして、承認をいただいたところでございます。

このことを受けて、今後につきましては、庁舎を構成する諸機能の配置関係や将来的な職員数が、現在510名程度に来年3月いっぱいであるとありますが、そういった職員数等の今後のまた変動見通しというものも併せまして、建物の階高は何階にするとか、そういったことによって総面積がどのぐらいになるかと。また、来庁者数の予測など、規模設定の根拠となるような数値の検討を行いますとともに、構造的な問題なども含めまして、増築する規模や、また配置についても今回お願いをいただきました予算によりまして、基本構想と基本計画の策定作業を進めてまいりますので、その策定の中におきまして検討していかなければならない問題だと、

このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 策定の中ということではわかっております。

2回目に、近隣の第2、第3、第4庁舎等を統合するということでありますけれども、当然耐震構造にはなっていないと、そのように思います。そこを解体するの
か、庁舎増築した後、解体するの
か、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。もちろん第2から第4まででありますけれども、解体されるのかどうかですね、それをお聞きしたいと。

当然市長におかれましては、策定後ということでは言われるとは思ってまいりましたけれども、策定の発注において、大方どの場所でどのぐらいの金額でという注文をつけるのが大体普通であると思われ
ます。全然場所もわからん、金額もどの範囲かわからんというようじゃ発注もしにくいと。受ける側もなかなかやりにくいと、そのように思います。場所は大体決まったことだし、この周辺と、現庁舎周辺ということでありま
しょうから、この合併特例債が緩和された中に、今までも何度も出ますけれども、起債充当率が事業費の95%、また70%の見返り交付があると。差し当たっての持ち出しは5%ということになると思
いますけれども、この優遇された特例債、今後はこれを逃したら庁舎等建設においてはなかなかこの優遇債は出てこない
と、そのように思われます。

そこで、第3庁舎と、また公民館等を解体するとすれば、その隣の市営プールも、聞くと
ころによりますと、昭和37年3月に開設されていますが、約50年近くになり、水が漏水しているということ
でありますし、1カ所のプールは完全に水が引いてしまっているということ
であります。プールも併せて特例債に乗せ、第3庁舎側に本庁舎にいつでも変えられる構造物にしておく
ということが一番だと思
います。なぜなら、ここは耐震構造ということになりますけれども、防災の拠点にしておく必要があるから
であります。さきの震度4のときに、議会じゅうに皆さんびっくりした
じゃありませんか。また、大賀議員が先ほども申されましたけれども、震度5強が起きました、震源地は旭志
でありましたけれども。東北において震度7も起きておりますし、トルコだったのでしょうか、7.2
ということ
で、これは外国のこと
でありますけれども、当然今からやっぱり増改築するということ
であれば、震度7も想定しておかなくてはなら
んと、私はそのように思っております。

現庁舎の耐震強化とリニューアルしたものに統合したものを増築するということ
であれば、これも本庁舎に変わり得るものにして防災拠点にしておくこと
でありま

す。当然3階ぐらいは建てられると思いますが、策定後ということになりますけれども、現庁舎より各階に渡り廊下をつけておけば、新しい増築した部分に、避難場所になるということであり、防災拠点で司令塔でもあります。この際、思い切った建物にしておくことが将来への負担減になるのであります。10年、20年後に後悔しないように、勇気ある決断を示されることを提案し、そのようにしていただきたいと思っております。

そういうことで、今後考えられるものでありますけれども、その辺のところ、二つのことを申しましたけれども、その辺のことをお答えいただけますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 水上議員が予測されておりますとおり、今後、基本構想と基本計画の策定作業を進める中で、いろんなことについては検討していかなきやならないということでございます。

今回、私が表明しておりますことについては、今、繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたとおり、統合された後の第2庁舎と第3庁舎、第3庁舎は公民館を含むということになっております。それに加えて第4庁舎についてを統合すると。そして、そのことは、今使っているものがそのままくっつくような形になるわけでありまして、面積が結果的に職員数による執務面積というものから割り出してどれぐらい不足するのかと。不足する部分だけが増築するというような形になるのだろうということでございます。

それで、今の第2から第4までの庁舎の後については解体するのかということですが、これは今からのこの基本構想・基本計画を練っていく形の中におきましては、これをどういった配置に、どこにするのかといった、全く今のところ考えられておりません。幾らかかるかわからないというわけにはいきませんが、常識で考えれば、通常の庁舎の場合は平米当たり幾らぐらいだとかといったのが出ているから、それが参考になって業務委託ということになるかと思っております。

また、新しく増床する部分がどれだけのものになるかわかりませんが、そこができたとしても、建築基準法的なものからすれば、今現在のこの建物と新しいものを例えばくっつけるということになれば、これはまた建築基準法によって耐震というのを別途考えなければいけないというような、そんな話も聞いておりますので、これ専門的にやっぱり業者の方に構想・計画を立てていただく形の中におきまして、私たちの希望する考え方というのは申し述べますけれども、そのことが絵や姿になって出てきたときに、これでいいのか、執務面積は大丈夫なのかといったことを検

討しながら、そして議会の皆様方にも報告をしまいたいと、このように思っております。

まだ、ご案内のとおり、11月24日にその予算をいただいたばかりでございますが、業者の方になるべくこの年内にでも発注ができればと、そういう思いで補正予算をお願いしたわけですから、早く業者委託をしたいと、このように思っております。

また、特例債というものについて述べられましたが、これは庁舎だけのものではないのでありまして、今述べられますプールであったり、いろんなやつが、本当に新市建設計画に特に掲げてありますものについては、やっぱり特例債を使うと。一応その中の一つとして庁舎整備についての耐震、あるいはリニューアル、あるいは増床ということについて、期間が待てないということであってやっているわけでありまして、ほかの施設につきましては、26年までのものが5年間延びるのではないかとされておりまして、これ延びれば31年までということですから、庁舎以外のものについてはある一定の時間があるというふうに考えておりますので、そういったことを、ちゃんと先々を見ながら構想というものを練って皆さん方にお示ししたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 今申されましたように、ほかのものにおいては5年も延びるといふことであるから、その中で考えるということでもありますので、私は一緒にと思っておりますから、ちょっと早合点をしておりますけれども、ゆくゆくその辺のところも併せて策定後、検討していただきながら、思い切った方針でやってもらいたいと思います。

次に、人口減少対策についてということをお伺いいたします。

質問の要旨に書いておるとおりであります。婚活もなかなか手がけないということと、子ども手当の部分の、私が質問したところでありますが、出産祝い金等も今のままでと、今日までの答弁でありましたが、合併後6年間で2,000人も減少してしまった。対策は考えているかということでもあります。

いずれも金のかかることばかりで、全国的に人口減少していると言われりやそれまでであります。郡市内の他の1市2町におかれましては増加しているのであります。地理的条件が違ふと言われりや、これまた何とも申しようがないわけでありまして、何か検討されましたかどうか、その辺をお尋ね申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 水上議員のご質問にお答えいたします。

過日の新聞に掲載されておりましたが、人口問題研究所の出生動向基本調査によりますと、18歳から34歳、異性の交際相手がいない未婚男性が61%、女性で49%となり、いずれも過去最高になったということです。また、半数近くが「特に異性との交際を望んでいない」と答え、研究所の分析では、結婚を望んでも、仕事が忙しかったり、経済的な余裕がなくあきらめているのではないかなどとされており、このような中、大震災以降は婚活を望む声が増しているという調査もあるようでございます。

本市では、前回の9月議会で大賀議員のご質問に、ゼロ歳から4歳までの乳幼児とその親世代に当たる25歳から39歳に減少は見られないこと。しかし、小学生から大学生の世代、またその親世代に当たる40歳から50歳世代が減少しているという分析結果をお答えさせていただきました。

しかしながら、各議員の皆様が憂慮されていらっしゃる通り、未婚の男女が増加し、かつ人口が減少している状況を考慮いたしますと、より強い定住施策が必要であると考えなければなりません。このために、本市の実情に応じた子育て支援策を検討し、事業提案を進め、各種の対策を立てていかなければならないとお答えさせていただいているところです。

以上のことから、来年度につきましては、未婚者を対象に県外の婚活事業も数回実施したいと考えております。

また、現在、子育て支援課で取りまとめております平成23年度ふるさとで育て菊池っ子事業では、子育て世代への支援策などを検討しており、今後、精査が必要になってまいります。平成24年度の事業要望では、ほかの子育て関係事業実施課でも新規の事業や強化事業の案を考えているところでございます。

このほか、移住につきましては、都市整備課で空き家・空き地情報の提供や、田舎暮らしを応援するNPO団体との協定を結び、実際に6家族20数名の皆様に移住いただいております。

今後につきましても、このような未婚者や子育て世代の支援となる施策を全庁的に強化し、定住につながるよう取り組みを拡充していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 子育て支援策、何か考えておられるようでありますが、なかなかこればかりは思うようにいかない。なかなか、半数ぐらいは結婚を考えたらんという、初めて聞きましたけども、そういうふうになってしまったのかなと思います

が、これは簡単に行政が手助けしてやるちゅうわけにも、なかなか難しいところはあるかと思いますが、しかしながら先ほど申しましたように、増えているところもあるわけでありますので、行政だけではなくして、JAあたりともタイアップしながら、やっぱりこの辺も考えていかにやいかんと、私はそのように思います。

企業誘致等で雇用を確保し、地元から出ていかないと。また、他市町から転居してくるということはよく耳にしてきましたが、なかなか企業誘致もままならないということでありますし、努力はしなければならぬわけであります。

今からちょっと提案の形にもなりますけれども、あすは北田議員が苗畑事業所跡地の質問があるようになっておりますけれども、例えばあそこにおいても5町7反の約半分に住宅を建設する予定ということでありますが、なかなか住宅を市で建てても家賃の滞納が起こるといことも考えられる。いっそのこと宅地を提供して、個人的に家を建てることのできる、そういう方たちを募集して建ててもらおう。そうすることによりますと、市に対しては固定資産税、住民税、その他地元に残ることにより、また転入があることで地場産業、あるいは商工会が潤うことになると思います。

本当は旭志のことを申し上げたかったのでありますが、325号沿線、もちろん先ほど大賀議員が申されましたように、県の企業誘致の件もありますので、なるべくその辺の近くということを考えますときに、その325号線沿線において市が取得しとる部分があれば一番よかったわけでありますけれども、農振地を除外して待っておくということもなかなか行政としては難しいということでしょうから、例えば民間の企業の活力、これらも大いに結構でございますが、宅地用として買い受けられたならば、速やかに農振除外をしてやることの条件でもつけてもらえないかと。そうすることによって少しでも市に定着できると、そういうことを思いまして質問するわけでございますが、このこともまた県のことということに言われるかもしれませんけれども、この辺をどう考えておられるのか、ちょっと聞いておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

苗畑事業地跡地の利活用につきましては、富の原公園の整備及び市営住宅朝日東団地建てかえを計画しております。その他の菊池市内を対象とした宅地の分譲につきましては、これまでも幾つかのご提案やご質問にお答えしてまいりましたが、住宅の現状につきましては、民間住宅やアパートを含め、空き家が目立ってきておりますし、地下が年々下落する中での分譲はリスクが大きいとお答えさせていただ

ております。また、土地開発公社の所有地につきましても、まずは企業誘致を第一に考えていること、また公社の存廃を含めて検討を行っている中での市としての宅地分譲の考えはないことなど、お答えさせていただきました。

おっしゃるように、住宅を建設して永住されれば税の収納も見込めますが、従来から菊池市にお住まいになり、税を納めておられる市民の皆様にも還元をしなければ不公平感が生じてまいります。農用地区域からの除外につきましては、土地改良事業を実施している農地やその周辺の土地につきましては優良農地ととらえられますので、農地を守るという面からも考える必要がございます。

このようなことから、子育てや教育環境を充実させるとともに、交通網の整備を初め住みやすい環境づくりを進めながら、その中で、昨日、泉田議員のご質問にもお答えいたしましたように、民間の住宅会社等より本市の条件に合った具体的なお話がございますならば、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） もう質問じゃございません。できるだけ人口減少にならないような策を講じていただきたいと、そのように思って、質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

○

休憩 午後2時01分

開議 午後2時12分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） こんにちは。

いよいよ本日最後となりました。なるべく簡潔にやりたいと思います。

昨晚、少々夜更かしが過ぎまして、支離滅裂になるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

第66回熊本県民体育祭、水芦県体も大成功のうちに終わり、いよいよ来年度は「新たな挑戦 新たな感動 菊池県体」をスローガンに、菊池郡市を中心に熱い戦いが行われることは皆様方もご存じのとおりであります。

そこで、質問です。

本市では競技は何種目中何種目行われますか。また、その種目が行われる施設整

備はどうなっておりますか。

2点目、県南の選手は宿泊されると思いますが、どれぐらい予想されておりますか。また、受入体制はどのようになっていますか。

3点目、県体と観光をどのように結びつけておられますか。PRのチャンスではないかと思えます。

4点目、他の行事と、例えば敬老会、運動会、金婚式など、県民体育祭と重なっていることをどのように考えておられますか。

5点目、現在の職員体制、スタッフはどのようになっていますか。

6点目、開会式が今までと異なると聞いておりますが、どのようになりますか。

7点目、地元開催の折には、成績は上位となります。そのときのために、何か選手の強化策を考えておられますか。

以上、7点について質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 今回の第67回熊本県民体育祭の開催計画につきましては、平成21年度中に管内の市町の首長会議で協議され、菊池郡市体育協会から開催計画書として熊本県体育協会へ提出されたものであります。それに基づきまして、菊池県体の開催に向け、本年4月に準備委員会、8月に実行委員会を組織し、各種の事務を進めてきているところでございます。

まず、本市におけます開催種目についてのお尋ねですが、水泳、ソフトボール、ソフトテニス、バレーボール、ハンドボール、剣道、弓道、相撲、銃剣道、馬術、ゲートボールの11競技、そして13会場を予定しているところでございます。

また、各会場の施設整備につきましては、県民体育祭を見据えての新たな施設の整備というものはございませんけれども、開催します地元といたしましても、他の開催地と比較して恥ずかしくないような施設の整備を行うということにしております。そうした中、菊池県体実行委員会では、10月25日から11月22日まで、県競技団体、地元競技団体、各市町の担当課と一緒に現地会場ヒアリングを行ってまいりました。それによりまして、大会の開催に際しましては、最小限度の施設整備を行うということにしております。

次に、宿泊の見込み数と受入体制についてであります。県体実行委員会で見込んでいる数を申し上げますと、この県民体育祭には県下9郡14市から約8,000人の参加が予想され、土曜日、日曜日の2日間にわたるため、延べ約2,500人の宿泊を見込んでいるところです。現在、配宿業者を選定し、菊池郡市の宿泊施設調査及び仮予約を進め、菊池市においては約1,000名をめどに調整を行って

いると伺っています。

次に、他の行事との重複についてでありますけれども、この県民体育祭は県内最大のスポーツイベントでもあり、菊池市民が一体となり、受入体制を整え、おもてなしの心を持って選手、役員の皆様方をお迎えしなければならないものと考えております。

そうしましたことから、平成24年9月15日から16日の開催に向け、市役所、各総合支所には菊池県体の開催周知の懸垂幕を設置しますとともに、各学校、区長会、各種関係団体、あるいは各会合等におきましても、今後、積極的に県体開催の周知を行い、他の行事と重複しないように努めてまいりたいと思っております。

なお、各学校におきましては、既に体育祭あるいは運動会は、県民体育祭あるいは郡市民体育祭と重ならないよう配慮していただいております。

次に、菊池県体実行委員会の職員体制についてのお尋ねですが、本年8月31日に実行委員会が組織され、各市町から1名の派遣職員と菊池市から1名を追加し、また実行委員会で臨時職員1名を雇用して、計6名の事務局体制で事務を行っております。

また、平成24年度につきましては、いよいよ大会の本番となりますので、これまでの各市町からの派遣職員とは別に、臨時職員2名を雇用して、計7名の事務局体制で進めるように予算要求がなされております。

次に、開会式についてであります。これまでとは異なり、屋内での開会式で準備を進めてきております。これまでの総合開会式は、陸上競技の会場で実施されてきました。しかし、菊池県体ではこれまでのやり方を総合的に見直した結果、屋内での総合開会式を計画されているものと伺っております。

その理由といたしましては、一つ目に、9月の残暑厳しい中では大変暑い状況となり、熱中症あるいは体調不良となる方が出るため、選手及び大会参加者に対して、特に高齢者に対しての配慮を行う。二つ目に、この時期は台風が発生しやすい季節でもあり、大雨や強風により屋内での開会式が開催となった場合でも、その対応に苦慮する必要もなく、そして大会予算の経費削減にもつながるということ。三つ目に、各競技種目では、各競技会場ごとにそれぞれ開始式を行っております。以上のような3点から、総合開会式は屋内で開催することとして、第67回の菊池県体の開催計画書を作成したものであります。

また、観光PRについてですけれども、2日間で約8,000名の方々が来られる予定でありますので、参加されます選手、役員、あるいは関係者の皆様方に対しましても心からおもてなしの心で対応していただけるように、講習会を開催するように旅館組合へもお願いしていきたいというふうに考えております。

また、県民参加者への観光PRについては、菊池県民実行委員会で2市2町の観光名所や特産物を紹介する観光パンフレットを新たに作成しまして、9月上旬の監督会議で、参加郡市や各競技の参加チームへ配付することとしております。

それから最後に、本市の選手強化についてでございますけれども、県民体育祭へ出場するための各種目協会が合同練習を行います施設、この使用料については、本市では5回分の使用料を免除しております。

また、地元の菊池開催ということから、県民体育祭の選手への派遣費を1人当たり1,000円としておりますけれども、郡市体育協会からの予算要求として、倍額の2,000円を2市2町へ要求をしております。そういうところで、選手強化には努めていくというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、施設整備の件ですけれども、水泳を一番最初に出していただきました。私は水泳の関係者ということでプールにいつもおりますけれども、やはりプールも大分古くなっております。漏れもあります。こないだヒアリングも受けました。しかし、まだまだ今から要望やら意見やら、水泳競技だけじゃなくて、いろんな競技があると思います。ヒアリングは終わりましたけれども、これでヒアリングは終わりなのでしょうか。まだ次回もあるかどうかをまず1点目のお尋ねといたします。

それと、他の行事との重なり合いですけれども、やはり今年は金婚式と開会式が一緒になりまして、来年度開催の市長さんが開会式に出ておられなかったと。これは非常に出場しております寂しいものでありました。やはりもう年度当初から、もうきょうからでも施設とかけ合って、来年度、そのようなことがないように、そこをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それから強化策ですけれども、例年より1,000円増えるということによろしいんでしょうか。

それと施設、20日前ぐらいから5日間が使用料が無料になるということですが、これは例年のことでありまして、来年は強化策ということでお尋ねをしたわけです。例えば来年度は一月前から毎日でもいいよというような答えが欲しいわけです。先ほども申しましたように、開催地というのは、それまで10位ぐらいだったのがやはり2位とか3位、なかなか1位は熊本市がありまして難しいところもありますが、やはり開催地としましては、関係者としましては優勝をねらっていきたい。これは地元の誇りと名誉にかけて私たちはやるわけですから、そこら辺のと

ころも行政のほうとしてしっかりと受けとめていただきたいと思います。いかがでしょうか、再質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 菊池県体に関しましての施設整備計画についてであります。先ほど申し上げましたとおり、本市でも最小限度の施設整備を行うとしております。具体的には、各競技施設におきます各種の備品購入があります。また、ソフトテニス競技では各コートへの砂まきやローラーによるコート整備、水泳競技場では菊池プールの補修工事や観覧席の舗装工事、あるいは各コースへのカラーマット整備、こういうものを予定しております。

それから、他の行事とできるだけ重ならないように、来年度、前もって計画をしながら、できるだけ参加できるように行っていきたいというふうには考えておりますし、また選手派遣費の方もまだ予算要求をしているということですので、まだ決定ということではありませんが、できるだけ派遣選手の方々にも頑張ってもらえるように努めていきたいというふうに思っております。

それから、強化策につきましては、金銭の面で補助をするということ。それから、施設につきましては、これまでといっちゃん変わらないんじゃないかというお話だけれども、その件については再度また実行委員会とも相談をしながら検討していきたいと思っておりますし、ヒアリングにつきましても実行委員会と、必要であればまたヒアリングも行う必要も出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 先ほど、もう一つ質問を、再質問のところをちょっと逃しましたので再々質問になりますが、職員についてですが、臨時職員を増やすということで、今、お伺いしましたけれども、何種目中、13種目ですか、約半分ぐらいがこの旧菊池市で競技が行われると思います。やはり四つ団体がありますけれども、そのうちの半分が菊池市でやるということは、これを名誉なことだと思えるのか、それとも、何、うちばかりというふうにとらえるのかで、やる気というのが全然違ってくると思います。やはり競技が半分ぐらいあるわけですから、職員も半分ぐらいやるようなお気持ちでいていただきたいと思いますというふうに思います。やはり正規の職員、責任ある職員さんをぜひ派遣していただいて、そしてまた実行委員の会長がうちの市長の福村さんであります。そういうところをもっと職員課の人とご相談を願いたいというふうに思います。

この県民体育祭というのを単なる行事ととらえるのか、消化すればいいのか、何かそのようにならないように、ただの帳面消しで終わらないように、ぜひしていただきたくないという思いで、今の職員さんの件について再々質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 菊池県体開催の事務局体制に職員ということでありますけれども、昨年12月に郡市体育協会の事務局から、市から2名、町から1名の計6名の職員を派遣していただくように首長会議で申し入れを行いました。しかし、各市町ともに職員削減の中で1名の派遣はできるが、特に合志市においても1名が限度ということでありましたので、福村市長が郡市体育協会の会長職でもありますので、本市からは2名を派遣するに至った次第でございます。

そのような協議の結果、菊池県体実行委員会の派遣職員は5名体制となり、それでも不足する場合には、実行委員会で臨時職員を雇用することに決定したものであります。

ただ、議員ご指摘のように、実行委員会の組織体制において、責任ある業務を臨時職員で対応するのではなく、正規職員が必要であるということであれば、菊池県体実行委員会とも協議しながら、実行委員会から各市町の首長会に対しましてもその要望をしていただきたいと考えているところでございます。

また、管内の2市2町の担当各課の職員と連携を図りながら、不十分な点を補うためにもさまざまな業務に、対応して取り組んでいかなければならないというふうを考えておりますので、それぞれの2市2町の各課の担当とも、今後、話し合いを進めながら、できるだけ協力体制でやっていただけるようお願いをしていきたいというふうには考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 非常に前向きな答弁だったと思います。よろしくお願ひします。

次に、総合型地域スポーツクラブについて質問をいたします。

この件につきましては3回目となりますので、私自身も最後にしたいと思います。明確な答弁をお願いしたいと思います。

まず1点目、現在の進捗状況と今後の見通しについてどのようになっていますか。

2点目、これから先運営するに当たり、スタッフはどのようになっていますか。

以上、2点についてご質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 総合型地域スポーツクラブの進捗状況についてであります。本年度の事業予算については、昨年度から引き続き総合型クラブ創設支援事業を受けながら、8月から9月にかけて無料体験教室を開催してきたところでございます。今後は、クラブが進めます具体的な教室の競技種目を設定しまして、各指導者の発掘を行うところでございます。

また、毎月の準備委員会では、総務部門、企画運営部門、周知広報部門に分かれまして、クラブの規約づくりや会費の設定、事務所の場所や窓口となります事務局の設置、会員募集のチラシ作成や会員証など、それぞれ設立に向けた準備作業を進めていくこととしております。

今後の見通しとしましては、この総合型スポーツクラブの創設支援事業が2月までの事業予算となっておりますので、平成24年2月までには正式に総合型スポーツクラブを立ち上げるよう、諸準備を進めておるところでございます。

次に、運営スタッフについてのお尋ねですが、総合型スポーツクラブの設立に際しましては、クラブマネジャーの設置が必要となってきます。熊本県が開催しました養成研修会には、これまで2名が受講しております。この総合型スポーツクラブを運営していくためには、このクラブマネジャーを設置して、各教室のプログラム作成やスポーツ教室の運営を初め、全体的なクラブの実技指導のあり方などを指導していただく必要がございます。このクラブマネジャーについても準備委員会の中で正式に人選を行っていくこととしております。

また、平成24年度予算でも日本体育協会が募集しています総合型スポーツクラブの自立支援事業やクラブマネジャー設置支援事業を受けながら、大まかな年間計画を立てているところでございます。

今回ご指摘をいただきましたスタッフについてであります。現在のところ、確定した人材の発掘はまだできておりませんが、今後の準備委員会の中で運営に携わっていく方を募集しながら積極的に働きかけ、クラブの組織づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 2月までに立ち上げるということですが、私も体育指導委員として中に入れさせていただいているわけですが、今の状況を見まして、本当に2月に立ち上げることができるのかなというのが率直な考えです。

といいますのも、今からチラシをつくって、募集要項をつくって、そして2月に立ち上げる。恐らく2月に立ち上げるには、広報きくちにはもう現在、もう1月の分には間に合わないのかなというふうに考えるわけです。募集要項はつくった、チラシはつくった。それをどのように配って啓発して、そして募集をかけるのか。ちょっと私には理解ができないわけですが、そこら辺のところをまずお聞きをしたいと思います。

それと、この時期になってクラブマネージャーが誰か確定していない。言うなれば、責任者ということになるかと思えますけども、これもまだはっきりしたことではないということでは、果たして2月の立ち上げに間に合うのかなというふうに思っておりますけども、そこら辺も含めて2回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ご指摘のように、2月までにこれで本当にできるのかというご心配、ありがとうございます。

ただ、準備委員会の方でも2月に立ち上げられるように、現在、しっかり準備に取り組んでおりますので、ご理解いただいて、できるだけ間に合うように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ニノ文伸元君。

[登壇]

○12番（ニノ文伸元君） 頑張るといことはわかります。しかし、現実的に本当に大丈夫かなというふうに思います。もし、その2月に立ち上げることができなかった場合の今までの補助金なり、今までの体制なり、これがどのようになっていくのか。

それと、もし立ち上げることができたとしても、そのクラブマネージャー、これは責任者であります。恐らく立ち上がったら事務所といいますか、事務局といいますか、そこに詰めになると思います。電話で入会の人いろんな作業をしたりとか、その方たちがボランティアで果たしてできるのか。やはりボランティアと奉仕は違うと思います。何らかの手立てがやはり必要になってくると思います。それには予算が要ると思います。その予算の裏づけというものを最後にお示しを願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 現在、設立を進めていますこの総合型地域スポーツクラブの

事務局というものは、菊池体育センターを予定しております。この施設はさまざまなスポーツ団体が利用しております、利用のニーズも非常に高いわけですので、今後のスポーツ情報の発信も行うことができるスポーツの拠点として適した場所であると考えております。

また、スポーツクラブのスタッフ、それからクラブマネジャー、これらは研修会へ参加した方をお願いをしたいというふうに考えております。また、日常的に携わっていただきます事務局職員につきましても、設立準備委員会の委員さんを初め、各方面の方へお願いしているところでございます。

平成24年度の総合型スポーツクラブの事業につきましては、日本体育協会が募集しますスポーツクラブ自立支援事業で各教室の講師謝金やスポーツ用具等を購入するための備品購入費など、約400万円の事業を予定しております、またクラブマネジャー設置支援事業では、マネジャーを設置する経費として約150万円を予定しまして、合計550万円の事業計画を立てて、助成金の申請を行ったところでございます。

今後は、総合型スポーツクラブでNPO法人格を取得し、市が行っておりますスポーツ等に関する業務等を委託事業として引き受けながら、より地域の方々と密接に関わりながら、安定した総合型スポーツクラブの運営に努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。次の会議は12日に開きます。引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後2時44分

第 5 号

1 2 月 1 2 日

平成23年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成23年12月12日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第130号 財産の取得について

上程・説明・質疑・常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第130号 財産の取得について

上程・説明・質疑・常任委員会付託

出席議員（23名）

1番	工藤	圭一郎	君
2番	城	典臣	君
3番	大賀	慶一	君
4番	岡崎	俊裕	君
5番	水上	彰澄	君
6番	東	英俊	君
7番	東	裕人	君
8番	泉田	栄一朗	君
9番	森	清孝	君
10番	中原	繁	君
11番	樋口	正博	君
12番	二ノ文	伸元	君
13番	中山	繁雄	君
14番	怒留湯	健蓉	さん
15番	坂本	昭信	君
16番	隈部	忠宗	君
17番	葛原	勇次郎	君
18番	木下	雄二	君

19番 坂井正次君
20番 森隆博君
21番 山瀬義也君
22番 境和則君
23番 北田彰君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	谷口誠君
企画部長	野口祐成君
市民部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	山田憲章君
七城総合支所長	田代武則君
旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君
議事課課長補佐	徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） おはようございます。

では、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

初めに、地域審議会の制度と責務ということについてお尋ねをしたいと思います。新市建設計画の変更に伴う長の責務と。4市町村の合併協議会第9回目に、平成16年7月22日に協議項目と18号の2ということで審議会の制度の確認をして決定をしております。地域審議会の期間、区域、組織、定数、任期、任命及び各市町村の合併特例に関する法律で、市町村建設計画を変更する場合は地域審議会の意見を聞くことになっております。地域審議会の4分の1以上より開催要求がある場合は審議会を開かなければならない。地域審議会及び新市建設計画は合併特例法に規定されていることは、福村市長も十分認識済みだろうと思っております。

泗水地区の審議会より審議の見直しを求める意見書が市長に提出され、さらに今定例会においても請願が議会に提出されております。泗水地区審議会は、3地区の審議会から市民の説明会を求める意見が出ているのに開催が図られず、十分な理解が得られない。変更理由も納得できる説明ではないと。地域審議会の意義が無視され、市民に納得いく説明と理解を求める意見書であります。

泗水地区の審議会の意見書に対しまして、福村市長にお尋ねをいたします。

1点目としまして、新市建設計画の変更に対して、一地域の審議会の意見を無視するののかという工藤議員の一般質問もありましたが、すべての意見を反映させることは不可能と答弁をされましたが、各地区の審議会の設置は何が目的であったのか。

2点目に、新市建設計画、菊池市旭志で各町村のときの計画が進んでまいっておりますけれども、その中の変更、合併特例債を活用した事業として、またその他の事

業に組みかえたことに対しての説明等はどのようなことで行われてきたのか。

3点目に、合併協議で確認以外の建設事業等も起きておるようでありますので、以上3点について1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

森 隆博議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

これまでも工藤議員のご質問にも申し上げましたけれども、地域審議会の設置の目的はと。これは合併により行政の区域が大変広くなり、拡大することによって、市民の皆さん方、住民の意見というものを新市の施策に反映することが大変やりにくくなってくると、反映されにくくなってくると、そういうことに対する不安、あるいはまたそれぞれの地域の実情に応じた施策を展開させていくために、その皆さん方に意向を聞くということで、その住民の意向表明というものの方法の一つとして、地域審議会の制度というのが設けられているというところでございます。お一人お一人の市民の声というのはなかなか届きにくい状況にあります。そういったものを、民意を吸い上げていくためには、住民の中にありますそれぞれのいろんな立場の関係の代表の方々が地域審議会を構成して、ちまたにあるお話というものを含めながら審議会の中で意見を述べていただけるということだと思えます。

地域審議会は、合併前の旧市町村の区域、いわゆる四つの区域を単位といたして設けられておりまして、それぞれの地域審議会の委員の皆様方は、申し上げますように、その地域のあらゆる団体の代表という方々であります。初めて地域審議会が合併後にその地域審議会の委員になられたという方々もたくさんおられますことから、これまでの経緯等々については、できるだけひとつわかりやすく説明するようにと心がけて説明をやっているところであります。特に、本年はこの庁舎問題というのが大きな問題として、委員の皆様方にご意見を伺う機会というのがたくさんあります。また、多くの意見を聞きたいということで回数も増やしてございます。

合併協議会の協議項目の新市の事務所の位置につきましては、委員の皆様には経過の説明や報告等を行いながらご意見を伺ってまいったところでございます。地域審議会での意見というものについては、市長として判断するに当たりまして、右の道に行くのか、左の道に行くのか、中道に行くのか、いろんな選択肢があると思えますが、そういう選択をするための貴重な一つの私の判断材料と考えております。

しかし、委員の皆様方もそれぞれにお考えとか、あるいはご意見をお持ちでございますので、今申されましたように、全員の方々が自分の意見に沿った、そういうことは非常に難しいということを感じているところであります。意見は聞いて

くれなかったという方々も中にはおられますし、また本音というものからして、それはあなたの考えどおりだとおっしゃっていただく方々もありますし、いろんなこともごのご意見がありますのも事実であります。

地域審議会の皆様方から出されたこういった貴重な意見というものは、各地域審議会の、四つの地域審議会の意見を集約いたしまして、どういったことがその場で述べられたかということについては、議会庁舎等検討特別委員会へご報告を申し上げたとおりでございます。その意見の集約された意見を含めまして、議会庁舎等検討特別委員会でのご意見が多数出された。地域審議会では、こういった発言が旭志でありました、泗水、七城ではこういった発言でしたと、また旧菊池ではこうでしたということ率直に申し上げてまいりました。そういった意見を聞いた上での、特別委員会でのご意見が出されたものと思っております。

地域審議会でも出されたそういったいろいろな意見、あるいはこれをまた民意と言っているのではないかと思います。この反映につきましては、最終的にはどちらかをとらなければならないと。必ずしも多数意見というわけでもありませんし、また少数意見の中にも貴重な意見もある場合もあります。そこで、やはり私は団体の長、市長という立場において、地方公共団体の長としての自らの責任において熟慮を重ねながら、決断を時においてしていかなければならないということでありまして、議会の判断にゆだねることが前提であると理解をしておるところでもあります。

地域審議会の所掌事務的なものについては、一つ目としては、新市建設計画の変更に関するような事項。また二つ目としては、新市建設計画の執行状況に関する事項。三つ目としては、その他市長が必要と認める事項、また必要と認める事項については市長に意見を述べることができると、このようになっております。

新市建設計画の執行状況に関する事項につきましては、毎年4地区の地域審議会におきまして該当する地域の前年度の事業実績と、それから本年度の事業計画というものを併せて報告をさせていただいております。

事業の実施につきましては、本年度に計画してあった事業であっても、用地の取得のおくれとか、あるいはまた補助事業採択の有無によりまして変わることがありまして、まずやっぱり選択と集中と言われる時代でありますので、緊急性とか、あるいは必要性が高いものと変更になることもあります。また、さらに旧市町村間の均衡性について考慮をしながら、この10年間の中の大枠においては何とか不公平、不平等にならないようにということと事業の推進に努めておるところでもあります。

現在、新市の建設計画の執行状況におきましては、旧市町村間の執行状況に少々の不均衡はございますが、これはかねて申し上げますように、旧市町村のときにおいて計画が立てられた長期にわたります5年間、あるいはもっと長い期間のスパン

で計画されて実事業が推進されているやつ、そういったことについてはどうしてもやっぱり事業が縮小できないということもあって、枠から飛び出しているということがあります。それを10年間かかって調整をしながら、4市町村の均衡、バランスをとっていかうということでもあります。これからは、また新たな事業、社会資本総合整備事業等が実施される地域もありまして、合併特例債期間内での調整を考えながら平等性というものを保っていきたいと、このように考えているところでございます。

それから、この意見書、あるいはまた請願書等が出されているということにつきましても十分意見書は意見書として受けとめさせていただいておりますが、残念なことに全員の審議会の委員の方々の署名捺印もありませんし、過日申上げましたように、15名中5名の方々は欠席であったということもございます。また、請願書については、私が言及するものではなくて、議会の方でご審議されるものだと、このように受けとめております。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 市長の方から答弁がありましたけども、やはり一地域の意見を聞いておられないというようなことに対しまして、なるほどなと私自身で思う点を感じたのが、やはり泗水の地域審議会を傍聴しまして、市長の説明を聞く中において、例を挙げられまして、橋はできたが、ただ1軒の家が立ち退きを拒むために道路が開通していないと。理解を得るまで待っていたら何もできないと。一部の反対で計画事業を止めることはできない。地域審議会の皆様が何かよい意見は持っておられませんか、いきなり問いかけておられまして、なかなか審議員がいきなり言われて、私はこういう意見がありますというようなことはまず出てこないというふうに思うわけであります。

やはり庁舎の建設特別委員会におきましても、一部の議員さんの反対意見は取り入れられないまま、多数決の原理といたしますか、利用によりまして、採決により市提案の、市長提案の2案が可決され、菊池市の基本構想・基本計画の見直し予算となってしまうております。本当にまちづくりというのは、人と人とが協力し合ってつくり上げていく大事な今時期だろうと私は思っておりますし、このような状況でいきますと、本当に菊池市の未来はあるのかなという不安を抱くばかりであります。

道路の件に戻りますが、福村市長は1軒の家の用地交渉あたりに、実際何回ほど足を運ばれたのかということもお聞きしたいと思います。

2点目に、合併特例債により有利な制度として新市建設計画の変更による組みかえ事業、各地域審議会に説明を行ったということでもありますけども、現地の状況を

知っておられる方であれば説明だけで納得いかれると思いますが、事業場所等の状況がわからない方には資料だけの説明で行ってきたのか、この2点についてお尋ねをいたします。再質問とします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 泗水の地域審議会の中におきまして、花房台地2期地区における畑地帯総合整備事業の非農用地ということを設定して、その非農用地設定の中で皆さん方の全体の同意をいただかなければ、この非農用地設定されたものに対して従前の地権者の権利というのは移動していないと。それを菊池市が所有するためには、権利者会議が終わって、そして金銭のやりとりがあって、公告されて初めてなるんです。そこでお一人といえども反対、合意がなければ進められることができないということで申し上げました。

三者協定でやればいいではないかと言われても、三者協定はこの事業を進めるということについてはそうでありますけども、進める前提としては自分たちの持ち物であるかどうかというのになります。受益者農家からすれば、自分たちの施設として農地、農道だとか用排水路だとかといったものをつくるのは事業に必要なものであって、自分たちが使うものである。しかし、公金を出してこの8ヘクタール前後の土地を取得するという場合に、権利が移行しないままに事業を進めることは不可能であると、そういった意味でいろんな道路でも途中でぶつかって、1件の地権者が協力していただかなければ道路が通らない。橋をかけても橋を渡っても、またたくさんの方々が移転、転入されましても、この道路がつながらないというようなものもありますということを申し上げたところであります。ですから、一部の反対でもその協力がなければできないものがあるんですよということを申し上げたところであります。

だから、今現在もそういう意味で大幅な事業の見直しがあっているということでもありますから、その間というのは時間がまた延びるということでもありますし、予算的にも非常につきにくい社会状況になっているということで、前年度と今年度にいたしましても、要求予算の県の事業といえども半分以下になっているということからすれば、まだまだ東日本の復旧、復興という新しい財源が模索されておりますけども、どうなっていくのか、非常に厳しい状況になってくるだろうというのが一般論としてあると。それを考えれば、その用地が本当にご努力いただいて取得ができるというときが早く来ることを願ってもありますし、またそれまでというのは待たざるを得ないから、間に合わなくなってしまうということはもう申し上げてきたということでもあります。

それから、1案、2案、3案についての第2案について、多数決で議決したというのはどういった意味かが私わかりませんでした。これはあくまでも、1案、2案、3案というものを皆さん方にお示しを申し上げまして、そして皆さん方の方でいろいろとご意見を述べられて、その中で非常に多数的な意見があったというふうに受けとめますし、合理性があったと。それで、この1案と3案についてはほとんどそれに対する賛同の意見はなかったと記憶しております。かわりの案が何か出るかといったら、いつも申し上げますように、23分の2ということで、1人から2人の提案があったということは記憶しております。そういったことですから、2案の方でやらせていただきたいということを私は申し上げたことであります。

その後については、関連をするとすれば、予算案として補正予算を上げさせていただきましたこれからの構想と計画というものについての予算案について多数決で議決をされたということは、2案を中心として進めるという意味も含めてあったらろうかと思いますが、それは議会の方の採決によるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、工藤議員が質問されたときにも、すべての意見を聞くことはない。市民の代表である議会の方を優先するとも答弁がありましたし、民意を反映しながら進めていくという答弁もありました。民意とは、やはり市民の意見を聞くということだろうと思っておりますし、市民が市民の代表である議会なのかという、そっちを示しておられるのかということもあります。

また、東 裕人議員に対しても、合併にて財政効率化が確実に出ていくというふうに答えられましたが、財政効率化の着実性が伺えるならば、調整基金あたりの取り崩しと、また臨時財政対策債の借入額が年々と大きくなっていくという、この増加現象はどこを示しておられるのかというふうにするわけでありまして。市債は確かに年々と増えてきておりますし、財政効率化はよくなっているというふうには思っておりません。

そういった観点から、やはりこの菊池市の将来というのを踏まえた場合に、どうしても住民サービス、そういったものに対する予算というのが一番大事でありまして、そういった問題からやはりサービスの問題、そしてその2案に対しましても、この庁舎の耐震、そしてリニューアルぐらいまでは、これは仕方ないというふうには思っておりますけれども。やはり増築からここを本庁とするということになりますと、全く行き先が、考え方が変わってくるわけでありまして。本庁に変えるということであれば、菊池市の、市の名称を決めた後も変えられるのかと、そこまでも言い

たくなるような気持ちであります。

やはりそういったことから、離婚は論外というふうにも市長は答弁されておりますが、やはり結婚があれば離婚もあるというふうには、あるのは当然であります。私はそういうふうを考えておりますし、泗水町の広域連携、そういったものを考えました場合に、やはり消防にしましてもごみ処理にしましても別々でやったと。全く今の菊池市とは違った方向であります。戸籍上の合併というようなものでありまして、離婚したとしましても、そういった問題点は不安は抱いておりません。そういったことで、やはり行政、議会が判断することではなくて、住民サービスの観点から市民が判断し、決断するときであるというふうには私は思っております。その論外というものをよかったら再度お聞かせいただきたいと思えます。

再々質問でありますので、明確な答弁を求めます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） お答えいたします。

冒頭に、離婚説から入りたいと思えますが、嫌な言葉でございます。お互いが愛情を確かめ合いながら、そしていろんな諸条件をお互い本当に自分たちそれぞれの地域が我慢するところを我慢しながら、そして将来に向かってよかったなと思われる、いわゆる希望を抱きながら結婚をした、合併をしたということでございますので、一部の方々が言葉の中で離婚という言葉が使われるのかもしれませんが、周囲にはもう既に子どもたちも孫たちもできているわけでありまして、お仲間さんもどこかにたくさんの方々の市民としておられるだろうと思っております。それを幸せと思って離婚を勧める人は私は、本当にごくごくごく少数の人にはあったかもしれませんが、全く感じてはおりませんから、これは論の外だと、言外だと、論外だということをお願いしたところでございまして、今もその気持ちは変わりません。決してそういうことをやってはいけないし、そのことがまたまたいろんなこと不幸なことになってくることを想像できないわけでもありません。ぜひひとつその辺は大きな気持ちでとらえていただければなというふうに思えます。

民意と、こういう言葉でありますけれども、これはやはり一人一人の幼子からじいちゃん、おばあちゃんまでのこういった声ということだろうと思えます。また、その背景には、長い歴史と文化と伝統を誇ってきた四つの市町村、あるいはまた菊池市民の全域にわたりますところの熱いふるさと愛というものがあるのではないのかなと思えます。そういう愛情の中で、偏向的なものではなくて、あるいはまた側面的なものではなくて、裏からも、また後ろからも側面からも、みんなが見て、そしてみんながよしとするところにおさめていかなければならない。

そういった意味では、本当にまちで出会う人の声の中にも、もうこないだ、先日、100歳を超える方の方から、まさしく私は家内に100歳のラブレターと言っていますけども、しっかり頑張ってくださいというようなお手紙をいただきました。そして、そのおばあちゃんを訪ねましたところが、ひなたぼっこしながら、「健康に留意して頑張ってください」と100歳のおばあちゃんから私が健康を心配されるようなことを言われまして、本当に何か、まさしく100歳のラブレターだなどと思って帰ったところではありますが、そういう本当に私たちの周囲にはたくさんの方々がおられるわけでありますから、1点の声高に言う人の声だけ、あるいはまた身近にある人だけの声を反映してはいけないということで、広い意味での市民の声というものが、まさしく民意ととらえていっていかなければならないんじゃないのかなというふうに私は思っておるところであります。

それから、財政効率が悪いというお話でございました。見方、聞き方、いろんな意味であろうかと思えます。ですから、臨時財政対策債が増加をしていると、これは一つの手法として増加せざるを得ない状況であります。後々見てくれるということで、いろんな辺地債なり過疎債なりと、あるいは合併特例債なりといったものと同じように、特例債を使ってやった方が後での交付税算入率が高いからという、そういう意味であるし、また国が見てくれるということもあってやっているということですから、何事でも同じですけども、イワシが、これやっぱり10円といたら飛びついてくるという、目玉商品としてコストに入れて、これは広告宣伝費だよといった意味でやっておればいいのであって、やっぱりいろんな意味での投資という中においても効率、効果というのが、財政効率が上がってこなければ、お金を使っても、本当の意味でこの交付税算入がされておりましたも、その事業そのものの効果というのが市民に何を与えるかというものであって、それを与えるならば大いに先行的な投資はやっぱりやっていくべきだと私は思います。

1番でなければならないのか、1番でなければならないということもありますし、やっぱり2番でも3番でもいいと、じっと我慢することから、やっぱり3番があるから2番があるし、1番の目標が出てくると。最初から、のっけから1番を目指そうとしてもできないかもしれませんが、やっぱり皆さん方と手を合わせていけば、少なくとも菊池市は住みよいまちにいけるというふうに思っておりますし、いろんな産業の構造からしても、過日、藤原先生の講話の中にもありましたように、菊池は農業では1番目、あるいは2番目ぐらいになっていますよと。あるいは中小企業の商品販売高においても、やっぱり県下の中では5本の指に入っていると。農業はそうでもありますように、商業の方もそうであると。工業もまた、これまた5本の指に入っているというバランスのとれた状況ではないかといったことを言われまし

たけども、それを大いに活かしていかなきゃならんのであろうと思っておりまして、財政状況として、菊池市としては本当はもっともっと合併していなければ悪くなっていたというふうに想定しなければいけないんじゃないか。それが合併によって体質が悪化はしていないと。少なくとも悪化はしていないと私は判断をいたしておりますし、また森議員は庁舎の方のD地点建設を強く思っておられるということを受けとめておりますけども、今回の新庁舎の方がリニューアルをやめて、新庁舎をやめて、この土地ができないので、それで旧庁舎を使うということは、少なくともその費用というのはまだ出ていませんけれども、新しくつくるよりも今ある庁舎を改修した方が、リニューアルした方が、あるいは耐震化した方がはるかに安いというのは必然的に言えるんじゃないのかなと。それこそ財政が悪化している中で、新庁舎を約束どおりつくれということは、その点だけでとらえれば、理論的にどうなのかなという思いがいたします。

約束は守るべくして、つい先日までというか、私も花房台ということを強く言ってまいりましたから、その意味におきましてはそれに反対する方々からは本当に大変なおしかりを受けてまいりましたが、決められたことはやると。しかしながら決められたことがやれない状況になってきていたために、それではその次の打つ手としてどうするかというのが今回の耐震化と、そしてリニューアルと。耐震とリニューアルでできるならいいけども、できなければ、その面積が足りなければ、第2、第4庁舎もそうでありますけども、これをまたそれでは別のところに、また花房台ができるようになったときに新たにつくるのかといったことを考えますときに、二重の投資、学識者等々のご意見もありましたけども、今ある旧菊池、あるいは今ある旧泗水、それぞれの地域の中に投資されたこの施策というものについては、下水道であったり、農集であったり、特環であったり、いろいろしますが、そういうような施設というのは、もう非常に改修の時期を迎えていると。それを新たな都市をつくっていこうとすれば、それはその新たな投資に対してもまた数十年後に改修、リニューアルが必要になってくると。二つの重荷を背負うようになってくるというようなことを指摘をされたこともありましたけども、そういういろんな各論からのご意見をとらえながら、1案、2案、3案は選択を皆様方にご相談を申し上げてきたということでございます。

だから、庁舎そのものについては、つくるよりもつukらない方がお金がかからないということと言えます。けども、つukらないで済むかといったら、つukらないでは済まない。今ある庁舎をそのまま使い続けられるかといったら、合併のときのお話のように、やっぱり組織機構というものを見ながら、合併したらやっぱり本庁方式でいくことがより効率・効果的であるという判断の中で、この本庁方式となっ

ていたと。それをどこに、それじゃあ本庁にするかということの中での現庁舎をこのまま本庁舎として使うと。その後のことは後のことで、数十年後のものになってくるのかなというふうに思っておりますので、非常にまどろっこしい話でございますけれども、経過を十二分ご承知の森 隆博議員でございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） あとは市民の方々の判断に任せたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

合併協議項目の変更、地域間の信頼性ということでお尋ねをいたしますが、一つ目に、一部事務組合の組織の中で菊池広域連合、菊池環境保全組合、そして矢護川水道組合、各議会の議員の方が、福村市長の人柄ということについて尋ねられることが数回ありました。福村市長の人格が広域連合の連携間の中に不安といいますか、どういう人かなというふうに思わせている部分があるようにうかがえます。

一部事務組合において、本当にお願いをするべきことはしっかりとお願いし、だめであれば、ほかの手段を使ってでも納得、理解を得るまで努力するというのが、姿勢、そういったものがまずうかがえないというところだろうと思います。やはり菊池郡市の2市2町の首長さんの中での信頼性、また議会の中での信頼度に対しまして、本当に福村市長の努力というのがちょっとうかがえない点がありますので、本当に信頼というのを自信を持っておられるのか、1点目にお尋ねをいたしたいと思います。

2点目に、菊池市のグランドデザインということで、菊池市の全体構想でありますけれども、市民の意見は無視し、ワークショップ等で大学の教授、専門職の提案が優先し、一部の地域の方の承認だけで事業が実施されておるように思います。福村市長の施政方針、菊池市の全体構想を掲げたまちづくり、市民参加の目的はどこにあるのかなというふうに不安を抱くわけであります。

一つ例で言いますなら、やはり回遊道路関係、観光客の方が要するに散歩できるようにということで、中央通り、御所通り、本当にきれいな道路整備は行われております。そういった中に、今回、ポケットパークといいますか、足湯関係の問題で温泉管の敷設工事が行われておりますが、目的を持たないようなところまで事業が進められておるということでありまして、そういったことが本当に菊池市の全体構想、夢があり、将来性が望める本当に事業であるのかというふうに不安を抱くわけであります。

この前、隈部議員のグランドデザインについての質疑に対しまして、市長は、も

う合併のときの構想で掲げてありますが、水と緑、田園文化のまちづくりというふうなことだけでありまして、本当にこういったことがこれから先、将来、菊池市がよくなるぞというような提案が見えなかったのが残念であります。どうか本当にそういった本当のまちづくりというものに対しての思いがあるならお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点についてお聞かせいただきます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） グランドデザインにつきましては、隈部議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、その際申し上げましたが、菊池の総合計画の基本構想に当たるものと、このように考えておりますということをこれまでもお答えをしてまいりました。そういったふうにとらえております。

合併時の現状と課題を人口や生活圏、産業、また道路交通、教育、福祉、公共施設、行財政などの要素について整理をして、まちづくりの理念というものを「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」と、このように定めておりますことをご承知のとおりであります。この理念を踏まえて、将来像である三つのまちづくりを目標として、水と緑に包まれた心のふるさとづくり、また水と緑を活かした生き生きふるさとづくり、また水と緑に包まれた爽快なふるさとづくりということで、これらの三つのものを定めておりますが、これらの目標を実現するために、都市構造につきましても骨格となるような広域連携軸や地域連携軸を位置づけるとともに、行政、情報など、七つの各都市機能の拠点整備を明確にして、都市構造についての方向性は示しているところであります。

さらに、土地利用の方針についても、自然環境とか、あるいは農林地の保全に配慮した総合的な土地利用を実現するために、四つのゾーンを定めてまちづくりの方針を定めております。

基本計画では、この基本構想に基づいて各施策を実行して、まちづくりの目標を達成していくとしております。平成24年には、この総合計画を市民の皆様によりわかりやすいものとしてごらんをいただくために、イメージ図のような形で作成をしていきたいと、このように考えております。

それから、首長の信頼というものが何か欠けているかのようなニュアンスで私は受けとめましたが、私も完全な人間ではありませんので、確かに信頼に欠けるところもたくさんあるだろうと思います。政治家ですから、敵をつくるのが政治家でもあります。たびたび選挙をやってきておりますので、少なくとも半分以上の人たちが私を支持してくれているからこの場にあるというふうに思っておりますから、そ

れは他市町村からいっても、いろんな意味では信頼に欠けていると。

ただ、それだけではなくて、何か政治的な判断と行動と、そういったものについて、もしあるとすれば、それはぜひひとつまた私に直接言っていただきたいし、また森議員も役目として環境保全の議長職にもあっておられますので、こういうことだった、どういうことだったということをおつなぎいただければ、正すべきものは正していかなければならないと思います。

やっぱり曲げてはいけないものは曲げない、曲げてならないものを曲げてまでこびへつらうようなことをやってはいけないと、このように思っております。自信を持っているかといえば、全く自分の我が道を行くというだけではなくて、人様の話を聞いてやるもんだから主体性がないとか、すっきりしないとかと一面には言われます。けども、右だと、庁舎問題も言われれば、また石つぶてを投げられるというようなこともあります。これが役目ではないかなと思っておりますので、広い意味でとらえていただきたいと、このように思います。

グランドデザインそのものも一部の人の云々と、こうお話がありましたけども、すべていわゆるワークショップ等、いわゆる市民に開かれたということで、市民の意見をちゃんと聞いてやるということが原則で、どこの市町村もそういうようなことで市民に開かれた、住民に開かれた行政ということをお心掛けておられます。その分だけ今度はまた議会の方に対しましては、議会の方が後にこの情報が出たとかということにならないように、極力やっぱりワークショップ等で論議をされて、少しずつでも方向性が変わっていく、あるいは方向性が見えてくるということになれば、議会の方には逐一ご報告を申し上げて、そして皆さん方のご意見を聞くということでもあります。

先ほどの地域審議会等におきましても、議会に先に言うよりも地域審議会に諮るべきだといったご意見もございました。しかし、それは後先はやっぱり議会の方にこういった方向性でと言って方向性を示しながらいくべきものだし、また最終決断というのは、提案をするかしないかは私にありますけれども、その判断、決断に基づいて提案されたものの議案の審議は十分議会として審議をし尽くしていただいて、そして判断をしていただく。可決、否決をしていただくと。ただし、可決をされたならば、みんなでひとつ支えていただきまして、その執行に向けて市民の皆さん方の民意に添うことができるように、ぜひひとつ支えていただきたいなと思っております。

また、ポケットパーク、まち中の回遊道路の問題をちょっと触れられましたが、これが温泉が不必要なところまでパイプを引っ張っているんじゃないかといったお話であったかなと思いますが、必要でないところはないと思っております。それは

また逆に言えば、議会の皆様方にどこどこまでパイプを引っ張ります、ここでポケットパークをつくりますと、そういった提案があって、三つのポケットパークの提案に対して修正が入って2カ所になったという、その中で必要であったと思っていたところが否決されたために、その方にパイプを引こうとしておった、あるいは引いた部分については無駄になっているという、これはあるかもしれません。しかし、計画に沿って皆さん方の同意をいただいてパイプラインは敷設して予算の執行をしているということについてはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 余り明確にいただきまして、時間ばかり過ぎますので、もうこの点については、連合関係については本当に頑張って努力していただきたいと思っています。

3番目に出しておりました旧育成牧場の跡地について質問をいたしたいと思えます。

現状の価格の試算に適切な評価と言えるのかというのが一つであります。本当に今現地を見てみまして、本当に大量の鶏ふんが持ち込まれ、本当に立木も枯れております。重機によって堆肥舎以外の分は片づけたようになっておりますけども、重機でかきまぜたといいますか、そういったような状況にもなっております。保健所あたりが入っておるということでありますが、完全に土壤の調査等も行わなければならないんじゃないかなろうかというふうに思うわけであります。

堆肥舎の中の、今、鶏ふんにしましても、約五、六百トンはあるんじゃないかなろうかと、そういったものもきちっと相手が片づけるということでの価格であるのか。

それと、買い戻しの条件であります。土地売買契約書の第15条の遵守事項の中に期間というのを明記してあったのかをよかったらお示しいただきたいと思えます。

昭和63年5月に、菊池市から福岡のKさんの方に売却後に、平成18年4月にコスモチキンの方に売却が行われております。その当時のK氏からコスモチキンへの売却価格等をよかったらお聞かせいただきたいと思えます。本当に18年から5年半、約6年たっておりますし、土地の価格が年々と下がっていきよるところもありますので、以上の3点についてお尋ねをいたします。

2点目の今後の地域環境に配慮した活用を検討するというので、土地の買い取りを示されてこられました。18年4月にコスモチキンが買い取り、そしてコスモチキン側から市の担当課へ養鶏場建設の許可申請が提出され、旧育成牧場跡地は農用地でないという証明書を交付したことにより、コスモチキンは建設許可可能とい

うふうに思って建設計画を進めておりましたけども、誤りだということで市の方が一応認めて、コスモチキンの方に誤解の交付であったということで、コスモチキン側から損害の賠償が裁判というふうな形になりまして、熊本県の山鹿支部の判決により菊池市に賠償命令が出されておりますけども、5年半前に本当に市長がそれを、反対運動を終結するときにそういった環境に配慮した土地を検討すると言ってこられておるわけでありますので、やはりどのようなふうに後を考えておられるか。併せまして、その計画を1年内でできるのか。市長が任期までで終わらせるのか。

それと、この買い戻しと、買い取りという問題に変わってくるわけでありますね。結局福岡のK氏の資産、一番初めのこの契約書でいけば買い戻しと。コスモチキンの場合は買い上げというふうになるとと思いますが、その違いについてよかったですらお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の土地の買い取り価格等についてのご質問であったかと思えます。その点につきましては、私の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、今回、市営牧場跡地の買い取りを計画をしておりますけども、この買い取り価格の考え方につきましては、あくまでも土地の価格ということで考えております。土地の上に存在をいたします倉庫でありますとか立木でありますとか、あるいは堆肥舎の中に今の所有者の方がこの四、五年ほどの間に事業活動の結果持ち込まれて適正に管理をされておられます堆肥につきましては、撤去費用もかかりますことから、そのままの形で一応いただくことにしておるところでございます。一度、9月の常任委員会の皆様にご視察をいただいたときに、野積みされた堆肥がございましたが、それにつきましては保健所等の指導により適切に処理をされているというふうなことを県の方からは聞いておるところでございます。

続きまして、昭和63年に市の方が福岡在住のKさんという方に売却をしたときの土地の価格でございますが、これにつきましては土地は1億1,000万と。あと、倉庫につきましては、幾つかございますが、それを合わせて1,500万というふうな価格だったかと思っております。

また、前後いたしますが、その売買契約書の中に買い戻しの期間は明記しているかというお尋ねであったかと思えますが、期間については特に明記はしておりません。契約書の中で土地の用途指定等を定めておりますが、その条件に違反をした場合には、市としましては売買土地を買い戻すことができるといった規定を設けておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 私も弁護士さんあたりに相談しましたが、やはりこの売買契約書あたりの有効期間ちゅうたら、長くて10年ということであります。昭和63年からしますと、もう20数年たっておるわけでありますので、やはりそういったことに対しての効果はなかろうというふうにも聞いております。

前回、20年の9月の議会におきましても、私はこの件について質問を行っております。そのとき、3回目ということで再度の質疑ができませんでしたので、そのとき市長が買い主で、市長が売り主で私が買い主ということで名前を挙げて答弁されております。そのことについて、今回は逆の立場でちょっと質問させていただきたいと思いますが、土地の買い戻しの場合、私が持ち主ということで昭和63年に買い主であります福村市長に売却し、市長が私との土地売買契約の特約、私に同意を設けなければならない約束であったのを無視して、要するに福村さんのもとの持ち主、私に一言も相談なしに第三者に売却されたということで、それでこういった約束違反というようなことになったわけであります。

そのようなことから、第三者の受け入れ目的外になるために、もとに戻すべきではないかと。平成20年9月17日に、私の一般質問にそういうふうにご答えておられます。土地の買い戻しにおいては、農用地以外の証明書を発行した市のミス、また誤りは誤りで、期間が何カ月間であれ、誤りによって生じた被害であれば、提訴は受けて立つと福村市長はそのとき答弁されております。買い戻しの件と誤った証明書の発行は全く違うというふうにもお答えをいただきました。ところが、結果は、21年6月16日、菊池市のミスということでコスモチキンの建設計画が、養鶏場の建設計画ができなくなったということで、業者の主張を認めて、熊本山鹿の裁判所の方から菊池市の方に賠償命令がおりたわけであります。

本当に市長の強気といいますか、受けて立つという意気込みが本当に再度お尋ねしたい気持ちであります。菊池市の本当に発行ミスによりまして、農用地でないと誤認したことで、土地の売却に関しての買い戻し、本当に全く関係のない判決が出たということでもありますので、そういった裁判の絡みもあり、この買い戻し、買い取り、この変更ですね。やはり本来であるならば、売り主と買い主の間での買い戻し、それが今回はその第三者からの買い取りというようなことになってくるわけでもありますので、そこについてのお答えをいただきたいわけです。

それと、土地売買契約書の15条の遵守事項の中に、第三者に売却する期限、これ明記していなかったということでもあります。やはり先ほども申し上げましたよ

うに、契約書の有効期限というのは大体10年程度だろうというふうにも言われております。そういったことで、この買い戻し、買い上げということに対して本当にぴしっとした明確な答弁をいただかないと、買うなと言いつつじゃないんですけど、やはりこれは税金を使って買い上げるわけでありまして、そしてまた目的がもう何年か先までわからんというふうじゃ困るわけですよ。やはり買うならば大体1年以内ぐらいにどのような使用目的で購入したいと。本当にもう約5年半前からその環境に配慮した土地利用を考えて買い戻す、買い上げということでおっしゃっておるわけでありまして、その点についてやはりぴしっとしたお答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 旧市営牧場跡につきましては、今までも議会の月例会等において報告をしてまいりましたように、今年の3月、平成23年3月に当該土地の買い取りを求める陳情が水迫地区の区長会ほか2者から提出をされまして、市といたしましては買い取りの可能性について検討を進めてまいりました。

その中で、購入の目安となる適正な価格を把握するため、本年6月の議会に当該土地の不動産鑑定委託料として補正予算をお願いしたところでございます。そして、議決をいただいたわけでありましたが、その後、7月に入札を行いまして、この不動産鑑定委託業者を決定して、現地の調査、そして地域の分析や個別分析など、不動産鑑定士によりますところの評価作業がなされまして、8月下旬には鑑定委託業務が完了いたしました。

不動産鑑定士による鑑定評価書によりますと、評価の価格時点は平成23年8月1日付を採用されておりまして、それをもとに鑑定評価が行われております。本市といたしましては、当該土地の評価額はこのような手続のもとにあった適正な価格と、このように判断をいたしております。

それから、買い戻しなのか、買い取りなのかといったお話でございましたが、あくまでも買い戻しは当初の方との契約の中におきまして目的等々がちゃんとはっきりしたものを示していただいて、そして菊池市だけのみならず地元の方々に対しまして、水迫地区ですね、方々のご理解をいただくということが、たしか条件に入っております。

ただ、森議員おっしゃりますように、この民法上の一つの期限といいましょうか、そういったものは10年を目安程度にされるのではないかなといったことで一般的には解釈されていると、このように聞いております。しかしながら、約定としてはそれがあつたわけでありまして、それを超えて、昭和63年以降ですから、もう既

に10年以上経過はしておりますが、そのことについては求める意義はあるということで、旧の地権者に対しまして、そのことについては、売却されているものについて、その当事者、コスモチキンの方から再買い取りをお願いしたいということをお願いしてきたところでもあります。

それについては、この第1次売却をされましたKさんですかね、という方については快くそのことについて応じておられて、もともとそういう約定が入っているということを知っていて、関係者についても相手先についてそういう意向も述べてきたから、当然市の方との打ち合わせがなされて了解されているものだと思っていたというお話で、快く買い戻しをするということで申し出をされたところでもあります。それは公判の中でもそういうことを主張されておりますし、相手もそのことを認めておられます。

しかし、買い戻しには、今度は買い取ったコスモチキンの方が応じる意思がないということであって、それを行政の方に買い取りをしてくれということになってまいりまして、行政としてはこれは最初の売買相手でありますKさんについては買い取りというのは、買い戻しというのは約定に入っているけども、コスモチキンには何らそのことはないということで、それについてはできませんということで否定をして、そのことが裁判の一つの大きなきっかけになったのかなと思いますが、そのことについては、確かにご指摘のとおり、この農振の地内に入っているかないかというのを間違えて証明をしてしまったということについて、その間における一つの設計をやった準備行為に対する被害というものについて裁判の方では認められたということで、損害賠償とって求めておられた1億数千万のものについては全く認めていないということでございます。

それで何に、この後、買い取った後に使うかもわからないのではないかというようなお話だったかと思いますが、これは今議会、16日の最終日に、きょうの議運にもお諮り申し上げましてご承認いただいておりますように、追加提案ということで提案をさせていただきますので、その際にその用途等についてご提案、ご説明を申し上げますのでお許しをいただきたいと、このように思います。

以上でしょうかね。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 土地の価格は、63年ごろちゅうと、泗水の苗畑辺りがやはり13億、そして18年ごろが4億だったでしょう。今回、市が買い取ったときは1億6,000万というふうなことで、大体土地の価格は下がるばかりであるし、コスモチキンがKさんから買ったときは4,000万と聞いております。今回買わ

れるのが幾らかなど。高く買うのはおかしいじゃないかということだけは述べておきたいと思います。

時間があるならお答えをいただきたいところではありますが、もう時間がありませんので、一応これで終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時59分

開議 午前11時08分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先刻、森 隆博議員への答弁の中におきまして、追加議案の提出を最終日と、このように申し上げましたが、本日、一般質問の終了後に追加議案として提案ということでございますので、訂正をしておわび申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、県道原立門線の整備の進捗状況についてですが、この路線につきましてはこれまで何度も質問、要望をさせていただきました。市としても整備の必要性を十分認識され、県に対して要望を続けていただいております。おかげさまで、原味橋のかけかえは終了し、原味橋付近の道路幅員も改善され、地元住民はもちろん、フラワーヒル菊池高原ゴルフ場、オートポリス等の観光施設の来場者の方々も大変喜んでおられると思います。これまで何年も手つかずだった県道原立門線が原味橋かけかえ部分からスタートできたのも、その当時の区長会の熱意、そして地元前川県議の県に対しての要望のおかげであります。改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、この原立門線はまだまだ未整備な部分が多く、継続して整備をしていかなければなりません。特に原味橋から伊野橋までの部分は道路幅員が狭く、対向車との離合も困難な状態であり、早急な整備が必要であります。市としても県に対して引き続き熱心に要望をしていただいていると思いますが、原味橋完成後、原立門線、特に伊野橋までの道路改良の進捗状況はどうなっているか、詳しくお示しをいただきたいと思います。

次に、市道七坪小楠野線についてですが、この路線につきましてもこれまで何度も質問、要望をさせていただきました。特に七坪集落内については道路幅員が狭く、小木地区に一般廃棄物処理場が位置していますので、長い間関係車両が頻繁に通行し、地域住民の生活道路としての支障が生じております。市としても十分整備の必要性を認識して整備計画が進んでいると思われませんが、現在の進捗状況を詳しくお示してください。

次に、伊倉黒仁田線についてですが、この路線につきましても国道387号線の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また産さん滝、千畳河原への観光ルートとして、これまで何度も質問、要望してまいりました。おかげさまで、現在、千畳川原部分は改良が進み、今年の夏は多くの観光客で賑わっておりました。今後とも整備が進むと思われませんが、全体の進捗状況も含め、詳しくお示しをいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 県道原立門線につきましては、現在、議員おっしゃいましたとおり、原味橋のかけかえ改良工事が施工され、既に完了し、通行できる状況になっております。

原味橋から伊野橋までの区間につきましては、見通しも悪く、幅員も狭い道路となっております。県では、当区間の改良の必要性を十分認識され、既に地質調査や地形測量等の基礎調査及び道路詳細設計を終えていると聞いております。

しかしながら、通常であれば、今後、用地測量や用地交渉を経て工事着手となるところでございますが、菊池市管内では継続中の工事箇所も多く、また県の予算確保の可能性が不透明な状況にあると聞いております。このため、今後も先に続くゴルフ場やオートポリス等へのアクセス道路としての路線として、引き続き強く県へ要望を行っていきたいと考えております。

続きまして、市道七坪小楠野線につきましては、本年10月に計画延長500メートルの測量設計業務を委託、発注しました。その後、地元関係者と現地立ち会いを行い、現地状況を把握し、地元の方々の意見を十分伺い、線形及び幅員の検討を行っております。現在、概略の計画図を作成中であり、完成次第、再度地元説明会を行いたいと考えております。

次に、伊倉黒仁田線につきましては、平成20年度より1期工事区間700メートルの整備に着手し、本年度に施工延長260メートルの工事を施工しております。現施工区間、滝地区から細永橋までは、平成25年度までに事業の前倒しを行い、

完成するよう国の指導がっておりますので、計画の見直しを行い、整備に努めてまいります。

また、2期工事区間、伊倉地区から滝地区につきましては、1期区間の進捗状況を見据えながら、国の整備計画と整合性をとり、概略設計をもとに滝集落内の家屋等の状況を把握し、線形の決定を行い、整備に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしましても、それぞれ地元にとっては大変重要な道路でございますので、特に原立門線につきましては、県の方に強く再度要望していただきたいと思っております。それぞれ市道についても地元の意見を十分確認をしていただいて、早急に対応ができるように、よろしく願いしておきたいと思っております。

それでは次に、小水力発電について、農業用水路等を利用した小水力発電事業に対する市の取り組みの現状についてお尋ねいたします。

この件につきましては、私も含め、葛原議員、水上議員もこれまでに質問をされておりますが、私の答弁も含め、部長も市長も小水力発電事業に対しては消極的のようであります。

現在、国も各県も再生可能エネルギーに注目し、地域からも自然エネルギーの投資計画が8月末に成立した再生可能エネルギー特別措置法によってうねりのように起きています。これまでは太陽光発電の余剰電力の買取価格だけが突出して高く、他の風力、地熱、小水力、バイオマスなどは買取価格が低水準に抑えられていましたが、大幅に改善され、価格設定に関して第三者機関を設け、さらに経済産業省による決定ではなく、農林水産省、国土交通省などと協議して買取価格を設定するよう改められたとのことでもあります。

このように、再生可能エネルギー特別措置法は地域経済を再生する起爆剤となり、地域に投資が生まれ、菊池市のように中山間地の地域おこしにはまたとないチャンスであり、積極的に取り組むべきと考えますが、市としての現在の状況をお示しいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 木下議員の小水力発電についてのご質問にお答えいたします。

小水力発電につきましては、本年6月議会におきまして木下議員から市の考えに

ついでにお尋ねがございました。その際、環境への影響や採算性を考慮し、本市に合った形態を模索していくといったことをご答えしております。また、次の9月議会でも水上議員からお尋ねがあり、来年、再生可能エネルギーの全量買取制度が施行されることに伴い、県のモデル事業などの検証を見きわめていきたいと申し上げております。

市では、県の動向やモデル事業の実態を把握するために、環境課、企画振興課、農林整備課の担当者が県の新エネルギー事業担当課を訪ねて情報の収集を行ったところでございます。

昨年度より、農業用水を活用した小水力発電施設の設置可能箇所調査があつており、各土地改良区と検討し、原井手と古川兵戸井手を報告しているところでございます。また、国の見直しにより、余剰電力の充当について緩和されたところでございますが、それぞれの土地改良区の施設となれば、電力供給先の施設に限りがあることや、慣行水利権等の課題もございます。

今後は、各省庁の事業でさまざまな助成制度の改善が見込まれることも予測され、CO₂削減、地球温暖化防止の気運が高まる中、自然循環による再生可能エネルギーに大きな関心が寄せられていることから、小水力発電の必要性を認識し、国の補助制度や発電技術の進捗状況を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それぞれに、答弁によりますと、対応は考えていただくとということでございますけれども、県も農山村新エネルギー推進総合特区を申請したりして、いろいろ取り組んでおられます。私が先般6月に質問したときも、阿蘇の方では小水力の農業用水を利用した施設ができているようでございます。それと、鹿児島大の協力で中山間地で小水力発電をモデル的にやっているというような、そういう事例もたくさんございます。

福村市長も、特に県との、蒲島知事とも非常に近い関係でもありますし、蒲島知事も県北の出身でございますので、そういう連携をとりながら、ほかの地域に負けないようにモデル地区的なこともやっていただきたいと思いますけど、市長としてどのようにスピード感を持ってやっていこうと考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今年度に入ってから、新エネルギーに関しますところの国の緩和措置が次々と打ち出されているようでございまして、ご指摘のとおりであります。

私の市政に対する思いの中に、新エネルギーという部門は大きな一つの割合を持って進めております。これまで県内のトップクラスと思われまして住宅用太陽光の発電システム補助を実施してまいりましたが、手元の資料によりますと、県内におきましては45の市町村の中でベスト3に入っている状況と、こういうふうに判断をされておりまして、大変導入が進んでおるといふことであります。

水力発電ということにつきましては、これまでたびたびそういったお話を議会でも指摘を受けておりました。特に、河川については水量は、水利権というのが絡んで容易なことではありませんが、すぐに事業実施ということ是非常に難しい問題が絡んでいると思います。そういったことをどういうふうに理解してもらい、また解決していくというような、こういったノウハウについては、県が取り組んでおります事業などがどういったものがあるかということ、ただいま部長の答弁にもありましたように、県の方の担当課に出向いて研修を受けて、情報がないかということで、情報の収集を含めて頑張っておるところであります。

思えば、この水という、水利というものがなければできないわけでありまして、水利ということの一面から見れば、菊池市には権利はいろいろあろうけれども、非常にしやすい水利環境にあるというふうに見てもいいのではないかなと思います。

そういったことを含めまして、積極的に取り組むような要件は整っているということでありまして、あとは全量買い取りとかといった問題を含めまして、その発電したものをどう利用するかということになるのかなと思います。思いをいたしましては、そういった可能な場所が確保できれば、ぜひひとつ積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

市長も取り組む姿勢はしっかり持っていただいとるみたいでございまして、いづれにしても、もうほかの地区に負けないようにスピード感を持ってやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしておきます。

それでは次に、職員研修について質問をさせていただきます。

特に、やねだん故郷創世塾への職員派遣についてお尋ねをいたします。

やねだんとは何か。平成22年7月9日、場所は菊池市文化会館において、主催は市教育委員会。共催、市社会福祉協議会、市自治公民館活動推進員、市区長連絡

協議会による地域づくりのヒントを探す地域づくり講演会。「日本一の村から愛を込めて」との演題で、鹿児島県鹿屋市串良町柳谷公民館長、通称「やねだん」の豊重哲郎氏の講演会が行われました。

この講演会は、生涯学習課の櫛川課長が住民主体のまちづくりの先進地として、これまで自治公民館活動推進員連絡協議会、支館連絡協議会、区長連絡協議会、区長協議会役員等で現地を訪問し、研修され、ぜひ菊池市民に紹介したいとの思いで何度も交渉を重ね、実現の運びとなったとのこととあります。私も、もちろん講演も聞きにいきましたが、特に私の地元の太田区では、区長が事前に区民に対してやねだんのビデオを見せておられましたので、よりすばらしい学習となりました。

やねだんは、豊重哲郎氏をリーダーとして、地域再生、行政に頼らない感動の地域づくりを目指して、人口300人の限界集落がボーナスの出る集落へと再生した地域であります。講演会に行かれた方は十分理解されていると思いますが、地域をまとめるためにはまず地域の環境整備をと自ら率先して行い、地域の核となるわくわく運動遊園広場を地域住民の力でつくり上げられました。そして、補助金に頼らない地域おこしのために、資金づくりにカライモを栽培され、次に土着菌による環境対策、その後は土着菌を利用したカライモによる焼酎づくりを着実に資金づくりをされ、収益還元として町内会全世帯にボーナス1万円が実現したのであります。

豊重氏は、資金づくりを確実にしながら、人づくりも取り組んでおられます。子どもの教育を地域ぐるみでと、おはよう声かけ運動を始められたり、中学校の数学、英語の教員をリタイアされた優秀な先生を招いて始められた寺子屋は、もちろん謝礼金は集落のカライモ栽培基金からの補助であります。また、人口減対策と地域の文化振興も兼ねて空き家を迎賓館と名づけ、県内外の芸術家らに住んでもらう取り組みを進め、これまでに7名の芸術家が入居しています。

そのほかにも豊重氏は、豊重氏の強いリーダーシップによってやねだんはさまざまな地域づくりのアイデアを実践され、平成19年には、あしたのまち・くらしづくり活動賞、内閣総理大臣賞を受賞されています。

豊重氏は、現在は村づくり活性化アドバイザーとして年に2回故郷創世塾を主催され、情熱あるリーダーは必ず人がついてくる、論ずるよりリーダーが率先垂範して見せることが大切との持論のもと、地域づくりのリーダー育成が行われています。塾生の対象者は、地域振興に携わる熱血漢にあふれる者となっており、行政職の若い人が参加しています。市もこれまで新人研修も含めさまざまな研修が行われていると思われませんが、現在はどのような研修をされているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 本市で実施しております職員研修の内容についてお答えをいたします。

9月定例会で岡崎議員からのご質問をいただいております、その際にもお答えをしておりますが、大きくは三つの区分により行っております。

まず一つ目として、職員の職責別に行う階層別研修というものがございます。この中には新規採用職員研修、採用後5年目と10年目を対象としました研修、新任係長研修、新任課長研修等の研修がございます。

次に、二つ目としまして、担当する業務の制度を高めることを目的とした専門研修がございます。この中には、契約事務研修、家屋評価研修、監査事務研修、出納事務研修等の研修がございます。

また、三つ目としまして、公務員としての知識、技能の向上を目的とする研修がございます。この中には、法制執務研修、女性ステップアップ研修、クレーム対応研修、自治大学研修、韓国友好都市研修等の研修がございます。

以上が本市で行っております研修の内容でございます。

なお、今申し上げました研修の期間としましては、本市が直接実施しているもののほかには、区市町村職員研修協議会や全国の行政組織の研修実施を目的に設立をされました市町村アカデミー及び日本経営協会等の団体で研修を実施をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

一般的な研修が行われているみたいでございすけれども、今回、やねだんの研修、特に故郷創世塾に職員派遣をと質問させていただきましたけれども、私も先月、11月18日から21日の第10回やねだん故郷創世塾に地元の若手の廣瀬友昭様と参加させていただき、豊重塾長の気合いと本気の講義に感動して帰ってまいりました。

これまで私の地元太田区は、豊重氏の講演で感銘を受け、区長を中心に、平成22年10月19日、太田区村おこしの有志19名でやねだんを1泊泊まりで視察を行い、その後は豊重氏の指導をいただきながら村づくりを進めています。

まず、地域の環境美化作業から始めて、子どもたちも一緒に通学路の美化清掃も行いました。そして、本格的に村おこしを行うために、村おこしリーダーの小田政芳様、副区長の和田憲生様に第8回やねだん故郷創世塾に参加していただき、平成

22年11月30日はやねだん故郷創世塾研修報告会並びに村おこし決起大会を市役所、社会福祉協議会、特に当時企画部長でありました谷口様にも出席していただき、盛会に開催をいたしました。

その後も平成23年3月6日には、豊間小学校跡地に約40種類の桜を、太田区を花いっぱい地区にと、子どもたちも総参加で植樹を行いました。そして、3月20日は住民手づくりの竹林祭を開催し、地区内外から150名、福村市長を初め、たくさんのお客様を迎え、やねだんからもゲストとしてアーティストの石原様、大久保様に参加していただきました。そのご縁で、太田区にユニークな絵で地区を元気にしてもらいたいと、2人に絵を依頼いたしました。そして、地元の子どもたちに思い出づくりにと参加してもらい、すばらしい絵が完成しております。

その後も環境美化作業も続けながら村づくりに励み、平成23年5月の第9回やねだん故郷創世塾には太田区区长小田一光様、迫間支館長の東 順一様にも参加していただきました。

これまでに太田区は、私を含め5人のやねだん故郷創世塾の卒業生ができました。今では、村おこしのリーダー小田政芳様は、市内の各団体に呼ばれて講演もされております。先日の12月5日には、熊本市のパレアで熊本県民カレッジまちづくりコースで「ひとが輝く菊池“太田”のまちづくり～あなたのまちに生かせる実践例」として講演もされました。このように、太田区はやねだんの故郷創世塾の参加者を中心に、迫間地区を初め、他の地区にも刺激を与えながら村づくりに頑張っております。

去る平成23年7月26日には、福村市長がやねだんを視察されるということで、その前日の25日に急遽迫間、水迫の有志20名でやねだんを訪問し、市長の露払いもさせていただきました。市長も鹿児島まで足を運んで現地で豊重氏と会われましたが、どのようにやねだんの取り組みを、また特に故郷創世塾について菊池市のリーダーとして感じられたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 一口に申し上げて、太田区の取り組みというのは大変すばらしいものだと思っております。そして、また太田区だけが一人勝ちしようということではなくて、同じ地域にありますところの、いわゆる迫間、そして水迫地区の皆さん方に、広く区長さん方にも呼びかけられて、ご理解をいただきながら、自分ところのまちづくり、村づくりをしていこうという、そういった思いに大変引かれるところでございます。

鹿屋市のやねだん集落、柳谷地区ですけども、通称「やねだん」と言われており

ますが、行政に頼らない地域再生の取り組みを進めている集落であるということで、これまで総務大臣表彰とか内閣総理大臣賞などの賞を数多く受賞されております。電車やバスもないところの小さな、たしか100数十戸じゃなかったでしょうかね、400人前後の人口とおっしゃっていたと思いますが、生産したカライモを原料として焼酎の「やねだん」など、独創性に富んだ物品の開発と、それから販売により自主財源を得ながら、平成19年には村の人口も増加に転じたと言われておりまして、過疎からの奇跡の復活と、これをなし遂げた集落として全国的にも大変有名になって注目を浴びているところであります。

ただいま述べられましたように、私も7月26日に太田の区長さんの方からそんなお話も聞いておりましたし、またお祭りにも参加させていただいておったんで、一度は行きたいと思っております、機会をとらえて7月26日に視察研修に参ったところであります。

豊重館長を中心にしまして、手づくりの地域再生に取り組んでおられました。ちょうど長崎県の島原市の区長会の方々が同じように研修にお見えになっておりまして、ご一緒に講話を聞かせていただいたところであります。空き家を迎賓館として利活用されまして、そこに芸術家を招き入れるなどしまして活動が展開されておりました。ふるさとのよさを内外に発信して地域おこしをされた実績というものは誠にすばらしいものだなと、このように感じたところであります。

やねだんではこういった取り組みを広く各地域へ広めるために、平成19年11月からと言われております故郷創世塾ということで、リーダーの養成講座を5月と11月の年2回されておりました、本年の11月には10回目をもう数えるということでございました。延べ278人の塾生が輩出をしておられます。参加者は、鹿児島県内はもとよりですが、遠くは北海道からもお見えになっているということで、参加者があると、こういうように聞いておりました、塾生の7割の方々が行政の職員であるということも、また注目すべきことだと思います。中には、行政の市町村長、首長さんも参加されているというふうに伺いました。

この故郷創世塾のカリキュラムの概要を見ますと、まちづくりという分野における住民の発想力や思考力の育成から行政支援のあり方まで、行政にとっても非常に参考となるようなカリキュラムが組み立てられていると考えております。そのために、最近ではやねだんの取り組みを勉強させたいということから、熊本県内でも市町村から職員研修ということで位置づけされて派遣を行っておられる自治体が出てきておられるということを知っておりまして、本市でもこの故郷創世塾への職員の参加というものをひとつ検討してくれということで指示をしているところでございますので、今後さらにこの周囲の派遣の実績かれこれも見きわめながら、どう判断するか

と。できればぜひ参加できるようにという思いでございますので、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

職員の研修についても検討していきたいということでございますので、3回目をお願いをしようと思っておりましたけれども、市長の方から2回目の答弁でお答えをいただきました。

ここにやねだんの第10回のパンフレットがございますけれども、メンバー、先般は53名、市長が申されましたように、その7割はやっぱり行政の職員でございました。年齢的には50代は私を含めて6名しかおりませんでした。もう30代、若い人は20代から参加されて、もう物すごく積極的に勉強されました。平均睡眠時間、基本的には2時間半ぐらいしか寝ることができませんでしたけれども、その講師のメンバーが総務省の自治財政局長、現職でございます。椎川さんという方が来られて、もう泊まりがけでずっと講師として指導をいただきました。それと、総務省の地域力創造グループ地域振興室長、濱田さんという方も、大分出身の方でございますけれども、2人とももうばりばりのキャリアでございます。そういう方と名刺交換もできますし、またある面では飲みニケーションもとれると、そういう本当にすばらしい研修になると思います。ぜひとも、特に若い職員の方にこういう研修、また全国に人脈もきちんとできると思いますので、ぜひとも市長の方で研修に、まずは首長が行かれても結構でございますけれども、職員を先に参加させていただいて、しっかりとした地域づくりの勉強をしていただきたいと思います。

それと、この椎川さんが主催で地域に飛び出す公務員ネットワーク、それに首長も応援するということが組織ができ上がっております。その中に、熊本県では天草市長の安田公寛さんですか、それとお隣の合志市長の荒木義行市長が発起人となってメンバーに名前を連ねておられます。ぜひとも市長もそういったネットワークの仲間入りをしていただいて、地域づくりのリーダーとして、また頑張ってくださいと思います。

以上、この項のことについては、これで終わりたいと思います。

それでは次に、九州産廃との協議の状況と今後の対応についてお尋ねをいたします。

先日の全員協議会の報告によりますと、九州産廃と市との調停申し立てについては、最終的には平成23年11月14日で、九州産廃は3者協議において継続して協議を行うことを主張して、このまま続けても成立は望めないとして、裁判官の判

断により不調との決定により終了となったようであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、これまで調停申し立ての経緯と結果、また今後の九州産廃との対応をお尋ねしたいと思います。

また、今回、市営牧場跡地について、先行取得時は土地開発基金で対応し、買い戻しの財源は環境整備基金を活用されるとのことですが、環境整備基金での対応は時期的にはいつごろになるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 九州産廃株式会社を相手方としました環境保全協定書及び一部変更協定書の有効確認調停につきましては、11月の月例会において、その経過及び結果を報告しましたとおり、5月18日の第1回調停から11月14日の第4回調停まで、計4回開催されましたが、残念ながら不調に終わりました。

会社は、調停の場で一部変更協定書の有効性に関することを協議するつもりはなく、3者協議で話し合いをしていくことの調停の成立を求められ、市が拒否すれば調停を打ち切ることを主張されてきました。本市としましては、会社の主張は受け入れられないということで、裁判官のこのまま続けても調停成立は望めないという判断により、不調との決定が下されました。

今後の本市の対応につきましては、委任弁護士などと検討を重ね、市としての方針を出していきたいと考えております。

また、第4回目の調停後の11月16日に、平成25年11月に使用期間が来ます溶融キルン式焼却炉で処理している処分場の水処理について、協議しておく必要があるとして県から開催依頼があり、三者協議を開催いたしました。市としましては、処分場の水処理問題は処分場が閉鎖された後も数十年間処理し続けなければならない管理上重要な問題であると考えており、一部変更協定書の白紙撤回問題とは別に協議をしていかななくてはならないと考えております。今後は、施設の許可権者であります県とも協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、菊池市原の旧市営牧場跡地につきましては、本年9月定例会における当該地の買い取りを求める請願の採択を踏まえ市で買い取り、請願書のとおり、地域環境に配慮した土地利用を考えており、まずは土地を確保することが重要と考えるため、土地開発基金により先行取得を行います。

今後、市が土地開発基金から買い取る場合は、地域環境に配慮した土地利用計画を策定し、農振除外の手続後、環境整備基金を活用したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○18番（木下雄二君） 時期は。時期を聞いています。その活用の時期、買い戻し、

環境整備基金を使って買う時期です。

- 市民部長（宮本誠一君） 買い取り時期につきましては、農振除外等の手続等の関係がございますので明確には答えられませんけども、なるべく早急に手続を完了したいということで考えております。その後に、環境整備基金を活用したいと思います。以上、お答えします。

- 議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

- 18番（木下雄二君） ありがとうございます。

産廃とのこの問題につきましては、果たしてこの調停を申し立てたのが正しかったのか。ある面では、こういう結果になるのは最初からわかっていたんじゃないかということも考えられますけれども、いずれにしても今後のやっぱり産廃との対応は大変だと思います。

それと、部長の答弁によりますと、最初は、言うなれば土地開発基金で先行取得して、農振除外等のあれに基づいて環境整備基金を活用して買い戻しの財源とするということでございますけれども、先般、私も一般質問の中で、環境整備基金の中には九州産廃から受けた寄附が約7,400万入るとるわけでございます。環境整備基金要領の中に、その基金から支出する場合は、菊池市は、これ甲ですけれども、菊池市はこの基金の目的に合致すると認め、乙、九州産廃にその目的と金額を報告した後に支出することができるという形で要領が決まっておりますので、いずれにしても最終的にこの環境整備基金を使うということはもうここで決まっていくと思っておりますので、私、もう前から申し上げておりますけど、これを一応産廃の寄附の部分については分離をするか、市長はもう寄附は返さないということで名言をされておりますので、1回この7,400万については切り離した上で活用するという形にしないと、地元の住民の思いとすれば、なかなかやっぱり感情的にもいろんな心労があると思っておりますので、そのことも含めて、市長は執行部の方に指示を出したということで先般の一般質問には答えていただいておりますので、その進展も含めて市長にお伺いをしたいと思います。

- 議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

- 市長（福村三男君） 九州産廃株式会社を相手としました環境保全協定書及び一部変更協定書の有効確認調停につきましては、ただいま市民部長がお答えいたしましたとおり、残念ながら不調という結果に終わったところであります。

環境保全協定書、一部変更協定書は、これまでの約30年、住民や議会の皆様と協議を行いまして、産廃問題解決に向けて取り組んでまいりました成果だと、この

ように認識をしています。今後は、この委任弁護士等と協議を重ねまして、市としての方針を示したいと、出したいと、このように考えております。

今お尋ねの環境整備基金につきましては、本年の9月定例会の一般質問でお答えいたしましたとおり、その活用の目的や活用する地域が基金条例及び運営要綱に定めた内容と九州産廃株式会社が意図する寄附金の内容が若干異なっておるところであります。

したがいまして、議員ご提案のとおり、基金を分離した新たな基金を創設することによって、それぞれの用途目的を指定した基金とすることということについても十分考えられます。その反面、新たに条例を制定して基金を創設するということによりまして、活用が制限をされる、また使いにくくなるという基金となる可能性もございます。そのために、いろいろと検討を重ねてまいりましたが、現在の基金の中で基金内訳を把握をして、用途の目的に応じた使用しやすい基金として活用してまいりたいというように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、今、調定も不成立という形の中で、向こうは、相手がいらっしやることでございますので、産廃がどういう形でこの環境整備基金についても意見を述べられるかというのが心配でございます。市長がおっしゃるのにはいろいろやり方はあると思えますけれども、いずれにしてもこの環境整備基金については、産廃の7,400万の寄附についてはやはり分離して、地元の人たちがやっぱりそういう形で産廃の方からいただいた金は、いずれにしても地元の方には使いにくいということをずっと前からおっしゃっていますので、私もその地元の代弁者としてはそういう形で対応していただきたいと思えます。

それと、この整備基金については、もう前から申し上げておりましたように、今回は市営牧場跡地の、言うなれば県に対応するというところでございますけれども、それぞれ水迫地区についてはいろんな要望も出ておりますし、改善しなければいけない問題がたくさんございます。今回のこの市営牧場跡地の環境整備基金の活用によって、ほかの地域についても、ある面では推進ができればなと思っておりますので、市長にその件について、今後どのように考えておられるのか、もう一回お聞きしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 環境整備基金の生い立ちといいましょうか、それを振り返って

考えますときに、水迫地区の皆様方が産廃に対しましての反対ということの中において、これは何とか埋めない、燃やさない、いろんな意味で環境を守っていかなくちゃならないと。そういった中で、企業としての収益の中からやっぱり環境を保全していくために地域の求めるものに対しての原資を積み立てていくという、そういった意味での環境の寄附金というのが発生をしたところでありますが、それに加えて非常にこの一般廃棄物というものが、各市町村の自治体の責務でありながら、この処理場というものの確保ができないということで、県下のみならず全九州的にもそういった状況が大変多く散見されるようになってきた中において、その状況はいかんともしがたい、防ぎようもない。そこで、そういうことを、いずれにしても持ち込みがあると。そして、一定量を埋立処分場として確保されているということになれば、それを民間の埋立産廃よりも一般廃棄物的なものも埋め立てに入っていくって、早く、いわば処理能力が満杯になることによって、立ち退き、閉鎖というのにもなっていくのではないかと。

そういう意味も込めて、一般廃棄物の自治体からの持ち込みを認めてきましたが、それについて我々は、産廃と同様に不法投棄等々の監視、あるいはまた水質の汚染等がありはしないかという、地下水ボーリングによる水質の検査などなど、費用がかかってきていると。そういうことについては、やっぱり一部負担の原則というものをぜひ各自治体にご理解をいただきたいということで、それぞれの投機を、持ち込みをされます自治体に対しまして、トン当たり1,000円と。そして、また2年目になれば2,000円と。また、県外の方々については当初から2,000円というふうなことで協力をお願いするというので、今の持ち込みについての投棄持込料というのが確保されて、それが年次的に2,000万円以上ぐらいがずっと続いて、今の金額に上がってきているということでもございます。

ですから、このことについては、産廃運動の反対ということを旗印にして頑張ってきた水迫地区の皆さん方は当然ですが、特に旧菊池市の皆さん方、全市民的なそういった盛り上がりを見せているということからしまして、合併後といえども全市域にわたります環境というものを配慮しながら、その原資というものを使っていかねばならない。そういった中で、特に地元ということからすれば、その点についてはこの積み立てた基金というものを大いに地元に使わせていただくようにしていかなくちゃいけないと思います。

そういった中で、企業からのものについてはちょっと使いにくいよといったお話がありますが、それは行政としていただいたものはちゃんと行政の方として地域を定めず使わせていただく。その重点的なものがその地域になるということは必然的なことだと思いますので、あとは行政としての判断に基づいて、地元との協議の中

で使い勝手のいいような方向性で会社側の方にもご理解をいただくように求めています
きたいと思っておるところであります。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

休憩 午前11時59分
開議 午後 零 時58分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） こんにちは。

10年後を見据える坂井でございます。

合併とは結婚と一緒にありまして、お互い貯金、資産を共有し、お互いが信頼し、夢を託して、助け合って、譲り合って、分かち合って、手を取り合って、ともに未来に向かって生きていく、これが結婚であり、合併ではないでしょうか。

合併して7年、懸案でありました新庁舎建設問題が佳境に来ております。私は七城の議員として中間的立場に立ちまして検証をし、問題提起をしながら質問をしていきたいと思えます。

まず初めに、庁舎建設のこれまでの推移と経過についての説明を1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市町村合併の考え方といいたしでしょうか、どういった経過を持ってなったのかといったお話だったのかなと思えます。合併と結婚を同義語的にとらえられたご発言だったと思えますが、とらえればそうであろうかなと思えますが、その中でお互いが持っているいいところ、またマイナスのデメリット的なものもあるかと思えますが、お互いが共有し合うというところに力を合わせながら新しい家庭をつくる、あるいは新しいまちをつくっていこうという、そういった意味でお互いが合併の意思を尊重し合いながら合併に入っていたと、このように思っております。

合併協議会における協議の項目の中に、新市になったらどういったものをするのかというのは、これまで何度も申し上げておりますように、お互いが共有し合っている、そしてまたこれまでやってきたそれぞれの市町村の持っている政策課題と

いうのを新しい建設の計画として、新しいまちづくりのよすがとして定めてきたということだと思っております。

合併を、3年を目標に新しい庁舎をつくるということもその中の一つでありますし、また庁舎をつくるということにおいては、どこにつくるかということで、新市の事務所の位置ということで2項目についても協議がなされまして、このことについては、もうご案内のとおり、325号、387号線の間を走るグリーンロード沿線に適地を求めると。それを3年を目標とするということになっておりまして、こういった合併協議会における確認事項というものを尊重しながら新市に引き継がれて、新しい新庁舎の基本構想と基本計画というものを着手をしておったところでもあります。

しかしながら、平成18年12月の定例会におきまして、当時、建設の予定地であった花房中部の第2期畑地帯総合整備事業、この地内におきましての用地取得というのが諸般の状況の中におきましてまだ時間を要すると、かかるということからいたしまして、大変国の財政状況も厳しくなって、地方自治体、依存財源に頼っているわけでありまして、そういう中でこの建設の用地の取得ができるまでの間については、内部的な努力によって財政の一つの立て直し、そういうものを図っていかなくちゃならないということで、そういう方針を見定めながら、今、今日にありまして凍結という時間が長かったというお話もありませんけれども、その間はやはり庁舎用地として目標としておりますこの農用地の基盤整備事業が立ち上がっていくこと、そしてその同意がとれること、事業が成立すること、そういうことを願いながら、その促進をしながら、併せて庁舎建設についての怠ることなく内部的な財政改革、行政の改革に基づく財政の立て直しということをやって、基金等の積み立てというものをやらせていただいて今日に至っているということでございます。

一時凍結の間につきましては、平成19年6月に議会の経済委員会並びに議会の全員協議会に、この花房中部2期の事業の推進をやっていく上におきまして、公共用地の設定ということで、この用地について公共用地として、庁舎を含む用地として取得をしていくと。事業の中で非農用地の設定をするということを報告をしながら、その間においては財政の安定化を図りますということで、19年度からは、特に庁舎の建設のための基金造成という形に入ってきたところであります。

新市では合併協議会の確認事項に基づきまして事務を進めていますけれども、まず一つには新庁舎建設用地の確保について、花房2期地区につきましては、現在の状況から推察いたしますと、これはまたいましばらく時間を要するというところでございます。時間を要するために、合併の特例期間内では非常に厳しい状況になってきているということで、間に合うように庁舎取得ができるかどうかというのが非常

に懸念されるということでございます。

そこで、市民の代表であります、二つ目には、市議会の坂井副議長を初めとして議長さん、それから庁舎等検討特別委員会の境委員長、副委員長の葛原議員さん、お見えいただきまして、合併特例債を活用した整備を検討することなど、3項目についての申し入れがあったところであります。

本年の1月から、特に国の方の合併特例債の事業費というものが標準事業費に基づく地方債の借り入れであったものが事業費ベースで見てくれるということになったものですから、大変この合併特例債を使った方が有利であるということに改めて認識しまして、交付税措置によりまして将来の財政負担が大幅に抑えられるということからいたしまして、この有利なものを使わずしてどうするかといったことがあったと思います。

こういったことから、8月31日に開会されました議会の定例会におきまして、合併特例債の発行期限が限られた期間内での庁舎等の整備を検討することになると早期の取り組みが必要であると、このような観点で一時凍結の解除を議会の思いと同じように、同感ですという形で解除を判断させていただいたところであります。

凍結の解除後は、これまでの答弁と重複しますが、議会の定例会の閉会后に、早速4地区にあります地域審議会へ経過の説明と意見を聴取いたしました。また、区長様方につきましても同じように説明と意見聴取を行いました。4地区の地域審議会において、委員の皆さん方からさまざまな多くのご意見を受けましたし、区長の皆さん方、また市民の方々からも意見をいただき、それを参考に10月21日開催されました議会庁舎等検討特別委員会において、この三つの案をお示しをしたところでございます。

議員の皆様の見解をそのときいただきまして、そういう経過を踏まえまして、最終的に判断する必要がありますので、11月4日開催の議会庁舎等検討特別委員会において、庁舎等整備の基本方針ということを表明させていただきまして今日に至っております。合併の効果が徐々に発揮されてきているというふうを受けとめておりますし、これをもっともっと高めていかなければならないと、このように思っているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 1回目の質問で市長がお答えになるとはちょっと思っておりませんでしたけれども、大変詳しく説明をしていただきました。私は議員ですので、いいこともたくさんあったと思いますけれども、今回はあえて問題点を提起しながら質問したいと思います。

今までの一連の経緯について、今もお聞きをしましたけれども、私なりに検証してみたいと思います。

今、説明がありましたけれども、私が問題にしておりますのは、市長が合併後の10年間の財政シミュレーションを出されました。10年間で70億の赤字になるというような財政試算だったと思います。全議員に配付され、説明をされました。実際は赤字ではなく、黒字になりましたけれども、その時期、夕張市が財政破綻した時期と相応しておりましたので、何人かの議員の方が、これは大変だということで凍結の方に回られまして、過半数を超えたので凍結を表明された、私はそのように認識しております。

その後、今度は泗水地区からの反発があり、19年度からですかね、今の説明で。積み立て、庁舎建設基金を3億、3億、3億、4億、計13億積み立てることになりました。またその後、市長選挙前だったと思いますけれども、平成20年だったですかね、突如基金積み立ては中止すると。現在、9億円でございますか、基金が積み立ててあると思います。

そして今年、合併債が有利になったということで、庁舎等検討特別委員会が創設されました。その間、7年間、凍結、基金積み立て、基金積み立て中止、この間、すべてにおいて新庁舎特別委員会または議会で1回の協議もなかったと私は思います。そして、本年までに至っていると思います。

私はこのこと自体、大きな大きな問題があったと思います。例えばほぼ同時期に合併しました山鹿市、合併協議で庁舎候補地が3カ所あったそうです。一つが山鹿運動公園カルチャーセンター内、もう一つが現市役所地点、もう1カ所が山鹿家畜市場付近だと聞いております。誰とは申しませんが、市長はカルチャーセンターと主張されていたそうでございます。しかし、合併して5年の月日、議会で幾度となく協議を重ね、紆余曲折、いろいろあったそうですが、今の市役所横の農協跡地に決まったそうであります。意見の食い違いは当然あったそうですが、決まった後は、仕方がない、市民も議会も納得されたそうでございます。これが議会の総意であり、市民の総意ではないでしょうか。

次に、第2点の問題点を提起したいと思います。

8月31日、今おっしゃいましたけれども、議会開催日冒頭で市長は方針表明を述べられました。議会の庁舎等検討特別委員会から市長への凍結解除の申し入れで、3項目の申し入れをいたしました。これはもう議員の皆さん、皆ご存じであります。一つは、有利になった合併特例債を利用すること。もう一つは、庁舎建設予定地は公用地として市が買い上げること。三つ目が、少し問題がありますが、庁舎予定地は花房台D地点では合併特例債を利用した計画は無理ですと。この3項目だった

と思います。

そこで、定例会前の市長の表明では、読んでみます。この3項目を要約すれば、次のとおりだったと思います。まず一つは、ただいま具体的説明が、委員会における審議の経過が説明されておりましたが、まず一つ、庁舎建設予定地の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内では、つまり花房D地点では、合併特例債を利用した計画は無理であり、新たな予定地の検討、調査を行う必要があるということであったと思います。それが議会の総意であったと市長は述べられました。

私は、その後、あすの新聞、問題は次の日の熊日新聞で、花房台地D地点での庁舎建設は白紙であると、それが議会の総意であると新聞で報道されたことであります。つまり、「花房台地D地点では合併特例債では無理ですよ」が、「新庁舎建設予定地花房台地D地点は白紙です。それが議会の総意」に変わったわけです。5万1,000人の市民に、一番市民が目を通す熊日新聞にこのような誤報が流れたこと自体、故意的とは思いませんけれども、市民を世論誘導したような発言だったと私は思います。どのような経緯でこのようになったか私もわかりませんが、私は憤りを感じました。

山鹿市のように、正論でぶつかり合い、長い年月をかければ、どちらに転んでもあきらめ、納得もするでしょう。新庁舎建設用地が花房グリーンロード沿線だったからこそ合併を決められた泗水町、しかも7年間も議会で何の協議もせず、凍結、建設基金積み立て、積み立て基金中止、二転三転し、約半年間で大事な庁舎建設の市の方針を決定する。山鹿市と比較したら、市民に対して随分乱暴かなと私は思いますけれども、泗水の議員、町民が合併離脱を含め、納得いかないのもわかります。

耐震、エレベーター、リニューアル。第2、第3庁舎を解体、新たに増築する。そして、本庁・支所方式にする。庁舎用地も変えず、すべて菊池の本庁に一極集中するのでは、吸収合併ではないかというような声。旭志、七城、特に泗水の反発は強いものと思われます。全市民の理解を得るためには、住民投票をすれば納得するとも思いますが、市長は他の2町1村の心情を酌んで、思いやり、譲り合い、歩み寄りの心が大事であると思います。特に、泗水町に配慮する心はありませんか。これが1点の質問です。

もう一点。それから、庁舎建設に伴う三つの案を出されました。結果、第2案と決定されましたが、第2案、本庁舎の耐震工事、エレベーター設置、リニューアル、それにまたまた第2、第3、第4庁舎を解体し、統合し、増築するとあります。なし崩し的に行われるのか、あいまいな表現であります。30億かかるのか、40億かかるのか私はわかりませんが、ここで質問ですけれども、増築はどこに増築されるのか、第2点の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎の整備方針につきましては、本議会の定例会において、その経緯についてご説明をしてきたところでございますが、本庁舎の耐震並びにリニューアル工事に併せまして、ご指摘のとおり、分散しております第2庁舎、それに第3庁舎、これは中央公民館を含みますが、及び第4庁舎を統合して本庁方式としたときの職員の配置を考え、考慮し、不足する面積を、どれだけになるかわかりませんが、増築する方向で進めることを議会の庁舎等検討特別委員会へ表明をしたということでございます。

その後、11月24日に議会の臨時会を招集しまして、庁舎等の整備方針に基づく基本構想と基本計画、この策定業務委託の予算を提案をいたしまして、承認をいただいたところでございます。

今後につきましては、統合された後の第2庁舎とか第3庁舎、中央公民館を含みますけれども、及び第4庁舎についての方向性、また並びに不足する面積を増築する建物につきましても、構造的な問題など、大変専門的なことが含まれておりますので、規模とか、あるいはまた配置等の検討が必要になってくるのであります。そういったものが必要でありますので、基本構想・基本計画、この策定作業を進める中で、この第2、第4までの至る庁舎等についてはどうしていくかということを検討していかなければならないと思っております。

8月31日開会をされました議会の定例会におきまして表明をいたしまして、一時凍結の解除といった新聞報道が本年の9月1日に熊日新聞さんの方で掲載をされてありました。記載の内容に、旧市町村合併協議会が決めた建設予定地に沿った現計画を白紙にしと、こういった記述がなされてありますが、私から申したことはありません。新聞社独自がこのことについて、このD地点について無理があるとか、合併特例債の期間内にやるべきであるとかという、皆さん方議会が提案されました、申し入れされました言葉ということをとらえながら、これは白紙に戻して新たな検討をするんじゃないかと、そういうような理解をされたものではないのかなと思っております。

9月の議会の定例会の水上議員の一般質問にもお答えしましたとおり、特別委員会からの3項目の申し入れに対しまして、そのときのいろいろな状況を総合的に判断をいたしまして、そのときには白紙に戻して新たな検討に入るとのことだと言わざるを得ないのではないかと、そういう周囲の状況からしまして、そのときは私がそのように申したことがございました。白紙と言わざるを得ないと。白紙に戻して新たな検討に入るとのことだと言わざるを得ませんということで私の考えを、

答弁をいたしたことでございます。

要点の中におきまして、泗水町へ配慮して歩み寄りをとということでございますが、どういったことを歩み寄らなければいけないのか、意見としてはもう十分今まで聞かせていただいております。市民の声、地域の声というのを反映するようにしたいとは思っております。

また、第2案で庁舎の複合的なものをおっしゃっておりますが、複合的なものがどこまでどうなっていくのか、今のところまだこの構想・計画が立ちませんので、現この庁舎の耐震がまず第一、そしてこの庁舎のリニューアルが第二義的なものになると思います。

そして、併せて第2から第4までの庁舎の結局改築的なものになってきて、その場所が果たしてどうなるかというのは、この地籍上の面積とか何かもありますので、どうなっていくかは今の現状としてはわかっておりません。それが途中途中においては、また議会の方にも報告して、配置がこうなる、ああなるというようなことで、またおさまらないといったこともあるのかもしれませんが。それは今後の課題ということになるかと思えます。

また、住民投票という声が出ましたけども、私自身といたしましては、そういうことをやることはもう無責任きわまりないことではないのかなと。何のための合併であったのかと。それで、今、7年間とおっしゃいましたけども、その間、蓄積された多くの市民の皆様方のまちづくりに対する思いというものが、今、結実しようとしている中でありますので、それをこの問題において住民投票するということは極めて遺憾なことでありますので、私としては全く考えの中には入っておりません。

それから、財政計画において財政基金が赤字と、こういうふうには述べられましたけども、これ財政収支のことではないのかなと思えますが、その当時において98億円の投資をするという前提のもとにおいてシミュレーションをしたときにおいては、これはこの収支バランスが崩れるときが来るということでお示したわけがあります。だから、そのまま崩れていないから何かおかしいんじゃないかという思いを込めておっしゃっているようではありますが、だからよかったと評価していただかなければ何のために、今現在、もう既に100人以上の職員の方々が職を離れて減員になっております。そういった重みというのは、職員の方々は報酬、給料は下がって、職員数は大幅に削減されてといった、非常に過労的な負担の重い状況になってきておると思いますが、あえてそこを財政再建、財政改革と行政改革という中でやってきたわけでありますから、それと同時に経済対策が打たれてきたということによって、財政状況というのがシミュレーションをはるかに下回るような財政規模

を、こちらの方も予算も20%削減とか、あらゆることをやってきた。

それから、今、民営化でもって盛んにまた皆さん方の中ではご議論いただいておりますが、この民営化も本当に申しわけない限りであります。行政としてやるべきものと、また民間でできるものは民間でやっていただくということからやっておりますから、痛みが伴う中において財政基盤が幾分なりと見やすくなってきたと。周囲の市町村、県下の市町村を見たら、菊池市は決して悪いわけではなくて、いい方向にもなっているということはお認めいただきたいなと思います。

また、財政調整基金というのは、その当時における試算によると、使い尽くしてしまうということになっておりましたが、それを努力によって財政調整基金、財調が積み増しをしていると。それからさらに、基金がそういうことで9億円積み足しをさせていただいたということでございます。

よそのまのことはよそのまのことで、菊池市の内容というのを充実していかなきゃならんのではないかなと思います。この庁舎問題については、庁舎等検討特別委員会の皆さん方の、正副委員長のご意思、すなわち背景にあります委員の方々のご意思と、それから議会全員の皆様方が、これは無理があるということで検討を新たにしていけるべきであるというふうな申し入れがあったことから、そのような方向性を判断させていただいたということでございますので、ぜひひとつご理解をいただきたいなと、このように思うところでございます。

また、議会の議決は、まさに民意にかわるものとして議決いただいて、議会の皆さん方のご意見というものに反映して、市民の皆さん方のお気持ちというものを受けとめて行政としてやっておりますので、またもちろん市民の直接の意見は意見として聞いてまいりますけれども、議会の判断は議会の大変重いものだと思って、予算をいただきましたものを、昨日の答弁にも申し上げましたように、これからの基本構想と基本計画という中において、今述べられました事ごとにつきまして、どう反映できるかということでお示しを申し上げたいと。その時期もなるべく早くということで、来年の7月、8月までには何とかその姿を皆さん方へお示しできればと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） よくわかりました。

冒頭、合併と結婚は似たようなもので、お互いに信頼し、夢を見、たまには譲り合って、ともに未来に向かって生きていくものだと言いました。私は少し、今ちょっと心配しておりますのは、第2案のリニューアルですね、耐震エレベーター、これは必要でしょう。リニューアルも庁舎が身ぎれいになるならいいと思います。

ただ、第2、第3、第4、崩して統合して建築すると。どれぐらい大きいのが、公民館も含んでおりますので相当大きな建物になる。また、その後、駐車場が足らんから立体駐車場もできはしないかなとか、私は心配しています。なし崩し的に、なし崩しとは少しずつ物事をうまく済ませていくことをございますけれども、今の本庁舎に一極集中的に統合、増築したら、私は問題が生じるのではないかと考えております。

これは議員に皆配られましたけれども、審議会の報告された内容です。一部を読ませていただきます。

菊池地区、菊池地域審議会では、合併特例債を活用し、現庁舎の耐震補強及び総合支所の充実を図る意見が多く出されたとあります。また、七城地区でも特別な意見はなかったと書いてありますけれども、一部の人からはやはり住民投票したらどうかというような意見はあったと思います。旭志地区、都市の事務所の位置については、合併協議会で確認された内容を特に遵守すべきであるとの強い意見が出された。泗水地区、合併協議会において確認された約束事項は遵守すべきであるとの強い意見が多数出された。また、新庁舎が花房台の予定地にできないのであれば、耐震補強を実施すべきであるとの意見も出された。それから、本庁舎集中ではなく、これは菊池の意見です、本庁舎集中ではなく、ネットワークにより総合支所の充実を図り、市民が利用しやすい体制づくりを検討してはどうかと言われました。また、旭志、泗水から、旧菊池市に吸収合併されたのではないかとの思いや意見があると。それと、そのほかに関わる意見ですが、現在の本庁舎の耐震補強とリフォームだけでいいのではないか、菊池、旭志。花房台に建設しないのであれば、耐震工事のみでいいのではないか、泗水。このほかにいろんな審議会の意見が出ております。

以上のような意見でした。ほかにたくさんありますけれども。

新庁舎を建設しなければ、それなりでいいのではないかというような意見がかなりあったと思います。市長の判断で、第2案のように一極集中的にリニューアル、耐震、エレベーター、第2、第3、第4を壊し、統合し、増築し、旧菊池にすべて集中すれば相当の金額になると私は思いますし、今も決して財政的によろしくはないと思いますけれども、凍結した根拠、財政が悪いから凍結すると。それとの整合性が合わないのではないかと、そのように思うこともございます。

それと3日前ですか、4日前ですか、NHKの報道で四国の徳島県のことを紹介されました。今から言うのは、まだ計画予定で、市長のお考えの改善の余地があるかなと思って提言いたしますけれども、3日前のNHKの報道で、四国の徳島県のことを紹介をされました。特に徳島の田舎に、大都会の東京のIT関係の会社が続々と進出をしているそうでございます。徳島は電波の入りが悪いので、光ケーブル

ルを全県下に張りめぐらせたそうです、本市もそうですけれども。そうしたら、東京の方から光ケーブルで結ばれれば、何百キロ離れていてもIT関係は仕事上、何の問題もないと。すぐに交信ができると。そして、また自然が豊かであるから、パソコンを扱う方は癒し、リフレッシュができ、都会よりも田舎なので回線の混雑もなく、画像、動画も早くていいとのこと。IT関連会社、東京だけではなく、効率を求めて他の都市からもたくさん進出をされているそうでございます。

我が菊池市も、市長の頑張りで全地域、光で接続されました。本庁と総合支所、あるいは分庁になっても、光でつなげればほとんど、パソコン利用のお仕事が多いと思いますので、効率よく仕事ができるはずです。分庁なり総合支所の充実を図れば、第2、第3、第4庁舎分を総合支所に当て、第2、第3、第4庁舎は解体を駐車場にすれば、駐車場のスペースがとれ、駐車場の問題が解消できる。さっき言いましたけれども、地域審議会でも本庁舎集中ではなく、光回線のネットワークにより総合支所の充実を図り、市民が利用しやすい体制づくりを検討してはというような意見が菊池からも出されております。

11月24日、第5回臨時議会で庁舎等整備基本構想・基本計画策定委託料が承認されました。今後の協議、議論の中で、今から構想策定されるので、ぜひ総合支所の利活用を求めたいと思いますが、いかがですか、お伺いをいたします。

さっき森 隆博議員も庁舎のリニューアルまでは我慢ができると言われました。特に泗水町、または旭志、七城の方々の理解を得るべく、花房台地D地点の何らかの設備、整備なり開発なり、また総合支所の充実や分庁化等、2町1村に配慮した考えを願いたいと思いますけれども、お考えをお示してください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今議会中の質問の中で、樋口議員の質問にもお答えをいたしました。合併の目的ということにつきましては、市民の皆様方の利便性の向上や事務の効率化にあるわけでありますが、各総合支所というものにつきましては、合併前の旧市町村時に形成をされました行政、あるいは文化、教育、経済などの中心的な機能が集積する地区に位置しております。地域づくりについても大いに考慮しなければならないと、このように思っております。

そういった意味では、今後において周辺住民の皆様方の利便性というものを考慮しながら、本庁・支所方式となった後も支所の所在しております場所につきましては、住民サポートや地域のコミュニティ形成に果たす役割が大きいと、このように考えておまして、商工会だとか、あるいはJAだとか、そういった機関と一緒にいったらといったご提言もお聞きしたところであります。

今後につきましては、この支所のあり方につきまして、その地域が備えているほかでは得難いような特性、そういったものを活かしながら、支所機能のほかに、今申し上げますほかにもいろんな、この福祉社会でありますので、地域密着型のいろんな意味での住民サービスの機能などがあるかと思っておりますので、これからの予算をいただきました基本構想と、また基本計画の策定作業を進める中で、十二分に坂井議員のご指摘を参考にしてまいりたいと、このように考えております。

また、現状といたしまして、凍結の根拠と合致しないのではないのかなといったご意見もございましたが、これはもう何度も何度も繰り返し申し上げておりますように、要は取り決められている用地というのが取得ができない現況にあると。それがもっと時間がかかってくるために、いろんな意味で合併の特例債等の利用ができにくくなっていくために、用地の取得、要するに菊池市が公用地として権利を取得しなければ、次の地上権の設定というようなものに至らないということでご理解をいただきたいと申し上げてきたところでありまして、凍結そのものはその用地が取得できないというのが最も一番大きな問題であると思っております。

財政はまたそれに同じように厳しい状況で、今後どうなるかといった中におきまして、今回につきましては合併特例債が変更になったということで、標準、いわゆる面積、そして標準単価というものが設定されておったものが、これが廃止になって工事費ベースになったということで100%見れるということになるために、これを使うべきであるというようなことが議会の皆さん方のご意思であろうと。私も全く同感ですということをお願いしまして予算の提案をし、そして議決をいただいたということでもあります。これを利用することは、財政が厳しい状況ではないかと今おっしゃっている中において、このタイミングをずらせば非常に財政運営に後年度負担が軽くなるという、タイミングをずらかしてしまうということになるんで、急遽、この方向にかじを切らせていただいたということでもあります。

また、98億円と言われた事業費が、いわゆるインフラの整備等々が要らないということになれば、大幅にこの予算というのは削減されるというふうに思いますときに、多くの市民の方々も庁舎を新築するのか、あるいはまた現庁舎をリニューアル、改造、増床するというのとどちらかといったら、これは誰もはやはり新しくつくるべきものではない、財政負担は大変だといったことをよく口にされているのが現状ではないかなと思っております、その選択肢として議会の皆さん方のご同意をいただいているということで、これを進めさせていただきたいというのが昨日の答弁でも申し上げたとおりでありますので、よろしくよろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 私が心配しておりますのは、建設費がなるべく上がらないようにということをお願いしたいと思います。

次に、国道325号線の4車線化について。

現在、鹿本の来民から七城の水島までは完了しつつあります。そしてまた、森北を通過して隈府の入り口までは計画されていると聞いております。しかし、一番難しい隈府を通り抜け、七城へどうつながかが決まっておりますけれども、今までの経過はどうなってきたのでしょうか。特に隈府区間の経緯はどうでしたか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 議員ご承知のとおり、国道325号は、現在、順次4車線化の整備が進められております。現在に至っている市街地部分の経緯でございますが、熊本県では325号菊池地域の整備のあり方を検討するに当たり、住民参加型の道づくりを進めるため、パブリック・インボルブメント、俗称P I方式を採用し、地域住民や学識経験者及び行政関係者からなる国道325号検討委員会を設置し、検討が進められています。

この検討委員会は、平成14年11月から平成16年2月までの間に6回開催され、菊池地域の現状、国道325号の求められる役割、望ましいルート選定の考え方等について議論がなされております。

委員会では、中心市街地へのアクセス性の向上を望む意見、また市街地内の歩行者の横断の確保を望む意見、通過交通を排除し、市街地の景観との確保を望む意見等が出されており、途中には住民の声を取り入れるため、アンケート調査も実施されております。その後、幾つかのルート案が提案され、検討されております。

委員会のまとめでは、郊外からの市街地流入部までについて早期の4車線化を求めた上で、市街地区間については、現道の4車線化案と、現道と主要地方道植木インター菊池線を活用する現道2車線プラス2車線案の両論を併記して終了しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 私がいろいろちょっと聞いたのは、4車線にすればまち中へ取り込みにくいとか、4車線化すれば向こうの店に入りにくいとか、4車線からまち中は2車線の道を2本に分けて、そしてまた4車線につながるとかといった案があ

ったということも聞いております。

今まで隈府の道は、大きな道で真っすぐ通り抜ける道が皆無であります。必ず90度曲がって通らなければならず、幹線道路の体をなしていない。やっぱり中心道路は真っすぐ貫くべきであると思いますが、特に工場団地の製品を運ぶ大きなトラックと産業道路である国道325号線も直角に曲がり、乗用車でも停車位置から前へ出ようものならば大型トラックは立ち往生、皆さんもご承知のとおりであります。真っすぐ通り抜ける4車線が今後の菊池の将来のためにも絶対必要だと思います。

時間も余りありませんので、飛ばして質問しますけれども、今後、本市の活性化、発展のためには、325号線の早期の4車線化は必要不可欠であります。本市として今後どのように推進していこうというお考えか、あられるなら簡単でいいですか。用意しておられませんか。おられないなら、また先へ参ります。

よかです、なら3番目の質問も一緒にやります。

○議長（山瀬義也君） 坂井議員、一緒にの答えでなくて、一回一回質問は切っていくますから、その次で前の答えはできませんから。

○19番（坂井正次君） ほな、もういいです、飛ばしていきます。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

そこで、執行部としましては、なるべく早くプロジェクトチーム、対策室をつくらせていただき、議会にも相応して325号線早期4車線化特別委員会などもつくっ

ていただければ、より具体化すると思いますけれども、早急なる路線確定の対応を望みますけれどもいかがですか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほど、今までの経過でもご答弁を申し上げましたとおり、菊池市街地区間におきます国道の325号線の4車線化の今後の計画につきましては、以前、平成14年度から平成16年度までの間に、熊本県において住民参加型の道づくりを進めるということでP I方式によって国道325の検討委員会が設立をされまして、ルートを検討がなされております。また、市の議会においても議論が尽くされまして現在に至っておりますが、中でも国道325のルートを選定する上におきまして、菊池市中心市街地の方向性、また地域の活性化やまちづくり、都市計画等、密接に関連していると、このように考えられます。

菊池市といたしましては、県の動向を見据えながら、広く市民の皆さん方の意見、また関係者の意見を聞きながら、県の方と協議の中でどういった選択をしたらいいのかということ考えていきたいと、このように考えております。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） なるべく早くよろしくお願いをいたします。

時間もなくなりましたので飛ばしますけれども、廃校跡地の利活用についてですけれども、2番目の質問でまいります。

龍門地区の区長会が全員で地域の活性化をすべく、また統廃合、跡地利用で四国の高知、ユズを植えて加工販売、人口1,000人の村で年間売上30億の馬路村というところ、そしてまた山の葉っぱを集め、京都を初め料亭との契約で葉っぱを産業化した徳島県上勝村の研修を計画、申請されましたが、1団体10万円切りということで、地域づくり推進補助金ですけれども、実際は40万かかるということで断念されたとのこと。しかし、やはり井の中のカワズでは大海を知らずで前に進めません。統廃合地区の過疎化を止めるべく、活性化のためには何も考えず、何も

やらねば何も変わりません。まず、目的を持って見聞し、その中からみんなで考え、行動に移す。しかし、見聞し、参考にし、勉強する心が非常に大事だと思います。

そういった意味で、市も先進地研修にもっと手助けをしてほしいと思いますがいかがですか、お答えをお願いします。2番目の質問ですけれども。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 坂井議員のご質問にお答えいたします。

視察研修費などの予算化につきましては、本年度は地域づくり補助金をご活用いただくことでご支援をしておりますが、今後、跡地のさまざまな利活用の方策が検討されることになると思われますので、地元の意向も踏まえて具体的な方向を探っていく必要があると考えております。

議員からお話がありましたように、地域づくり推進補助金につきましては、龍門小学校跡地利用協議会、区長さんたちのメンバーでございますけれども、宮崎県綾町と都城市のまちおこし事業を視察する主旨の申請が上がってきておりますので、先進事例の視察研修のお役に立てるものとして補助金交付決定を行っております。

また、先ほどお話がありましたように、高知県馬路村の情報等を確認してみますと、馬路地区ではユズ加工品を中心に成功され、人口減少の歯どめとしても成功されているようでございます。

このほかにも全国にはいろいろ、さまざまな手法で地域おこしに成功されているところがございます。これからも必要な先進事例等を調査するとともに、職員による研修もそうですけれども、地域の代表者の皆様のご意見をお伺いしながら、検討の段階でご要望に沿った調査研修など、必要なことに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 四国の研修の旅費が足らなかったから方向転換をされたんですね。

次に、七城総合支所の人員配置について質問いたします。

これはもう簡単に質問いたしますけれども、ただいま七城町では社会資本整備総合交付金事業を策定中でございます。重要な時期に来ております。地元のことをよく知り、いろんな交渉に有利な地元職員を中心に職員数が足りません。必要であります。対応を望みますが、答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 職員の配置につきましては、本庁、総合支所の区別なく、すべて適材適所を基本とした配置を行っております。これは職員一人一人が旧市町村の枠にとらわれることなく、公平に職務の遂行に当たることこそ市民全体の行政に対する信頼関係を築くことができると考えてのことです。

しかしながら、個々の所属で抱えます事業のケースによりましては、地域の実情に精通した職員を配置した方が円滑に業務の遂行ができると判断される場合もございます。本市では、毎年所属から業務内容等のヒアリングを行っておるところですが、基本的にはまず所属の意見を聴取し、全体の人員配置を考える中で慎重に検討しながら職員の配置を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） もう少しありますけれども、今度の機会にしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで暫時休憩します。

○

休憩 午後1時57分

開議 午後2時09分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま坂井正次君から発言中、一部不穏当発言があったので、取り消しの申し出がっております。

坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 先ほど、私の一般質問の発言中、325号線の4車線化の中で、一部自分の思い込みで不穏当な発言があったかと思っておりますので、議長でしかるべくご処置をよろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君の発言につきましては、後日、会議録を調査し、不穏当発言等があった場合には善処したいと思います。

次に、北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 皆さん、こんにちは。

多分、最後だろうと思っておりますので、もう1時間、しばらくご清聴よろしくお願

したいと思います。

議席番号23番の北田 彰でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

インターネットによる録画配信の導入によりまして、今年度の菊池市議会の情報ランクは大幅に上がり、県内でもトップクラスになったわけであります。多くの方が視聴されていると思いますので、私も市民の皆さんにわかりやすく、そして本音で質問しますから、答弁の方も明確に本音でお答え願いたいと思います。

まず初めに、苗畑事業所跡地についてお尋ねします。

菊池市は、昨年、泗水富の原地区にある苗畑事業所跡地5.5ヘクタールを購入いたしました。そこでお尋ねしますが、この購入した用地の開発はどのようになっていますか、お伺いしたいと思います。1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 北田議員のご質問にお答えいたします。

苗畑事業所跡地の計画につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用したまちづくりを実施するため、現在、泗水地区都市再整備計画が平成21年度に事業採択され、平成22年度から事業を実施しております。

実施計画書の策定に当たりましては、平成20年度で提案書の作成を行い、平成21年度で議会、また地域審議会などに事業内容の説明をしながら、泗水地区の課題を洗い出し、これからの泗水地区の活性化につながるように、道路や公園の整備、また孔子公園及び周辺整備並びに地域交流センターの建設が計画をされているところであります。また、関連した事業といたしましては、朝日東団地建てかえが計画をされているところでございます。

議員お尋ねの苗畑事業所跡地につきましては、泗水地区の都市再整備計画に基づきまして、富の原公園並びに関連事業であります朝日東団地建てかえ事業を実施するために、平成22年度森林管理局から購入をしたものであります。

富の原公園の整備につきましては、この公園を都市計画公園として位置づけて、近隣住民の憩いの場、また災害が大変多発しておりますが、災害時の避難場所としての機能を備えた公園として近隣住民に寄与できますように整備するものであります。都市計画法上の近隣公園として規模が決定をされ、現在、住民参加によりますワークショップを実施しているところであります。

また、公営住宅事業で行う朝日東団地建てかえ事業は、立地的に劣悪な環境となっている当団地の敷地を新規に優良な苗畑事業所跡地に求めたもので、平成22年度でこの地の開発に伴う測量及び造成工事の設計、公営住宅30戸の敷地整備、進

入路としての道路整備設計を行ったところで、現在、平成23年度でございますが、平成23年度は敷地の造成、道路の整備工事等を計画をしているところでございます。

なお、平成22年度の泗水地区都市再整備計画及び公営住宅建てかえ事業に係る交付金を社会資本整備総合交付金事業による国の交付金により、既にその充当を行っております。

公園の整備については、大きな目標を掲げつつも地域住民の皆様のご意見を十分拝聴して整備する必要があると思っております。一人でも多くの皆様に親しまれ、また利用されるような公園整備を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 再質問したいと思いますが、今、計画では市営住宅と公園、多目的広場等のことですが、市営住宅につきましては最小限の戸数でよいと考えております。菊池市は合併7年で約2,000人以上の人口が減っております。特に、何らの人口増政策を打っておられないことから考えますと、今後も減り続けると思います。

苗畑事業所跡地のある富の原地区は、菊池市で唯一の人口の増加地であります。最近空きアパートも目立つようになってきました。市営住宅を最小限にして、民間のアパートを活用したらよいものと考えます。

また、本市ではパークゴルフ、グラウンドゴルフが高齢者の方に人気があります。パークゴルフ場の要望を多く聞きます。

それで、私からの提案ですが、公園用地であるところをパークゴルフ場にするというのはいかがでしょうか。管理はパークゴルフ協会にお願いして、大会の誘致を行えば、宿泊客や入浴者が増え、本市の経済効果につながると思います。

また、最近のブームとしまして、マラソンとかウオーキングがあります。福岡国際マラソンでは市民ランナーの川内選手が日本人最高の3位になるという、男女を問わずマラソン人気があることはご承知のとおりでございます。実際、熊本市が来年2月に開催しますお城マラソンは、参加料が1万円にもかかわらず応募が殺到し、定員の1万人にはすぐ達したと聞いております。

そうしたことから、苗畑事業所跡地に外周道路をつくってウオーキングコースにして、そして夜でも安心して歩けるようにすれば、市内の方、あるいは近隣市外から訪れます。健康で病院にかからず、帰りに温泉に行ってくださいこと、そしてまた食事をしてもらうなら、こんなにいいことはないだろうかと考えております。苗

畑事業所跡地が有効活用され、市民の健康増進の場と、また交流の場になることを、いろいろな角度から意見を聞いて、しっかりした計画と迅速な事業がなされることをお願いします。

そして、私の夢でございますけど、このパークゴルフ場が完成しましたらば、市長と私と一緒に仲よくプレーを楽しむことを夢見ておりますが、市長、いかがでございますか。コメントありますか。意見ありますか。はい、その夢を語ってください。最後のところだけでよかです。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 仲よくパークゴルフが完成してできればいいなというお話でございましたが、まさしく願うところであります。少々私が手かげんをしなきゃならんのかなと頭の中でひらめいてもおりますが、根が器用なもんですから、いざやらせればうまくいくんじゃないかなと思っております。

苗畑事業所の利活用についてということで総枠では述べておられるのかなと思いますが、この事業については22年3月に事業が採択されました泗水地区におきます再整備計画ということで、22年度、九州森林管理局からこの用地を取得をさせていただいたところでありまして、泗水地区の議員の皆様への説明、また議会全員協議会への説明などをこれまで計画に沿って行ってまいりました。

事業計画書を策定する段階で、この事業所跡地が5.56ヘクタールと大変広い面積でありましたので、公園の規模の検討とか、あるいはほかの事業との組み合わせ等も視野に入れまして計画の検討を行った結果、公園の整備と、それから朝日東団地が大変老朽化しているために、これの改築、移築ということ。それから、多目的広場の用地と道路整備ということで、平成22年、昨年12月の議会の定例会でこの計画の承認をいただきまして、先ほど申し上げましたとおり、泗水地区の都市整備計画として、公営住宅の建てかえ事業に係る交付金を購入しました苗畑事業所跡地に既に充当して事業に着手しているということでございます。

なお、事業を変更するということにつきましては、現在、泗水地区の都市再整備の計画で実施しているほかの事業にも大きな影響を及ぼすことになることも考えられますので、今後ともこの事業につきましては、議会のご理解をいただいておりますとおり、この計画に基づきまして推進をしていかなければならないということでご理解をいただきたいと思っております。

パークゴルフ場は、願わくば、ちまたには民間の方でやられるというお話も聞いておりますので、民間の活力の中でそういった施設ができることをできれば推し進めさせていただければと、このように思っております。そのときにお手合わせをよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 今、計画の見直しはないということでございますけど、市長、凍結はお手のものでございますから、今の計画を凍結していただいて、そして今なら間に合いますから白紙にして、ぜひパークゴルフ場をつくっていただいて、私と市長と回れば市民の皆さんは安心するわけですから、その辺を夢見ながら要望しておきたいと思ひます。

次に、新庁舎建設についてお尋ねしますが、今回は私を初め、ほかに9名の議員の皆さんがいろいろな角度から質問されましたけど、私は私なりのスタイルでひとつ質問をしたいと思ひます。

平成17年3月に新しい菊池市が誕生しました。菊池郡一本化や大津町、菊陽町、合志町、西合志町による東熊本構想、あるいは七城町の住民投票など、合併に至りますまでには紆余曲折があり、二転三転したことでありますが、何とか北部4市町村で合併し、7年が経過しようとしております。

北部4市町村の合併の決め手になったのは、やはり旧菊池市が平成14年4月22日、泗水、七城、旭志の町村長、議長に対して出されました嘆願書と花房台への新庁舎建設合意だったと思ひます。当時、泗水町の議長をしておりましたので、この嘆願書につきましては私のもとにも送られてきました。今でも大切に大切に持っております。合併前に、旧菊池市の福村市長を初め、当時の森田議長は旧泗水町の松岡町長を訪れ、菊池市は財政状況が非常に苦しゅうございます。菊池市の発展のためには泗水町なくしてはありませんと。リーダーではなく、パートナーとして合併のメンバーに入れてくださいという懇願をされたのを今でも鮮明に覚えております。新庁舎の位置につきましても、旧菊池市が花房台で結構ですという合意がなされたので、泗水、七城、旭志、合併に動き出した。言うまでもありません。

しかしながら、合併後7年が経過しようとしておりますが、新庁舎どころか用地も決まっておられません。合併してから6年8カ月、多くの市民が新庁舎はどぎゃんなつとつかいなど、よく尋ねられます。私たちは、市長が凍結しておるけん、どぎゃんもこぎゃんもならんとたいということしか言えないわけでありませぬ。議論もなく、議論もできず、全く前に進まないと答えるしかありませんでした。

当時、旧泗水町の議長という責任を考えると、誠に残念でなりません。この凍結という判断がいかにか多くの弊害をもたらしたか、ご存じでしょうか。市民は何の情報もなく、積極的な議論もできず、無駄な時間ばかり過ごしていると。まさに、凍結とは権力を使ったひきょうなやり方というようなことしか思ひませぬ。新庁舎問

題については何の策も得られず、過ぎた期間はまさに失われた7年であったろうかと思ひますと言つても過言ではないと思ひます。

そこで質問いたしますが、市長は合併以来、新庁舎建設に向けて一体どのような努力をされたのか。市民に対して説明されてきたのか、お尋ねします。

そしてまた、先日の東 裕人議員の質問に市長は、新庁舎建設はしていないが、合併した効果はあらわれているとの答弁がなされました。その効果を具体的にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） お答えをいたします。

凍結は権力者の一方的なことではないかといったご指摘だったと思ひますが、であるならば解除というのは、それでなぜ今日あるかというのは、それは解除はまさしく北田議員を初めとする議員全員の皆様方が凍結を解除しなさいということがあつて、それに従つてゐるということでもありますから、凍結もやっぱり背景にはいろんな議会の皆さん方のご意向なり市民の声というものがあつて凍結に至つた。その大きな理由は、用地の取得はまだまだ時間がかかるということで、その間は前に進めば不要なお金を何千万円もまた費やさなければならぬと、いわゆる基本構想・基本設計に当時のお金として約8,000万円ほどお金を使わなきゃならぬけども、用地が決まつてゐないのに、それを前に進むことはできないということではばらく凍結をして、その間に自らの体力を整えようということの行財政の改革に踏み切つたということですから、ご理解をいただきたいと思ひます。

合併後、庁舎に関してどのような説明努力をしたかということでもあります。怒留湯議員のご質問にも先日お答えいたしましたけども、合併協議会における確認事項というものは新市に引き継がれておまして、新市の事務所の位置については新庁舎の基本構想・基本計画の策定に着手して検討を進めてまいりました。

また、議会の庁舎等検討特別委員会へも報告や意見を伺いながら行ってまいりましたが、当時、建設する予定地であつた、今申し上げますように、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業、この地内での用地取得がおくれる状況であつたことや、国の地方に対する財政支援が非常に大変厳しいものとなっている中で、本市は国・県からの依存財源で運営をされているということ。今後の国の経済動向というのは、三位一体改革が打ち出された直後でありまして、政府方針の見通しがなかなかつかめない状況下であるということ、用地の取得が困難であるということを含めながら、しばらくは見きわめる必要があること。また、新庁舎の建設については、これまで議会や市民の皆様の中に本当に多様な、さまざまな意見があつて、慎重に合

意形成を図っていく必要性があったということから、平成18年12月に議会の定例会で一時凍結を決断をさせていただいたところでもあります。

しかしながら、この新庁舎等の建設・整備につきましては、合併後の菊池市の、おっしゃるように重要な課題でありますので、一時凍結の間につきましては花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の推進ということで、この事業の推進、即また公用地の取得につながってくるものでもあります。そういった意味で、事業採択に向けて受益者の同意の推進を地元の推進委員の皆様と連携をしながら行ってまいったところでもあります。また、事業主体であります熊本県と推進協議会との連絡調整を菊池市が図りながら、事業の早期着工に向けて支援を行ってまいりました。

このようなことから、平成19年6月に議会の経済委員会、協議会並びに議会の全員協議会に庁舎予定地としてのD地点を報告・承認をいただきまして、平成19年10月に事業採択の申請を行うことができました。伴って、翌年の5月、20年5月に事業の採択を受けたところでもあります。

また、財政の安定化を図るためにいろいろな取り組みを実施してまいりましたが、特に歳出面におきましては組織機構の見直しをやりまして、人件費の削減・抑制、また二つ目には事務事業の見直しによる事業、また補助金等の整理統合を行ってまいりました。三つ目には、公共施設への指定管理者制度の導入によりまして経費の節減ということをやってまいりましたし、また職員数も5年間で計画は48名であったわけではありますが、前倒しを行いまして91人を削減をいたしまして、現在、恐らくこの年度において110名ぐらいの削減になるかなと思っておりますが、こういったことで、緊急性とか必要性、あるいは均衡性を勘案しまして、新市の建設計画の事業見直しによりまして削減を行ってまいりました。

以上のような取り組みによりまして、平成19年度からは市の財政の収支状況を把握して、新庁舎建設のための基金の積み立てを行っていくことができたということでもあります。

凍結の解除後につきましては、これまでも申し上げましたとおり、これと重複いたしますが、定例会の閉会後に早速4地区に設置してあります地域審議会への経過の説明、意見聴取、また区長の皆様方へ同じように説明と意見聴取を行ってまいりました。4地区の地域審議会において委員さん方からのさまざまな多くの意見は、先ほど坂井議員の方からもご紹介あっておりましたが、区長の皆さん、あるいは市民の方々からの意見を参考にいたしまして、10月21日開催されました議会の庁舎等検討特別委員会において案を示せということで内意があっておりましたので、三つの案を提示をさせていただき、議員の皆様方にまたご意見を伺ったところでございます。

以上のような経緯を踏まえまして、最終的にはこの判断をしなければならない必要がありますので、11月4日に開催の議会庁舎等検討特別委員会におきまして、庁舎等整備の基本方針を表明をさせていただきました。また、その間につきましては市民の皆様にも市の広報誌や、またホームページを通しながら、随時お知らせをまいったところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 再々質問をします。

凍結の理由は、市長述べられましたように、私が聞いとる範囲内では財政だったろうと思います。あとのことは一つも触れておられなかったと思います。用地の問題は、あそこには必ずつくるといようなことで、用地の問題は触れておられなかったと思いますが、そのようなことでありますけど、私は思いますと、言われるほど合併の効果は出ていないんじゃないかと思います。

過去におきましては、お金がなく、できなかった事業、合併特例債だけで旧時代の事業を引き継ぐようにしか思えません。合併当初、サービスは高く、負担は低くという言葉は死に語となっておりますんじゃないですか。新庁舎も市長は社会情勢の変化や財政の中の変化によりできなかったと言われますけど、しかし新庁舎建設については、議会の方から凍結したらよかろうと言ったら凍結と。また、議会が解除しろと言ったら解除と。まさに、人任せの、何ら自分の言葉では言っておられんじゃないかと私は思います。

新菊池市が誕生するまでは、産みの苦しみも全くなかったわけではありません。当時から残っておられる議員さんも多くおられると思いますが、その事実をよく皆さん思い出してください。合併協議会は、何回も何回も協議を重ね合併ができたこと。合併協議会は、地方自治法や合併特例法に基づき、それぞれの議会が議決されました。法定協議会だったんです。協議会のやり方は、一たんそれぞれの町村に持ち帰り、議会に説明し、その議会の同意を得た結論を再度持ち寄り定めるとするようになったわけでありまして。そういう慎重に進めてきたわけでありまして。

また、区長会、農業団体、福祉団体、女性の団体を初め、行政区ごとの説明会を行いました。非常に多くの住民に正確な情報を伝えてきました。このことから、多くの住民は半世紀一度の平成の大合併に対する大きな期待と新しく生まれ変わるだろう新菊池市に対して夢と希望を持ったものだと思っておるものでございます。

それが新庁舎問題に関して一部の議員の申し出を簡単に受け入れて、市長がとった判断は突然の凍結であります。この間、衆目もなく、議論もなく、市民からはも

う新庁舎は建たんだらうといううわさだけが飛び交うようになったわけでありまして。ところが、最近になって凍結解除と、新庁舎は建てずに増築、改築で済ませるといふ今回の表明であります。一体どうなっているんですか、菊池市の行政運営は。

現庁舎を耐震、リニューアルしてエレベーターをつけて活用するということが、せいぜいもっても15年でしょう。狭い駐車場はそのまま、建設部や教育委員会の場所等、市民には大変わかりづらいところばかりであります。

将来、15年後、25年後には新庁舎を建てなければならないときが来るでしょう。そのときの財源は一体どこから来るんでしょうか。特例期間が終わる平成27年度から交付金が減り、約19億円が減ると聞いております。その後、少子・高齢化や扶助費の増大、人口減によります税収の減など、市の運営自体は厳しく、新庁舎どころではなくなるでしょう。

市長は常々、子どものために学校の耐震をと言われてきました。まさに、その子どもたちに新庁舎問題を解決できずに問題の先送りをやったにすぎないと思います。いわば、後世にツケを回すわけであります。合併特例債が拡充し、特例期間が5年間の延長である今こそ新庁舎をつくれば、いつつくることができるか考えておられますか。20年といえば、私は84歳であります。もう生きているか何かわかりません。しかし、あのとき特例債が使えて庁舎基金があつて、つくっとけばよかったと、当時の議員さんは何ばしよつたらうかと言われてたくはありません。

再度お尋ねします。花房台への庁舎建設はないということで間違いありませんか。

また、市長は合併協議で確認された新庁舎について、建設する意はなかつたと。当初から、合併前から今の現庁舎の増築でいこうというつもりじゃなかつたんですか。

以上、2点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 2点ですが、合併前からつくる気がなかつたのか、どうなのかということもあつたと思います。合併前から庁舎云々というのは、もちろん皆さん方の思いもなかつたと思いますけども、やっぱり合併協議が事実関係としてこの4市町村の協議会の中で決められたということの事実はもう謙虚に受けとめておりますし、またそれゆえに今年度上期におきましては、私は花房台地に約束どおりの新庁舎をつくるんですということを明確に皆様方にご披露してまいつたと思っております。

それが、なぜそれでは新庁舎を、花房台D地区をあきらめたか。それは皆さん方が、議会がそれを無理だという判断をされたということが大きな一つだと思っております。

それで、私はまさしく議員の皆さん方と同感ですとこの場で申し上げました。それはどうかといたら、先ほどの繰り返しになりますが、非農用地を設定してこちらの希望する面積と希望する場所と希望する価格によって交渉が一括してできるという。一つの道路をつくるにしても、1人の地権者の反対によってそれができないという現実を目の当たりに見ております。そういうこともあって、皆さん方の同意がとれることを前提として、合併協議の場に270名にも上る地権者の方々が一糸乱れず農政事業を進めていくということは非常に不安があったということが一つあります。

なぜなら、やっぱり高齢化が進んでいる、後継者がいなくなっている。今になって思えば、やっぱりこういったTPP等が出てくるということになれば、なおさらに農政事業というのについて一矢をなげうってやろうという、食料自給率を高めていこうという思いで農家の方々は頑張っておられますが、平均年齢が多分にもう70近い方々が今の耕作者面積該当者だと思えます。そういった方々がこれからさらに5年もかけて、そしてそれから後年度負担を払っていかなきゃならないということで、作物を何つくるのかと。大変そういう者の中で不安感を抱いていたのが事実ですから、合併協において、3年、5年でできるものではないと、先日、ご紹介が森 清孝議員からありましたように、私の言をそういったことで言っていたいただきましたが、そういうことを申し上げてまいりました。

しかし、約束したことは守らなきゃならないということで、10年の計画を立てて、10年に何とかおさまるようにできないかといったことでの三者協定等々も含めてやっていくべきであるというのは内々に進めてきたところではありますが、どうしても、これからさらに合併特例債が5年延びたといたしましても、結局26年から31年までということでもありますので、こちらの農政事業、農地事業からすると、またこれでも間に合わない。せめて10年延びてくれればということをお願いしてきたわけでありまして。そういうことで、冒頭からのやる気がなかったんじゃないかということではありません。やるつもりでやっておりました。

それから、反論するようすけども、一部議員というのはどなたが一部議員か知りませんが、当時は議長さんが北田議長さんであったと思いますが、一部議員の意見によって凍結をしてしまったということですけども、28名中18名というのは全体の中での過半数を超える方々が凍結を求めてこられていたということでありまして、今申し上げますように、事実関係としてこの設計業務に入っていかなければならない計画になっておったんで、この予算を計上するかしないかという12月のそういった行政の内部の状況の中において、予算査定で、これはやはりもう今凍結しておかなければ、場所が決まらないのに設計に入っていって無駄になるという

ことで、基本構想と基本計画が無駄になる可能性が非常に高くなってきている中に、さらに数千万円の8,000万円のお金を出すということはできないということで、これは当分凍結をして、内部の体力増強にやっつけよう、行財政改革に努めようということでやってきたということでございますので、ぜひひとつお間違えがないように受けとめていただきたいと思います。

そして、新庁舎をつくるのが後年度の負担になるのか、またつくらないのが後年度の負担になるのか。私は新庁舎の98億が少々下がったにいたしましても、今つくることは後年度の負担が大変大きいということは言えると思います。今つくった方がいいというのは、今つくった方の中で、この新たな新庁舎という意味ではなくて、現庁舎の耐震、リニューアル、改修をやって、この後のものが何がくっついてくるかという不安感がおありになるかもしれませんが、これは構想と計画の状況でありまして、今の現庁舎の機能というのを活かすことの方がはるかに財政負担は軽いということは言えるのではないかなというふうに思っております、意見が分かれるところかもしれませんが、つくるよりもつくらない方が財政負担は軽く済む。つくらないでは済まさないために、それではその改修でしのぎましょと。足りない部分は増築ましょとといったことでございます。その過程において、随時構想と計画が熟度を増していく過程におきましては、議員の皆様方にもご報告申し上げますので、これは余分なものだとか、これはどうだといったご意見はまたその場でお聞きして反映していければと、このように思っております。

以上がご質問の内容でございましたでしょうかね。

[「はい、よかですよ」と呼ぶ者あり]

○市長（福村三男君） もう一つあった。嘆願書というのがありました。合併当時において菊池市が2町1村に対しまして嘆願書を提出して、庁舎をこの花房台につくるからといったものを出したというような話ですが、それはそういうものではなくて、嘆願書をよく読んでいただければおわかりになりますように、嘆願書と私思っておりません。テーマは書いてございません。これは申入書というふうな意味で受けとめていただきたいと思います。

菊池市は郡内の総意におきます8市町村の合併によって16万都市を目指しておりました。しかし、広域の方でなかなかそのことが、連合の方で受けとめていただけなかったために、それではということで、旧菊池地域の4市町村、広域行政権の中でお互いに話をやってやりましょと、お互いが菊池市もこの優先的なものではなくて、パートナーとして対等な立場でお話をましょとという申し入れをやったということでございますので、そのようにご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 市長の答弁は、今になったらいろいろ言われますけど、その当時はやっぱり皆さんと一緒に、私も市長がぴしっと協議会でも守るということでありましたので支持をしました。守らなんだから不支持に回りましたわけですから、その辺はご理解をいただきたいと。

これは再々質問ですね。合併前の約束どおり、花房台に建てんなら建てんで、市民に対してホームページや広報だけじゃなくて、説明会だけの説明じゃなくして、それぞれの地区を回って直接市民の皆さんとひざを突き合わせて話をされたらどうですか。山鹿の市長さんは、先ほども紹介のありましたように、しっかり回られてしっかりお話をして、そして了解をされたというふうに聞いております。隣のことで、どぎゃんでもよかわけですけど、隣の市長さんはそうされたそうです。

だから、それが筋じゃないですかと私は言いたいわけでありまして。それさえできないなら、市長さん、本当に失礼な話ですけど、一度角度を変えられて市政を見るというものもいかならうでしょうか。

旧泗水町では、合併は詐欺だったと、新庁舎はだまされたという声を多く聞きます。先日、泗水町でありました地域審議会でも同様な意見が出ておりましたが、家庭に例えるなら、結婚する前はいろいろよかこつばかり言うち、家でん何でん、よかところへ、近かにつくるばいとと、新居も建つるばいとと、よか話ばかりして、いざ結婚してみますと、家は建てずに自分の車や趣味のばかり買って、しまいには相談なく、今の家バリリフォームすると言いつつ出たと。こぎゃんこつならどぎゃんしますかと、市長。私は離婚ば勧めます。離婚ばしましょうと。

市町村合併も一緒ではなかろうかと思うわけですね。お互いの信頼関係があって、合併協議会で決められたことを遵守するようになったから合併したわけでありまして、このままなら旧市町村の溝は埋まるどころか深まるばかりではないですか。市長さん、泗水ばかり、そぎゃんやかましく言うなら煙たかでしょうけん、私はこのまま家庭別居を続けるより、お互いの未来のため、離婚した方がいいというふうに思いますが、市長はどう考えますか。

私は別にわがまま、あるいはにくじで言っておるわけじゃありません。議員の皆さん、職員の皆、地元が一番いいと皆さん思っておられますよ。でも、市長さんは、私は公平でないという方にも思えます。ある地域に偏ってばかりいて、いつまでも菊池市は一つになれないということじゃないですか。市長、市民の声ば聞こえておりますか。合併前がよかったですよ、もとに戻してほしいと、こんな市民の切実な声が多いのです。

ここで、市長に最後の質問ですが、もとの4市町村に戻すような、もしくは泗水

だけ分離する議案の提出ば考えておられませんか。もし今後、このような分離分割をする市民の希望が多かったら、市長はどのような対応をしますか。要領よく簡潔に答弁を求めます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 離婚の話はもう何度も何度も聞いておりますと、こちらも慣れてしまっていて、またかといった感じで、失礼ながら聞かせていただいております。

そんなに住民の皆様方がそういう思いでおられるとは、到底私の方は思えません。一部やっぱり説明不足のところがあるのかもしれませんが、庁舎だけが合併ではありませんし、約束が破られたと言われるけども、現実問題として議会の方にも申し上げました、地域審議会にも申し上げました、それでは私の案以外にかわる案として何かご提案をお願いしたいと。そういうことを出していただいた上で、この案がそれじゃあいいということであれば、それを私はまた提案することは可能ですということをお願いしてきて、唯我独尊的におのれの意見を通していこうなんていう思いはまたさらさらなかったわけですが、意見を求められて案を示したと。その意見について大勢がそういったご意見に賛同していただいた。

そして、私の方が地域に偏った何かをやっているかのようなお話であります、その偏ったものであるかどうかは、私はそれがまた正当なものであろうと思っておりますが、少なくとも議会という機構があるわけでありますから、すべてのことについて偏ろうとした場合に、偏らないようにするのが議会の役目であって、予算が出てきたときにもって、これは一方的に偏ったと思われるところは、これまでにおいても修正があったりされましたように、今後におきましても何か偏りがあるとすれば、それは新市の建設計画の枠配分、あるいは共通事業の枠というものがありますから、それが大幅にどんどん格差が開いていくならいざ知らず、やっぱりそれがだんだん縮小していっていることは現実ご理解いただけるんじゃないのかなと。

それから、今からまた大変事業がどんどん大きくなって、特に泗水地区につきましては、今回の、先ほど説明しました事業等については約16億円程度が今予定されておりますが、そういった地域に偏ったといわれるのは、また逆にそういう事業をやっていけば、一面においては七城地区辺りからすれば偏ったということを言われるかもしれませんが、一時的な事業の消化の道筋においては、そういうことを言われても本当に必要な事業であるかどうかというのが問題ではないのかなと。事業仕分けしながら、必要なものについてはこの事業の枠というものも見ながらも、幾分オーバーしていったりする場合もあるし、また下回る場合もあるんじゃないかな

と思っております。

また、煙たいとか煙たくないとかといったのは全くありませんし、またこの住民の方々に何か離婚を、そういった話があったときは、ぜひ議会の皆様方が大勢としてこのことについて予算も認めて議決いただいて執行中でありまして、私一人がそのことをどんなに言っても、あいつはいかんと思われたら、さっきの話じゃありませんが、やっぱり支持者とか支持していないというのはたくさんおられますから、あると思います。ですから、その辺については、願わくばぜひ議会の皆様方において帯同を進んでいかれるように、住民の方々、市民の方々にもまた説明をして意見を求めていただきたいというふうに思います。そのようにお答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案第130号上程・説明・質疑・常任委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、議案第130号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大変お疲れさまでございます。

ただいま上程をされました議案第130号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

今回購入いたします用地は、菊池市原字木護4491番地121の土地、旧市営牧場跡地を地域環境に配慮した土地利用に供するため先行取得するもので、条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、この議案につきまして慎重審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、議案第130号についてご説明をいたします。

追加議案書の1ページをお開きください。

議案第130号、財産の取得についてでございます。

本市は次のとおり土地を取得したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する土地の表示。所在地、菊池市原字木護4491番121。地目、牧場。面積、50万9,595平方メートル。旧市営牧場跡地でございます。

2、取得予定価格、4,580万円。

3、取得の目的は、地域環境に配慮した土地利用に供するためでございます。

4、取得の相手方は、熊本県山鹿市鹿本町御宇田333番地、有限会社コスモチキン。代表取締役は内村光雄様です。

提案理由は、地域環境に配慮した土地利用に供するため土地を先行取得したいので、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をいたします。

当該土地の買い取りに関しては、本年5月及び11月の月例会で経過等を説明をさせていただいておりますが、取得の理由についてご説明をいたします。

当該土地は、昭和43年より昭和57年度末まで、菊池市営育成牧場として活用し、牧場廃止後も昭和63年5月末まで市が所有をしていた土地でございます。これは旧菊池市において所有をしていた土地でございます。

平成63年5月31日に、売買によりK氏という個人の方へ売却をしておりますが、その際、相手の方との契約書の中で、採草地並びに樹木育林の用途に供さなければならないとして用途を指定しておりました。また、市並びに地元水迫地区区長会の承認を得なければ第三者に譲渡をしてはならない旨も定めていたところであり、これらの規程に違反すれば、市は売買した土地を相手方から買い戻すことができる旨の条項を契約書の中で規定をしていたところでございます。

その後、この土地につきましては、平成18年4月に、市や地元水迫地区区長会に協議等が出されないまま、K氏から第三者でございます有限会社コスモチキンに売却をされ、現在に至っております。

このような経過もあり、市としてはこの土地の再取得について模索をしておりましたが、このたび、現在の土地の所有者であります有限会社コスモチキンと交渉の結果、土地の売買が可能となりましたので、ご提案を申し上げるものでございます。

なお、この土地に関しましては、本年3月11日に水迫地区区長会、水迫地区環境保全協議会及び水迫清流会の3者から当該土地の買い取りを求める陳情書が菊池市長あてに提出をされております。また、本年8月23日には、菊池市区長協議会及び水迫地区区長会から買い取りを求める請願書が菊池市議会に提出をされ、この請願につきましては9月定例会においてご採択をいただいているところでございます。

具体的な利用計画につきましては、今申し上げました経緯もあり、市民の森など、環境に優しい跡地利用を望まれております地元の皆様や市区長協議会の皆様のご意見をいただきながら、検討をする必要があると考えております。なるべく早いうち

に地域環境に配慮した土地利用に供するための全体の利用計画案を策定していきたいと考えているところですが、まずは市として土地の確保が急務であると判断をしておりますので、このたび菊池市土地開発基金を活用した土地の先行取得をお願いするものでございます。

なお、利用計画案を策定後、整備に入る段階になりましたら一般会計で買い戻しを行うこととなりますが、そのときの財源としましては環境整備基金を予定をしているところでございます。

以上、議案第130号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 発言の訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど私の説明の中で、平成63年5月31日に売買によりK氏という方へ売却をしたという旨をご説明をいたしました。昭和63年の誤りでございましたので訂正をさせていただきます。失礼をいたしました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 執行部にお尋ねします。

総務部長の2回説明があったとおっしゃいましたけれども、その中で私は鶏ふんの処理をいかがするかということをお尋ねいたしました。再度お伺いいたしますが、今、かなりの量の鶏ふんが残っているわけですが、買い急ぎして鶏ふんの処理まで役所がせにゃんことになると大変ですので、そこのご答弁をよろしく願います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 9月の議会定例会におきまして、総務文教常任委員の皆様方には現地をご視察をいただきました。そのときに、敷地内に野積みをされていた鶏ふんがございましたが、これにつきましては県の保健所並びに農林部局におきまして、今年の5月から適正処理の指導をしていたところでございますが、この処理につきましては、現在、もう完了をしております。指導がなされる状態ではないということでございます。

また、堆肥舎の中にやはりコスモチキンさんがこれまで運び込んでおられました鶏ふんがございすけども、これにつきましては、現在、堆肥舎の中に良好

な状態で保管をされているということでございまして、これにつきましては県の保健所等との指導はあってございません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 聞かないつもりでございましたけれども、私が聞いているのは、その堆肥舎の中の鶏ふんでございまして、それを更地にして買わんと、それまではどぎゃん処分しなあかんかも聞かにかんことになりますけん、そこんところもぴしゃっとご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 失礼をいたしました。堆肥舎の中に保管をされている鶏ふんということでございますが、これにつきましては、コスモチキンさんがこれまで事業活動をされた中で運び込んでこられております鶏ふんでございまして、今回、コスモチキンさんと売買契約をいたしますのは土地についてでございます。その土地の上物につきましては、倉庫、あるいは立木、あるいはこれまで運び込んでこられました鶏ふんがございすけども、これにつきましては基本的には現況のまま、もう引き取るということで考えております。

なお、この鶏ふんにつきましても、今後、コスモチキンさんとお話をしまして、コスモさんも自分のところで使用したいということもおっしゃっておられますので、その話によりますと、一、二年後ぐらいにはもうなくなってしまうのではないかとということでお話は伺っておりますので、その方向で協力は求めておるところでございます。

なお、地元の水迫地区の方々に対しましても、今後、もし希望されるのであれば持っていただくことをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） どうも納得がいかんですが、あの山が近くなれば話は別ですよ。あんなに離れたところまで、あの鶏ふんば取りにわざわざ行くような、それはとてもおらんですばい、部長、やっぱりそのところが、また検討するとか何とか答えてもうとって、研究しながらぴしゃっといってしまいなっと、また、ああ、そぎゃんじゃろうかと、また問題が起きるけん、そのところはまあちっと穏やかに答えていただきたいと思いますが、もうこれで質問を終わります。でも、質疑は終

わかりますけれども、そのところはもう少し考えとってやってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 質疑をしたいと思いますが、契約の条項ですね、これは更地で契約されるわけですか。それとも、現況で、堆肥舎があれば堆肥舎も一緒にされるとですか、その辺お伺いしたいと思います。

ただ買えばという問題じゃなか。契約が締結されたから議案に出すとでしょう。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

私語はやめてください。私語はやめて。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 相手方との契約書の内容でございますが、土地に物件や立木が存するときは、当該物件と立木を無償で譲渡すると、譲渡を受けるという契約の内容になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） そうしますと更地で、なら鑑定は、鑑定のとき、そういう建物が建つとるとに、この評価額ちゅうのが、その建物の評価額もあるわけですか。それをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 今回、鑑定委託を行いましたのは土地だけでございまして、その鑑定結果を踏まえまして、相手方と交渉して土地の取得を行うものでございます。その土地にございます立木、物件等につきましては、無償でいただくということにしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） そうしますと、その建物も無償でもらうということでありまして、さっきの話からするとしゃが整合性がないとじゃなか。市民の皆さんが取りにくるとか、それを撤去していただくとかという話が出ておりましたが、何のた

めの取得ですか。そういう施設も買い取って、あるいは、なら私が売った後に、そんなのは買わんぞというこつになれば、これまた市の予算で、撤去費用とか、いろいろ要ると思いますけど、その辺の中身をぴしっと正確に教えていただかんと疑問が残るわけですかね。

だから、あとは委員会付託されるわけですから、委員会の皆さんが審議するわけですが、私たちもここで審議しとかんと、委員会の人は何も知らなかったということになれば、委員長報告に対して質疑をやらにゃんわけですから、その辺を明確にしとっていただかんと。何か買えばいいということじゃなくして、あとのすばらしい回遊林をつくるとか、いろいろわかりますけど、今の時点じゃ回遊林はつくれんとかじゃなかですか。くそがいっぱい捨てちゃうというならですよ。誰が鶏ふんなんか拾うですか。その辺を考えよつと、一段と環境に悪うはなかですか。その辺はどぎゃんですかね。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 通常、市が土地を購入しますときには、すぐそれを公園整備とか、そういうところに活用することがもうはっきりわかっている場合には、その土地の上に物件等がございますときには、移転補償費でありますとか撤去費用を支払いまして、それを市の方から相手方に支払って、相手の方が撤去等をされまして、更地にしていただくということでございます。

今回の土地に関しましては、これから全体の利用計画を定めていくということでございます。利用計画を定める中で、例えばその上に存する倉庫でございますとか、立木でございますとか、鶏ふん等がもしこれが支障になるということであれば、その分につきましては市の方の費用で、これは処分をするということになるかと思っております。

鶏ふんにつきましては、今後また、もしその土地に樹木等を植えるといったこととなりますと、その鶏ふんをまた使用するという可能性もございますし、また今のところはコスモチキンさんのお話の中では、先ほど申し上げましたとおり、コスモさんの方が鶏ふんを欲しがっていらっしゃるコスモさんのお知り合いの方もいらっしゃると思いますので、そういったところにお渡しをすとか、そういうお話もございまして、一、二年のうちには鶏ふんについてもなくなってしまうのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第130号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

平成23年第4回菊池市議会定例会議案追加付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第130号	財産の取得について

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は12月16日午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後3時16分

第 6 号

1 2 月 1 6 日

平成23年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成23年12月16日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程

- 第1 意見書案第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程

- 追加日程第1 意見書案第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（23名）

- | | | |
|-----|-------|---|
| 1番 | 工藤圭一郎 | 君 |
| 2番 | 城典臣 | 君 |
| 3番 | 大賀慶一 | 君 |
| 4番 | 岡崎俊裕 | 君 |
| 5番 | 水上彰澄 | 君 |
| 6番 | 東英俊 | 君 |
| 7番 | 東裕人 | 君 |
| 8番 | 泉田栄一朗 | 君 |
| 9番 | 森清孝 | 君 |
| 10番 | 中原繁 | 君 |

1 1 番 樋 口 正 博 君
 1 2 番 二ノ文 伸 元 君
 1 3 番 中 山 繁 雄 君
 1 4 番 怒留湯 健 蓉 さん
 1 5 番 坂 本 昭 信 君
 1 6 番 隈 部 忠 宗 君
 1 7 番 葛 原 勇次郎 君
 1 8 番 木 下 雄 二 君
 1 9 番 坂 井 正 次 君
 2 0 番 森 隆 博 君
 2 1 番 山 瀬 義 也 君
 2 2 番 境 和 則 君
 2 3 番 北 田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君

監査事務局長 大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局長 永田哲士君

議事課長 城主一君

議事課長補佐 徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。傍聴席の方も起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時10分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第1、去る12月7日及び12月12日の会議において各常任委員会に審査を付託しました議案第109号から議案第128号まで及び議案第130号並びに請願第5号、請願第6号の23案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました議案は、条例案3件、補正予算案1件、議決案件3件、請願2件の9案件でございました。その審議の経過と結果について報告をいたします。

議案第109号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第110号、菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第111号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国の法改正等に基づき、条例の一部を改正するものでございます。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第114号、平成23年度菊池市一般会計補正予算の付託分の主なものについて申し上げます。

歳入につきましては、目、総務費負担金、節、総務管理費負担金106万円は、このたび東日本大震災の被災地への本市職員派遣等の負担分に対し、国から支援を

受けるものとの説明がありました。

また、目、雑入、節、雑入1億3,087万6,000円は、サマージャンボの宝くじ収益によるものとの説明がありました。

歳出では、目、国際交流費、節、委託料250万円は、平成24年3月予定の菊池桜まつりに併せまして、韓国の観光協会や旅行関係40名程度を対象に、2泊3日のモニターツアーを実施するため、菊池観光協会に委託する事業との説明があり、質疑を行いました。

委員より、委託先は、本市の宿泊者数が衰退しているので、菊池観光協会ではなく、旅館組合の方がよいのではないかとの質疑がありました。

執行部より、旅館組合は菊池観光協会に加盟しているし、観光協会は以前からこの事業に対して意欲があるので委託するものであり、観光客誘致に努力していただきたいとの答弁でした。

次に、目、学校管理費、節、工事請負費の1億7,726万9,000円は、菊之池小学校、泗水西小学校の校舎と河原小学校体育館の耐震工事を行う予算の提案でありました。

次に、目、常備消防費、節、負担金補助及び交付金451万1,000円の広域連合負担金は、広域連合で決定した負担割合が2市2町で同文議決できず、もとの負担割合となるための追加補正との説明があり、質疑を行いました。

委員より、本市が支払わなかったらどうなるのかとの質疑があり、連合事務局から請求があれば、本市の立場としては支払うべきだと考えていますとの答弁でございました。

委員から、消防負担金は連合議会の当初予算に計上されていたのに、それを持ち帰り、2町が否決したのを本市が見るのはおかしいので、連合予備費から流用すべきであるとの反対討論がありました。

一方、広域連合の中で、今後、持ち帰った案件は今回のようなことがないように努力をするとのことであったので、それを信用したいとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第123号、公の施設の指定管理者の指定について（きくちふるさと水源交流館）について申し上げます。

本案は、平成24年度から27年度までの3カ年間、菊池市の原にありますきくちふるさと交流館の管理運営をNPO法人きりり水源村に指定管理者の指定をするものとの説明がありました。

委員より、管理料の積算の根拠及び運営内容、人件費の内訳、利用者数の動向、さらに事業内容からして企画部の所管はおかしいのではないかとの質疑がありまし

た。

これを受け、資料をもとに説明を受け、所管については検討したいとの答弁でした。

審議の結果、主管課がいつまでも企画振興課では不適切で認められないとの反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第125号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市隈府一番地複合施設）について申し上げます。

本案は、平成24年度から29年度までの5カ年間、菊池市御所通り景観形成協議会に指定管理を指定するものとの説明がありました。

委員より、協議会について、任意団体なのか、会長は誰か、5カ年は長くはないか、入場者を増やすために入場無料とし、喫茶コーナー等も考えるべきではないかとの質疑がありました。

執行部より、協議会は法人格はなく任意団体だけれども、地域密着型の団体であること、寄所はギャラリーとしてお客さんも増加しているが、資料館については苦戦している旨の答弁がありました。また、入場料については条例で定めてあること、長期計画を企画する場合、5カ年間は必要との答弁でした。

委員から、必要があれば条例改正も検討すべきとの意見も出ました。

委員より、事業の目的が明確でないとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会としては、この公の施設の指定管理者の指定について、所管課の見直しや反対討論があった部分について、今後適正に対応していただくことを強く要望いたしました。

次に、議案第130号、財産の取得について申し上げます。

本案は、旧市営牧場跡地を地域環境に配慮した土地利用に供するため、土地開発基金で先行取得し、農振除外等済み次第、環境整備基金の活用で買い取るとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、懸念された野積みの鶏ふんはどうなっているのかとの質問があり、県の指導により解決済みであり、おおむね流出等の心配はないとの執行部からの答弁でした。

翌日、現地調査を踏まえ、再度審議を行いました。

一つ、今後の利用計画はどうするのか。二つ、今後、ほかからも迷惑だから市で購入してくれというような要望があった場合どうするのか。三つ、環境整備基金を活用する際、九州産廃からの寄附金は分離しなくてよいのかとの質疑がありました。

執行部より、一つ、利用計画は今後立てること。二つ、類似の要望にはケース・バイ・ケースで対応すること。本件はもともと市営牧場跡地という特別の案件と考えていること。三つ、整備基金内部で勘定ごとに仕分けすること等の答弁がありました。

委員より、大型養鶏場の反対運動終結から地域環境に配慮した土地利用を行うとのことであったが行われていない。さらに、買い取る方針が明確でない。堆肥もそのまま引き取り処理期間が明確でないとの反対討論がありました。

一方、早く終息すべきであり、堆肥については一、二年間で処理できるとのことであるので、先行取得するのは賛成であるとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願については、紹介議員より補足説明を受け、審議を行いました。

委員より、本市の現状と、31人になったら15人と16人に分かれるので、教育をする上でどうなるのかとの質疑がありました。

執行部より、現在、30人以下学級は小学校で108クラス中81クラス、中学校で44クラス中10クラスであるのが現状であり、少人数学級になれば体育等の実技学習が困難になるので、ある程度の人数は必要であるとのこと。しかし、先生からすれば、30人以下の学級になれば目は行き届くのではないかとの答弁でした。

審議の結果、今年度からようやく35人学級になり、本市では14校のうち80%以上を占めている。地域性を考えれば、ぜひとも今回提出すべきというものではないと思うという反対討論がありました。

一方、日本全国を考えれば、いまだにマンモス校が存在しているし、地域の事情のみならず、日本全国の教育を見渡せば、その観点に立って国に対して要望すべきと思うとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり採択すべきものと決定しました。

次に、請願第6号、新庁舎建設計画に関する請願について申し上げます。

紹介議員より、平成18年に泗水地区地域審議会や区長会等が提出した要望書に対しても回答するということがあったが、それもなかったし、満足していない。この請願は地域審議会委員の皆さんの思いでありますとの補足説明でした。

審査の結果、今回、特例債の話ばかりで地域審議会を設置した目的の中で事業内容の説明が理解されなかったもので、再度審議をお願いされるものであり、審議会の思いを酌んでいただきたいとの賛成討論がありました。

一方、この請願は、再度審議の見直しを請願されるものであり、可決されたものを再審議とあるが、議案の再審議は議会が取り扱うものではなく、執行部から提案

があつてからのことであり、不可能と思うとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成少数により原案は不採択とすべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、総務文教常任委員長のご報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） おはようございます。

福祉厚生常任委員会委員長報告を行います。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託された議案は、条例2件、補正予算案4件、議決案件3件であります。慎重審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第112号、菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を追加する条例改正です。

議案第113号、菊池市保育所条例の一部を改正する条例の制定については、第一幼稚園、第二幼稚園及び砦保育園3園を民間事業者に移譲するに当たり、現在5園ある公立保育園を2園とする条例改正であります。

耐用年数を過ぎたまま施設を改修しなかった理由はどの質疑に、その時々で子どもたちに最適な環境を提供してきたとの答弁がありました。

また、公立保育園も一定の成果は上がっていると言ってきたが、その園を守ることではできなかったのか、行政改革の方針だったのかの質問に、行政改革の流れについては議会の中にも民営化という説明はしてきたとの答弁がありました。

廃止が予定されている3園に勤務されている職員の処遇はどうなるのかの質問に、全員から聞き取りを行い、本人の希望に沿うよう担当課にお願いしているとの答弁がありました。

議案第114号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第10号）のうち福祉厚生常任委員会に関わる部分については、主な質疑、答弁を報告いたします。

民生費、生活保護費について、生活保護者の現在の状況はどうなっているのかの質疑に、本年10月末現在で452名であり、昨年度の対比で23名の増となっているとの答弁でありました。

民生費、高齢者福祉施設建設費について、温泉補給管洗浄業務については何か決まりがあるのかの質疑に、法定の検査は必要ないが、レジオネラ菌等の検査を供用開始前に1回行いたいとの答弁でありました。

児童福祉施設費の報酬について、入園児童数が増える分の職員の人件費との説明であったが、全部で何名増加したのかの質疑に、9月から11月までの間に22名

の園児が増えたため、保育士が必要となったとの答弁がありました。

衛生費、じん芥処理施設費について、燃料費の補正額が高額となっているがの質疑に、エコヴィレッジで使用する灯油が値上がりして不足が生じるとの答弁でありました。

議案第115号、平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、繰入金、他会計繰入金及び基金繰入金についての詳しい説明をとの質疑に、平成22年度の決算により補助金等が増えて、財政調整基金繰入金が増額となった。また、この基金と国保税を算入するため、国保財政調整繰入金は減額となったとの答弁でありました。

議案第116号、平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については質疑がありませんでした。

議案第122号、平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、第2表債務負担行為補正のうち、給食業務委託については入札で行われているのかの質疑に、指名競争入札で実施しているとの答弁でありました。

議案第126号及び議案第127号、財産の無償譲渡については、第一幼楽園及び第二幼楽園の建物及び物品を社会福祉法人に無償で譲渡することについて議決を求めるものです。

また、議案第128号、財産の譲渡は、若保育園の建物及び物品を有償で社会福祉法人に譲渡することについて議決を求めるものです。

備品について、菊池市公有財産評価委員会の中で審査されたのかの質疑に、評価委員会の中では公共の不動産だけしか審議しないということで、評価の対象にならなかったとの答弁でありました。

譲渡予定の保育園の備品については査定評価がされていない、最近購入された備品についても無償譲渡するのかの質疑に、耐用年数も経過していて、かなり老朽化している。建物と一体となっているものもあり、評価はしていない。また、保育環境を変えないことを考えてとの答弁でありました。

民営化について、議会委員会での審議がこのように短期間で決定されてよいのか十分に審議する必要があるとの質疑に、議会月例会や全員協議会で説明したとの答弁がありました。

民営化の議論の中で、当時、現職の議員時代に民営化を推進されていた方が公募して相手方になることに違和感はないかとの質疑に、応募資格を市内1法人1保育園と定めていた。また、移譲先選定委員会の委員は制限されていたが、そのことに該当していないため、問題ないと考えたとの答弁でありました。

討論として、議案第113号については、民営化の妥当性の根拠が変化している。

民営化でサービスが低下にならないようにと言うが、根拠が示されていない。民間保育園の営業を圧迫するとの理由で、民営化以外に方法はなかったのかとの反対討論がありました。

また、議会も十二分に理解し、進んでいる。行政改革の流れを止めることはならないとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で可決されました。

議案第126号から議案第128号については、子どもに対するサービスの切り捨てを行革とは言わない。施設を無償で譲渡することに道義がないとの理由及び議案第113号との関係での反対討論がありました。

また、議案第113号の賛成討論の理由により、賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で可決されました。

その他の議案については、討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託された案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げます。福祉厚生常任委員長報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） おはようございます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、補正予算案件6件、議決案件1件です。現地調査も踏まえ、慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第114号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第10号）中、付託分について申し上げます。

その主なものは、目、農業費中、菊池東部2期地区中山間地域総合整備事業負担金880万円については、事業費が増額になったため、その10%が負担金として増額になり、補正するものと説明がありました。

また、目、林業振興費中、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金1,736万1,000円につきましては、当該事業者が実施する林業機械導入事業で県より計画承認があり、消費税を除く総事業費の50%が熊本県森林整備促進及び林業再生基金より、5%が県費より市を通じて補助されるものとの説明を受け、質疑を行いました。

補助対象になるのは個人でもいいのかとの質疑があり、熊本県森林整備促進及び林業再生協議会に加入していることが条件であるとの答弁がありました。

こういった制度は、活用してもらえらるるようるるに情報を流してPRしてもらいたいとの意見がありました。

目、道路橋りょう新設改良費中、測量設計委託料2, 180万円については、妻越泗水線で当初平成26年度に完了予定としていたものを国・県との協議により平成25年度での早期に完成するよう指導があったため、新設橋りょうの測量設計及びボーリング調査の委託料を増額するものと説明がありました。

目、道路橋りょう維持費中、修繕費1, 820万については、道路補修51件の要望があり、現地調査の結果、早急に対応する必要があるためとの説明を受けました。

目、街路事業費中、定住化促進空き家調査業務委託料41万3, 000円については、平成21年度から市のホームページで空き家情報を発信していたが、空き家情報の提供が少なく、十分な活用がされていなかったため、移住支援の実績のあるNPO法人21世紀環境研究会と今年から協定を結び、空き家の有効活用に取り組んでおり、3. 11以降、移住希望が多く、11月現在で6世帯22人が移住し、また40世帯以上が希望している中、空き家情報が不足しているため、一刻も早く紹介できるよう当該NPO法人に委託し、中山間地17集落の空き家情報を掘り起こすものとの説明を受け、質疑を行いました。

業務委託内容について質疑があり、内容は、空き家の調査、所有者の調査、所有者の意向調査、建物調査、報告書の作成等があり、積算根拠についても答弁がありました。

委託であっても、市の責任で紹介するということで安心して入ってこられるため、トラブルがないよう緊張感を持ってやってほしいとの要望がありました。

また、限府中央地区都市再生整備計画事業が繰越明許費の補正に上がっているが、この事業に限らず繰越明許の事業が多いことについて、また年度末まで3カ月もあるのに、もうできないということか。年度末まで業務執行を速やかに行うべきではないかとの質疑があり、通常は年度末に繰越明許を行うが、今の時点でわかっているものを繰り越ししている。当初からできるだけ繰り越しがないように事業執行に努めていくとの答弁がありました。

次に、議案第117号、平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)について、歳入の目、市債で、旭志北部簡易水道整備事業の財源のうち、辺地対策事業債8, 660万は該当しないことが県との協議で判明したため、簡易水道事業債に組み替えるものとの説明がありました。

次に、議案第118号、平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、目、事業費中、建設工事関係委託料6, 931万の減額は、

浄水センター改築更新事業で社会資本整備総合交付金事業の事業費割り当てが少なかつたためであること。同じく事業費中、工事請負費4,383万1,000円は、菊池川水管橋耐震補強工事が国の補正で認められたため増額するものが主たるものとの説明がありました。

次に、議案第119号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、目、事業費中、測量設計委託料1,740万円の減額も資本整備総合交付金事業の減により桜山地区の測量設計委託を取りやめるものだが、24年度の工事施工については測量設計が完了しており、影響はないとの説明がありました。

議案第120号、平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、目、維持管理費における財源組み替えが主なもので、一般財源分に消費税還付金を充てたものとの説明がありました。

議案第121号、平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、目、事業費中、工事請負費159万円は七城町梶迫地区の新築に伴う本管延長であるとの説明がありました。

次に、議案第124号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市ふるさと創生市民広場）ですが、今年度末で期限となるふるさと創生市民広場の指定管理について、平成24年4月1日から5年間について公募したところ3者の応募があり、指定管理者選定委員会において審査した結果、現指定管理者の菊池温泉観光旅館協同組合が引き続き選定されたとの説明を受け、質疑を行いました。

指定管理委託料について質疑があり、平成23年度まで3年間で1,129万8,000円、24年度以降は1,084万円になっているとの答弁がありました。

また、指定管理の範囲の中の夢美術館に観光協会が入っているが、その位置づけはどうなっているかとの質疑があり、観光協会と旅館組合は連携をとれているということで、観光業の中で観光振興において夢美術館と市民広場を一緒に活用するということであるとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第114号、議案第117号から議案第121号及び議案第124号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員会の報告とします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。
東 裕人君。

[登壇]

○7番(東 裕人君) おはようございます。

請願第6号、新庁舎建設計画に関する請願について、その審議の中身について総務文教常任委員長にお尋ねをします。

議会は、その地域の最終的な意思決定機関である、このことは執行部も議会議員も当然理解しているものと思います。そのことを踏まえて、請願の委員会審議の内容について幾つかお尋ねをします。

請願の主旨は、11月24日に議決された議案の再審議を求めるものです。そこで、3点伺います。

まず、議会の議決が納得いかないからと再審議を求めることについて、議決権の問題から議論があったのかどうか、お答えいただきたいと思います。

また、議決が納得いかないからとの請願であるのでお聞きしますが、この議案の議決が瑕疵ある議決、違法議決だったのかどうか。議決そのものの妥当性についての議論があったのかどうか、お答えいただきたいと思います。

さらに、再審議、再議の権限は長にあり、それも再議に付すことができる場合は限られているわけでありますが、仮にこの請願が採択されたとして実現の可能性があるのかどうか、市長が再議に付す見込みがあるとかないとか、その辺の議論があったのかどうか。

以上3点について、まずお尋ねをします。

○議長(山瀬義也君) 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長(森 清孝君) お答えします。

一つ、二つ、三つお尋ねでございましたけれども、いずれも深い議論はありませんでした。

○議長(山瀬義也君) 東 裕人君。

[登壇]

○7番(東 裕人君) 今お尋ねした3点については深い議論はなかったということなので、じゃあ別のことをちょっとお尋ねしてみたいと思います。

12月12日の一般質問で、ある議員さんが、泗水地域審議会が提出した意見書と今回の請願がいわば一連のものである旨の発言をされていたので、ちょっとお尋ねをします。

まず、11月24日、臨時議会の賛成討論で、私は泗水地域審議会の意見書に問題ありという発言をしました。今回も同じような問題、事実と違う事柄が請願の理由に述べられていることについて委員会で議論があったのかどうか、お聞きします。

それから、我々議員がこの1年近くにわたって真剣に審議してきたものを、議論が到底熟したものと考えるにいと、この請願で断じていることに対して、1年近く審議してきた当事者である議員の皆さんの意見はどういうものがあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） お答えをいたします。

二つお尋ねでございましたけれども、いずれにつきましても深い審議はございませんでした。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 最後にお尋ねをします。

まとめになるのかどうかわかりませんが、お尋ねをしますが、採択されても実現の可能性のない請願、しかも議員の議論が未熟だからやり直せという主旨の請願について、これは議会、議員の存在意義に関わる問題であると私は考えていますが、委員会ではせめてそれぐらいの審議はなかったのかどうか、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） ございませでした。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 総務文教常任委員長にお伺いをいたします。

これは公有財産の取得、市営牧場跡地についてであります。

私の委員会でも、この公有財産取得については市民の大きな関心もあることだし、その中で現実に、実際現場を見たことのない人もたくさんおられるということで、全員総意のもとで、じゃあこの際現地を見ようということになりました。ところが、出発直前になって、それは越権行為に当たるから行ったらだめだというようなことを言われて、すったもんだしながらも、じゃあ木戸口までだったらいいだろうというようなことで行きはしました。

そこで、もし、委員長が越権行為ということを経理局の方に言われたのか、申し入れされたのか。申し入れされたならば、どこがどのような理由で越権行為になるのか、その根拠を示していただきたい。お願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 中原議員にお答えいたします。

そのようなことを申した記憶はございません。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議事の都合で、討論、採決は分けて行います。

まず、議案第109号から議案第113号までの5案件について討論を行います。
討論はありませんか。

東 裕人君。

まず、反対の討論であります。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第109号、それから議案第113号に反対討論を行います。

まず、議案第109号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

初めに一言述べますが、今日、政治経済の閉塞状況、深刻化する暮らしの状況から、公務員に対して人を減らせ、給料を下げろ、こうしたたぐいの公務員バッシングが一定の広がりを見せています。しかし、一部の特権官僚などとは違って、この地域の地方公務員の給料を減らしたからといって、市民の暮らしがよくなるわけでも、住民サービスが豊かになるわけでもありません。問題の本質を見誤らせるこの種の議論には、私は到底同調できないことを初めに述べて、討論に入ります。

一般職員の給料を引き下げる条例改正ですが、今回で3年連続の給料減額が公務員の生活悪化をもたらすことは明らかであります。そして、この減額は、公務員、そして家族のみならず、地域経済に与える影響が極めて大きいこともこれまで主張してきたとおりであります。今日の深刻な景気悪化の中、家計を応援し、内需主導型経済に切りかえるべきときに、内需を冷やす給与改定を行うべきではありません。消費低迷と景気悪化の悪循環、地域経済にマイナスしかもたらさない今回の改定に反対をします。

次に、議案第113号、菊池市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市民にも痛みを感じていただく、痛みのない改革では意味がないと宣言した平成18年3月の集中改革プラン、その柱の一つである公立保育所民営化は、市民の3,300の署名にもかかわらず、また保護者の中に行政自身が対立を持ち込んだにも

かかわらず、これまで民営化先にありきで進められてきました。自治体のコスト削減、金を理由に、保護者でもなく、保育所でもなく、行政が求めたのが民営化の出発点であり、今回、その到着点として三つの保育園が廃止になろうとしています。

委員会審議では、民営化の妥当性の一つ目の柱である少子化問題について、子どもが減る。そうすると保育市場の競争を招き、私立保育園の経営を圧迫する。だから、民営化は妥当としてきたこれまでの説明が、必ずしもそうではないことが明らかになりました。民営化の妥当性の根拠が変化しているのであれば再考すべきであります。

また、民営化してもサービスの低下にならないようにするとは言うものの、根拠も示されないままであります。

さらに、金を理由に民営化、この行政改革の大きな流れにあらがえず、公立保育所を守るという考えにも立つことができなかつた原課の苦悩も伝わりました。公立保育所の長い歴史の幕をおろすかもしれない議会の審議にしては、余りに問題が大過ぎます。

こうした状況下で廃止すべきではありません。行政改革、コスト削減の名で、子育て支援、児童福祉の拠点を手放すな、強調して、反対討論とします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 私は、議案第113号、菊池市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この民営化問題というものは、要するにこの経緯は、今さらながら時系列では申し上げるまでもないんですが、公立保育園の民営化問題というのは、平成18年から20年度、庁内個別の検討会議と、それと現場の職員での民営化の検討に入ったと。それから、平成20年度に行政改革の推進本部で公立全園の、まず民営化というものが妥当であるんじゃないかという結論を得た。また、その翌年に、公立保育所の民営化検討委員会の答申から、5園の公立保育園の中から一部の保育所が民営化が妥当であるという答申を得たということは、議員の皆様方もご存じのとおりだと思っております。

私もこの当初、民営化と聞いたときに、私なりの不安点を3点ほど持っておりました。まず1点は、公立、それと私立の子ども、要するに園児に対する保育サービスが一体どのようになるのかというところ。それと2点目に、公立の方が障がい児の保育の充実度が高いんじゃないかというふうに私も聞いておりましたし、そういうふうに思われる点があるのではないかなど。それと3番目に、老朽化した園舎が

あるという、この3点を私は私なりの不安材料として持っておりました。

ところが、この民営化のまず検討委員会の答申を見ましても、再度、今回改めて審議をする中で、私もまた自分なりの調査の中で、この答申内容が非常に深いところまでの議論がされていると。

確かに、その中に一部反対の、非常に強烈的な反対の意見があったというふうに私も聞いておりますし、その反対意見を言われておった委員の方とも、私は友達関係も当然ありますが、それはそれとしても、総合的に判断いたしましても、まず今回の委員会審議の中でも公立と私立の保育園サービス、要するに子どもに対する保育サービスは差はないという執行部の答弁。それと、障がい児保育の充実度も残った2園、要するに菊之池保育園と花房保育園において、この障がいに対してのイメージ的な、要するにお手本となる保育サービスを今後やっていくというところも付帯の事項として述べられている点。それと、老朽化した園舎、これが第一幼稚園と第二幼稚園でございますが、この第二幼稚園と第一幼稚園に関しましても、2園については5年以内の建てかえが必要であるという公募要項の中にもうたっていることを当然今回、また次の議案になりますけれども、次の移譲先の法人の方も認めておるといふところ。そして、この2園の建てかえ工事そのものも市の試算によると約3億弱というところになっておるといふ点。要するに、今回の行政改革の一部の流れをくんだこの保育園民営化というものは、保育サービスと行財政運営という両方からの検証が必要であるというふうに私は思っております。

その点から、今回、この行財政の流れというものは、私から見ましても正しい流れであるというふうに感じておりますし、この流れは止めてはいけないものであるというふうに思い、賛成の立場で討論いたします。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 私は、議案第113号、菊池市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、に対して反対でありますので、その討論をいたします。

これについては、平成18年に明らかにされた行財政集中改革プランの5項目の中に最初から公立5保育園の民営化が入れられたこと自体疑問を持ち、その当初から疑義を呈してまいりました。

行財政改革は、一面的には必要で重要であることは十分理解するものですが、保育園をその対象にしてよいか、私に言わせれば、老人ホーム、幼稚園、学校給食と同様、それはノーです。理由は自明。それは、社会的弱者や命に関わる分野はコスト論になじまないと思うからです。

そんな思いで一般質問でも再々取り上げてきましたが、そのことにより、私個人へも私に近い者へもさまざまなアクションがありました。実際に私の家に来た方もいらっしゃると思いますが、そのような動きのある中で、民営化の方向が決定づけられ、園ごとの説明等が始まり、私はそのほとんどを傍聴しましたが、当局の説明は全く気の毒なくらい苦し紛れの説明でありました。

そもそも集中改革プランの最初の5項目にくぐられたくらいですから、どう言い回してみても効率化路線においては保育園はお荷物であるとの判断であったとしか思われません。説明の中で印象的なフレーズがあります。先ほどの討論にもあって、重なるかと思えますけれども、子どもの数が減っていくので、園児の奪い合いが始まり、民業を圧迫するという表現です。そういう論調です。私は、これを聞いて悲しく思いました。次世代育成に対する、保育に対する行政の姿勢がこれでいいのでしょうか。悲しむべき論理だと思います。

総人口が減り、生産人口が減り、合計特殊出生率が下がり、子どもの数は減り続けることは誰もが予測していた。この現象は誰もが認めざるを得ない厳粛な事実です。しかし、だからといって私立の経営が大変になるから明け渡すという短絡した論調になぜなるのでしょうか。行政の本来の役割は、子どもが減っていくことが予想されるからこそ、少ない子どもを手厚く大事に育てるという確固たる姿勢ではないのでしょうか。

そしてまた、集中改革プランに保育園が組み込まれる以前から、当初から子どもの数が減ることを見越して、統合やその他の施設との併設等々が模索されていましたが、当局においてはそのような存続のための手立てがぎりぎりまで追求されたか、それもノーでしょう。保育園の民営化が集中改革プランに上がって以来、私はこれまでの経緯において当局の対応を見てきましたが、その姿勢からコスト論のほかに理念や哲学を見出すのは困難でした。

よって、改めて次世代育成における就学前支援から公的な責任を回避すべきではないという論拠を持って反対の意見といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「議長、次は反対討論、もう一回、109号」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 109号の反対討論ですね。

東 英俊君。

〔登壇〕

○6番（東 英俊君） 済みません、次は議案第109号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この手の案件というものは、人事院勧告が行われた場合は随時この本議会に提案されてきているものですが、私も数年、この議会に議員としております中で、まずこの人事院勧告というものは、あくまでも国家公務員の給与に対しての勧告であるということ。

それと2点目に、公務員給与の格差において調べてみたところ、本市の給与実態調査による一般行政職の平均給与月額値と国家公務員との差は5万5,705円の差がまずあるということ。

それと3点目に、国家公務員の給与というものは、市場原理による決定が困難であるというところから、民間企業に準拠して定めるところが最も効果的で、それで企業規模として50人以上、かつ事業所規模で50人以上の事業所で約1万500社ほどの民間事業者を約43万人の個人給与をもとに比較されておるというところですが、ここはあくまでも余りにも狭義的過ぎて、本来この個人事業所の給与というものを調べてみますと、国税庁の民間給与実態調査というものもありますし、厚生労働省の賃金構造基本統計調査という、要するにいろんな形でまだまだ事業所が1人、2人以上のやつからというところからすると、この人事院が調査をしておる企業というのは余りにも優良企業と比較されている点がどうもうかがわれるというところがございます。

それと4点目に、ラスパイレス指数というものがございますが、この指数というものが一般行政職の一般公務員と国家公務員の給料水準を国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較して、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものでございますが、本市は県内14市ありますが、このラスパイレス指数というものは下から3番目、上から要するに12番目でございます。当然この熊本市が国家公務員の給料を100とした場合、熊本市の職員というものは平成22年度において101.9%というところを筆頭に、菊池市は上から12番目の位置にあるというところからすると、毎年この菊池市においても新卒の職員というものを募集かけられておると思いますが、優秀な職員、人材確保というところからしても、この給与というところは非常に大切なところではないかなと。

それと、地方分権、地方主権というものを国が進めていく中で、地方自治体のことは今後地方自治体で進めていくべきだし、そしてこの人事、また職員の給与というものも市長の裁量権の中でこれから進めていくべきであるというふうに私は思っており、今回、この議案に対して反対の立場で討論いたします。

○議長（山瀬義也君） 次に賛成討論を許します。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 議案第109号に対して、賛成討論をさせていただきます。

先ほど、両東議員さんからいろんなお話が出ました。ラスパイレス指数も96.3、熊本県下14市、下から3番目ということでもあります。一般的に、ラスパイレス指数ちゅうのは国家公務員に照らし合わせるわけなんです、基本給について照らし合わせると。国家公務員の若手の場合は、毎月残業代だけで20万、30万。この本市とは全然現状が違うと。そのようなことも委員会の中で議論はされました。

また、地域経済における影響等も委員会の中で議論をされた中で、今後、東裕人議員から話がありましたとおり、人事院勧告でありますから強制的なものではないと。今後の地方主権を考えた場合に、執行部としてもさまざまな措置をとること、そのことを委員会の中で議論をし、早急に執行部としても労使交渉を含め次の議論に移りたいというご答弁がありました。そのことによって、今後のあり方を踏まえた中でやっていくということですので、それを総務部長ともお約束をして、委員会の中で賛成するということになりましたので、その部分で賛成の討論とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第109号、議案第113号を除き、一括採決をします。

お諮りします。議案第110号、議案第111号、議案第112号、以上の3案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上3案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第109号から議案第113号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第109号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第109号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第113号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第113号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第114号、平成23年度菊池市一般会計補正予算(第10号)の討論を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、城典臣君の退場を求めます。

(城典臣君退場)

○議長(山瀬義也君) 議案第114号について、討論はありませんか。

森隆博君。

まずは、反対の討論をお願いします。

[登壇]

○20番(森隆博君) 議案第114号、平成24年度菊池市一般会計補正予算(第10号)で、款8消防費、項1消防費、節18負担金補助及び交付金ということで、広域連合負担金であります。その中の451万1,000円に対しまして、反対討論を行います。

広域連合議会におきまして、23年度の当初予算は可決されております。各2市2町の議会において、菊池市、合志市は認め、大津、菊陽町の同文議決によりまして否決したことということで、22年度と同様な予算執行を行うための菊池市だけの負担金補助は、一部事務組合として行う行為ではないと私は思っております。

23年度の広域連合の議会の中で議決されたのは、財政基準需要額、これの80%、そしてまた均等割10%、人口割10%ということで、総額の15億2,262万8,000円ということで承認をしておきながら、大津、菊陽町の同文議決で否決というようなことになったことによりまして、合志市の差額分134万円、大津町の111万6,000円、それと菊陽町が205万5,000円、これを菊池市が見るといようなことになるわけでありまして、やはりこの広域連合の連合長は福村市長でありますし、また広域連合議会の議長は山瀬議長であります。やはり菊池連合の組織連携を維持するためにも、この見直し案は絶対に行う予算執行ではないと私は考えるわけであります。

広域連合の予算の中におきまして予備費はあるわけでありまして、その予備費を充てるのが当然の行為であり、菊池市だけが負担する行為でないということから、この補正予算に対しましては私は反対討論といたします。

済みません、今、24年度と申したそうですが、23年度に訂正させていただき

ます。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

議案第114号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。議案第114号については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第114号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

ここで、城 典臣君の入場を認めます。

（城 典臣君入場）

○議長（山瀬義也君） 次に、委員長報告が不採択であります請願第6号を除き、議案第115号から議案第128号まで及び議案第130号、請願第5号について討論を行います。討論はありませんか。

東 裕人君。

反対者の発言を許します。

〔登壇〕

○7番（東 裕人君） 議案第126号、127号、128号について反対討論を行います。

まず、議案第126号、財産の無償譲渡についてであります。

これは第一幼稚園を社会福祉法人菊豊会にただであげる議案であります。自治体には直営で保育する金がない。行政改革だ、コスト削減だと言いながら、市民の財産をただであげることに一体道理があるのかどうか。建物の評価額は3園合わせて約2,500万円、そのうち二つがただであります。備品に至っては評価すらしておらず、評価額も示されないままであります。ほんの9カ月前問題になった老人ホームの民営化では、そのときにやっていた評価、それすら今回やっていないわけがあります。この備品について、この3年間で約245万円もの備品購入をしているのに、説明ではそれには触れずに、備品は価値が著しく低いからゼロ評価、これは余りにひどいと思います。これが通るなら、市民の財産を扱う資格はないと言いたいと思います。

また、市民の財産をただであげることに對して、必要性、妥当性について、これ

まで委員会では審査をしていません。議会の審査を回避して、最後の最後に議決を求めこのやり方が通れば、議会は単なる追認機関となってしまいます。

以上、市民の財産をただであげるこの議案については全く賛成できません。強く反対します。

次に、議案第127号、財産の無償譲渡についてであります。

これは、第二幼稚園を社会福祉法人たけのこ会（仮称）にただであげる議案であります。反対の理由は、先ほど述べた議案第126号と同じであります。一つ理由をつけ加えたいと思います。

現職時代に民営化を推進してきた議員さんが、引退後、公募に手を挙げてとってしまう、こういう今回の事態に私はとても違和感を感じます。これが通れば、議員は何でもできるのではないかというふうに思われてしまいます。この違和感は、市民レベルではさらに大きくなるのではないかと危惧するところであります。

このような件で行政の施策に疑念が持たれたときに、一体行政は説明できるのか。私はこれは到底認められません。この問題は法的に問題はない、そういった問題ではなく、行政の政策決定過程に投げかけられている疑念であります。

以上を述べて、反対討論とします。

次に、議案第128号、財産の譲渡についてです。

これは砦保育園を社会福祉法人加茂川保育園に、建物は無償ではなく、安く売ると。備品はただであげるというものであります。これも議案第126号、127号と同じ理由により反対します。

市の財産を無償譲渡、低額譲渡、ただであげたり、安くで売ったりするには要件があるわけです。それがクリアされているとは思いません。

以上を述べて、反対討論とします。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第126号、議案第127号、議案第128号に対する討論がありました。

まず、議案第126号に対する賛成の討論はありませんか。

東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 私は、議案第126号の財産の無償譲渡について、賛成の立場で討論を行います。

この保育園の財産の譲渡という部分で、平成23年3月議会におきまして、本年の3月議会におきまして、移譲先の選定委員会の条例をこの本議会は議決をしております。そして、移譲先の法人の選定については、その委員会において評価表の記載の評価内容及び評価の基準に基づいて当然行われている。そして、書類の審査及

ひそのプレゼンテーション、ヒアリングによる総合評価でもって選定をされた移譲先の法人であるというところ、それと市長の裁量権でもってその範囲内で認めるというか、候補として挙げたということでございます。これらすべて移譲後の子どもにおける、園児における保育のサービス、保育環境、そして保育事業の継続的かつ安定的な保育所運営のできる最大最良の事業所だと選定委員会が判断したものであるというふうに考えております。

また2点目に、移譲先の法人を決める上での公募要項の中に、第一、第二の幼稚園については、5年以内による建てかえをやりなさいという条件をまず入れてあるというところも必要でございます。そして、この2施設において3億7,400万円程度が、要するに市の試算においてかかるというところでございます。

そして、この3億7,400万円の建てかえの試算であります。この費用が民間の社会福祉法人であれば、国の補助事業制度が使えるというところがございます。公立の、今のままであればすべて市の負担、これだけはかかってしまうという、やはり行財政の改革というところからすると、やはり必要であると。

これらのことから、事業の公共性、それと公益性及び有効性の観点から、無償譲渡が妥当であるというふうに私は判断をいたします。

議案第127号の財産の無償譲渡についてでございます。

これも今と同じ立場で賛成討論といたします。

次に、議案第128号、財産の譲渡についてでございますが、これも今と同じ内容で賛成討論といたします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 次に、反対討論ですね。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 1案ずつということですので、議案第126号、財産の無償譲渡について、反対でございます。

最初の反対討論を是とし、それと重ならない部分については、議案第113号で述べた討論と同等のものをもって反対といたします。

○議長（山瀬義也君） 議案第126号については、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで議案第126号に対する討論を終わります。

次に、議案第127号に対する反対討論がありましたので、議案第127号に対する討論を行います。

まずは、討論に対する賛成者の討論から言ってください。賛成者は討論ありませ

んか。

では次、反対の方のです。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

○14番（怒留湯健蓉さん） 議案第127号だけですか。

○議長（山瀬義也君） はい。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 議案第127号も126と同等に、東 裕人議員の反対討論を是とし、それと重ならない部分で私が述べた議案第113号で述べた討論と同等のものをもって反対といたします。

○議長（山瀬義也君） 議案第127号に対するほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ありませんね。これで議案第127号に対する討論を終わります。

次に、議案第128号に対する反対討論がありましたので、議案第128号に対する討論を行います。

議案第128号に対する賛成者の発言を許します。反対の討論はありませんか。
怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 議案第126号、議案第127号と同じように、128号についても反対であります。

その論拠については、東 裕人議員の反対討論を是とし、それと重ならない部分においては、私が議案第113号で述べた討論と同等のものをもって反対といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで議案第128号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 議案第123号、議案第125号、議案第130号、この3議案に対しまして、反対の討論を行います。

まず初めに、議案第123号、公の施設の指定管理者の指定について（きくちふ

るさと水源交流館）、NPO法人きらり水源村に対する指定管理者に対しましての反対の立場で討論をいたします。

指定管理者の指定予算に対しましてだけの反対であります。きくちふるさと交流館の設立時におきましては企画振興課が所管でありましたが、実際の運営上の管理は商工観光課、農林振興課というような形で行われております。以前から、やはり経理の絡み、運営上の責任等に対しましても担当課の見直しということを指摘をしまっておりまいます。やはり市が指定管理料を出す以上は、どうしても監査関係も入ってまいりますし、やはりそれに携わっておるところがびしっとした報告をしていかなければならないということで、見直しをしていただきたいということで言っまいましたし、執行部も見直すという回答はもう数回受けております。なぜ見直しをしないままで、以前のまま、今回、企画振興課という課の中から3年間の指定管理の提案案であります。どう考えても私は納得いきませんし、不信感を抱くとともに、議会の意見を無視した行為というふうにもとられます。当初の所管課を明確にした上で、行政と一体感のある運営が望める指定管理の指定を提案するのが行政側としての私は当然の責務であることから、この議案に対しましては反対をいたします。

次に、議案第125号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市隈府一番館複合地施設）であります。菊池市の御所通り景観形成協議会、指定管理者、期間が5年間として、今回、議案の提出であります。これに対しましても反対の立場で討論を行います。

5年間の指定管理期間というのがどうしても不信感を持ちますが、一番館複合地施設の運営状況に対しまして、今までが地域の方々に丸投げというふうにとられます。さらに、それに5年間という指定管理を行う議案であります。この施設の目的、他の施設との連携、こういったものが欠けた現状のまま、指定管理を行うのはどうしても納得いかないと思っます。行政が委託を行う事業である以上は、担当課が行政指導のもとで目的を持った施設運営を示し、指定管理者の指定を行うのが行政の当然の責務というふうを考え、今回の提出議案に対しましては反対をしたいと思います。

次に、議案第130号、財産の取得について。今回の定例会に追加されました議案第130号、旧市営牧場跡地の取得に対しましての反対であります。

この土地につきましては、因縁の深い土地の買い上げであります。菊池市が売却した相手からの取得は買い戻し、今回の議案では財産の取得は第三者からの買い上げということになります。本来であるならば、菊池市が売却したKさんから買い戻しが筋道であると福村市長は5年前から宣言され、今回、地区の請願を受けて第

三者から買い上げるということではありますが、その買い上げの土地利用、環境に適した考えを示さず、取得後に考えさせてほしいということでは、やはり議会は納得できません。

福村市長が反対運動の終結時から地域環境に配慮した土地の活用を行うと宣言をしながら、もう5年半過ぎておりますし、活用案の提出案がなぜできないのかと不思議でたまらないし、残念でなりません。目的を持たない土地の取得に対しましては、議会議員として絶対に賛成できる議案ではないということで、反対の討論といたします。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第123号、議案第125号、議案第130号に対する討論がありました。

まず、議案第123号に対する討論を行います。

議案第123号に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで議案第123号に対する討論を終わります。

次に、議案第125号に対する反対討論がありましたので、議案第125号に対する討論を行います。

議案第125号に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ありませんね。これで議案第125号に対する討論を終わります。

次に、議案第130号に対する反対討論がありましたので、議案第130号に対する討論を行います。

議案第130号に対する賛成者の発言を許します。

城 典臣君。

〔登壇〕

○2番（城 典臣君） 議案第130号に対して、賛成の討論をいたします。

この問題は、菊池市の一部の山間地域の問題ではなく、菊池市全体の問題であるという共通認識の観点から、菊池市区長会の同意を得た議案であります。この議案が水迫地区にとどまらず、市街地や、その流域における生活及び環境及び農林業の生産活動に関わる問題をはらんでいると思われまます。菊池川の源流域に住む住民と

して、下流域に住むさまざまな人たちに対する責任はもとより、その先に広がる有明海等を汚してはならないという、その姿勢を表明したにほかならないと思います。

このような水迫地区住民や区長会の共通認識の観点の裏に、源流域に住む住民の責任とその責務について、日ごろから一般市民においても高い関心を示されていることが考えられるのではないのでしょうか。この問題の本質は、今議会を限りにこの旧市営牧場跡地を完全解決しなければ、民間が持っているがゆえに当該地においてさまざまな事業が展開されても何も言えない状態にあるため、取り返しのつかないことになることをはらんでいる状態にあるところではないのでしょうか。

また、外国資本による買収等の危険もはらんでおります。地域住民の皆さんの長年にわたる不安と苦悩を先延ばしするわけにはまいりません。私の住む地元には、一方で産廃問題という約30年に及ぶ重苦しい問題が今もなお未解決のまま存在しているのであります。裁判闘争や反対運動に振り回される中、新たに旧市営牧場跡地においての問題が発生し、また反対闘争を強いられ、ほとほとうんざりさせられた30年でありました。

この問題が解決しないと、不安と苦悩をこの先も背負わされ続けることは余りにも地元が過酷というものではないのでしょうか。この後、何の問題も起きないように、旧市営牧場跡地を取得していただき、安心して暮らせる地域にさせていただきたい。そして、菊池市環境基本条例に基づいて、地域環境に配慮した土地利用ができるように切に望むところであります。

先刻提出の買い取り請願は採択されております。議員各位におかれましては、今の私たち地元の率直な思いをどうかとらえていただきますようよろしくお願い申し上げます。賛成討論とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで議案第130号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより採決します。

議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第118号、議案第119号、議案第120号、議案第121号、議案第122号、議案第124号、請願第5号、以上の10案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上の10案件については、各常任委員長の報告どおり可決、採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第123号、議案第125号、議案第126号、議案第127号、議案第128号、議案第130号について、起立により採決します。

お諮りします。議案第123号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第123号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第125号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第125号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第126号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第126号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第127号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第127号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第128号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第128号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第130号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第130号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、総務文教常任委員長報告が不採択の請願第6号、新庁舎建設計画に関する請願について討論を行います。討論はありませんか。

まずは、原案に賛成者の発言を許します。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 私はこの請願に対して賛成の立場で討論をしたいと思っております。

市民が主体の地域社会を実現するために、各種計画、事業の決定プロセスに市民自ら主体性を持って参加するシステムづくり、地域の実情を踏まえたきめ細やかな行政サービスを実現するために地域審議会はつくられております。地域審議会に意見を聞き、市政に反映していく。そして、地域審議会は市長に意見を述べるという組織であります。

その地域審議会より今回の庁舎建設問題において、まだ十分な理解ができていない、まだ納得ができていませんので、いま一度説明をという地域審議会からの請願であります。それを市長の方針が決定したということで一方的に封じるようなことがあってはならないと思っておりますので、いま一度この思いをしっかり受けとめていただきたいというところで賛成討論とします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に対する反対の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 私は請願第6号、新庁舎建設計画に関する請願について、反対討論を行います。

先ほどの委員長報告に対する質疑では、6項目にわたって請願の審議があったのかどうかの質疑をしましたが、この請願の根幹部分での議論はなかったとの答弁がありました。この請願そのものについては、先ほどもお聞きしましたが、議会の議決権に関する理解の問題や、11月24日の議決が再審議されるべき要件を満たしているのかどうか根拠も示されていないことなど、問題があります。また、再議に付すのは市長であり、請願が仮に採択されても実現の可能性がないのは明白であります。内容も事実と違う事柄が述べられています。

さらに、議員として私が重大視しているのは、質疑でも述べましたが、我々23名の議員が庁舎移転賛成、反対、それぞれの立場から、この1年近くにわたり審議してきたものを、議論が到底熟したものと考えにくいと請願で断じている点であります。議員の皆さん、議員の議論が未熟だからやり直せという趣旨の請願に一体賛同できますか。これは議員の存在意義に関わる問題です。私は23人誰一人としてこの1年間、未熟な議論をした議員はいなかったと確信しております。それぞれの立

場で真剣に議論してきた結果として、11月24日の議決となったと考えています。

以上、私は地域の最終意思決定機関である議会の議決に対するこの請願は、その願意に妥当性はなく、議員の存在意義、職責から、採択される要素は何もない、不採択にすべきであると主張として、反対討論とします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで請願第6号に対する討論を終わります。

これより採決します。

採決は起立によって行います。

請願第6号、新庁舎建設計画に関する請願について、委員長の報告は不採択であります。よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。請願第6号について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、請願第6号は不採択することに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から、所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前11時53分

開議 午前11時56分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 意見書案第4号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第1、意見書案第4号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 意見書案第4号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてであります。

上記の意見書案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

平成23年12月16日、菊池市議会議長山瀬義也様。

提出者及び賛成者は、以下のとおりであります。

提案理由として、新しい学習指導要領が開始され、授業時間や指導内容が増加し、不登校やいじめ等の問題が深刻化となるため、学級編成の改善及び義務教育費国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた状況から、自治体において教育予算の確保が困難であるため、国において財政支援制度の拡充を図る必要があるためであります。

意見書案については、添付のご資料をごらんいただければと思います。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第4号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成23年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

閉会 午前11時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山瀬 義也

菊池市議会議員 中山 繁雄

菊池市議会議員 怒留湯 健蓉

付 録

平成23年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(12月5日・12月16日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第88号	平成22年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第89号	平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第90号	平成22年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第91号	平成22年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第92号	平成22年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第93号	平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第94号	平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第95号	平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第96号	平成22年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第97号	平成22年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第98号	平成22年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第99号	平成22年度菊池市水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第109号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第110号	菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第111号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第112号	菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第113号	菊池市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第114号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第115号	平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第116号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第117号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第118号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第119号	平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第120号	平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第121号	平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第122号	平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について（きくちふるさと水源交流館）	原案可決
議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市ふるさと創生市民広場）	原案可決
議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市隈府一番地複合施設）	原案可決
議案第126号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第127号	財産の無償譲渡について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第128号	財産の譲渡について	原案可決
議案第129号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任
議案第130号	財産の取得について	原案可決
意見書案		
意見書案第4号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	原案可決
請願		
請願第5号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願	採択
請願第6号	新庁舎建設計画に関する請願	不採択